

III 調査・取りまとめ様式

様式1から8は、調査漏れの防止、調査結果の迅速な取りまとめ、調査の簡略化等の観点から作成したものであるので、以下の点に留意の上、調査に当たって十分に活用することとする。

なお、この様式を参考に事案ごとに様式を工夫して差し支えないものであり、様式に記載されていない特記事項があれば、附記されたい。

○ 様式1及び様式2について

様式1は、調査した事項について専門医・部会へ協議した結果を踏まえた業務上外の判断を行うための復命書である。

1 総合判断

- 2-1 出現した心身の症状等に関する事項
- 2-2 自殺の状況に関する事項
- 3 業務による心理的負荷の有無及びその内容
- 4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容
- 4-2 個体側要因の有無及びその内容
- 5-1 主治医・産業医等の意見
- 5-2 専門医の意見
- 6 就業条件等一般的な事項
- 7 労働時間を認定した根拠、労働時間集計表

の構成となっている。

様式2は、様式1と同様調査した事項について専門医・部会への協議の要否、否の場合は業務上外の判断についても行うための復命書である。

1 調査結果のまとめ

- 2-1 出現した心身の症状等に関する事項
- 2-2 自殺の状況に関する事項
- 3 業務による心理的負荷の有無及びその内容
- 4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容
- 4-2 個体側要因の有無及びその内容
- 5 主治医・産業医等の意見
- 6 就業条件等一般的な事項
- 7 労働時間を認定した根拠、労働時間集計表

の構成となっている。

様式1と様式2は、表紙のほか、1（「総合判断」（様式1）及び「調査結果のまとめ」（様式2））と5-2（「専門医の意見」（様式1のみ））を除き、共通である。

○ 様式 3 について

様式 3 「申立書」は、労災請求の際に請求人に記入・提出を依頼するものであり、請求人の聽取に係る負担の軽減と保険給付決定のための効率的な調査を図るためのものである。

○ 様式 4 及び様式 5 について

様式 4-1 及び様式 5 は「意見書の提出依頼について」(昭和 33 年 7 月 12 日付け基発第 454 号様式 3) の別紙として、様式 4-2 は「意見書の提出について」(同通達様式 4) の別紙として活用することを想定したものである。

○様式1の記載要領

1 総合判断

認定要件に沿って、対象疾病の発病の有無及び発病時期、業務による強い心理的負荷の有無、業務以外の心理的負荷又は個体側要因により発病したか否かについての判断を取りまとめるためのものである。

※ 「(2) 業務による心理的負荷」のうち「労働時間の状況（時間外労働時間数）」欄については、発病年月日が特定できない場合には、以下の条件に上から順に当てはめて、一番はじめに該当した日を起算日とした月毎の時間外労働時間を記入すること。

なお起算日は、例えば「発病年月日」が不明の場合は1日～月の末日、上旬の場合は1日～10日、中旬の場合は11日～20日、下旬の場合は21日～月の末日の間の日とすること。

(条件)

- (1) 極度の長時間労働が認められる起算日（複数ある場合は時間数が最も多い起算日、時間数が最も多い日が複数ある場合はその中で最も遅い起算日）
- (2) 「出来事」としての長時間労働が認められる起算日（複数ある場合は合計した時間数が最も多い起算日、合計した時間数が最も多い日が複数ある場合はその中で最も遅い起算日）
- (3) 発病年月日の中で最も遅い起算日

2から6については、取りまとめられた各々が、添付のどの資料の何頁に記載されているかについても整理できるものとしている。

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

2-2 自殺の状況に関する事項

「当該疾病に関する精神科等の医療機関の受診状況」については、症状が出現した当時の業務従事状況等を含め、症状の出現から医療機関への受診までの当該労働者の症状経過等を、時間を追って記載すること。

また、自殺事案の場合は死体検査医又は剖検担当医から意見書を徴し、その意見書の概要を記載すること。

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

業務による心理的負荷に関し、出来事の有無や、出来事ごとにどのような調査結果であったのか、どのような事実が認定できたのかを取りまとめるためのものである。

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

業務以外の心理的負荷に関し、出来事の有無や、出来事ごとにどのような調査結果であったのか、どのような事実が認定できたのかを取りまとめるためのものである。

4-2 個体側要因の有無とその内容

個体側要因の有無とその内容について取りまとめるためのものである。

5-1 主治医・産業医等の意見

「主治医の意見」は、発症前の主治医（既往症の治療担当医）、発症後の主治医（労災請求に係る疾病的治療担当医）から、また、「産業医意見書」は、当該事業場に選任されている産業医において、当該労働者の健康状態等を把握し、指導等が行われている場合に当該産業医から意見書を徴し、その意見書の概要を記載すること。「専門医意見書（請求人提出）」は請求人から専門医の意見書が提出された場合に、当該専門医の意見書の概要を記載すること。

5-2 専門医の意見

専門医による事案の検討結果について、結論を取りまとめるためのものである。

6 就業条件等一般的事項

「職歴」については主要なものを、「現在の事業場に雇入後の配属先」については直近のものを含め主要なものを記載すること。

「当該労働者の日常業務」については、単に職種や役職にとどまらず、具体的な業務内容、作業環境等のほか、1日の業務の流れ等について記載し、さらに、発病前おおむね6か月間に業務内容の変更等がある場合は、変更前の業務内容等についても記載すること。

7 労働時間を認定した根拠及び労働時間集計表

精神障害発病のおおむね6か月前の時間外労働等の状況を明確にするためのものである。タイムカード等の客観的な資料による場合も含め、その把握方法及び推計方法を記載すること。

様式1

精神障害の業務起因性判断のための調査復命書

局 署										整理番号	
署長	副署長	課長	給付調査官	係長	係	係	復命年月日	令和 年 月 日			
1. 調査官意見のとおり決定する。(平成 年 月 日) 2. 下記事由により再調査を要する。								調査官職氏名			
								受付年月日	令和 年 月 日		
								請求種別	<input type="checkbox"/> 療養 <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()		
労働保険番号				事業の種類							
事業の名称									労働者数	人	
事業場の所在	〒 -								電話	()	
ふりがな 被災労働者氏名					生年月日	年 月 日			性別	男・女	
職種							雇入年月日	平成 年 月 日			
ふりがな 請求人氏名					続柄						
疾患名及び 発病時期	【請求時】疾患名: 【決定時】疾患名:				発病日: 平成 年 月 日 (頃) (発病時年齢 歳)						
発病日: 平成 年 月 日 (頃) (発病時年齢 歳)											
現在の状況	生存 死亡 (死亡年月日: 年 月 日 死亡時年齢 歳)										
請求人の申述											
事案の概要 (認定した 事実)											
総合判断	<p>【調査官の意見】 本件は、[業務上 · 業務外] と考える。</p> <hr/> <p>(理由)</p>										
(医学意見書: 専門医 · 部会)											

1 総合判断

(1) 発病の有無等

(2) 業務による心理的負荷

特別な出来事の評価	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働			
	有()	無()	有()	無()
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事及び出来事後の評価	出来事の有無	有・無	恒常的な長時間労働の有無	有・無
	具体的な出来事			
	()	具体的な内容及び評価 :	平均(I・II・III)	心理的負荷の総合評価の強度
	()	具体的な内容及び評価 :	弱 中 強	
発病後6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事及び出来事後の評価	類推の有無	有・無	類推の有無	有・無
	()	具体的な内容及び評価 :	平均(I・II・III)	弱 中 強
	()	具体的な内容及び評価 :	弱 中 強	
	()	具体的な内容及び評価 :	弱 中 強	

労働時間の状況 (時間外労働時間 数)	発病前1か月 時間	発病前2か月 時間	発病前3か月 時間	発病前4か月 時間	発病前5か月 時間	発病前6か月 時間
複数の出来事の 全体評価						
総合評価	弱 中 強					

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる		
	具 体 的 出 来 事		
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価		(類推の有無 有・無)	I II III
		(類推の有無 有・無)	I II III
個体側要因の有無	<input type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる		
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	既 往 歴		
	アルコール等 依存状況		
	そ の 他		

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に 関する精神 科等の医療 機関の受診 状況	医療機関名		受診期間			病名	
	初診	[]	年	月～	年	月	[]
	[]	[]	年	月～	年	月	[]
	[]	[]	年	月～	年	月	[]
年・月	請求人の申述		資料No.	調査結果			資料No.

2-2 自殺の状況に関する事項

自殺の状況	自殺の手段	資料No.
	自殺直前の状況 (特記事項がある場合のみ記載)	
遺書の有無: 有・無	遺書の内容	
検視者:	所属	警察署
	職名	氏名
検査医師:	所属	病院・医院
	職名	氏名
判定された死因		

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事:				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.

認定事実

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有 · 無)

上記が有の場合その内容

5-1 主治医・産業医等の意見

主治医の意見書 〔有・無〕	(概要)	資料No.
	診療記録等の収集 〔有・無〕	
産業医意見書 〔有・無〕	(概要)	
専門医意見書 (請求人提出) 〔有・無〕	(概要)	

5-2 専門医の意見

部会 専門医 (監督署長依頼) の意見書	
-------------------------------	--

6 就業条件等一般的事項

学歴	最終学歴〔中学校・高等学校・大学・大学院・その他()〕年月日 卒業・中退	資料No.
職歴 〔直近のものから記載すること。〕	事業場名 〔 〕〔 年 月 日 ~ 年 月 日 〕〔 〕 〔 〕〔 年 月 日 ~ 年 月 日 〕〔 〕 〔 〕〔 年 月 日 ~ 年 月 日 〕〔 〕	職種
現在の事業場に 属入後の配属先 〔直近のものから記載すること。〕	配属先 〔 〕〔 年 月 日 ~ 年 月 日 〕〔 〕 〔 〕〔 年 月 日 ~ 年 月 日 〕〔 〕 〔 〕〔 年 月 日 ~ 年 月 日 〕〔 〕 〔 〕〔 年 月 日 ~ 年 月 日 〕〔 〕	職種
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 〔当該労働者について記載すること。〕	<p>所定始業時刻： 時 分</p> <p>所定終業時刻： 時 分</p> <p>所定休憩時刻： 時 分～ 時 分 (休憩時間 時間 分)</p> <p>所定休日： ①週休1日制 ②週休2日制 ③カレンダー等で指定 ④その他</p> <p>特記事項</p> <p>労働時間制度： ①1か月単位変形労働時間制 ②1年単位変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤その他</p> <p>特記事項</p> <p>勤務形態： ①日勤勤務 ②交代制(日勤・夜勤) ③3交代制 ④その他</p> <p>特記事項</p> <p>雇用形態： ①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他</p> <p>出退勤の管理の状況： ①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他</p> <p>特記事項</p> <p>その他特記事項：</p>	<p>所定労働時間 (1日) 時間 分 (1週間) 時間 分</p>

<p>当該労働者の 日常業務</p> <p>具体的に記載 すること。</p>		資料No.
<p>事業場(所属部署)内 における当該労働者 の位置づけ</p> <p>組織図により表 すと共に聴取実 施者には○印を 付記すること。</p>		
<p>事業場以外にお ける当該労働者 との相関図 (家族・友人等)</p> <p>組織図により表 すと共に聴取実 施者には○印を 付記すること。</p>		

7 労働時間を認定した根拠

資料 No.

(労働時間の把握方法)

- | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> タイムカード | <input type="checkbox"/> 出勤簿・業務日報等 | <input type="checkbox"/> 施設記録・警備記録等 |
| <input type="checkbox"/> 本人の申告 | <input type="checkbox"/> 管理者による確認 | <input type="checkbox"/> 上司・同僚からの聴取 |
| <input type="checkbox"/> その他 () | | |

(労働時間の推計方法)

労働時間集計表 () ~ ()

(発病前 () か月目)

	労 働 時 間 (始業～終業)	1 日 の 拘束時間数	1 日 の 労働時間数	総 時 労 働 数	時 間 外 労働時間数
/ ()	~			①	$⑥ = ① - 40$
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~		②	$⑦ = ② - 40$	
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~		③	$⑧ = ③ - 40$	
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~		④	$⑨ = ④ - 40$	
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~		⑤	$⑩ = ⑤ - X$	
/ ()	~				
合 計				①~⑤	⑥~⑩

様式2

医学意見の要否等に係る調査復命書

局 署								整理番号		
署長	副署長	課長	給付調査官	係長	係	復命年月日			令和 年 月 日	
1. 調査官意見のとおり決定する。(平成 年 月 日) 2. 下記事由により再調査を要する。								調査官職氏名		
								受付年月日		令和 年 月 日
								請求種別	<input type="checkbox"/> 療養 <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 弁祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()	
労働保険番号		事業の種類								
事業の名称								労働者数	人	
事業場の所在						電話	()			
ふりがな 被災労働者氏名				生年月日	年 月 日		性別	男・女		
職種						雇入年月日	年 月 日			
ふりがな 請求人氏名				続柄						
疾患名及び 発病時期		[請求時] 疾患名: _____ 発病日: 平成 年 月 日 (頃) (発病時年齢 歳) [決定時] 疾患名: _____ 発病日: 平成 年 月 日 (頃) (発病時年齢 歳)								
現在の状況		生存 死亡 (死亡年月日: 年 月 日 死亡時年齢 歳)								
請求人の申述										
事案の概要 (認定した 事実)										
〔調査官意見〕 本件について、下記によることとしたい <input type="checkbox"/> 次頁(1)の1ないし5に該当することから、本復命書を添付し(2)により専門部会の合議による意見を求める <input type="checkbox"/> 次頁(1)の1ないし5に該当せず6ないし9に該当することから、本復命書を添付し(2)により専門医の意見を求める <input type="checkbox"/> 次頁(1)のいづれにも該当せず、業務による強い心理的負荷が認められ業務以外の心理的負荷等が認められないことから、主治医による意見書により業務上と決定する										

調査官意見の詳細

(1) 意見を求める相手方

1	自殺事案
2	業務による心理的負荷の強度について「強」に該当するかどうかを含め判断したい
3	業務による心理的負荷が「強」に該当することが明らかだが、顕著な業務以外の心理的負荷又は個体側要因が認められる
4	請求人が悪化を主張している
5	発病の有無、疾患名、発病時期、心理的負荷の強度、その他(高度な医学的検討が必要)の判断について

上記1～5のいずれかに該当することから、専門部会の合議による意見を求める

6	主治医の意見による判断に補足が必要である
7	疾患名がICD-10のF3あるいはF4でない
8	業務による心理的負荷が「強」に該当しないことが明らかである
9	業務による心理的負荷が明確に「強」に該当することが明らかだが、業務以外の心理的負荷又は個体側要因が認められる

上記1～5に該当せず、上記6～9のいずれかに該当することから、専門医の意見を求める

上記のいずれにも該当しないことから、主治医による意見書により業務上と決定する

(2) 専門部会・専門医への意見依頼内容及びこれに対する署の見解等

1-1 調査結果のまとめ

(1) 発病の有無等

精神障害発病の有無	有・無	発病時期	年 月 日(頃)	自殺・生存
疾患名				(F)
()				について主治医の判断の補足が必要・不要

(2) 業務による心理的負荷

特別な出来事の評価	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働			
	有()・無			
	出来事の有無	有・無	恒常的な長時間労働の有無	有・無
	具体的な出来事			
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事及び出来事後の評価	() 平均(I・II・III)			
	具体的な内容及び評価 :			
	(類推の有無 有・無)			
	() 平均(I・II・III)			
	具体的な内容及び評価 :			
	(類推の有無 有・無)			
	() 平均(I・II・III)			
	具体的な内容及び評価 :			
	(類推の有無 有・無)			

労働時間の状況 (時間外労働時間 数)	発病前1か月 時間	発病前2か月 時間	発病前3か月 時間	発病前4か月 時間	発病前5か月 時間	発病前6か月 時間
複数の出来事の 全体評価						
総合評価	①強 ②中 ③弱 ④強か否か不明 ⑤中か弱か不明					

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものではないと考えられる <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものと考えられる		
	具 体 的 出 来 事		
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価	(類推の有無 有・無)	I	II III
	(類推の有無 有・無)	I	II III
個体側要因の有無	<input type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものではないと考えられる <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものと考えられる		
既往歴			
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	アルコール等 依存状況		
	そ の 他		

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に 関する精神 科等の医療 機関の受診 状況	医療機関名		受診期間				病名	
	初診	[]	[]	年	月～	年	月	[]
	[]	[]	[]	年	月～	年	月	[]
	[]	[]	[]	年	月～	年	月	[]
[]	[]	[]	年	月～	年	月	[]	
年・月	請求人の申述			資料No.	調査結果			資料No.

2-2 自殺の状況に関する事項

自殺の状況	自殺の手段	資料No.
自殺直前の状況 (特記事項がある場合のみ記載)		
遺書の有無: 有・無		
遺書の内容		
検視者: 所属 <u>警察署</u> 職名 <u> </u> 氏名 <u> </u>		
検査医師: 所属 <u>病院・医院</u> 職名 <u> </u> 氏名 <u> </u>		
判定された死因		

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事：

年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.

認定事実

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事:				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
認定事実				

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有・無)

上記が有の場合その内容

5 主治医・産業医等の意見

主治医の意見書 〔有・無〕	(概要)	資料No.
	診療記録等の収集 〔有・無〕	
産業医意見書 〔有・無〕	(概要)	
専門医意見書 (請求人提出) 〔有・無〕	(概要)	

6 就業条件一般的事項

学歴	最終学歴【中学校・高等学校・大学・大学院・その他()】年月日 卒業・中退	資料No.
職歴 【直近のものから記載すること。】	事業場名 〔 〕 [年 月 日 ~ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日 ~ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日 ~ 年 月 日] []	職種
現在の事業場に雇用後の配属先 【直近のものから記載すること。】	配属先 〔 〕 [年 月 日 ~ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日 ~ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日 ~ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日 ~ 年 月 日] []	職種
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 【当該労働者について記載すること。】	<p>所定労働時間 所定始業時刻： 時 分 所定終業時刻： 時 分 所定休憩時刻： 時 分～ 時 分 (休憩時間 時間 分) 所定休日： ①週休1日制 ②週休2日制 ③カレンダー等で指定 ④その他</p> <p>特記事項</p> <p>労働時間制度： ①1か月単位変形労働時間制 ②1年単位変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤その他</p> <p>特記事項</p> <p>勤務形態： ①日勤勤務 ②2交代制(日勤・夜勤) ③3交代制 ④その他</p> <p>特記事項</p> <p>雇用形態： ①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他</p> <p>出退勤の管理の状況： ①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他</p> <p>特記事項</p> <p>その他特記事項：</p>	

<p>当該労働者の 日常業務</p> <p>具体的に記載 すること。</p>		資料No.
<p>事業場(所属部署)内 における当該労働者 の位置づけ</p> <p>組織図により表 すと共に認取実 施者には○印を 付記すること。</p>		
<p>事業場以外にお ける当該労働者 との相関図 (家族・友人等)</p> <p>組織図により表 すと共に認取実 施者には○印を 付記すること。</p>		

7 労働時間を認定した根拠

資料 No.

(労働時間の把握方法)

- | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> タイムカード | <input type="checkbox"/> 出勤簿・業務日報等 | <input type="checkbox"/> 施錠記録・警備記録等 |
| <input type="checkbox"/> 本人の申告 | <input type="checkbox"/> 管理者による確認 | <input type="checkbox"/> 上司・同僚からの聴取 |
| <input type="checkbox"/> その他 () | | |

(労働時間の推計方法)

労働時間集計表 () ~ ()

(発病前 () か月目)

	労働時間 (始業~終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働時間数	時間外 労働時間数
/ ()	~			①	$⑥ = ① - 40$
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~			②	$⑦ = ② - 40$
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~			③	$⑧ = ③ - 40$
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~			④	$⑨ = ④ - 40$
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~				
/ ()	~			⑤	$⑩ = ⑤ - (X)$
/ ()	~				
合 計				①~⑤	⑥~⑩

申立書の提出についてのお願い

労災保険給付の請求が行われますと、労働基準監督署では、保険給付を行うことができるかを判断するために必要な調査を行うこととなります。調査に当たり、請求人の方から詳しくお話を聴き取る（聴取といいます。）ことになりますが、申立書をご提出いただければ、この申立書によって聴取を省略できる場合があります、また、聴取を行う場合でも短時間に行うことができます。

そのため、請求人の方には申立書の提出をお願いしています。

ただし、申立書の提出は強制ではありませんので、職員に直接話すことを希望する場合等には提出しないこともあります。

また、各項目については、精神障害を発病した方に関する記入をしていただくものです。

なお、本申立書は、労災保険給付の決定のためだけに使用するものであることを申し添えます。

申立書

令和 年 月 日

請求人氏名 _____ 印 _____

(署名又は記名・押印してください)

※ 請求人と「申立書」の作成者が異なる場合には、次の「作成者氏名」及び「請求人との関係」を記してください。

印
作成者氏名

(署名又は記名・押印してください)

(讀來人との關係)

ご病氣について

1 精神的な症状はいつ頃から始まりましたか。

平成・令和 年 月 (歳頃) から

2 その症状を含めて、どのような症状がどの位続いたのかについてできるだけ詳しく教えてください。
また、病院に行くことになったきっかけについても教えてください。

3 現在の精神症状に関する治療の経緯を教えてください。(病院を変わっている場合はそのすべてを教えてください)

医療機関名	受診期間	病名
(初診)	H/R 年 月 ～H/R 年 月	
	H/R 年 月 ～H/R 年 月	
	H/R 年 月 ～H/R 年 月	
	H/R 年 月 ～H/R 年 月	

仕事について

4 勤務状況等について教えてください。

配属先 (所属の部、課、係)			
従事する具体的な作業の内容			
所定労働時間	始業時刻：	終業時刻：	休憩時間：
所定休日	週休1日制・隔週週休2日制・完全週休2日制・その他()		

発病前おおむね6か月間に時間外労働はありましたか。

・発病前1か月

- ① 每日あった
② 月の半分以上はあった
③ 全くなかった
④ わからない
- 1か月間の時間外労働は
どのくらいありましたか。 → _____ 時間程度

・発病前1か月を含む発病前6か月

- ① 每日あった
② 月の半分以上はあった
③ 全くなかった
④ わからない
- 1か月間の時間外労働は
どのくらいありましたか。 → { 最も長い月 _____ 時間程度
最も短い月 _____ 時間程度 }

5 精神障害の発病前おおむね6か月の間に仕事の関係であなたが体験した出来事であって、精神障害の発病の直接の原因と考えている（ストレスとなった）出来事の右の該当欄に○印を付け、また、それらの出来事が発生した時期をそれぞれ記入してください。

仕事上の出来事	該当	出来事があった時期
業務による病気やケガをした		H/R 年 月頃
悲惨な事故や災害の体験、目撃をした		H/R 年 月頃
業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした		H/R 年 月頃
重大な仕事上のミスをした		H/R 年 月頃
会社で起きた事故、事件について、責任を問われた		H/R 年 月頃
自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた		H/R 年 月頃
業務に関連し、違法行為を強要された		H/R 年 月頃
達成困難なノルマが課された		H/R 年 月頃
ノルマが達成できなかった		H/R 年 月頃
新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった		H/R 年 月頃
顧客や取引先から無理な注文を受けた		H/R 年 月頃
顧客や取引先からクレームを受けた		H/R 年 月頃
大きな説明会や公共の場での発表を強いられた		H/R 年 月頃
上司が不在になることにより、その代行を任された		H/R 年 月頃
仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった		H/R 年 月頃
長時間労働を行った		H/R 年 月頃
2週間以上にわたって連続勤務を行った		H/R 年 月頃
勤務形態に変化があった		H/R 年 月頃
仕事のペース、活動の変化があった		H/R 年 月頃

仕事上の出来事	該当	出来事があった時期
退職を強要された		H/R 年 月頃
配置転換があった		H/R 年 月頃
転勤をした		H/R 年 月頃
複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった		H/R 年 月頃
非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた		H/R 年 月頃
自分の昇格・昇進があった		H/R 年 月頃
部下が減った		H/R 年 月頃
早期退職制度の対象となった		H/R 年 月頃
非正規社員である自分の契約満了が迫った		H/R 年 月頃
上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた		H/R 年 月頃
同僚等から、暴行又は（ひどい）いじめ・嫌がらせを受けた		H/R 年 月頃
上司とのトラブルがあった		H/R 年 月頃
同僚とのトラブルがあった		H/R 年 月頃
部下とのトラブルがあった		H/R 年 月頃
理解してくれていた人の異動があった		H/R 年 月頃
上司が替わった		H/R 年 月頃
同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された		H/R 年 月頃
セクシュアルハラスメントを受けた		H/R 年 月頃

○印を付した出来事の「具体的な内容」について詳しく記入してください。

この欄に書ききれない場合には、別紙添付してご記入ください。

仕事以外について

6 発病前6か月の間に、仕事の関係以外にあなた自身や身の回りで起きた出来事で、次の表の項目にあてはまる出来事がありましたら、その項目の右の該当欄に○印と出来事があった時期を記入してください。

自分や身の回りで起きた出来事	該当	出来事があった時期
離婚又は夫婦が別居した		H/R 年 月
自分が重い病気やケガをしたまたは流産した		H/R 年 月
配偶者や子供、親又は兄弟が死亡した		H/R 年 月
配偶者や子供が重い病気やケガをした		H/R 年 月

自分や身の回りで起きた出来事	該当	出来事があった時期
親類の誰かで世間的にまずいことをした人が出た		H/R 年 月
多額の財産を損失した又は突然大きな支出があった		H/R 年 月
天災や火災などにあった又は犯罪に巻き込まれた		H/R 年 月

その他気になることがありましたら記入してください。

7 今回、精神障害を発病する前の飲酒による問題や病院での治療歴について教えてください

(1) お酒が原因で会社を休んだり、病院にかかったり、その他生活に支障が出たことはありますか。

① ある (内容：) ② ない

(2) 現在の精神障害を発病する前に、精神障害やそのほかの大きな病気またはケガで治療を受けたことがありますか。

※ ①又は②のいずれかを丸で囲み、①の場合には、病名等を記入してください。

① ある ② ない

病名	発病時期	治療期間	医療機関名
	H/R 年 月	H/R 年 月 ～H/R 年 月	
	H/R 年 月	H/R 年 月 ～H/R 年 月	
	H/R 年 月	H/R 年 月 ～H/R 年 月	
	H/R 年 月	H/R 年 月 ～H/R 年 月	

8 学歴及び職歴を教えてください。

・最終学歴 中学校・高等学校・大学・大学院・その他()

_____学部 _____学科

_____年 _____月 卒業・中退

・職歴

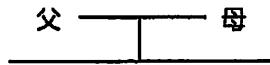
事業場名	年 月 日～ 年 月 日	職 種
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	

9 家族構成を教えてください。

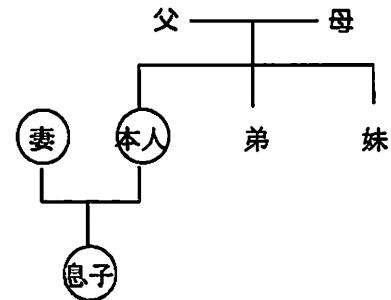
同居している人を○で囲んでください。

記入例)

両親



本人・兄弟
夫・妻



子ども

10 次の資料がありますか。※①又は②のいずれかを丸で囲み、①の場合は、コピーを添付してください。

(1) 人間ドックや健康診断の記録

① ある ② ない

(2) 出勤・帰宅時刻・残業時間など勤務状況を記録(メモ)していたもの(例えば手帳、日記、カレンダー、家計簿、メール)

① ある ② ない

11 最後に、あなたが今回の精神障害の発病が業務に原因があると考える理由を詳しく教えてください。
また、その他調査に当たり参考となる特記事項がありましたら記入してください。



依頼事項

_____に発病した精神障害に関して労災保険に請求がありましたが、業務上外の判断をする上で必要がありますので、下記事項について、ご意見等を賜りますようお願いいたします。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、_____月_____日までにご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 貴院への初診日についてご回答ください。
- 2 貴院に受診したきっかけ（来院経路等）及び初診時の主訴について、ご回答ください。
- 3 初診時における症状についてご回答ください。
- 4 疾患名とそのように診断された根拠について、ご回答ください。
(できる限り、ICD-10の診断ガイドラインに基づきお書きください)
- 5 発病時期とそのように診断された根拠について、ご回答ください。
(できる限り、発病時期は絞り込んでお書きください)
- 6 発病原因とそのように診断された根拠について、ご回答ください。
- 7 治療経過、投薬状況などの治療内容、現在の病状について、ご回答ください。
- 8 精神障害の既往歴について、ご存じであればご回答ください。
- 9 他の医療機関・診療科の受診の有無、有の場合はその内容について、ご存じであればご回答ください。
- 10 当署職員がこの方からの聴取を行うに当たっての制限又は留意事項があれば、ご回答ください。
- 11 精神障害が業務が原因で発病したか判断する上で参考となる事項があれば、ご回答ください。
- 12 ご意見の裏付けとなる資料等（診療録・看護記録、性格テスト、精神療法の結果、血液生化学検査等の結果、投薬状況などを記載したもの、その他治療経過について記載したもの）がございましたら、ご提出ください。

以上

様式4-2

意見書提出依頼のあった、_____に発病した精神障害に係る下記事項について、下記のとおり意見等を申し述べます。

1 当院への初診日について

2 当院に受診したきっかけ（来院経路等）及び初診時の主訴について

3 初診時における症状について

4 疾患名及びそのように診断した根拠について

5 発病時期及びそのように診断した根拠について

6 発病原因及びそのように診断した根拠について

7 治療経過、投薬状況などの治療内容、現在の病状について

8 精神障害の既往歴について

9 他の医療機関・診療科の受診の有無、有の場合はその治療（投薬等を含む）内容について

10 当署職員がこの方からの聴取を行うに当たっての制限等について

11 その他参考となる事項について

12 意見の裏付けとなる資料等
別添のとおり。

以上
令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名 ㊞

依頼事項

_____に発病した精神障害に関して労災保険に請求がありましたが、業務上外の判断をする上で必要がありますので、下記のうち 1 2 3 4 ※の事項について、ご意見等を賜りますようお願いいたします。

※ 署において該当部分に○

なお、調査資料は別添のとおりであり、ご照会事項の詳細及び署の見解は「調査官意見の詳細（2）」欄（別添2頁目）に記載しております。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、_____月_____日までにご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

1 対象疾病の発病の有無、疾患名及び発病時期について

対象疾病の発病が有の場合は疾患名及び発病時期と、そのように診断された理由も併せて、ご回答ください。

2 業務による出来事の心理的負荷の総合評価について

出来事ごとの心理的負荷の総合評価と、複数の出来事についての全体評価、また、そのように判断された理由も併せて、ご回答ください。

3 業務以外の心理的負荷及び個体側要因の評価について

業務以外の心理的負荷又は個体側要因により発病したと判断できるか否かについて、そのように判断された理由も併せて、ご回答ください。

4 その他

様式6

署長		副署長		課長		認調官・給調官		係長		係	
----	--	-----	--	----	--	---------	--	----	--	---	--

計画作成(変更)年月日

調査担当者

[] 事案の調査計画書 (No.)

請求書受付年月日			請求種別		
被災労働者氏名		生年月日		性別	
疾患名[請求時]	疾患名: 発病日: 発病時年齢 歳)				
現在の状況	<input type="checkbox"/> 生存 <input type="checkbox"/> 死亡(死亡年月日: 死亡時年齢 歳)				
事業の名称					
請求の趣旨 (請求人が述べる業務災害の理由等)					
調査計画 の概要					

調査計画及び実施状況

区分	調査対象	調査(依頼)予定年月	調査着手(依頼)年月日	完了年月日	備考
資料等の収集	請求人 ()	・・・	・・	・・	手帳・日記・メモ・カレンダー等・遺書・死亡診断書
	所属事業場 ()	・・・	・・	・・	会社概要・組織図・就業規則・各種協定届・社内履歴・人事考課・就診個人票・クイムカード等
	主治医 ()	・・・	・・	・・	意見書・カルテ・CT, MRI, X P・脳波等の各種検査結果
	専門医 ()	・・・	・・	・・	意見書
	産業医等 ()	・・・	・・	・・	医証・各種情報
	健保歴等 ()	・・・	・・	・・	健保歴・レセプト(等)
	消防署・救急隊 ()	・・・	・・	・・	救急隊出動時の状況
	警察署(自殺の場合) ()	・・・	・・	・・	事故状況調査記録(自殺の手段、自殺の状況等)・自殺と判断した理由・死体検査書
	取引先等(必要な場合) ()	・・・	・・	・・	業務による出来事が取引先等に關係する場合
	()	・・・	・・	・・	
	()	・・・	・・	・・	
聴取	請求人 ()	・・・	・・	・・・	
	親族 ()	・・・	・・	・・	
	親族 ()	・・・	・・	・・・	
	事業主 ()	・・・	・・	・・	
	上司 ()	・・・	・・	・・	
	上司 ()	・・・	・・・	・・	
	同僚 ()	・・・	・・	・・	
	同僚 ()	・・・	・・	・・	
	同僚 ()	・・・	・・	・・	
	部下 ()	・・・	・・	・・	
	部下 ()	・・・	・・	・・	
	友人 ()	・・・	・・	・・	

〔 〕 事 案 の 处 理 経 過 簿

(續 紙) No.

精神障害事案に係る処理経過簿

樣式 8

1列目から14列目

15列目から23列目

24列目から40列目

41列目から50列目

IV 調査・取りまとめ様式記入例 (医学的見解)

調査・取りまとめ様式記入例（目次）

事例 1 (重度の) 病気やケガをした事案

(専門医意見：様式 1) [業務外]

事例 2 顧客や取引先からクレームを受けた事案

(主治医意見：様式 2) [業務上]

事例 3 仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった事案

(主治医意見：様式 2) [業務上]

事例 4 出来事が複数ある事案

(専門部会意見：様式 2) [業務上外を部会に協議]

事例 5 1か月に 80 時間以上の時間外労働を行った事案

(専門医意見：様式 1) [業務上]

事例 6 2週間以上にわたって連続勤務を行った事案

(専門医意見：様式 2) [業務上外を専門医に協議]

事例 7 出来事が複数ある事案

(専門部会意見：様式 2) [業務上外を部会に協議]

事例 8 上司等から治療を要する程度の暴行等の身体的攻撃を受けた事案

(主治医意見：様式 2) [業務上]

事例 9 上司等から暴行等の身体的攻撃を執拗に受けた事案

(主治医意見：様式 2) [業務上]

事例 10 上司等による精神的攻撃が執拗に行われた事案

(専門医意見：様式 1) [業務上]

事例 11 同僚からの集団による精神的攻撃が執拗に行われた事案

(専門医意見：様式 1) [業務上]

事例 12 上司等による精神的攻撃が行われ、行為が反復・継続していない事案

(専門医意見：様式 1) [業務外]

事例 13 同僚等から治療を要する程度の暴行等を受けた事案

(専門医意見：様式 1) [業務上]

事例 14 同僚等から人格や人間性を否定するような言動を繰り返し執拗に受けた事案

(専門医意見：様式 1) [業務上]

事例 15 同僚等から人格や人間性を否定するような言動を受け、行為が反復・継続

していない事案

(専門医意見：様式 1) [業務外]

事例 16 セクシュアルハラスメントを受けた事案

(主治医意見：様式 2) [業務上]

事例 17 業務上の傷病により 6か月を超えて療養中の者に係る事案

(専門医意見：様式 1) [業務上]

事例 18 精神障害が発病後増悪した事案

(専門部会意見：様式 1) [業務上]

事例 19 通勤災害の事案

(主治医意見：様式 2) [業務上]

(注) 事例 4、6 及び 7 は、様式 2 により医学意見の依頼を行う場合の記入例を示しており、実際の処

理においては、医学意見の聴取後、様式 1 により別途取りまとめた上で決定する必要がある。

事例 1 (重度の) 病気やケガをした事案 (業務による心理的負荷評価表の項目1と項目2)

○ 事案のポイント

- ・請求人は、業務中に起こった爆発事故でケガを負った。
- ・この事故により同僚等が大ケガを負う様子を目撃した。

○ 出来事評価のポイント

- ・悲惨な事故を目撃したことの心理的負荷は項目②で評価し、自らがケガをしたことの心理的負荷は項目1で評価する。
- ・それぞれの項目に当てはめを行い、いずれかの項目で「強」と判断される場合には、該当する項目により決定を行う。また、どちらの項目で評価しても「強」に至らない場合は、それぞれの出来事を「具体的出来事」に当てはめ、出来事が複数ある場合の全体評価を行うこととなる。

○ 医学意見の聴取のポイント

- ・全体評価の結果、「強」に該当しないことが明らかな場合は、専門医意見で決定する。

(心理的負荷表 (抜粋))

出来事の類型	平時的心理的負荷の加算	心理的負荷の総合評価の視点			心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
		具体的出来事			心理的負荷の強度		
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	弱	中	強
1 ①事故や災害の体験	(重度の) 病気やケガをした		☆	・ 病気やケガの程度 ・ 交通事故の程度、社会復帰の困難性等	【解説】右の程度に該当しない病気やケガについて、その程度等から「弱」又は「中」と評価。		○ 重度の病気やケガをした。 【強】である例】 ・ 重度(おおむね2ヶ月以上)の入院を要する、又は労災の治療半年に該当する等しくは医療への依頼ができなくなる程度の重病等による場合上の病気やケガをして ・ 重度以上の程度により6ヶ月を経えて医療中の間に、医師の判断により社会復帰が困難な状況にあった、死の恐怖が強い状況が生じた
	悲惨な事故や災害の体験、目撃した		☆	・ 本人が体験した場合、予想させる被害の程度 ・ 他人の事故を目撃した場合、被害の程度や被害者との関係等	【「弱」になる例】 ・ 重傷に至らし、本人の負傷は軽度・軽微であったが、自らの死を予想させる程度の重傷等を体験した。 【「中」である例】 ・ 重傷に至らし、被災者が死亡する事故、多量の出血を伴うような重傷等特に悲惨な重傷であって、本人が巻き込まれる可能性がある状況や、本人が被災者を救助することができたかもしれない状況を伴う事故を目撲した。(被験者側の立場での目標は、「強」になることはまれ)	○ 悲惨な事故や災害の体験、目撃した	

精神障害の業務起因性判断のための調査復命書

OO 局 OO 署									整理番号	○	
署長	次長	課長	給付調査官	係長	係				復命年月日 平成 26 年 1 月 26 日		
1. 調査官意見のとおり決定する。(平成 年 月 日) 2. 下記事由により再調査を要する。									調査官職氏名	厚生労働事務官 補償 雪美	
									受付年月日	平成 25 年 10 月 6 日	
									請求種別	<input checked="" type="checkbox"/> 療養 <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()	
労働保険番号	99.9.99.99999-999			事業の種類	飲食店						
事業の名称	居酒屋 霞が関									労働者数	5 人
事業場の所在	〒 OO県△△市						電話	99 (9999) 9999			
ふりがな 被災労働者氏名	にんたい まつえ 認定 松江				生年月日	昭和63年 9月 15日			性別	男 · <input checked="" type="checkbox"/>	
職種	接客						届入年月日	平成21年 10月 1日			
ふりがな 請求人氏名	にんたい まつえ 認定 松江			続柄	本人						
疾患名及び 発病時期	【請求時】疾患名: 外傷後ストレス障害 発病日: 平成25年 2月 4日頃 (発病時年齢 24歳) 【決定時】疾患名: 外傷後ストレス障害 (P43.1) 発病日: 平成25年 2月 4日頃 (発病時年齢 24歳)										
現在の状況	生存 死亡 (死亡年月日: 年 月 日 死亡時年齢 歳)										
請求人の申述	平成25年2月4日、請求人は業務中にガス爆発事故に遭い、爆発音に驚いて転倒した結果、頭部打撲により負傷した。 事故後は精神的に不安定になり、理由もなく涙が出る、事故の悪夢を見る、物音に過剰に反応するなどの症状が生じ、ストレスにより尋麻疹も生じた。また、薬を服用しないと睡眠をとることもできなかった。 このような症状が生じたのは、すべて今回の爆発事故が原因であると思う。										
事案の概要 (認定した 事実)	平成25年2月4日21時30分頃、請求人がアルバイトとして勤務している居酒屋霞が関において、店長と男性従業員がキッチンでカセットコンロ用のガスボンベを廃棄するための穴開け作業を行っている際に爆発が起こった。爆発自体は小さく、窓ガラス等の破損もない規模であったが、請求人は、フロアで接客中に、爆発音に驚いたはずみで転倒した。その結果、請求人は頭部打撲により全治1週間との診断を受けた。また、店長及び男性従業員は、頭部及び両腕に全治1か月の軽傷を負った。 請求人は事故直後から不眠などを訴え、同年2月6日に受診した精神科で急性ストレス反応と診断されたが、2か月経過以後も症状の持続がみられたため、診断名は外傷後ストレス障害に変更された。 業務以外の心理的負荷及び個体側要因は確認されなかった。										
総合判断	[調査官の意見] 本件は、[業務上 · <input type="checkbox"/> 業務外] と考える。 (理由) 請求人は、平成25年2月4日の爆発事故直後に急性ストレス反応を発病し、その後、外傷後ストレス障害に移行したものと判断される。 平成25年2月4日の爆発事故は、具体的な出来事の「(重度の)病気やケガをした」及び「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」に該当する。それぞれの出来事の心理的負荷を評価すると、請求人自身のケガは頭部打撲であり、全治1週間と軽傷であったと考えられること、また、店長等が負傷する事故であったが、死亡したり多量の出血を伴うなど特に悲惨な事故とまではいえないことから、心理的負荷の全体評価は「中」と考えられる。 以上から、本件は業務外と判断する。										
	(医学意見書 : <input type="checkbox"/> 専門医 · <input type="checkbox"/> 部会)										

1 総合判断

(1)発病の有無等

精神障害発病の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	発病時期	平成25年 2月 4日
疾 患 名 (ICD-10診断ガイド ラインによる)	外傷後ストレス障害 (F43.1)			

(2)業務による心理的負荷

特別な出来事 の評価	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働			
	出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	恒常的な長時間労働の有無
具体的な出来事				心理的負荷の 総合評価の強度
((重度の) 病気やケガをした) 平均(I · II · III)				
具体的な内容及び評価 :				
平成25年2月4日21時30分頃、請求人がアルバイトとして勤務している居酒屋で、店長と男性従業員がキッチンでカセットコンロ用のガスボンベを廃棄するための穴開け作業を行っている際に爆発が起こった。爆発自体は小さく、窓ガラス等の破損もない規模であったが、請求人は、フロアで接客中に、爆発音に驚いたはずみで転倒した。				
請求人は、頭部打撲により検査入院したが、全治1週間と診断され、入院翌日には退院しており、後遺障害を残すようなケガではなかったため、総合評価は「弱」と判断する。				
(類推の有無 有 · 無)				
(悲惨な事故や災害の体験、目撃をした) 平均(I · II · III)				
具体的な内容及び評価 :				
平成25年2月4日21時30分頃、請求人がアルバイトとして勤務している居酒屋で、店長と男性従業員がキッチンでカセットコンロ用のガスボンベを廃棄するための穴開け作業を行っている際に爆発が起こった。爆発自体は小さく、窓ガラス等の破損もない規模であったが、請求人は、フロアで接客中に、爆発音に驚いたはずみで転倒した。				
請求人のケガは重症とはいえない程度であったが、事故当時、請求人は、頭部及び両腕に火傷を負った店長と男性従業員の姿を間近で目にしていたことから、本件事故の体験、目撃をしたことが認められるが、被害者の死亡や大量の出血を伴うような特に悲惨な事故とは言えないことから、総合評価は「中」と判断する。				
(類推の有無 有 · 無)				
() 平均(I · II · III)				
具体的な内容及び評価 :				
				弱 中 強
(類推の有無 有 · 無)				

労働時間の状況 (時間外労働時間 数)	発病前1か月	発病前2か月	発病前3か月	発病前4か月	発病前5か月	発病前6か月
	1 時間	3 時間	5 時間	7 時間	2 時間	4 時間
複数の出来事の 全体評価	平成25年2月4日の爆発事故は、具体的出来事の「(重度の)病気やケガをした」及び「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」に該当する。それぞれの出来事の心理的負荷を評価すると、請求人自身のケガは全治1週間程度の頭部打撲であり、入院翌日に退院するなど軽傷と考えられるこ と、また、店長等が負傷する事故であったが、爆発自体は小さく、窓ガラス等の破損もない規模で あり、死亡したり多量の出血を伴うなど特に悲惨な事故とまではいえないことから、心理的負荷の 全体評価は「中」と考えられる。					
総合評価	弱 中 強					

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる		
	具体的出来事		
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価	(類推の有無 有・無)		
	(類推の有無 有・無)		
個体側要因の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる		
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	既往歴	特になし	
	アルコール等依存状況	特になし	
	その他	特になし	

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に関する精神科等の医療機関の受診状況	医療機関名		受診期間				病名		
	初診	[東京病院]	[H25年]	2月～	年	月]	[外傷後ストレス障害]	[]	
	[]	[]	[年]	月～	年	月]	[]	[]	
	[]	[]	[年]	月～	年	月]	[]	[]	
	[]	[]	[年]	月～	年	月]	[]	[]	
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.					
H25年 2月	事故の直後から精神的に不安定になり、ストレスにより荨麻疹も生じた。 (請求人申立書)	○							
	爆発事故の際、私はお客様の注文を聞くために中腰の姿勢でいましたが、大きな爆発音に驚いたはずで前のめりに転倒してしまい、机の角に頭を激しくぶつけました。この時私は、痛みでその場にうずくまり、「痛い、痛い」などと叫んでいたと思います。	○							
	事故後、どうやって救急車に乗ったのかはよく覚えていません。救急車の中で救急隊員に名前と住所と連絡先を聞かれたことに答えたことは覚えています。強い痛みがある中で、何人からも同じことを聞かれ、救急車もなかなか病院に向かわなかつたことに対し、怒っていました。 (聴取書)	○	平成25年2月4日21時43分救急車現場到着。被災者は立位で待機。意識レベル正常。頭部右側面に打撲跡を認める。気分不良及び意識消失なく、負傷部位の保護及び冷却を実施。21時51分現場出発、21時56分東京病院収容。(○○消防署回答)	○					
	両親が駆けつけてきて、両親の顔を見たら涙が出てきました。 (請求人申立書)	○	認対さんは救急車の車内では病院に着くまでずっと震えて泣いていた。名前と生年月日を聞くと、ゆっくりと答えてくれた。他の従業員2名の方を気にしていた。 今回の事故は突然の爆発によるもので、御本人の様子からも大きなショックを受けたのだろうと感じた。(救急隊員からの聴取)	○					
		○	松江は私たちを見ると、「すごく怖かった。今日は休めばよかった。」というようなことを号泣しながら言っていました。パニック状態だったと思います。(母親の申述)	○					
		○	少し落ち着いてから事故直後のことを本人に尋ねると、「爆発の後、何が起こったのか分からなかった。頭に衝撃を感じ、その場にうずくまつた。高松君は服の両袖が燃えてなくなり、髪の毛も焼けていた。救急車がなかなか来なくて、来たのも1台ずつだった。私はとにかく怖くて家に帰りたかったが、頭が痛く、どうしたらよいかわからない状態だった。とりあえず救急車に乗るよう促されて乗ったが、怖くて震えが止まらず、車内ではずっと泣いていた。」というようなことを言っていた。(母親の申述)	○					
	入院中はずっと不眠の症状が続いており、その状態を看護師さんに見られていたのか、その後精神科を受診することになりました。初診の時は、早く家に帰りたいとの思いが強く、主治医の先生には精神的に不安定になっていることはないと話しました。(聴取書)	○	検査入院で翌朝退院しました。大事には至りませんでしたが、入院中、本人は眠れないと言つておらず、手足とお腹が痒いとも言つていました。	○					
	平成25年2月5日に退院して自宅に戻りましたが、精神的に不安定な状態が続きました。(聴取書)	○	退院後、すぐに手足に大きく膨れる荨麻疹が生じ、今でもその跡が残っています。精神科の先生には「ストレスが原因だろう」と言われました。(母親の申述)	○					

年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H25年 2月	<p>2回目に精神科を受診した際に、訳もなく涙が 出ることや、事故の悪夢を見ること、物音に過剰 に反応するようになったことなどを主治医の先生 に話しました。 (聴取書)</p> <p>退院後、高松君のお見舞いに行きましたが、高 松君の状態はひどく、姿を見るなり気分が悪く なってしまいました。 (聴取書)</p> <p>今回の事故によって薬がないと眠れなくなり、 大きな音や電車が怖くなりました。 私は基本的に悩みを持たない性格で、これまで 一度も精神的に不安定になるようなことはありま せんでしたので、まさか自分がこのようになると は思ってもみませんでした。 (聴取書)</p> <p>現在、打撲の痛みはありませんが、足には蕁麻 疹が残っています。 (聴取書)</p>	○ ○ ○ ○	<p>高松君の状態がとてもひどかったようで、松江も 気にしていました。高松君の状態が落ち着くまで会 わないようにしていましたが、それでも「私だけが 良くなるのは申し訳ない」と言って事故のことを思 い出してはショックを受け、蕁麻疹が出ることがあ りました。 (母親の申述)</p> <p>娘は体調を崩しやすくなり、すぐに疲労を訴えた り、熱を出したりするようになりました。 (母親の 申述)</p>	○ ○

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事 :		(重度の) 病気やケガをした・悲惨な事故や災害の体験、目撃をした		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H25年 2月	<p>平成25年2月4日、勤務先で爆発事故に遭い、病院へ運ばれた。爆発音に驚いたはずみで転倒し、頭部を机に打ち付けた。 (請求人申立書)</p> <p>事故は21時30分頃に起こりました。店長とアルバイトの高松君がカセットコンロ用のガスボンベを捨てるために穴を開ける作業をしているときに爆発したみたいでした。爆発事故の際、私はお客様の注文を聞くために中腰の姿勢でいましたが、大きな爆発音に驚いてたはずみで前のめりに転倒してしまい、机の角に頭を激しくぶつけました。この時私は、痛みでその場にうずくまり、「痛い、痛い」と叫んでいたと思います。 (聴取書)</p>	○ ○	<p>店舗の奥にあるキッチンで、使用済みのカセットコンロ用のガスボンベを廃棄するため、先の尖った金槌を使用してボンベの底に穴を開けている時、突然爆発が発生したもの。キッチンは食器等の什器が破損したものの、窓や壁など建屋の損傷はなく、2名が火傷を負った。 (事業場からの報告)</p> <p>金槌で叩いた途端に火が見えた。何が起ったか分からなかった。気が付いたら店舗の入口付近に座っていた。 (店長宮崎の申述)</p> <p>何が起ったのか分からなかったが、大きな音と前に置いていたガスボンベから火柱が向かってきたこと、服の火を消しながら店の外まで走ったことは覚えている。 (アルバイト高松の申述)</p> <p>21時30分頃、キッチンで店長と高松君がカセットコンロ用のボンベのガス抜きをしていた時に爆発が起ったようです。私は同じ建物の事務所内におり、爆発音を聞きました。爆発直後、店舗に駆けつけると、店長が火傷を負っており、服が焼けているのを見ました。店の外で認定さんと高松くんを見つけ、とりあえず全員が無事で良かったと思いました。当時お客様は一組だけで、おケガはありませんでしたので、お勘定をいただきずに謝罪してお帰りいただきました。 (オーナー山口の申述)</p>	○ ○ ○ ○
	<p>退院後、高松君のお見舞いに行きましたが、高松君の状態はひどく、姿を見るなり気分が悪くなってしまいました。 (聴取書)</p> <p>~</p>	○ ○	<p>認定さんは救急車の車内では病院に着くまでずっと震えて泣いていた。名前と生年月日を聞くと、ゆっくりと答えてくれた。他の従業員2名の方を気にしていた。</p> <p>今回の事故は突然の爆発によるもので、御本人の様子からも大きなショックを受けたのだろうと感じた。 (救急隊員からの聴取)</p>	○
			<p>少し落ち着いてから事故直後のことと本人に尋ねると、「爆発の後、何が起ったのか分からなかった。頭に衝撃を感じ、その場にうずくまつた。高松君は服の両袖が燃えてなくなり、髪の毛も焼けていた。救急車がなかなか来なくて、来たのも1台ずつだった。私はとにかく怖くて家に帰りたかったが、頭が痛く、どうしたらよいかわからぬ状態だった。とりあえず救急車に乗るよう促されて乗ったが、怖くて震えが止まらず、車内ではずっと泣いていた。」というようなことを言っていた。 (母親の申述)</p>	○

認定事実

平成25年2月4日21時30分頃、請求人がアルバイトとして勤務している居酒屋で開いて、店長と男性従業員がキッチンでカセットコンロ用のガスボンベを廃棄するための穴開け作業を行っている際に爆発が起り、請求人は、フロアで接客中であったが、爆発音に驚いたはずみで転倒した。

爆発により負傷した請求人は、頭部打撲で全治1週間との診断を受け、事故後は搬送先の病院にそのまま入院したが、翌朝には退院した。後遺障害が残るようなケガではなかった。

一方で、店長及び男性従業員は、頭部及び両腕に全治1か月程度の熱傷を負うなど、悲惨な事故であったと認められる。

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事:		なし		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.

認定事実

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有・無)
上記が有の場合その内容

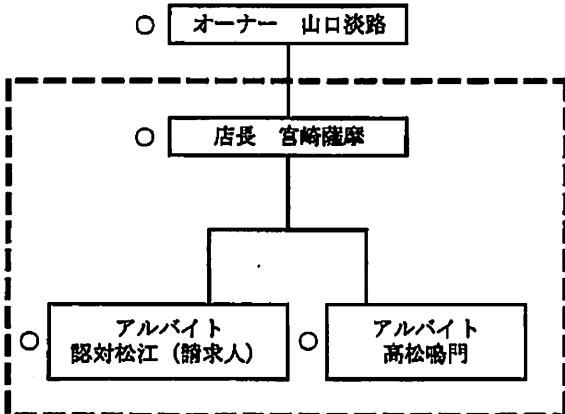
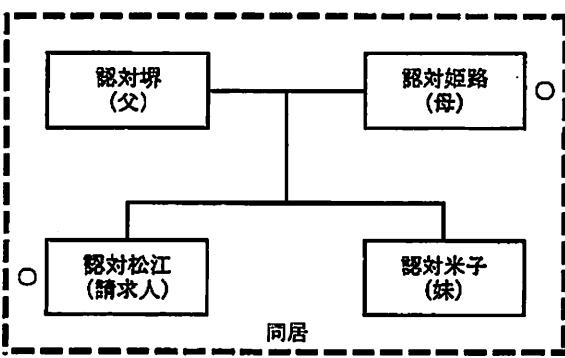
5-1 主治医・産業医等の意見

主治医の意見書 〔有・無〕	(概要) (東京病院外科 信濃太郎医師の意見書) 初診日は平成25年2月4日。アルバイト先の居酒屋での爆発事故に遭遇し、当院救急外来に搬送され、そのまま入院となる。「頭部打撲」と診断。入院時、不眠の訴えがあり、精神的にも不安定な様子が窺われたため、当院精神科を紹介した。 検査入院後、翌朝退院となつた。後遺症は残っておらず、同日終診。 (東京病院精神科 江戸一男医師の意見書) 1 初診日は平成25年2月6日 2 爆発事故による負傷の治療を担当した当院外科信濃医師の紹介により当科受診。主訴として、不眠の訴えがあつた。 3 初診時の症状として、本人は不眠であることを認めたが、精神面が不安定なことについては否定していた。 4 当初、急性ストレス反応と診断したが、事故後2か月を経過しても症状が持続していたため、外傷後ストレス障害に変更した。診断根拠は、ICD-10の診断ガイドラインによる。 5 発病時期は平成25年2月4日、発病原因は同日の爆発事故。被災後に生じた本人の症状や、治療経過において観察した本人の様子などから判断した。 6 抗不安薬を投与している。現在も通院を継続しているが、投薬により症状は徐々に軽減している。 7 精神障害の既往歴は認められない。 8 他の医療機関の受診はないとい聞いている。 9 聴取時間は1回30分を超えない範囲にすべき。また、聴取は女性職員が行うことが望ましい。	資料No.
	診療記録等の収集 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無)	
産業医意見書 〔有・無〕	(概要)	
専門医意見書 (請求人提出) 〔有・無〕	(概要)	

部会	(地方労災医員 長野次郎医師の意見書)
専門医 (監督署長依頼)	<p>1 精神障害の発病について 請求人は、アルバイト先の居酒屋で爆発事故に遭遇したことを契機として、その後から不眠症状を訴えている。主治医によれば、当初、急性ストレス反応と診断したが、事故後2か月を経過しても症状が持続していたため、外傷後ストレス障害に変更したとのことであるが、当該診断は、診療記録や請求人の心身の症状に関する申述等を踏まえると、ICD-10の診断ガイドラインに照らして妥当なものと考えられる。したがって、請求人は、平成25年2月4日の爆発事故直後に外傷後ストレス障害を発病したものと判断される。</p>
の意見書	<p>2 業務による心理的負荷の検討 署の調査によれば、請求人は、平成25年2月4日21時30分頃、アルバイトとして勤務している居酒屋で、店長と男性従業員がキッチンでカセットコンロ用のガスボンベを廃棄するための穴開け作業を行っている際に起った爆発に驚き、フロアで接客中に転倒したことにより、全治1週間程度の頭部打撲を負った。また、爆発自体は小さなものであったが、店長と男性従業員は、頭部及び両腕に熱傷を負うなど、全治1か月のケガを負う事故であった。 この出来事を認定基準の別表1に照らせば、具体的な出来事の「(重度の)病気やケガをした」及び「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」に該当し、その平均的な強度は、それぞれ「III」及び「II」であるが、請求人自身のケガの程度は打撲であり、全治1週間程度と重傷とはいえないことから「弱」にとどまり、また、店長等の負傷の程度は、全治1か月程度で重傷といえるものの、死亡や多量の出血を伴うような特に悲惨な事故とはまではいえないことから「中」と判断される。</p> <p>以上を全体評価しても、全体としての心理的負荷は「中」にとどまると考えられ、署の見解は妥当なものと考える。</p>
	<p>3 業務以外の心理的負荷及び個体側要因の検討 これらについては確認されていない。</p>
	<p>4 結論 本件については、業務上の疾病には該当しないものと判断する。</p>

6 就業条件等一般的事項

学歴	最終学歴 [中学校 <高等学校> 大学・大学院・その他()] H19 年 3月 卒業	資料No.
職歴 [直近のものから記載すること。]	事業場名 [居酒屋霞が関] [H21年 10月 1日～ 年 月 日] [接客] [] [年 月 日～ 年 月 日] [] [] [年 月 日～ 年 月 日] []	○
現在の事業場に 雇入後の配属先 [直近のものから記載すること。]	配属先 [] [年 月 日～ 年 月 日] [] [] [年 月 日～ 年 月 日] [] [] [年 月 日～ 年 月 日] [] [] [年 月 日～ 年 月 日] []	職種
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 [当該労働者について記載すること。]	所定始業時刻 : 16 時 0分 所定終業時刻 : 22 時 0分 所定休憩時刻 : 時 分～ 時 分 所定休日 : ①週休1日制 ②週休2日制 ③カレンダー等により指定 ④その他 [特記事項 週3～4日勤務 (シフト制による)] [労働時間制度 : ①1か月単位変形労働時間制 ②1年単位変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤その他] [特記事項] [勤務形態 : ①日勤勤務 ②交代制(日勤・夜勤) ③3交代制 ④その他] [特記事項] [就用形態 : ①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他] [特記事項 今回の爆発事故によりキッチンに設置されたタイムカードを焼失しており、請求人の申告及び事業主の申告に基づき、出勤日数、労働時間等を確認した。] [その他特記事項]	所定労働時間 [(1日) 5 時間 30 分] [(1週間) 22 時間 0 分] (休憩時間 時間 30 分) ④その他

<p>当該労働者の日常業務 具体的に記載すること。</p>	<p>居酒屋における接客業務に従事していたものであり、客への飲食物の提供、食器等の洗浄作業などを行っていた。</p>	<p>資料No.</p>
<p>事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ 組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	 <pre> graph TD Owner["○ オーナー 山口淡路"] --- Manager["○ 店長 宮崎龍馬"] Manager --- PartTime1["○ アルバイト 認対松江 (請求人)"] Manager --- PartTime2["○ アルバイト 高松鳴門"] </pre>	
<p>事業場以外における当該労働者との相関図(家族・友人等) 組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	 <pre> graph TD Parent1["認対堺 (父)"] --- Child1["○ 認対松江 (請求人)"] Parent2["認対姫路 (母)"] --- Child1 Parent1 --- Child2["認対米子 (妹)"] Parent2 --- Child2 Child1 --- Status["同居"] Child2 --- Status </pre>	

7 労働時間を認定した根拠

資料 No.

(労働時間の把握方法)

- | | | |
|---|--|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> タイムカード | <input type="checkbox"/> 出勤簿・業務日報等 | <input type="checkbox"/> 施設記録・警備記録等 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 本人の申告 | <input checked="" type="checkbox"/> 管理者による確認 | <input type="checkbox"/> 上司・同僚からの聴取 |
| <input type="checkbox"/> その他 () | | |

(労働時間の推計方法)

今回の爆発事故とその後処理によりキッチンに設置されたタイムカードが散逸しており、請求人の申告及び事業主の申告に基づき、出勤日数、労働時間等を確認した。

確認できた時間外労働時間は最長でも月7時間程度であり、請求人も長時間労働については主張していない。このため、労働時間集計表の作成は省略した。

事例2 顧客や取引先からクレームを受けた事案（業務による心理的負荷評価表の項目12）

○ 事案のポイント

- ・請求人は、部下のミスをきっかけとして顧客から執拗なクレームを受けた。
- ・執拗なクレームへの事後対応において困難性が認められた。

○ 出来事評価のポイント

- ・本人に過失のないクレームについての心理的負荷は「顧客や取引先からクレームを受けた（項目12）」で評価する（参考：本人のミスによるものは、「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした（項目4）」で評価する。）。

○ 医学意見の聴取のポイント

- ・総合評価の結果、「強」に該当することが明らかな場合は、主治医意見で決定する。

（心理的負荷表（抜粋））

出来事の類型	具体的な出来事	平均的な心理的負荷の強度			心理的負荷の総合評価の段点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例			
		心理的負荷の強度の段差				弱			
		1	2	3		弱	中	強	
4 ②仕事の失敗、過失の責任の発生等	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした			☆	<ul style="list-style-type: none"> ・失敗の大さき・重大性・社会的反響の大さき、損害の程度 ・ペナルティ・責任追及の有無及び程度、事後対応の困難性等 <p>【弱】ミスの程度、事後対応の内容等から「弱」又は「中」と評価</p>	<p>○ 会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをし、事後対応にも当たった</p> <p>【「強」である例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミス（程度をつかないミス、大額の金額既に支払が済み、会社の費用を多くかかげるミス等）をし、事後対応にも当たった。 ・「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミス」としては言えないが、その事後対応に多大な努力を費した（構成要因、開発、月給収支見込み報償責任の追及等重いペナルティを蒙られた。現場の人間関係が壊し悪化した等を含む） 			
12	顧客や取引先からクレームを受けた			☆	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客・取引先の重要性、会社に与えた損害の内容、程度等 ・事後対応の困難性等 <p>（注）この項目は、本人に過失のないクレームについて評価する。本人のミスによるものは、項目4で評価する。</p>	<p>【「弱」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客等からクレームを受けたが、特に対応を求められるものではなく、取引関係や、業界内容・業種等に大きな変化もなかった <p>○ 顧客や取引先からクレームを受けた</p> <p>【「中」である例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既既に調査して、顧客等からクレーム（財産的の不調和の指標等その内容が重要なもの）を受けた 	<p>【「強」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客や取引先から重大なクレーム（大口の顧客等の喪失を引きかねないもの、会社の運営を著しく悪づけるもの等）を受け、その原因のために他部門や別の取引先と困難な調整に当たった 		

医学意見の要否等に係る調査復命書

○○局○○署									整理番号	○	
署長	次長	課長	給付調査官	係長	係	係	復命年月日				
1. 調査官意見のとおり決定する。(平成 年 月 日) 2. 下記事由により再調査を要する。									調査官職氏名	厚生労働事務官 保険 次郎	
									受付年月日	平成 25 年 10 月 15 日	
									請求種別	<input checked="" type="checkbox"/> 療養 <input checked="" type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遣族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()	
労働保険番号	99.9.99.999999-999			事業の種類	ビルメンテナンス業						
事業の名称	梅ノ門サービス㈱ 湾岸支店									労働者数	30 人
事業場の所在	〒一 ○○県××市						電話	999 (999) 9999			
ふりがな 被災労働者氏名	ろうき たろう 労基 太郎			生年月日	昭和54年 10 月 17 日			性別	男		
職種	清掃						雇入年月日	平成15年 4 月 1 日			
ふりがな 請求人氏名	ろうき たろう 労基 太郎			続柄	本人						
疾患名及び 発病時期	[請求時] 疾患名: 適応障害 発病日: 平成25年 9 月 上旬(頃)(発病時年齢 33歳) [決定時] 疾患名: 適応障害 (F43.2) 発病日: 平成25年 9 月 上旬(頃)(発病時年齢 33歳)										
現在の状況	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生存</div> 死亡 (死亡年月日: 年 月 日 死亡時年齢 歳)										
請求人の申述	請求人は、Aマンションのメンテナンス責任者として管理業務に従事していた。当該マンションは、事業場が契約する最大金額の物件であり、マンション居住者等への対応には慎重を期す必要があった。 請求人は、部下が所定のワックスがけを忘れる等のミスをしたことを契機に、平成25年7月頃より、マンション居住者(管理組合構成員)のBから度重なるクレームや、無理な要求を受けるようになった。 平成25年9月頃には不眠症、食欲不振に陥り、心身に支障を来すこととなったため、事業場に相談の上で精神科を受診したところ、適応障害と診断された。										
事案の概要 (認定した 事実)	請求人は、平成25年9月10日にうえのメンタルクリニックを受診し、適応障害と診断されている。 Aマンションのメンテナンス責任者の立場にあった請求人は、部下のミスを契機として、平成25年7月頃から、マンション居住者Bによる度重なるクレーム、無理な要求等を受けることとなった。部下のミスは軽微であったものの、繰り返しミスが生じてしまったことで信用が低下し、最悪の場合は契約解除も想定される状況であった。なお、マンション居住者Bの請求人に対する態度は次第に威圧的になったものである。 業務以外の心理的負荷、個体側要因については、特に評価すべきものは確認されなかった。										
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[調査官意見]</div> <p>本件について、下記によることとしたい</p> <p><input type="checkbox"/> 次頁(1)の1ないし5に該当することから、本復命書を添付し(2)により専門部会の合議による意見を求める</p> <p><input type="checkbox"/> 次頁(1)の1ないし5に該当せず6ないし9に該当することから、本復命書を添付し(2)により専門医の意見を求める</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 次頁(1)のいずれにも該当せず、業務による強い心理的負荷が認められ業務以外の心理的負荷等が認められないことから、主治医による意見書により業務上と決定する</p>											

調査官意見の詳細

(1) 意見を求める相手方

1	自殺事案
2	業務による心理的負荷の強度について「強」に該当するかどうかを含め判断しがたい
3	業務による心理的負荷が「強」に該当することが明らかだが、顕著な業務以外の心理的負荷又は個体側要因が認められる
4	請求人が悪化を主張している
5	発病の有無、疾患名、発病時期、心理的負荷の強度、その他(高度な医学的検討が必要)の判断について

上記1～5のいずれかに該当することから、専門部会の合議による意見を求める

6	主治医の意見による判断に補足が必要である
7	疾患名がICD-10のF3あるいはF4でない
8	業務による心理的負荷が「強」に該当しないことが明らかである
9	業務による心理的負荷が明確に「強」に該当することが明らかだが、業務以外の心理的負荷又は個体側要因が認められる

上記1～5に該当せず、上記6～9のいずれかに該当することから、専門医の意見を求める

上記のいずれにも該当しないことから、主治医による意見書により業務上と決定する

(2) 専門部会・専門医への意見依頼内容及びこれに対する署の見解等

1 調査結果のまとめ

(1) 発病の有無等

精神障害発病の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	・ 無	発病時期	平成25年 9月 上旬(頃)	自殺	・	生存
疾 患 名	適応障害 (F43.2)						
()について主治医の判断の補足が必要・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要							

(2) 業務による心理的負荷

特別な出来事の評価	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働								
	有 ()								
出来事の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有	・ 無	恒常的な長時間労働の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有	・ 無		
具体的な出来事							心理的負荷の総合評価の強度		
(顧客や取引先からクレームを受けた) 平均 (I <input checked="" type="checkbox"/> II <input checked="" type="checkbox"/> III)									
具体的な内容及び評価 :									
<p>請求人はAマンションのメンテナンス責任者であり、日頃からマンション居住者（管理組合構成員）と接し、要望や注文を受ける立場にあった。</p> <p>平成25年7月頃、部下が所定のワックスがけを忘れるなどのミスが3度続き、これ以降、マンション居住者Bから多少の汚れがみられるごとにワックスがけを行うよう再三にわたり要求されるようになった。請求人は要求の度に、応えられる範囲内での対応に努めていたが、Bの求めに応じて直接B宅を訪問し謝罪させられるなど、困難な対応を余儀なくされた。その後もごとにBから「仕事をなくす」、「会社を変更する」などと脅迫、恫喝され、本社のカスタマーサービス部門に報告を上げて対応指示を受けるなど、困難な調整に当たった。</p> <p>当該居住者からの要求は不当なものであったが、当該マンションは所属事業場の契約で最大金額の物件であったことに加え、元々のクレームの原因は他の作業員のミスが関与していたこともあり、契約破棄ともなれば甚大な損害を被るとの思いから耐えていたことが窺われ、心理的負荷の総合評価は「強」と判断する。</p>							弱 中 <input checked="" type="checkbox"/> 強 不明		
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事及び出来事後 の評価		(類推の有無 有・無)							
() 平均 (I · II · III)									
具体的な内容及び評価 :							弱 中 強 不明		
		(類推の有無 有・無)							
() 平均 (I · II · III)									
具体的な内容及び評価 :							弱 中 強 不明		
		(類推の有無 有・無)							

労働時間の状況 (時間外労働時間 数)	発病前1か月	発病前2か月	発病前3か月	発病前4か月	発病前5か月	発病前6か月
	7 時間	8 時間	13 時間	26 時間	24 時間	15 時間
複数の出来事の 全体評価						
総合評価	① 強 ② 中 ③ 弱 ④ 強か否か不明 ⑤ 中か弱か不明					

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものではないと考えられる <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものと考えられる		
	具 体 的 出 来 事		
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価	(類推の有無 有・無)	I	II III
	(類推の有無 有・無)	I	II III
個体側要因の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものではないと考えられる <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものと考えられる		
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	既往歴	特になし	
	アルコール等依存状況	特になし	
	その他	特になし	

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に 関する精神 科等の医療 機関の受診 状況	医療機関名		受診期間				病名		
	初診	[・うえのメンタルクリニック]	[H25年	9月～	年	月]	[適応障害]]
		[[年	月～	年	月]	[]
		[[年	月～	年	月]	[]
		[[年	月～	年	月]	[]
年・月	請求人の申述			資料No.	調査結果				資料No.
H25年 9月	平成25年9月上旬頃から、不眠、食欲不振等が生じることとなり、近くの精神科を受診することになった。			○	平成25年8月下旬から9月上旬頃から労基さんは元気がなかった。心配してお尋ねすると「最近眠れない」ということを言っていたので、私のミスが大ごとになっているのではととても落ち込んだ。(部下山田の申述)				○
					業務の報告に際し、労基から不眠等の体調不良が生じているとの報告があり、近日中に病院に行きたいと話していた。(事業場からの報告)				○

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事:		顧客や取引先からクレームを受けた		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H25年 7月	平成25年7月下旬、一緒に現場に入っている部下(山田)が所定のワックスがけ作業を忘れるということが3回続き、現場責任者であった私は、マンションの管理組合構成員である居住者Bから、以後の対応の改善を徹底するよう強く求められた。(聴取書)	○	勤務先のマンションでの清掃作業は、定期的にマンションロビーのワックスがけを行うことになっていたが、自分が失念して3度作業を忘れていたことがあった。これが原因で、現場の責任者である労基さんは、マンション居住者のBさんから厳しく注意されることになり、大変申し訳なかった。(部下山田の申述)	○
H25年 8月	平成25年8月上旬、Bから些細な汚れでもワックスがけを行うよう再三にわたり求められるようになり、社の規定を上回る回数ではあったものの、少しであれば問題ないと思い、承諾して対応していた。その回数は規定の2倍に近かったと思う。(聴取書)	○		○
	平成25年8月中旬、Bから最近の管理不行届きについて説明と謝罪を求める旨の要求があり、B宅を1人で訪ねていかなければならなくなつた。この時、部下がワックスがけを忘れていたことを話題に出され、このような問題の反省を踏まえ、住民が不快にならないよう、採算など関係なく言われたとおりにやるべき等、理不尽な要求を受けた。結果的に3時間近くそのような内容を聞かされることとなり、本当に辛かった。(聴取書)	○	平成25年8月中旬以降、労基さんは度々居住者Bさんから大声で怒られるようになつた。労基さんに聞くと、Bさんから頻繁にワックスがけを求められたり、メンテナンス契約を他社を変更するなどと脅迫されてもいたとのことだった。(部下山田の申述)	○
	翌日以降もBの行動は収まらず、私を見かける度に「自費でワックスを調達して対応しろ」、「仕事をなくす」、「会社を変更する」などと度々脅迫、恫喝するようになり、通常の業務報告に加え、本社のカスタマーサービス部門に報告を上げて対応指示を受けるなど、本当に通常では考えられない調整を行い、疲弊した。(聴取書)	○	労基が担当していたAマンションの居住者Bから、弊社の対応の不手際等に関するクレームがあり、労基に状況の報告を求めた。労基の報告内容から弊社側の対応に問題はないとの判断し、今後、Bの対応に当たって問題が生じた場合は報告するよう指示していた。 その後、Bの態度が悪質性を帯びてきたことから、支店への通常の業務報告に加え、本社のカスタマーサービス部門にも報告を上げ、直接対応指示を受けることになった。こうした対応はあまり例がなく、労基は調整に大変だったと思う。 労基がB宅を1人で訪問し謝罪したことは報告を受けたが、3時間も理不尽な内容を聞かされた点については、今回の労災請求を期に本人から初めて確認した。(事業場からの報告)	○
H25年 9月	平成25年9月上旬頃から、Bから執拗に行われる理不尽な要求等により体調を崩し、不眠、食欲不振等が生じることとなり、近くの精神科を受診することになった。(聴取書)	○	労基から報告があり、Bへの対応に苦慮している旨の報告があった。労基は体調不良を訴えるとともに、異動の希望を申し出ていた。(事業場からの報告)	○

認定事実

請求人はメンテナンス業務を請け負うAマンションの現場責任者であり、日頃からマンション居住者(管理組合構成員)と接し、要望や注文を受ける立場にあった。

平成25年7月頃、部下が所定のワックスがけ等を忘れるミスが3度続き、これ以降、Aマンションの居住者Bから多少の汚れがみられるごとにワックスがけを行うよう再三にわたり要求されるようになった。請求人は要求に応えられる範囲内での対応に努めていたが、Bの求めに応じて直接B宅を訪問し謝罪させられるなど、困難な対応を余儀なくされた。その後もごとにBから「仕事をなくす」、「会社を変更する」などと脅迫、恫喝され、本社のカスタマーサービス部門に報告を上げて対応指示を受けるなど、困難な調整に当たった。

Bからの要求は不当なものであったが、Aマンションはメンテナンス契約で最大金額の物件であったことに加え、元々のクレームの原因は部下のミスが関与していたこともあり、契約破棄ともなれば甚大な損害を被るとの思いから耐えていたことが窺われる。

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事:		なし		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.

認定事実

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有 無)

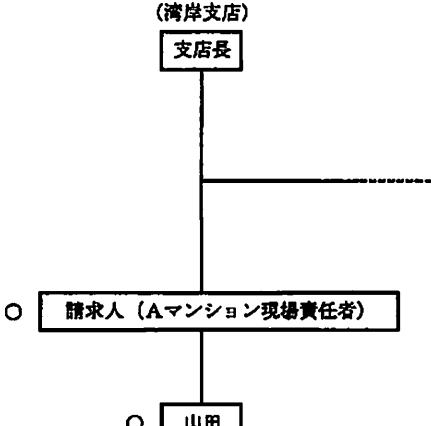
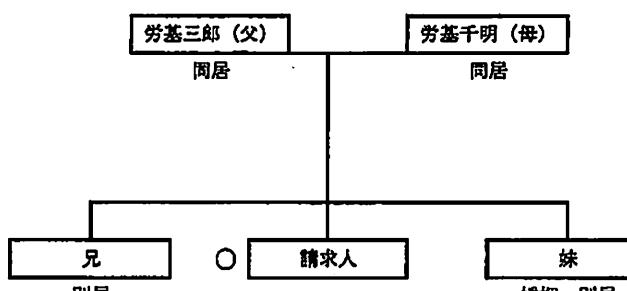
上記が有の場合その内容

5 主治医・産業医等の意見

主治医意見書 〔有・無〕	<p>(概要)</p> <p>1 平成25年9月10日、当院初診。 2 平成25年7月頃、勤務先のマンションの住人からクレームを受け、以後、その住人から繰り返し無理な要求を受けるようになり、同年9月初めより不眠、食欲不振に陥ったとして来院した。 3 症状に活気がなく、元気がない様子であった。不眠、食欲不振の訴えもあった。 4 疾患名：適応障害（F43.2） 診断根拠：不眠、憂鬱感、倦怠感、意欲低下、疲労感がみられること。 5 発病時期：平成25年9月上旬頃 理由：本人が平成25年9月の初め頃から不調が生じたと申し立てているため。 6 職場の環境、業務上のストレスが原因と推測される。（ストレス因と症状現況の時間的関係や、ストレス因からの離脱により回復がみられるため。） 7 薬物療法・精神療法により症状は徐々に改善している。 8 精神障害の既往歴はなし。 9 他の医療機関の受診の有無は不明。 10 聴取は可能であるが、短時間が望ましい。</p>	資料No.
	<p>診療記録等の収集 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無)</p>	
産業医意見書 〔有・無〕	<p>(概要)</p>	
専門医意見書 (請求人提出) (有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)	<p>(概要)</p>	

6 就業条件等一般的事項

学歴	最終学歴【中学校 <input checked="" type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 大学・大学院・その他()】 H11年 3月 日 <input checked="" type="radio"/> 卒業 <input type="radio"/> 中退	資料No.
職歴 直近のものから記載すること。	<p>事業場名</p> <p>[梅ノ門サービス] [H15年 4月 1日～ 年 月 日] [清掃]</p> <p>[上野企画] [H13年 4月 1日～ H15年 3月 20日] [清掃]</p> <p>[目白ワークス] [H11年 4月 1日～ H13年 2月 15日] [清掃]</p>	
現在の事業場に雇入後の配属先 直近のものから記載すること。	<p>配属先</p> <p>[事業開発課] [H15年 4月 1日～ 年 月 日] [清掃]</p> <p>[] [年 月 日～ 年 月 日] []</p> <p>[] [年 月 日～ 年 月 日] []</p> <p>[] [年 月 日～ 年 月 日] []</p>	
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 当該労働者について記載すること。	<p>所定労働時間</p> <p>所定始業時刻 : 8時 30分 (1日) 7時間 30分</p> <p>所定終業時刻 : 17時 0分 (1週間) 37時間 30分</p> <p>所定休憩時刻 : 12時 0分～ 13時 0分 (休憩時間 1時間 分)</p> <p>所定休日 : ①週休1日制 ②週休2日制 ③カレンダー等により指定 ④その他</p> <p>特記事項</p> <p>労働時間制度 : ①1か月単位変形労働時間制 ②1年単位変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤その他</p> <p>特記事項</p> <p>勤務形態 : ①日勤勤務 ②2交代制(日勤・夜勤) ③3交代制 ④その他</p> <p>特記事項</p> <p>雇用形態 : ①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他</p> <p>出退勤の管理の状況 : ①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他</p> <p>特記事項</p> <p>その他特記事項 :</p>	

<p>当該労働者の日常業務</p> <p>具体的に記載すること。</p>	<p>マンション管理業務の現場責任者として勤務しており、マンション居住者への対応や敷地内の清掃等に従事していた。</p>	<p>資料No.</p>
<p>事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<p>(湾岸支店)</p>  <pre> graph TD Manager[支店長] --- Line1 Plaintiff[請求人 (Aマンション現場責任者)] --- Line2 Plaintiff --- Yamada[山田] </pre>	
<p>事業場以外における当該労働者との相関図(家族・友人等)</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<p>組織図</p>  <pre> graph TD Father[父] --- FatherText[同居] Mother[母] --- MotherText[同居] Plaintiff[請求人] --- PlaintiffText[] Brother[兄] --- BrotherText[別居] Sister[妹] --- SisterText[婚姻、別居] </pre>	

7 労働時間を認定した根拠

資料 No.

(労働時間の把握方法)

- | | | |
|--|------------------------------------|-------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> タイムカード | <input type="checkbox"/> 出勤簿・業務日報等 | <input type="checkbox"/> 施設記録・警備記録等 |
| <input type="checkbox"/> 本人の申告 | <input type="checkbox"/> 管理者による確認 | <input type="checkbox"/> 上司・同僚からの聴取 |
| <input type="checkbox"/> その他 () | | |

(労働時間の推計方法)

タイムカードで確認したが、時間外労働は最長でも月26時間であり、請求人も長時間労働については主張していない。このため、労働時間集計表の作成は省略した。

事例3 仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があり、その後に恒常的長時間労働も認められた事案（業務による心理的負荷評価表の項目⑯）

○ 事案のポイント

- ・請求人は、新規プロジェクトの担当になり、業務量が増大した。
 - ・その後、月 100 時間程度の恒常的長時間労働にも従事した。

○ 出来事評価のポイント

- ・仕事量の変化（項目15）は、労働時間を加味しているため、恒常的長時間労働と組み合わせて総合評価することはできない。
 - ・配置転換等によって仕事量が変化した場合には、原則として最初の出来事である配置転換等を「具体的出来事」として当てはめ、仕事量の変化（項目15）については出来事後の状況とみなす方法により、その全体評価を行い、その上で、発病前6か月間（全体評価を行った期間を除く。）における恒常的長時間労働と組み合わせて総合評価を行い、全体評価した心理的負荷の強度を修正する。
 - ・上記の恒常的長時間労働の評価は、様式1と2の「1の（2）業務による心理的負荷」にある「複数の出来事の全体評価」欄で行う。

○ 医学意見の聴取のポイント

- ・総合評価の結果、「強」に該当することが明らかな場合は、主治医意見で決定する。

(心理的負荷表 (抜粹))

出来事の種類	出来事の概要	平均的な心的負担の強度			心的負担の合計評価の視点	心的負担の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
		具体的な心的負担の強度		心的負担の合計評価の視点		弱	中	強
		I	II	III				
10	②仕事の失敗、過重な責任の発生等	新規事業の担当になった。会社の運営、収益性の程度、能力と業務内容のギャップの程度等、その後の業務内容、業務量の程度、職場の人間関係等	☆		○ 新規事業の担当になった。会社の運営を監しの経験になった 〔弱〕になる例 ・ 仕事から新規事業（新規事業であるが、責任が大きいとはいえないもの）の担当になった。	○ 新規事業の担当になった。会社の運営を監しの経験になった 〔中〕になる例 ・ 新規事業等（新規プロジェクト、新規の研究開発、会社全体や不採算部門での担当等、会社に対する高い評価が期待されりやがりも大きいが責任も大きい新規）の担当になった。	○ 新規事業の担当になった。会社の運営を監しの経験になった 〔強〕になる例 ・ 仕事から重大な影響のある新規事業等（失敗した場合に個体を守りかねないものの、大きな業績悪化につながるもの、会社の信頼を落としてしまうもの等）の担当であって、事業の成否に重大な責任がある立場に就き、当該業務に当たった。	
15	③仕事の量、質	仕事内容・仕事量の（大きさ）変化生じさせる出来事がなかった	☆		○ 会社の困難性、能力・経験と業務内容のギャップ等、時間外労働、仕事内容、業務の密度の変化の程度、仕事内容、責任の変化の程度等 〔弱〕になる例 ・ 仕事内容の変化が容易に対応できるもの（例）で、実務後の経験の範囲が大きくなかった。	○ 仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった 〔中〕になる例 ・ 仕事内容の変化、仕事量の急増等により、仕事内容・仕事量の大きな変化（時間外労働等）が発生したが、業務内容としての正確認識の教育等、仕事量・時間外労働分担調整等に、「中」に至らない程度の度があった	○ 仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった 〔強〕になる例 ・ 仕事量が著しく増加して時間外労働も大幅に増えた（例）以上に加え、月1回以上は夜勤も10時間以上となるなどの状況により、その後の経営に多大な影響を及ぼす（例）仕事・休日を確保するのに困難なほどどの状態となった（休日・休日を確保するのに困難なほどどの状態となったことを含む）	

医学意見の要否等に係る調査復命書

○○局○○署								整理番号				
署長	次長	課長	給付調査官	係長	係	復命年月日						
								平成 26 年 11 月 11 日				
1. 調査官意見のとおり決定する。(平成 年 月 日) 2. 下記事由により再調査を要する。								調査官職氏名		厚生労働事務官 徴収一美		
								受付年月日		平成 26 年 7 月 31 日		
								請求種別		<input checked="" type="checkbox"/> 療養 <input checked="" type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()		
労働保険番号	99.9.99.999999-999			事業の種類	ソフトウェア開発							
事業の名称	労働通信システム								労働者数	756 人		
事業場の所在	〒 一 ○○県▲▲市								電話	099 (999) 9999		
被災労働者氏名	かんとく はじめ 監督 一				生年月日	昭和57年 8月 26日			性別	男 · 女		
職種	システムエンジニア											
請求人氏名	かんとく はじめ 監督 一				続柄	本人			雇入年月日	平成20年 4月 1日		
疾患名及び発病時期	〔請求時〕疾患名: 適応障害 発病日: 平成24年 8月 中旬 (頃) (発病時年齢 29歳) 〔決定時〕疾患名: 適応障害 (F43.2) 発病日: 平成24年 8月 中旬 (頃) (発病時年齢 29歳)											
現在の状況	<div style="display: flex; align-items: center;"> 生存 死亡 (死亡年月日: 年 月 日) 死亡時年齢 歳) </div>											
請求人の申述	平成24年4月以降、担当していた課金システム開発プロジェクトの業務量が増大し、7月から8月にかけて1か月当たり100時間を超える時間外労働を行った。その後、同年8月頃から不眠、不安などの症状が出てきたため、医療機関を受診したところ、適応障害であると診断された。請求人は、自分が精神障害を発病したのは長時間に及ぶ労働が原因であるとして労災請求に及んだものである。											
事案の概要(認定した事実)	請求人は、平成24年4月以降、課金システム開発プロジェクトのチーフSEとして、クライアントとの仕様の調整、仕様書の作成、動作試験等の業務を行っていたが、試験時に発生した不具合等のトラブルを契機に平成24年5月の連休明けから業務量が急激に増大し、時間外労働は平成24年5~6月にかけて1月当たり72時間と前月(34時間)よりも38時間増加し、また、その後に1月当たり115時間の恒常的長時間労働にも従事したことが認められた。											
<p>〔調査官意見〕</p> <p>本件について、下記によることとしたい</p> <p><input type="checkbox"/> 次頁(1)の1ないし5に該当することから、本復命書を添付し(2)により専門部会の合議による意見を求める</p> <p><input type="checkbox"/> 次頁(1)の1ないし5に該当せず6ないし9に該当することから、本復命書を添付し(2)により専門医の意見を求める</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 次頁(1)のいずれにも該当せず、業務による強い心理的負荷が認められ業務以外の心理的負荷等が認められないことから、主治医による意見書により業務上と決定する</p>												

調査官意見の詳細

(1) 意見を求める相手方

1	自殺事案
2	業務による心理的負荷の強度について「強」に該当するかどうかを含め判断したい
3	業務による心理的負荷が「強」に該当することが明らかだが、顕著な業務以外の心理的負荷又は個体側要因が認められる
4	請求人が悪化を主張している
5	発病の有無、疾患名、発病時期、心理的負荷の強度、その他()の判断について高度な医学的検討が必要

上記1～5のいずれかに該当することから、専門部会の合議による意見を求める

6	主治医の意見による判断に補足が必要である
7	疾患名がICD-10のF3あるいはF4でない
8	業務による心理的負荷が「強」に該当しないことが明らかである
9	業務による心理的負荷が「強」に該当することが明らかだが、業務以外の心理的負荷又は個体側要因が認められる

上記1～5に該当せず、上記6～9のいずれかに該当することから、専門医の意見を求める

上記のいずれにも該当しないことから、主治医による意見書により業務上と決定する

(2) 専門部会・専門医への意見依頼内容及びこれに対する署の見解等

1 調査結果のまとめ

(1) 発病の有無等

精神障害発病の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	発病時期	平成 24 年 8 月中旬 (頃)	自殺 <input type="checkbox"/> 生存
疾 患 名	適応障害				(F 43. 2)
() について主治医の判断の補足が 必要 <input type="checkbox"/> 不要					

(2) 業務による心理的負荷

特別な出来事の評価	心理的負荷が極度のもの <input type="checkbox"/> 極度の長時間労働				
	有 () <input type="checkbox"/> 無				
	出来事の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 恒常的な長時間労働の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
発病前 6 か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事及び出来事後の評価	具 体 的 出 来 事	心理的負荷の総合評価の強度			
	(新規事業の担当になった、会社の立て直しの担当になった) 平均 (I <input type="checkbox"/> II <input checked="" type="checkbox"/> III)	弱 <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 強			
	具体的な内容及び評価 :	不明			
	請求人は、平成24年4月以降、課金システム開発プロジェクトのチーフSEとして、客先との仕様の調整、仕様書の作成、動作試験等の業務を行っていた。 本プロジェクトは新規案件であったが、会社全体の立て直し等、成功に対する高い評価が期待されるほどの案件とまでは言い難く、また、請求人の担当業務はプロジェクトリーダーの指揮の下、請求人の能力等を勘案しながら決められていたことから、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。	(類推の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)			
	(仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった) 平均 (I <input type="checkbox"/> II <input checked="" type="checkbox"/> III)	弱 <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 強			
	具体的な内容及び評価 :	不明			
	請求人は、平成24年4月以降、課金システム開発プロジェクトのチーフSEとして、客先との仕様の調整、仕様書の作成、動作試験等の業務を行っていたが、試験時に発生した不具合等のトラブルを契機に平成24年5月の連休明けから業務量が急激に増大し、時間外労働は平成24年5月20日～6月18日で72時間と前月(4月20日～5月19日の34時間)よりも38時間増加していたことが認められた(発病日が平成24年8月中旬のため、8月11日から20日までを発病日として10通り計算した結果、平成24年8月17日を起点とする6か月間において上述の仕事量の変化が認められた。下記「労働時間の状況(時間外労働時間数)」参照。)。 以上により、前月からの時間外労働時間数がおおむね20時間以上増加して、1か月おおむね46時間以上となったことが認められることから、心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。	(類推の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)			
	() 平均 (I <input type="checkbox"/> II <input checked="" type="checkbox"/> III)	弱 <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 強			
	具体的な内容及び評価 :	不明			
	() 平均 (I <input type="checkbox"/> II <input checked="" type="checkbox"/> III)	弱 <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 強			
	() 平均 (I <input type="checkbox"/> II <input checked="" type="checkbox"/> III)	不明			
	() 平均 (I <input type="checkbox"/> II <input checked="" type="checkbox"/> III)	(類推の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)			

労働時間の状況 (時間外労働 時間数) 起点: 8月17日	発病前1か月 107 時間	発病前2か月 68 時間	発病前3か月 72 時間	発病前4か月 34 時間	発病前5か月 40 時間	発病前6か月 42 時間
複数の出来事の 全体評価	<p>「新規事業の担当になった」と「仕事量の変化」は関連する出来事であり、これらを全体として評価した場合の心理的負荷の強度は「中」程度と判断される。</p> <p>その上で、恒常的長時間労働の状況を確認したところ、発病前6か月（発病日が8月中旬のため、8月20日からさかのぼって計算し、項目15で評価した4月20日～6月18日までを除く期間）において、7月13日～8月11日までの30日間に115時間程度の時間外労働が認められることから、下記のとおり、心理的負荷の総合評価を「強」に修正する。</p>					
総合評価	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> ① 強 ② 中 ③ 弱 ④ 強か否か不明 ⑤ 中か弱か不明 </div>					

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものではないと考えられる <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものと考えられる		
	具 体 的 出 来 事		
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価		(類推の有無 有・無)	I II III
		(類推の有無 有・無)	I II III
個体側要因の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものではないと考えられる <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものと考えられる		
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	既往歴	特になし	
	アルコール等依存状況	特になし	
	その他	特になし	

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に関する精神科等の医療機関の受診状況	医療機関名	受診期間				病名
		初診	[メンタルクリニックわかば]	[H24年 11月～ 年 月]	[適応障害 (F43.2)]	
			[]	[年 月～ 年 月]	[]	
			[]	[年 月～ 年 月]	[]	
			[]	[年 月～ 年 月]	[]	
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果			資料No.
H24年 5月～	<p>平成24年5月の連休明けからの残業は非常に長かったと思います。8月に入って間もなく不眠、不安などの症状が出たため、その月の産業医の面談にて体調不良を訴えました。産業医の先生は、私の相談を受けて、会社に対して残業時間を短くするよう要請していただきましたので、会社も配慮してくれたようですが、私の上司は制限時間内であれば残業可否との理解でしたので、その後も時間外労働自体は続きました。（聴取書）</p> <p>平成24年8月以降は、不眠、不安感、頭痛などの症状が継続し、一向に改善することはありませんでした。このような症状がある中で何とか勤務を続けていましたが、産業医の先生の勧めもあって平成24年11月に精神科を受診することとなり、以後治療を受け始めましたが、結局症状は良くならず、平成25年1月から休職することになったものです。（聴取書）</p>		<p>○ 平成24年6月頃から監督さんとは別の場所で作業することがほとんどで、その期間の詳しい様子についてはわかりません。（部下撰津の申述）</p> <p>○ 平成24年8月頃の監督の様子については、特におかしかったという印象はありません。監督が突然会社を休んだ時、自宅に様子を見に行つたこともありましたが、監督は「生活が昼夜逆転してしまって起きることができず、出社ができなかつた」と言ってはいましたが、特に変わった様子もなかつたと記憶しています。（リーダー房総の申述）</p> <p>○ 平成24年8月に入ってからだったと思いますが、監督が3～4日くらい休んだ時がありました。後から監督に話を聞いてみると、体調不良とのことでしたが、今思えば少し沈んだ様子であった気がします。（同僚甲府の申述）</p>			

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事：新規事業の担当になった、会社の立て直しの担当になった、仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H24年4月～	<p>私が精神障害を発病するに至った原因是、平成24年5月の連休明け以降の長時間労働にあると考えています。</p> <p>平成24年4月から、私は「課金システム開発プロジェクト」のチーフSEとして、客先との調整、仕様書の作成、動作試験などの業務に従事していました。このプロジェクトは、携帯電話などのパケット通信の課金計算を行うシステムの開発を行うもので、規模としては大きな案件に入ると思います。</p> <p>私は、他のメンバーと同様に、房総リーダーの指揮のもと、開発段階に応じて割り振られた業務を担当していました。</p> <p>システムの開発プロジェクトの一員となったのは、今回が初めてではありません。</p> <p>平成24年6月以降は、動作試験時に発生した不具合等のトラブルへの対応に追われていたもので、帰宅時間が深夜に及んだり、休日もなく出勤し続けるといった時期がありました。正確な時間はわかりませんが、発病直前の頃は1か月100時間は超えていたのではないかと思います。（聴取書）</p>	○	<p>納期がいつまでであったのかは覚えていませんが、納期前の数か月がもっとも忙しかった記憶があります。納期前の作業として動作試験を行いますが、システムにバグが出ればその修正を行う必要があり、平成24年夏頃も動作試験を行っては修正を繰り返すといった作業を行っていたと思います。監督には以前にも動作試験を担当させてきましたので、この作業を任せていました。</p> <p>忙しかったのは事実だと思いますが、深夜に及ぶまで作業を行っていたかと言われると、よく覚えていません。休日出勤をすることはあつたと思います。</p> <p>監督の時間外労働についてですが、1か月100時間を超えるようなものもあったかと思います。当社では各社員の労働時間について、1か月ごとに管理者が承認することとなっており、正確な時期まではわかりませんが、監督についても100時間を超える時間について承認した記憶があるからです。なお、この時期は他の者も同じくらいの時間外労働を行っていた状況でした。プロジェクトのメンバー全員がこのくらいの時間働かないと対応できない状況にあったものです。（リーダー房総の申述）</p> <p>私の記憶では、このプロジェクトの期間中は常に忙しい状態にあったと思います。私もこの間は深夜まで働くことが多かったです。</p> <p>平成24年6月以降、私と監督さんは別の場所で作業することがほとんどであったため、正確なことはわかりませんが、私より早く退社していたことはなかったと思います。休日出勤についても、私が会社に出てきた時に見かけることはありました。詳しい出退社の時間は覚えていません。</p> <p>平成24年6月頃の私の残業時間は1か月130時間程度ありましたので、監督さんが私よりも少し短かったとしても、1か月100時間程度はあったのではないかと思います。（部下横津の申述）</p> <p>プロジェクト期間中の私の残業時間は1か月100時間程度はあったと思います。この時期はプロジェクトのすべてのメンバーが長時間の残業や休日出勤を行っていました。今思えば豪まじい作業量であったと思いますが、全員がそれだけの対応を行わなければこなせるものではなかったと思います。（同僚甲府の申述）</p>	○ ○ ○
認定事実				
<p>請求人は、平成24年4月以降、課金システム開発プロジェクトのチーフSEとして、客先との仕様の調整、仕様書の作成、動作試験等の業務を行っていたが、試験時に発生した不具合等のトラブルを契機に平成24年5月の連休明けから業務量が急激に増大し、監督の時間外労働時間は、前月の34時間から72時間に増加した。さらに、その後も長時間労働が継続し、平成24年5月後半以降、1か月当たりの時間外労働時間は、72時間、68時間、107時間となつた。</p> <p>以上により、平成24年5月中旬から同年6月中旬にかけて時間外労働時間数が20時間以上増加し、かつ、1か月45時間を超えていたことが認められ、また、同年7月中旬から8月中旬にかけて100時間を超える恒常的長時間労働が認められた。</p>				

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事:		なし		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.

認定事実

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有・無)
上記が有の場合その内容

5 主治医・産業医等の意見

主治医の意見書 〔有・無〕	(概要) (メンタルクリニックわかば 桐生医師の意見書) 1 初診日：平成24年11月20日 2 主訴として、不眠、憂鬱感、頭痛の訴えがあった。 3 初診時の症状として、主訴である不眠、憂鬱感、頭痛のほか、気分の変動、意欲低下がみられた。 4 疾患名は適応障害（F43.2）。診断根拠は、ICD-10の診断ガイドラインによる。 5 平成24年8月中旬。本人の陳述による。 6 システムエンジニアとしてソフトウェア開発に携わっていたとのことであるが、繁忙時においてストレスがかかった可能性は否定できない。 7 初診後、薬物療法・精神療法による治療を開始するも、症状は徐々に増悪して出社不能となる。その後、休職し、自宅療養の上、薬物療法・精神療法による治療を続けるも症状は一進一退を繰り返しており、現在も継続して療養中。 8 精神障害の既往歴なし。 9 他の医療機関の受診なし。 10 面談調査は可能と考えられる。	資料No.
	診療記録等の収集 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無)	
産業医意見書 〔有・無〕	(概要)	
専門医意見書 (請求人提出) 〔有・無〕	(概要)	

6 就業条件等一般的事項

学歴	最終学歴【中学校・高等学校・大学(大学)・その他()】	H20年3月卒業	資料No.
職歴 直近のものから記載すること。	事業場名 〔労働通信システム〕〔H20年4月1日～年月日〕〔SE〕 〔 〕〔年月日～年月日〕 〔 〕〔年月日～年月日〕	職種 ○	
現在の事業場に履入後の配属先 直近のものから記載すること。	配属先 〔システム開発事業部〕〔H20年4月1日～年月日〕 〔 〕〔年月日～年月日〕 〔 〕〔年月日～年月日〕 〔 〕〔年月日～年月日〕	職種	
所定労働時間、所定休憩時間、所定休日等 当該労働者について記載すること。	所定労働時間 所定始業時刻：9時0分 所定終業時刻：17時45分 所定休憩時刻：12時0分～13時0分 所定休日：①週休1日制 ②週休2日制 ③カレンダー等により指定 ④その他 特記事項 その他、年末年始、祝祭日、夏季休暇等 労働時間制度：①1か月単位変形労働時間制 ②1年単位変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤その他 特記事項 勤務形態：①日勤勤務 ②交代制(日勤・夜勤) ③3交代制 ④その他 特記事項 雇用形態：①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他 出退勤の管理の状況：①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他 特記事項 勤務管理表による管理(システムへの本人の入力後、1か月ごとに管理者が確認) その他特記事項：	所定労働時間 〔1日〕7時間45分 〔1週間〕38時間45分 (休憩時間 1時間0分) ④その他	

<p>当該労働者の日常業務</p> <p>具体的に記載すること。</p>	<p>システムエンジニアとして通信キャリア向け課金システムのソフトウェア開発に従事し、客先との調整、仕様書の作成、動作試験等の業務を行うもの。</p>	<p>資料No.</p>
<p>事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<p>課金システム開発プロジェクト</p> <pre> graph TD A([リーダー 房総 文夫]) --> B([チーフSE 請求人]) A --> C([調達チーフ 甲府 龍夫]) A --> D([涉外チーフ 甲賀 健児]) B --> E([摂津 吾朗]) B --> F([堺 高徳]) C --> G([阿波 栄治]) C --> H([鳴門 貴]) </pre>	
<p>事業場以外における当該労働者との相関図(家族・友人等)</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<pre> graph TD A[父] --- B[母] A --- C1[姉] A --- C2[姉] A --- D[請求人] A --- E[妹] C1 --- F1[同居] C2 --- F2[同居] D --- F3[同居] </pre>	

7 労働時間を認定した根拠

資料 No.

(労働時間の把握方法)

- | | | |
|----------------------------------|---|--|
| <input type="checkbox"/> タイムカード | <input checked="" type="checkbox"/> 出勤簿・業務日報等 | <input checked="" type="checkbox"/> 施錠記録・警備記録等 |
| <input type="checkbox"/> 本人の申告 | <input type="checkbox"/> 管理者による確認 | <input type="checkbox"/> 上司・同僚からの聴取 |
| <input type="checkbox"/> その他 () | | |

(労働時間の推計方法)

事業場の労働時間管理は勤務管理表によって行われている。勤務管理表は、労働者自身が1日ごとに入力し、月末に管理者の承認を受けることになっている。入力方法は、直行直帰以外の場合は出勤時間と退勤時間を入力すると自動計算されるシステムとなっている。

また、事業場では事務室への出入の際にセキュリティカードを使用することになっており、入退室に伴うセキュリティ解除の時刻に係る記録が事業場にはあったため、上記勤務管理表を基本としつつ、当該入退出記録も参考としながら労働時間を算定した。

事例4 出来事が複数ある事案（業務による心理的負荷評価表の項目15と項目17）

○ 事案のポイント

- ・請求人は、新規プロジェクトの担当になり、業務量が増大した。
- ・同時期に、2週間以上にわたる連続勤務も行った。

○ 出来事評価のポイント

- ・2週間以上の連続勤務の結果、当該期間を含む1か月当たりの時間外労働が（大きく）増大した場合は、項目15と項目17にそれぞれ当てはめて全体評価を行う。

○ 医学意見の聴取のポイント

- ・総合評価の結果、「中」に該当する出来事が複数あり、「強」に該当するかどうかも含め判断しがたい場合は、専門部会意見で決定する。

（心理的負荷表（抜粋））

出来事の類型	平均的な心理的負荷の強度	心理的負荷の結合評価の指標			心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
		具体的な出来事	心理的負荷の強度	1	2	3	弱
15 ③仕事の量・質	仕事内容・仕事量の（大幅な）変化が生じさせた出来事が生じた。	☆	・ 会員の困難性、能力・経験と業務内容のギャップ等 ・ 時間外労働、休日労働、業務の密度の変化の程度、仕事内容、責任の変化の程度等 （注）負担がたまると1か月に亘って、時間外労働が常に変わらざる場合は、他の項目で評価される場合でも、この項目でも評価する。	【「弱」になる例】 ・ 仕事内容の変化が事務に対応できるもの（例）であり、変化後の業務の負担が大きくなかった。 ※ 会員・会員等の会員の業務、職場のOA化の進展、部下の増加、同一部署内の所属部署の就職、組織外配置としての会員配置員の教育等 ・ 仕事量（時間外労働時間数等）に、「中」に該当しない程度の変化があった	○ 仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせた出来事が生じた。	【「強」になる例】 ・ 仕事量が著しく増加して時間外労働も大幅に増えるもの（例）以上に増加し、1ヶ月あたりおむね100時間以上となるなどの状況（例） ・ その他の業務に多くの努力を費した（会員・休日を犠牲する）のが困難なほどの状況（例） ・ 週間に超過したことがない仕事内容に変更となり、常時緊張を強いられる状態となつた	【「強」になる例】 ・ 仕事量が著しく増加して時間外労働も大幅に増えるもの（例）以上に増加し、1ヶ月あたりおむね100時間以上となるなどの状況（例） ・ その他の業務に多くの努力を費した（会員・休日を犠牲する）のが困難なほどの状況（例） ・ 週間に超過したことがない仕事内容に変更となり、常時緊張を強いられる状態となつた
17	2週間以上にわたって連続勤務を行った	☆	・ 会員の困難性、能力・経験と業務内容のギャップ等 ・ 時間外労働、休日労働、業務の密度の変化の程度、仕事内容、責任の変化の程度等	【「弱」になる例】 ・ 休日労働を行った	○ 2週間（14日）以上にわたって連続勤務を行った	【「中」になる例】 ・ 平日の時間外労働だけではこなれない負担がかかる。休日にこなれない負担が生じた等の事情により、2週間（14日）以上にわたって連続勤務を行った。 (1日あたりの労働時間が特に多い場合、手持ち時間が多い場合に該当する場合)	【「強」になる例】 ・ 1か月以上にわたって連続勤務を行った。 ・ 2週間（14日）以上にわたって連続勤務を行い、その間、週日、深夜時間帯に多くの時間外労働を行った（例） ・ 1日あたりの労働時間が特に多い場合、手持ち時間が多い場合に該当する場合

医学意見の要否等に係る調査復命書

○○局○○署								整理番号	○	
署長	次長	課長	給付調査官	係長	係	係	係	復命年月日 平成 26 年 12 月 2 日		
1. 調査官意見のとおり決定する。(平成 年 月 日) 2. 下記事由により再調査を要する。								調査官職氏名	厚生労働事務官 保険 次郎	
								受付年月日	平成 26 年 7 月 22 日	
								請求種別	<input checked="" type="checkbox"/> 療養 <input checked="" type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遣族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()	
労働保険番号	99.9.99.99999-999			事業の種類	情報通信業					
事業の名称	日比ネットワーク㈱								労働者数	470 人
事業場の所在	〒一 ○○県○○市					電話	999 (999) 9999			
ふりがな 被災労働者氏名	あかさか しんたろう 赤坂 真太郎			生年月日	昭和54年 10月 17日			性別	男	
職種	ソフトウェア検証業務					雇入年月日 平成15年 4月 1日				
ふりがな 請求人氏名	あかさか しんたろう 赤坂 真太郎			続柄	本人					
疾患名及び 発病時期	[請求時] 疾患名: 適応障害 発病日: 平成25年 5月 上旬(頃) (発病時年齢 33歳) [決定時] 疾患名: 適応障害 (F43.2) 発病日: 平成25年 5月 上旬(頃) (発病時年齢 33歳)									
現在の状況	[生存] 死亡(死亡年月日: 年 月 日 死亡時年齢 歳)									
請求人の申述	赤坂真太郎(以下「請求人」という。)は、要旨「時間外労働や休日労働が常態化している職場で頻繁なプロジェクトの変更に対応するために多大な時間と労力が必要となり、リーダーとしての責任もあり、深夜残業や休日出勤をせざるを得なかった。その疲労からメンタルヘルスを害した。」として労災請求に及んだ。									
事案の概要 (認定した事実)	請求人は、平成24年11月に資産管理ツール「Shisan」の開発プロジェクトに加わった。年明け後からプロジェクト業務への対応のために労働時間が増加した。業務以外の心理的負荷及び個体側要因は確認されていない。									
[調査官意見] 本件について、下記によることとしたい										
<input checked="" type="checkbox"/> 次頁(1)の1ないし5に該当することから、本復命書を添付し(2)により専門部会の合議による意見を求める										
<input type="checkbox"/> 次頁(1)の1ないし5に該当せず6ないし9に該当することから、本復命書を添付し(2)により専門医の意見を求める										
<input type="checkbox"/> 次頁(1)のいずれにも該当せず、業務による強い心理的負荷が認められ業務以外の心理的負荷等が認められないことから、主治医による意見書により業務上と決定する										

調査官意見の詳細

(1) 意見を求める相手方

1	自殺事案
2	業務による心理的負荷の強度について「強」に該当するかどうかを含め判断したい
3	業務による心理的負荷が「強」に該当することが明らかだが、顕著な業務以外の心理的負荷又は個体側要因が認められる
4	請求人が悪化を主張している
5	発病の有無、疾患名、発病時期、心理的負荷の強度、その他(高度な医学的検討が必要)の判断について

上記1～5のいずれかに該当することから、専門部会の合議による意見を求める

6	主治医の意見による判断に補足が必要である
7	疾患名がICD-10のF3あるいはF4でない
8	業務による心理的負荷が「強」に該当しないことが明らかである
9	業務による心理的負荷が明確に「強」に該当することが明らかだが、業務以外の心理的負荷又は個体側要因が認められる

上記1～5に該当せず、上記6～9のいずれかに該当することから、専門医の意見を求める

上記のいずれにも該当しないことから、主治医による意見書により業務上と決定する

(2) 専門部会・専門医への意見依頼内容及びこれに対する署の見解等

請求人は、平成25年2月から3月と4月から5月にかけて2回、1か月当たり45時間以上の時間外労働に従事し、かつ、これが前月から20時間以上増加していることが確認できました。これは、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」の「中」の具体例に合致しており、発病前6か月間に2回生じていることは、総合評価を強める要素となっています。

また、平成25年2月下旬に13日間連続勤務を行っていたことも認められ、これは、「2週間以上にわたって連続勤務を行った」の「中」の具体例に合致していると判断されることから、「中」の具体例に合致する出来事が複数ある場合に該当するものとして、専門部会への協議を依頼する次第です。

なお、業務以外の心理的負荷や個体側要因については確認されていないことを申し添えます。

1 調査結果のまとめ

(1) 発病の有無等

精神障害発病の有無	有	無	発病時期	平成25年5月上旬(頃)	自殺	生存
疾患名	適応障害(F43.2)					
()について主治医の判断の補足が必要・不要					

(2) 業務による心理的負荷

特別な出来事の評価	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働					
	出来事の有無	有	無	恒常的な長時間労働の有無	有	無
具体的な出来事						心理的負荷の総合評価の強度
(仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった) 平均 (I <input checked="" type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> III)						
具体的な内容及び評価:						
<p>請求人は平成24年11月に資産管理ツール「Shisan」の開発プロジェクトに加わった。以後、その対応のために時間外労働時間が増加し、また、休日労働も行った。平成25年2月2日から同年3月2日までの1か月間において102時間、同年4月2日から5月1日までの1か月間において73.5時間の時間外労働を行っており、いずれも前月との比較で時間外労働時間数が20時間以上増加していることが確認された。(発病日が平成25年5月上旬のため、5月1日から10日までを発病日として10通り計算した結果、平成25年5月1日を起点とする6か月間において上述の仕事量の変化が認められた。下記「労働時間の状況(時間外労働時間数)」参照。)</p> <p>以上より、具体的な出来事として「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が認められ、「中」の具体的な内容に合致することから、心理的負荷の強度は「中」と判断する。</p>						
(類推の有無 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)						
(2週間以上にわたって連続勤務を行った) 平均 (I <input checked="" type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> III)						
具体的な内容及び評価:						
<p>請求人は、平成25年2月15日から同月27日までの間において、13日間連続勤務を行っていることが確認された。</p> <p>以上より、具体的な出来事として「2週間以上にわたって連続勤務を行った」が認められ、この間、深夜労働が3日間確認されているが、連日とまでは言えないため、心理的負荷の強度は「中」と判断する。</p>						
(類推の有無 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)						
() 平均 (I <input type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> III)						
具体的な内容及び評価:						
(類推の有無 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)						

労働時間の状況 (時間外労働 時間数) 起点: 5月1日	発病前1か月 73.5 時間	発病前2か月 34.5 時間	発病前3か月 102.0 時間	発病前4か月 63.0 時間	発病前5か月 3.5 時間	発病前6か月 33.5 時間
複数の出来事の 全体評価	以上から、心理的負荷の強度が「中」程度の出来事が複数認められ、これらの出来事を全体評価した場合の心理的負荷の強度の判断が困難であるため、専門部会の合議による意見を求めることしたい。					
総合評価	① 強 ② 中 ③ 弱 ④ 強か否か不明 ⑤ 中か弱か不明					

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものではないと考えられる <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものと考えられる		
	具 体 的 出 来 事		
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価	(類推の有無 有・無)	I	II III
	(類推の有無 有・無)	I	II III
個体側要因の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものではないと考えられる <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものと考えられる		
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	既往歴	特になし	
	アルコール等依存状況	特になし	
	その他の	特になし	

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に関する精神科等の医療機関の受診状況	医療機関名	受診期間				病名
	初診 [関東大学病院]	[H25 年 5 月 ~ H25 年 9 月]	[適応障害]	
	[認対クリニック]	[H25 年 10 月 ~ 年 月]	[適応障害]	
	[]	[年 月 ~ 年 月]	[]	
	[]	[年 月 ~ 年 月]	[]	
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果			資料No.
H25.1	症状が最初に出たのは、記憶では平成25年1月頃だったと思います。この時の症状は、咳が止まらない、腹痛、出勤したくないと感じる、不眠、疲労感などです。 (聴取書)	○				
H25.5	その後も心身の不調が続いたため、平成25年5月中旬に産業医と面談したところ、専門医を受診するよう言われ、産業医から紹介された関東大学病院を受診し、そこで適応障害と診断されました。 (聴取書)	○	<p>発病直前の赤坂さんの様子については、半休を取得することが多くなっていたなと思いましたが、様子がおかしいとまでは思いませんでした。</p> <p>彼が休職したいと言ってきたときに驚いたのを覚えています。</p> <p>(同僚 山田聴取書)</p>			○
			<p>「Shisan」プロジェクトに加わってからも、様子がおかしいと思ったことはありません。私の部下だった頃も和気あいあいとやっている印象でしたし、「Shisan」プロジェクトには彼の同期もいましたので、仲間内で仲良くやっていた記憶があります。</p> <p>(元上司 佐藤聴取書)</p>			○
			<p>赤坂さんの当時の様子はいつもと変わりませんでした。また、休む直前の様子は、プロジェクトメンバーで交代で休みを取っていて、私はちょうど休んでいたので、はっきり覚えていないです。</p> <p>(同僚 田中聴取書)</p>			○

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事： 仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった・2週間以上にわたって連続勤務を行った

年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H24. 11	<p>(請求人作成の「出来事メモ」抜粋)</p> <p>平成24年11月に入り大きなプロジェクトに配属され、大量の資料や情報を把握するために残業が増大した。作業ごとの締切りが次々に迫っており、帰宅時間が深夜になったり徹夜をすることもあった。</p> <p>私が今回の疾患について思い当たる原因としては、平成25年の年明けから業務量が増えたことだと思う。</p> <p>そのころの平均的な退社時間は22時過ぎであり、定時で退社することは月1回もなかつたと思う。</p> <p>私が「Shisan」プロジェクトで担当していた業務は、検証作業という業務で、開発作業の後にしか着手できないため、開発が遅れてしまうと作業時間が制約され、残業が増える原因となった。</p>	○	<p>赤坂さんが「Shisan」プロジェクトに入ったのは平成24年11月頃だと記憶しています。</p> <p>「Shisan」はサーバーの動作環境や他の関係ソフトとの連動など、検証範囲が他のプロジェクトよりも広く、幅広い知識が求められました。</p> <p>(同僚 山田聴取書)</p> <p>当時の赤坂さんと私は同じような作業をやっていたので、平成24年の年末から業務量が増えた印象はあります。</p> <p>「Shisan」の開発が遅れて検証作業に入れない間も、稼働中の旧バージョンの不具合への対応があり、決して手持無沙汰で開発を待っているということはありませんでした。</p> <p>(同僚 田中聴取書)</p>	○
H25. 3	<p>平成25年3月の13日連続勤務については、具体的にどの作業の締切りかは覚えていないが、「Shisan」に追加する機能の検証作業が重なった上に、必要な人手が確保できなかつたためだと記憶している。</p>	○	<p>「Shisan」プロジェクトは作業ごとの納期が細かく決まっており、マネージャーである私は、納期から逆算した期限で完成するように指示をします。</p> <p>平成25年4月と5月に納期がくる作業については絶対に遅れられないものだったので、遅くまで残ってやってもらっていたと思います。</p> <p>(上司 鈴木聴取書)</p>	○

認定事実

請求人は、平成25年2月2日から同年3月2までの1か月間において102時間、同年4月2日から5月1までの1か月間において73.5時間の時間外労働を行っており、いずれも前月との比較で時間外労働時間数が20時間以上増加していることが確認された。

これは、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」の「中」の具体例に合致することから、心理的負荷の強度は「中」と判断する。

また、請求人は、平成25年2月16日から同月27までの間において、13日間連続勤務を行っていることが確認された。

これは、「2週間以上にわたって連続勤務を行った」に当てはまり、この間、深夜労働が3日間確認されているが、連日とまでは言えないため、心理的負荷の強度は「中」と判断する。

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事:		なし		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
認定事実				

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有・無)
上記が有の場合その内容

5 主治医・産業医等の意見

主治医意見書 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	<p>(概要)</p> <p>① 初診日 平成25年5月26日</p> <p>② 受診の端緒 平成25年の年明けから、咳・頭痛・動悸が出現し受診</p> <p>③ 初診時の主訴及び他覚的所見 咳・頭痛・動悸 食欲低下（-） 不眠（+） 抑うつ気分（+） イライラ（+）</p> <p>④ 傷病名 F43.2 適応障害</p> <p>⑤ 診断根拠 強いストレスにより上記の症状を示したため。</p> <p>⑥ 発病時期 平成25年5月上旬頃</p> <p>⑦ 発病時期の推察根拠 本人の申立てと症状の出現状況から判断した。</p> <p>⑧ 治療経過 休業を指示し投薬開始。薬の抵抗が強く自己中断されていたが、休養のみで症状は改善した。 しかし復帰が近づくと症状が動搖した。投薬を再開し、3か月休養したが、症状は改善を見 ず、典型的な適応障害とは言い難い。</p>	資料No.
	診療記録等の収集 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	
産業医意見書 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	<p>(概要)</p> <p>① 初診日 平成25年5月10日</p> <p>② 受診の端緒 不定愁訴。業務多忙により疲労感が抜けない。</p> <p>③ 初診時の主訴及び他覚的所見 疲労感、意欲低下を感じる。咳が止まらない、腹痛などの不調が持続。</p> <p>④ 傷病名 精神疾患が疑われたため、関東大学病院専門医を紹介。</p>	
	診療記録等の収集 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	
専門医意見書 (請求人提出) (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	(概要)	

6 就業条件等一般的な事項

学歴	最終学歴 (中学校・高等学校・大学・大学院・その他)	H15年 3月	日 (卒業) 中退	資料No.
職歴 直近のものから記載すること。	事業場名 〔 日比ネットワーク 〕 [H15年 4月 1日～] 〔 〕 [年 月 日～] 〔 〕 [年 月 日～]	年 月 日	〔 SE 〕	
現在の事業場に雇用後の配属先 直近のものから記載すること。	配属先 〔 クオリティ部門 〕 [H16年 4月 1日～] 〔 管理部門 〕 [H15年 4月 1日～ H16年 3月 31日] 〔 〕 [年 月 日～] 〔 〕 [年 月 日～]	年 月 日	〔 SE 〕 〔 事務職 〕	
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 当該労働者について記載すること。	所定始業時刻 : 9時 30分 所定終業時刻 : 18時 30分 所定休憩時刻 : 12時 0分～ 13時 0分 所定休日 : ①週休1日制 ②週休2日制	所定労働時間 (1日) 8時間 0分 (1週間) 40時間 0分 (休憩時間 1時間 分)	③カレンダー等により指定 ④その他	
特記事項				
労働時間制度 : ①1か月単位変形労働時間制 ②1年単位変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤その他				
特記事項				
勤務形態 : ①日勤勤務 ②2交代制(日勤・夜勤) ③3交代制 ④その他				
特記事項				
雇用形態 : ①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他				
出退勤の管理の状況 : ①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他				
特記事項				
その他特記事項 :				

<p>当該労働者の日常業務</p> <p>具体的に記載すること。</p>	<p>ソフトウェア検証業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアの不具合発生時における再現確認 ・開発部門の仕様確認 ・テスト設計の作成、テストの実施 ・派遣スタッフの業務進捗確認 	<p>資料No.</p>
<p>事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ</p> <p>組織図により表すと共に聽取実施者には○印を付記すること。</p>	<p>(本店)</p> <pre> graph TD A["クオリティ部門マネージャー 鈴木一"] --- B["請求人"] A --- C["山田 五郎"] A --- D["田中 次郎"] E["元管理部門マネージャー 佐藤 史郎"] </pre>	
<p>事業場以外における当該労働者との相関図(家族・友人等)</p> <p>組織図により表すと共に聽取実施者には○印を付記すること。</p>	<pre> graph TD A["赤坂三郎(父)"] --- B["赤坂千明(母)"] A --- C["請求人"] B --- C C --- D["兄"] C --- E["妹"] D --- F["別居"] E --- G["婚姻、別居"] </pre>	

7 労働時間を認定した根拠

資料 No.

(労働時間の把握方法)

- | | | |
|--|------------------------------------|-------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> タイムカード | <input type="checkbox"/> 出勤簿・業務日報等 | <input type="checkbox"/> 施錠記録・警備記録等 |
| <input type="checkbox"/> 本人の申告 | <input type="checkbox"/> 管理者による確認 | <input type="checkbox"/> 上司・同僚からの聽取 |
| <input type="checkbox"/> その他 | () | |

(労働時間の推計方法)

事業場の労働時間は勤怠表で管理を行っている。この勤怠表は、各自で入力または出社・退社ボタンを押して労働時間を管理している。この勤怠表を用いた算定を行っている。

事例5 1か月に80時間以上の時間外労働を行った事案（業務による心理的負荷評価表の項目16）

○ 事案のポイント

- ・請求人は、異動により新規店舗の店長となり、業務量が増大した。

○ 出来事評価のポイント

- ・項目16で評価することとなるのは、原則として引き続く長時間労働以外には出来事が存在しない場合であるが、この項目で「強」に判断できる場合には、他に出来事が存在してもこの項目でも評価する。

○ 医学意見の聴取のポイント

- ・総合評価の結果、明確に「強」に該当するが、業務以外の心理的負荷が認められる場合は、専門医意見で決定する。

（心理的負荷表（抜粋））

出来事の種類	平均的な心理的負荷の強度	心理的負荷の総合評価の視点			心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例			
		具体的な出来事	心理的負荷の強度	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	弱	中
16 ③仕事の量・質	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	☆		<ul style="list-style-type: none"> ・業務の困難性 ・長時間労働の健康時間 (注)この項目の「時間外労働」は、すべて休日労働時間を含む。 	<p>【「弱」になる例】 ・1か月に80時間未満の時間外労働を行った</p> <p>【「強」になる例】 ・1か月に80時間以上の時間外労働を行った (注)他の項目で評価されない場合のみ評価する。</p>	<p>○ 1か月に80時間以上の時間外労働を行った</p> <p>(注)他の項目で評価されない場合のみ評価する。</p>	<p>【「強」になる例】 ・先頭直前の連続した2か月間に、1月当たりおむね120時間以上の時間外労働を行い、その業務内容が通常その程度の労働時間を使うものであった ・先頭直前の連続した3か月間に、1月当たりおむね100時間以上の時間外労働を行い、その業務内容が通常その程度の労働時間を使うものであった</p>	
21 ④役割・地位の変化等	記置転換があつた	☆		<ul style="list-style-type: none"> ・業務、業務の変化の程度、記置転換の理由・経過等 ・業務の困難性、能力・経験と業務内容のギャップ等 ・その後の業務内容、業務量の程度、部署の人間関係等 (注)出典を含む。 	<p>【「弱」になる例】 ・以前に経験した業務と全く異なる別の業務に従事することとなったため、記置転換後の業務に対応するのに多大な力を費した</p> <p>【「強」になる例】 ・記置転換後の地位が、過去の経験からみて異常にほど高い責任が課はれるものであった ・左遷された(明らかに降格であって記置転換としては異例なものであり、職場内で孤立した状況になった)</p>	<p>○ 記置転換があつた</p> <p>(注)ここでの「記置転換」は、所属部署(組織保等)、就務場所の変更を指し、転居を伴うものを除く。</p>		

精神障害の業務起因性判断のための調査復命書

○○ 局 ○○ 署								整理番号	○
署長	次長	課長	給付調査官	係長	係	復命年月日 平成 26 年 2 月 27 日			
1. 調査官意見のとおり決定する。(平成 年 月 日) 2. 下記事由により再調査を要する。									調査官職氏名 厚生労働事務官 安全二郎
									受付年月日 平成 25 年 9 月 20 日
									請求種別 <input checked="" type="checkbox"/> 療養 <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()
労働保険番号 99.9.99.99999-999	事業の種類 飲食業								
事業の名称 キャプテンフードサービス㈱ キャプテンラーメン国道5号店					労働者数 7 人				
事業場の所在 〒 一 ○○県○○市					電話 99 (9999) 9999				
ふりがな 被災労働者氏名 労政 一郎	ろうせい いちろう	生年月日 昭和56年 7月 10日				性別 男・女			
職種 店長					雇入年月日 平成15年 4月 1日				
ふりがな 請求人氏名 労政 一郎	ろうせい いちろう	続柄 本人							
疾患名及び 発病時期 【請求時】疾患名：適応障害 (F43.2) 【決定時】疾患名：適応障害 (F43.2)	発病日 平成25年 7月	下旬頃 (発病時年齢 32歳)							
現在の状況 生存	死亡 (死亡年月日： 年 月 日)	死亡時年齢 歳)							
請求人の申述	平成25年4月にキャプテンラーメン国道5号店の店長として異動し、近隣3店舗のエリアマネージャーを兼任することになった。異動後の業務の状況は、退職等により担当エリア内の社員に欠員が生じた場合など、所属店舗以外の店舗に応援に出向かなければならないことも多々あり、また、店舗の売上の低下に伴い、アルバイト等の人員費を削減するために自分が長時間労働を行うことで対応するなど、過酷な労働条件の下で勤務を続けていたものであり、仕事が原因で精神障害を発病した。								
事案の概要 (認定した 事実)	平成25年3月、同年4月に新規オープンする「キャプテンラーメン国道5号店」の立ち上げの責任者となり、オープン後は、同店舗の店長として異動することになった。この時、併せて近隣3店舗のエリアマネージャーも兼任することになった。異動後の請求人の業務は、所属店舗での勤務に加え、他店舗所属の社員の欠員を補うために応援に出向くなど、労働時間は長時間に及ぶようになった。また、同年5月中旬以降は、開店直後と比べて売上も減少していたことから、アルバイト等の人員費を削減するため、自らが長時間労働を行うことで対応するなど、長時間労働の状況が続いていた。 請求人は、同年7月下旬頃から心身の不調を訴え、同年8月12日に受診した精神科で適応障害と診断された。業務以外の心理的負荷として妻の退職があった。また、個体側要因は確認されなかった。								
総合判断	[調査官の意見] 本件は、[業務上 · 業務外] と考える。 (理由) 請求人は、平成25年7月下旬に適応障害を発病していたものと認められる。 発病直前の3か月間に1か月当たり102時間、117時間、112時間の時間外労働を行っていたことが認められ、かつ、業務内容も通常その程度の労働時間を要するものと認められることから、具体的な出来事の「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」の「強」の具体例に該当し、総合評価は「強」と判断する。 業務以外の心理的負荷として、平成25年5月に妻がパートを退職したことが認められるが、その心理的負荷の強度はIであり、本件発病との関係があるとは考えられず、また、個体側要因の存在も確認されていないことから、本件は業務上と判断する。								
(医学意見書 : 専門医 · 部会)									

1 総合判断

(1)発病の有無等

精神障害発病の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	・ <input type="checkbox"/> 無	発病時期	平成25年 7月 下旬頃
疾患名 (ICD-10診断ガイド ラインによる)	適応障害 (F43.2)			

(2)業務による心理的負荷

特別な出来事 の評価	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働				心理的負荷の 総合評価の強度	
	出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	・ <input type="checkbox"/> 無	恒常的な長時間労働の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	
		具体的な出来事				
	(1か月に80時間以上の時間外労働を行った)	平均(<input type="checkbox"/> I	<input checked="" type="checkbox"/> II	<input type="checkbox"/> III)
	具体的な内容及び評価:	<p>平成25年4月に新規オープンした「キャブテンラーメン国道5号店」の店長として異動し、この時、併せて近隣3店舗のエリアマネージャーも兼任することになった。異動以降の請求人の業務は、所属店舗での勤務に加え、他店舗所属の社員の欠員を補うために応援に出向くなど、労働時間は長時間に及ぶようになった。また、同年5月中旬以降は、開店直後と比べて売上も減少していたことから、アルバイト等の入件費を削減するため、自らが長時間労働を行うことで対応するなど、長時間労働の状況が続いていた。</p> <p>このような状況から、発病直前の3か月間に102時間、117時間、112時間の時間外労働を行っていたことが認められ、かつ、業務内容も通常その程度の労働時間を要するものと認められることから、総合評価は「強」と判断する(発病日が平成25年7月下旬のため、7月21日から31日までを発病日として11通り計算した結果、平成25年7月30日を起点とする6か月間において上述の仕事量の変化が認められた。下記「労働時間の状況(時間外労働時間数)」参照。)。</p>				弱 中 強
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事及び出来事後 の評価	(類推の有無)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	・ <input type="checkbox"/> 無			
	(配置転換があった)	平均(<input type="checkbox"/> I	<input checked="" type="checkbox"/> II	<input type="checkbox"/> III)
	具体的な内容及び評価:	<p>平成25年4月10日、新規オープンした「キャブテンラーメン国道5号店」の店長として異動したが、従来から店舗の店長業務には従事しており、異動後の業務自体は容易に対応できるものであった。</p> <p>また、同店舗の店長への異動と同時に、複数の店舗を担当するエリアマネージャーを兼任することとなり、異動後しばらくの間は一定の労力を費やすこととなつたが、エリアマネージャーの職務自体の負荷は頗るなものではなかった。</p> <p>以上のことから、総合評価は「中」と判断する。</p>				弱 中 強
	(類推の有無)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	・ <input type="checkbox"/> 無			
	(平均(<input type="checkbox"/> I	<input type="checkbox"/> II	<input checked="" type="checkbox"/> III)
	具体的な内容及び評価:					弱 中 強
	(類推の有無)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	・ <input type="checkbox"/> 無			

労働時間の状況 (時間外労働 時間数) 起点: 7月30日	発病前1か月 112 時間	発病前2か月 117 時間	発病前3か月 102 時間	発病前4か月 75 時間	発病前5か月 74 時間	発病前6か月 70 時間
複数の出来事の 全体評価						
総合評価		弱	中	強		

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input type="checkbox"/> 確認できなかった <input checked="" type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる		
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価	具体的出来事 妻がパートを退職した (類推の有無 有・無)		
	(類推の有無 有・無)		
個体側要因の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる		
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	既往歴	特になし	
	アルコール等依存状況	特になし	
	その他	特になし	

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に関する精神科等の医療機関の受診状況	医療機関名		受診期間						病名	
	初診	[村吉メンタルクリニック]	[H25年 8月～]	年	月	[適応障害]				
	[]	[年 月～]	年	月	[]					
	[]	[年 月～]	年	月	[]					
	[]	[年 月～]	年	月	[]					
年・月	請求人の申述		資料No.	調査結果						資料No.
H25年 7月	平成25年7月中旬頃から、御飯を食べられない日があった。 (聴取書) 平成25年7月下旬頃から、寝付きが悪くなり、朝起きてから吐くことが多くなった。また、仕事に行こうとすると、手の震えなどの症状が出ることがあった。仕事中は気が張っていたのか、業務に支障が出ることはなかった。 (聴取書)	○	平成25年7月中旬頃だったと思いますが、労政店長が仕事中にいらいらしているのを感じた。顔色も良くなく、「最近眠れない」ということを聞いたこともあります。 (アルバイト磯野の申述)						○	
			平成25年7月下旬頃、私の店舗に応援に来ていた労政マネージャーから、「最近眠れない日が続いている」、「気分が良くない」と聞いた。この時、顔色がおかしいという印象はなかった。 (駅前店店長本田の申述)							
H25年 8月			平成25年8月11日、勤務中にアルバイトの磯野から「顔色がおかしい」ということを言われ、自分としても体調の変調が気になっていたので、精神科を受診することにした。 (聴取書)							

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事:		1か月に80時間以上の時間外労働を行った		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H25年 4月	平成25年4月10日、新規オープンした「キャブテンラーメン国道5号店」の店長として異動することになりました。また、同時にエリアマネージャーとして近隣3店舗を担当することになりました。（申立書）	○	・組織図 ・平成25年4月10日付け辞令の写し (事業場提出資料)	○
H25年 5月	平成25年5月上旬頃、担当店舗の社員が退職することになりました、該当の店舗では一時的な人員不足の状態に陥りました。該当の店舗内での調整だけでは対応できない日もあり、私自身が応援に行くようになりました。週に1回程度は応援に行っていました。（聴取書）	○	社員が急に1名退職することになり、人員不足の状況から労政マネージャーには頻繁に応援に来てもらうことになりました。所属店舗の売上の関係でも大変な時期にあり、相当大変な状況であったかと思います。（駅前店店長本田の申述）	○
	平成25年5月中旬以降、所属店舗の売上が開店直後よりも大きく落ち込んできましたことから、アルバイトの入件費を少しでも削減しようと、私自身の勤務時間を長くするようにしました。（聴取書）	○	労政から人員の補充について要望があり、会社としても早期に対応したいと考えていましたが、すぐに人員を確保することができず、結果として労政に負担がかからってしまったと思います。（事業場からの報告）	○
H25年 6月～ 7月	平成25年6月～7月も担当店舗への応援やアルバイトの入件費の削減を続けましたので、長時間の勤務が続いていました。本社からは人員の補充もなく、一方で、売上はしっかりとあげるよう店長会議で指示があるなど、次第に追い込まれていきました。（聴取書）	○	事業場から提出された勤務記録等によると、労政の発病直前3か月の時間外労働は102時間、117時間、112時間程度であったことが認められる。	○
認定事実				
平成25年4月に新規オープンした「キャブテンラーメン国道5号店」の店長として異動し、この時、併せて近隣3店舗のエリアマネージャーも兼任することになった。異動以降の請求人の業務は、所属店舗での勤務に加え、他店舗所属の社員の欠員を補うために応援に出向くなど、労働時間は長時間に及ぶようになった。また、同年5月中旬以降は、開店直後と比べて売上も減少していたことから、アルバイト等の入件費を削減するため、自らが長時間労働を行うことで対応するなど、長時間労働の状況が続いていた。				
このような状況から、発病直前の3か月間に102時間、117時間、112時間の時間外労働を行っていたことが認められ、かつ、業務内容も通常その程度の労働時間を要するものと認められた。				

出来事:		配置転換があった		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H25年 4月	<p>平成25年4月10日、新規オープンした「キャブテンラーメン国道5号店」の店長として異動することになりました。新規店舗ということで、最初は大変ではありましたが、店長業務自体はこれまでやっていましたので、苦になるものではありませんでした。</p> <p>また、同時にエリアマネージャーとして近隣3店舗を担当することとなり、しばらくの間はこの兼務が負担になっていました。しかし、慣れてくるとそれほど業務自体に負荷はなかったように感じています。それよりも、やはり長時間労働がきつかったと思います。（聴取書）</p>	○	<p>労政マネージャーは、最初は大変そうでしたが、次第に本領を發揮されて、卒なくエリアマネージャー業務をこなしていらっしゃったと思います。（駅前店店長本田の申述）</p> <p>店長業務自体はこれまで2店舗の店長経験がありましたので、異動が特段負荷になるような状況ではなかったと思います。エリアマネージャーの業務についても、兼任当初は担当店舗の人員に欠員が生じるようなこともなく、円滑に業務を進められていたものと認識しています。（事業場からの報告）</p>	○

認定事実

平成25年4月10日、新規オープンした「キャブテンラーメン国道5号店」の店長として異動したが、従来から店舗の店長業務には従事しており、異動後の業務自体は容易に対応できるものであった。

また、異動とともに、近隣3店舗を担当するエリアマネージャーを兼任することとなり、異動後しばらくの間は一定の労力を費やすこととなったが、エリアマネージャーの職務自体の負荷は顕著なものではなかった。

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事:	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H25年 5月	<p>5月中頃に妻が長く勤めていたスーパーのパート勤務を辞めることとなりました。新しく上司になった社員との折り合いが悪いようでした。</p> <p>自分の仕事も人手不足や売上減少などで頭を抱えていた時だったので、「こんな時に辞めるとは」という思いや今後の家計への影響が少し頭をよぎりました。</p> <p>私の収入も含め家計の管理は妻に任せていたので、実際に妻の収入がどれくらい家計に入っていたのかははっきり分かりません。</p>	○	<p>私は家の近くのスーパーで10年近くパートとして勤務していましたが、平成25年4月に上司の横柄な態度に我慢ができず仕事を辞めることにしました。</p> <p>私はパートを辞めましたが、収入は月5万程度でしたので、家計への影響はそれほどありません。(妻厚子の申述)</p>	○

認定事実

平成25年5月に、妻が長年勤めていたパート勤務を退職した事実が認められるが、この事実は「業務以外の心理的負荷表」の「配偶者が仕事を始めた又は辞めた」に該当し、その心理的負荷の強度はIとされている。

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有 無)

上記が有の場合その内容

5-1 主治医・産業医等の意見

主治医の意見書 〔有・無〕	(概要) (村吉メンタルクリニック 村吉医師の意見書) 1 初診日: 平成25年8月12日 2 主訴として、不眠、憂鬱感、倦怠感等の訴えがあった。 3 初診時の症状として、不眠、憂鬱感、倦怠感、疲労感を認める。その他、仕事に行こうとすると嘔気、手の震え、気力の低下等の症状があるとのことであった。 4 病歴は適応障害。診断根拠は、ICD-10の診断ガイドラインによる。 5 平成25年7月下旬。この頃から上記3の症状が出現しているとのことであった。 6 月100時間を超える残業が続いているとのことであり、この残業による強いストレスが原因で上記3の症状が出現していると判断した。 7 平成25年8月13日より会社を休むよう指示し、休養を取らせた。薬物療法、精神療法により、徐々に嘔気、手の震え、憂鬱感、倦怠感等が軽快に向かった。現在も通院を継続しているが、間もなく職場への復帰が可能と考えられる。 8 精神障害の既往歴なし。 9 他の医療機関の受診なし。 10 痩取に当たっての制限は特になし。	資料No.
	診療記録等の収集 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	
産業医意見書 〔有・無〕	(概要)	
専門医意見書 (請求人提出) 〔有・無〕	(概要)	

5-2 専門医の意見

<p>部会 専門医 (監督署長依頼) の意見書</p>	<p>(地方労災医員 朝霞秀樹医師の意見書)</p> <p>1 精神障害の発病について 請求人は、平成25年4月以降に業務が著しく多忙となり、平成25年7月中旬頃から食事が摺れなくなる、また、同月下旬頃から寝付きが悪くなり、朝起きてから吐くことなどの変調を来たした旨申述している。診療記録や請求人の心身の症状に関する申述等を踏まえると、主治医意見のとおり、請求人は、平成25年7月下旬頃に適応障害 (F43.2) を発病したものと判断される。</p> <p>2 業務による心理的負荷の検討 署の調査によれば、請求人は、平成25年4月に新規店舗の店長となり、併せて近隣3店舗のエリアマネージャーも兼任することになった。それ以降の請求人の業務は、所属店舗での勤務だけでなく、他店舗の管理も重なり、労働時間が長時間に及ぶようになった。 このような状況から、発病直前の3か月間に102時間、117時間、112時間の時間外労働を行っていたことが認められ、かつ、業務内容も通常その程度の労働時間を要するものと認められることから、総合評価は「強」と判断する。</p> <p>3 業務以外の心理的負荷及び個体側要因の検討 平成25年5月に請求人の妻が長年勤務していたパート職を退職した。この出来事の心理的負荷の強度はI程度と考えられるところ、パート収入の減少が家計に及ぼした影響も小さいと判断されることから、当該出来事は頗著なものとはいはず、請求人の発病に影響を及ぼしたとは考えられない。</p> <p>4 結論 以上のことから、本件請求人が発病した精神障害は、業務による心理的負荷によるものと考える。</p>
---	---

6 就業条件等一般的事項

学歴	最終学歴【中学校・高等学校・大学・大学院・その他()】 H15年3月中退	資料No.
職歴 直近のものから記載すること。	事業場名 [キャブテンフードサービス] [H15年 4月 1日～ 年 月 日] [飲食店スタッフ] [] [年 月 日～ 年 月 日] [] [] [年 月 日～ 年 月 日] []	○
現在の事業場に雇入後の配属先 直近のものから記載すること。	配属先 [キャブテンラーメン店舗8号店] [H25年 4月 10日～ 年 月 日] [店長] [同 駅前本店] [H22年 2月 15日～ H25年 4月 9日] [店長] [同 駅前3号店] [H20年 1月 25日～ H22年 2月 14日] [店長] [本社] [H15年 4月 1日～ H20年 1月 24日] [社員]	
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 当該労働者について記載すること。	所定労働時間 所定始業時刻： 9時 0分 所定終業時刻： 18時 0分 所定休憩時刻： 12時 分～ 13時 分 所定休日： ①週休1日制 ②週休2日制 ③カレンダー等により指定 ④その他 特記事項	所定労働時間 (1日) 8時間 0分 (1週間) 40時間 0分 (休憩時間 1時間 0分) ○
	労働時間制度： ①1か月単位変形労働時間制 ②1年単位変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤その他 特記事項	
	勤務形態： ①日勤勤務 ②2交代制(日勤・夜勤) ③3交代制 ④その他 特記事項 シフト制 店舗の営業時間は、11時から23時30分であり、早番(9時～18時)・遅番(15時～23時)のシフト制であった。	
	雇用形態： ①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他 出退勤の管理の状況： ①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他 特記事項	
	全社統一の出退社システムにより、出社時間、退社時間及び休憩時間が管理されている。	
	その他特記事項：	

	<p>当該労働者の日常業務</p> <p>具体的に記載すること。</p> <p>店長として勤務し、ラーメンの下準備、調理のほか、店舗の運営全般（アルバイトのシフト作成、売上管理、イベント企画など）を行う。また、近隣3店舗を統括するエリアマネージャーを兼務しており、他の店舗の運営の統括を行うほか、人員不足等の際に当該店舗の業務応援にも従事した。</p>	資料No.
<p>事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<pre> graph TD A["店長兼エリアマネージャー 請求人"] --- B["(駅前地下街店)"] A --- C["(国道5号店)"] A --- D["(中町店)"] A --- E["(駅前店)"] B --- F["アルバイト 磯野"] E --- G["店長 本田"] </pre>	
<p>事業場以外における当該労働者との相関団（家族・友人等）</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<pre> graph LR A["請求人"] --- B["労政厚子 (委)"] </pre>	

7 労働時間を認定した根拠

資料 No.

(労働時間の把握方法)

- タイムカード 出勤簿・業務日報等 施錠記録・警備記録等
- 本人の申告 管理者による確認 上司・同僚からの聴取
- その他 (出退社システムにより、出社時間、退社時間及び休憩時間を管理)

(労働時間の推計方法)

事業場から提出された出退社システムによる出社時間等の記録を基に算定した。
なお、休憩時間の算定に当たっては、出退社システムの記録は実態と異なるとの請求人の申立や関係者からの聴取結果に基づき、システム上の記録から1日当たり30分を減じている。

事例6 2週間以上にわたって連続勤務を行い、その後に恒常的長時間労働も認められた事案（業務による心理的負荷評価表の項目17）

○ 事案のポイント

- ・請求人は、新たな顧客からの受注により業務量が増大し、2週間以上にわたる連続勤務を行った。
- ・その後、月100時間程度の恒常的長時間労働にも従事した。

○ 出来事評価のポイント

- ・項目17は、連続勤務を行ったことに伴う精神的・肉体的疲労等による心理的負荷を評価する項目であり、恒常的長時間労働と組み合わせて総合評価することができる。
- ・この場合、恒常的長時間労働を評価する期間は、連続勤務を開始した日より前及び連続勤務を終了した日より後の期間となる。

○ 医学意見の聴取のポイント

- ・総合評価の結果、明確に「強」に該当するが、発病時期が特定できない場合は、専門医意見で決定する。

（心理的負荷表（抜粋））

2 恒常的長時間労働が認められる場合の総合評価										
出来事の種類	平均的な心理的負担の強度			心理的負担の総合評価の視点			心理的負担の強度が「弱」「中」「強」と判断する具体例			
	具体的な出来事	心理的負担の強度		I	II	III	弱	中	強	
17 ①仕事の量・質 ②2週間以上にわたって連続勤務を行った	☆	・業務の困難性、能力・経験と業務内容のギャップ等 ・時間外労働、休日労働、業務密度の変化の程度、業務の内容、質、仕事の変化の程度等			【「弱」になる例】 ①業務の困難性、能力・経験と業務内容のギャップ等 ②時間外労働、休日労働、業務密度の変化の程度、業務の内容、質、仕事の変化の程度等		○ 2週間(12日)以上にわたって連続勤務を行った 【「中」である例】 ①業務の困難性、能力・経験と業務内容のギャップ等 ②時間外労働、休日労働、業務密度の変化の程度、業務の内容、質、仕事の変化の程度等		【「強」になる例】 ①業務の困難性、能力・経験と業務内容のギャップ等 ②時間外労働、休日労働、業務密度の変化の程度、業務の内容、質、仕事の変化の程度等 ③1ヶ月以上にわたって連続勤務を行った ④2週間(12日)以上にわたって連続勤務を行い、その間、通常業務等に2週間外労働を行った (いずれも、1日あたり90分の労働時間が特に多い場合、手待ち時間が長い等の労働強度が高い場合を除く)	

医学意見の要否等に係る調査復命書

OO 局 OO 署								整理番号		
署 長	次 長	課 長	給 付 調 査 官	係 長	係 長			復命年月日 平成 25 年 3 月 26 日		
1. 調査官意見のとおり決定する。(平成 年 月 日) 2. 下記事由により再調査を要する。								調査官職氏名	厚生労働事務官 政策勉	
								受付年月日	平成 24 年 12 月 3 日	
								請求種別	<input checked="" type="checkbox"/> 療養 <input checked="" type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()	
労働保険番号	99.9.99.999999-999			事業の種類	染物業					
事業の名称	認対染物								労働者数	7 人
事業場の所在	〒 一 OO県××市								電話	099 (999) 9999
ふりがな 被災労働者氏名	しんばし ゆか 新橋 由香				生年月日	昭和57 年 2 月 1 日			性別	男 · <input type="checkbox"/> 女
職種	染物工				雇入年月日		平成21 年 4 月 15 日			
ふりがな 請求人氏名	しんばし ゆか 新橋 由香			続柄						
疾患名及び 発病時期	【請求時】疾患名: 解離性障害 【決定時】疾患名:				発病日:	平成 年 月 日 (僕) (発病時年齢 歳)				
現在の状況	生存 死亡 (死亡年月日: 年 月 日) 死亡時年齢 歳)									
請求人の申述	請求人新橋由香 (以下「請求人」という。) は、「パートが数名いるものの正社員は請求人1名で、とても1人ではこなせないような仕事量を納期までに間に合わせなくてはならないため、連日長時間労働に及んだこと」が原因で精神障害を発病したとして労災請求に及んだもの。									
事案の概要 (認定した 事実)	請求人は、平成21年4月15日から、認対染物の正社員として革製品の染色業務に従事していた。請求人は平成24年9月18日の業務中にけいれん発作を起こし、東日本労災病院に救急搬送され、「てんかん発作」と診断された。同病院に入院中、ヒステリー様の症状も見られたため、精神疾患の可能性も考えられるところから、同病院の紹介により、同年10月2日に国立精神・神経医療研究センターを受診したところ「解離性障害」の診断を受けた。 けいれん発作前6か月間においては、平成24年4月9日から同月20日までの12日間の連続勤務が認められ、また、8月11日から9月10日までに1か月あたり100時間を超える恒常的長時間労働が認められた。									
[調査官意見] 本件について、下記によることとしたい										
<input type="checkbox"/> 次頁 (1) の 1 ないし 5 に該当することから、本復命書を添付し (2) により専門部会の合議による意見を求める										
<input checked="" type="checkbox"/> 次頁 (1) の 1 ないし 5 に該当せず 6 ないし 9 に該当することから、本復命書を添付し (2) により専門医の意見を求める										
<input type="checkbox"/> 次頁 (1) のいずれにも該当せず、業務による強い心理的負荷が認められ業務以外の心理的負荷等が認められないことから、主治医による意見書により業務上と決定する										

調査官意見の詳細

(1) 意見を求める相手方

1	自殺事案
2	業務による心理的負荷の強度について「強」に該当するかどうかを含め判断したい
3	業務による心理的負荷が「強」に該当することが明らかだが、顕著な業務以外の心理的負荷又は個体側要因が認められる
4	請求人が悪化を主張している
5	発病の有無、疾患名、発病時期、心理的負荷の強度、その他()の判断について高度な医学的検討が必要

上記1～5のいずれかに該当することから、専門部会の合議による意見を求める

6	主治医の意見による判断に補足が必要である
7	疾患名がICD-10のF3あるいはF4でない
8	業務による心理的負荷が「強」に該当しないことが明らかである
9	業務による心理的負荷が「強」に該当することが明らかだが、業務以外の心理的負荷又は個体側要因が認められる

上記1～5に該当せず、上記6～9のいずれかに該当することから、専門医の意見を求める

上記のいずれにも該当しないことから、主治医による意見書により業務上と決定する

(2) 専門部会・専門医への意見依頼内容及びこれに対する署の見解等

対象疾病の発病時期について
主治医意見書によれば、請求人は解離性障害を発病しているとのことですが、その発病時期について、「初診日以前の状況は不明」とされていますので、署の調査結果等を踏まえ、発病時期に関する見解をご教示ください。

1 調査結果のまとめ

(1) 発病の有無等

精神障害発病の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	発病時期	平成 年 月 日	自殺 <input type="checkbox"/> 生存
疾 患 名	解離性障害			
(発病時期)		について主治医の判断の補足が		<input checked="" type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要

(2) 業務による心理的負荷

特別な出来事の評価	心理的負荷が極度のもの <input type="checkbox"/> 極度の長時間労働) <input type="checkbox"/> 無
	有 (
	出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	恒常的な長時間労働の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	具体的な出来事			
	(2週間にわたり連続勤務を行った)	平均(<input type="checkbox"/> I <input checked="" type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> III)		
	具体的な内容及び評価 :			
	平成24年4月から、本来業務に加え、パート社員の育成業務に携わったことから、平成24年4月9日から同年4月20日まで連続12日間の勤務が認められた。なお、当該連続勤務は深夜時間帯に及ぶものではなかったことから、具体例に照らして、心理的負荷の強度を「中」と判断する。			
	その上で、恒常的長時間労働の状況を確認したところ、けいれん発作前6か月(発病日が不明であるが、平成24年9月18日の勤務中に発作を起こしていることから、9月17日からさかのぼって計算し、出来事17として評価した4月9日から4月20日までを除く期間)において、8月11日から9月10日までの30日間に115時間程度の時間外労働が認められることがから、下記のとおり、心理的負荷の総合評価を「強」に修正する。			
	(類推の有無)	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		弱 中 強
	()	平均(<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> III)		不明
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事及び出来事後の評価	具体的な内容及び評価 :			弱 中 強
	()	平均(<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> III)		不明
	具体的な内容及び評価 :			
	()	平均(<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> III)		弱 中 强
	具体的な内容及び評価 :			不明
	(類推の有無)	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		

労働時間の状況 (時間外労働 時間数) 起点: 9月18日	発病前1か月 101 時間	発病前2か月 60.5 時間	発病前3か月 51.5 時間	発病前4か月 37 時間	発病前5か月 61 時間	発病前6か月 61 時間
複数の出来事の 全体評価						
総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> ①強 <input type="checkbox"/> ②中 <input type="checkbox"/> ③弱 <input type="checkbox"/> ④強か否か不明 <input type="checkbox"/> ⑤中か弱か不明					

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものではないと考えられる <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものと考えられる		
	具体的出来事		
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価		(類推の有無 有・無)	I II III
		(類推の有無 有・無)	I II III
個体側要因の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものではないと考えられる <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものと考えられる		
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	既往歴	特になし	
	アルコール等依存状況	特になし	
	その他	特になし	

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に関する精神科等の医療機関の受診状況	医療機関名		受診期間				病名	
	初診	[東日本労災病院]	[H24 年 9月～]	年	月	年	[てんかん発作]	
		[国立精神・神経医療研究センター]	[H24 年 10月～]	年	月	年	[解離性障害]	
		[]	[年 月～]	年	月	年	[]	
		[]	[年 月～]	年	月	年	[]	
年・月	請求人の申述		資料No.	調査結果				資料No.
H24. 2	<p>・ 平成24年2月くらいに、社長に対する不満が大きくなり、どうにか抑えようとしていましたが、どんどん強くなっていたので、3月で仕事を辞めようと考えていました。自分の制御がきかなくなる前に辞めようとタイミングをみていましたが、忙しくて辞めることができず、耐えきれず爆発してしまい、9月18日に倒れたのだと思います。（聴取書）</p>		○					
H24. 9	<p>・ 平成24年9月18日、作業場で鞄の染色中に、ラジオの音が遠く聞こえ、何だかいつもと違うなと感じていたところ、めまいもし出したため、椅子をつなげて横になって休もうとしたとたん、筋肉が収縮するように体全体がかたまり、動けなくなりました。</p> <p>・ しばらくしてから大きなかいれんも出てきたため、パートの人に救急車を呼んでもらい、東日本労災病院に搬送されました。</p> <p>・ 東日本労災病院では12日間入院しましたが、かいれん発作はてんかんの症状ではなくメンタルからきていると思われるから専門医を受診するようにと言われました。（聴取書）</p>		○	<p>・ 平成24年9月18日、東日本労災病院に救急搬送され「てんかん発作」と診断されて入院したが、入院中にヒステリー混入の疑いが生じたため、東日本労災病院の紹介により、同年10月2日、国立精神・神経医療研究センターを受診し「解離性障害」と診断され、現在も通院中。</p> <p>・ 同年9月18日以降休業し、復職することなく同年12月27日付け退職。</p>				○

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事 :		2週間以上にわたって連続勤務を行った		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
	<ul style="list-style-type: none"> 正社員が私一人しかおらず、パートが4, 5人いましたが、みんな主婦で、2人以外は繁忙期だけに雇っていました。 お客様は何社かあり、20日納期のお客様と月末納期のお客様がありました。20日納期のお客様は発注量が多いのが特徴で、月に100品以上の数量だったと思います。月末納期のお客様はクオリティ重視で、月に30品程度納品していました。私はこれらのほとんどすべてを担当していました。 1品仕上げるのに必要な時間は、色や大きさにもよりますが、1時間程度です。モノによっては1週間くらい作業時間を要するものもあります。 私は通常1日10品程度、繁忙期には20品程度仕上げることもありました。 繁忙期は9~12月で、4~6月も比較的忙しいです。 <p>(聴取書)</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> パートは全部で5人いて、週5日勤務が2人と、あとは週1~3日勤務を短期間お願いしたりします。 作業内容は革製品の染色アシスタントで、大量に発注するお客様の品物のうち、簡単なもの割り振ります。 毎月20日の前1週間は忙しくなります。会社の売上の7割くらいが20日納期のお客様のものであり、そのほとんどを新橋が担当していました。 末日納期のものはクオリティ重視だったのでも、私が仕上げ状態を細かく確認していました。 <p>(事業主)</p>	○
H24. 4	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月から、社長の方針でパートを育てようということになり、私が仕事を教えていましたが、その分私の時間が割かれてしまい、自分の仕事が進まないために、かえって忙しくなってしました。 社長には正社員が私一人では厳しいという話をしていましたが、正社員をもう一人雇ってほしいという希望を伝えた結果が、パートの育成となってしまい、余分に仕事が増えて絶望的な気持ちになりました。 <p>(聴取書)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 新橋から正社員一人でやるのは厳しいという話もあり、平成24年4月からパート社員の仕事内容を見直し、専門的な技術を要する品物も少しずつ担当させてみることにしました。 パートに新たに担当させる作業は、新橋が担当する20日納期の品物の一部でしたので、パートへの指導も新橋にやらせていました。 4月は繁忙期ではないので、パートへの指導を行ったからと言って極端に忙しくなることはなかったと思います。 <p>(事業主)</p>	○
H24. 9	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年の8月から新しいお客様から受注があり、例年よりも繁忙期への入りが早かったと思います。 通常は月に100品程度仕上げているが、繁忙期は200品程度にまで増えますので、当然労働時間は長くなり、ほとんど終電で帰るような生活になります。 20日の納期が過ぎても、月末納期のお客様の品物を仕上げる必要があり、社長と一緒に作業するため、極端に月の後半の作業が楽になることはありません。 <p>(聴取書)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 平成24年8月に新しい顧客を獲得しました。得意先からの紹介でしたので、私たちの技術が評価されていると嬉しく思ったのを覚えています。 繁忙期に重なりましたので大変でしたが、パートを増員したり、作業を分担するなどで乗り切りました。 新橋は染物工程全般を担当でき、お客様からのクレームも少なかったので、忙しいときには負担をかけたとは思います。 <p>(事業主)</p>	○

認定事実

請求人は、平成24年4月9日から同20日まで13日連続勤務を行ったことが認められる。

また、連続勤務の理由も通常の作業に加えてパート労働者の育成を行うなどにより、納期までの作業時間が十分に確保できなかったために、平日の時間外労働に加えて休日にも出勤しなければならない状況にあったことが認められた。

さらに、請求人は、平成24年8月11日から9月10日までの30日間に、新たな受注による業務量の増大のため、106時間15分程度の時間外労働を行っていた。

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事:		なし		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
認定事実				

4-2 個体側要因の有無及びその内容

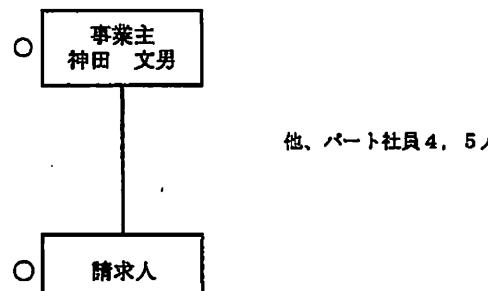
個体側要因 (有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>)
上記が有の場合その内容

5-1 主治医・産業医等の意見

主治医の意見書 〔有・無〕	(概要) 東日本労災病院 関東医師作成意見書（平成24年12月10日付け） (1) 初診日： 平成24年9月18日 (2) 受診の端緒及び主訴： 仕事中に突然倒れ、脱力感、下肢しびれ訴えにて救急要請。 救急隊到着時にJSC 1-2～1-1の意識障害あり。 (3) 初診時における症状： 来院時左半身の上下肢～体幹にかけて間代性けいれんあり。 投薬にて喪失。 (4) 疾患名及びその診断根拠： 疾患名、てんかん発作。 診断根拠、症状+脳波でてんかん波の出現みられたため。 (5) 発病時期及びその診断根拠： 平成24年9月18日。診断根拠は上述。 (6) 治療経過： 内服にてエクセグラン（抗てんかん薬）開始し、症状再発はみられなかった。9月18日～9月29日まで入院。 (7) 既往歴：自律神経失調症と診断されていたとのこと。 (8) 他の診療機関の受診の有無等： 入院中、ヒステリー様の症状も見られたため、精神疾患の可能性もあり、退院後精神科に精査フォローを依頼。	資料No.
	診療記録等の収集 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無)	
産業医意見書 〔有・無〕	(概要) 国立精神・神経医療研究センター病院 近畿医師作成意見書（平成25年1月23日付け） (1) 初診日： 平成24年10月2日 (2) 受診の端緒及び主訴： 東日本労災病院よりの紹介。 「自分はてんかんなのか」ということを主訴にてんかん外来を初診。 (3) 初診時における症状： 「自分でないような感じ」が数分持続する。 「心の中に自分が2人いる」感じがする。 (4) 疾患名及びその診断根拠： F4.4 解離性障害 意識の変容～昏迷状態を呈するも、てんかん発作とは臨床的に相違があり、脳波でも明らかにてんかん性異常なし。また症状とストレス因に関連を認める。 (5) 発病時期及びその診断根拠： 初診日以前の状況については不明 (6) 治療経過： 当院による精査のため外来通院をしていたが、10月20日外来受診時昏迷状態となる。10月20日～28日入院。入院時の検査でもてんかんは否定。情緒的混乱も改善したため退院。退院後は外来通院中。	診療記録等の収集 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無)
	専門医意見書 (請求人提出) 〔有・無〕	

6 就業条件等一般的事項

学歴	最終学歴〔中学校・高等学校 <input checked="" type="checkbox"/> 大学院・その他()〕 H18年3月卒業	資料No.
職歴 〔直近のものから記載すること。〕	事業場名 〔認定染物〕〔H21年4月15日～H24年12月27日〕〔染物工〕 〔ホシヨウワクス〕〔H18年4月1日～H21年2月28日〕〔派遣〕 〔 〕〔年月日～年月日〕〔 〕	○
現在の事業場に雇用後の配属先 〔直近のものから記載すること。〕	配属先 〔 〕〔H21年4月15日～H24年12月27日〕〔染物工〕 〔 〕〔年月日～年月日〕〔 〕 〔 〕〔年月日～年月日〕〔 〕 〔 〕〔年月日～年月日〕〔 〕	
所定労働時間、所定休憩時間、所定休日等 〔当該労働者について記載すること。〕	所定始業時刻： 9時0分 所定終業時刻： 18時0分 所定休憩時刻： 12時0分～13時0分 所定休日： ①週休1日制 <input checked="" type="checkbox"/> ②週休2日制 <input type="checkbox"/> ③カレンダー等により指定 <input type="checkbox"/> ④その他 〔特記事項〕 労働時間制度： ①1か月単位変形労働時間制 <input type="checkbox"/> ②1年単位変形労働時間制 <input type="checkbox"/> ③フレックスタイム制 <input type="checkbox"/> ④裁量労働制 <input type="checkbox"/> ⑤その他 <input type="checkbox"/> 〔特記事項〕 勤務形態： <input checked="" type="checkbox"/> ①日勤勤務 <input type="checkbox"/> ②交代制(日勤・夜勤) <input type="checkbox"/> ③3交代制 <input type="checkbox"/> ④その他 <input type="checkbox"/> 〔特記事項〕	所定労働時間 〔1日〕 8時間0分 〔1週間〕 40時間0分 (休憩時間 1時間0分) ○
雇用形態： 〔 〕	①正規職員・従業員 <input checked="" type="checkbox"/> ②契約社員 <input type="checkbox"/> ③派遣労働者 <input type="checkbox"/> ④パート・アルバイト <input type="checkbox"/> ⑤その他 <input type="checkbox"/>	
出退勤の管理の状況： 〔 〕	①タイムカード <input type="checkbox"/> ②出勤簿 <input checked="" type="checkbox"/> ③管理者による確認 <input type="checkbox"/> ④本人の申告 <input type="checkbox"/> ⑤その他 <input type="checkbox"/> 〔特記事項〕	
その他特記事項： 〔 〕		

<p>当該労働者の日常業務</p> <p>具体的に記載すること。</p>	<p>染物工として、革製品の染色業務を行うもの。染料の色調合から実際の染色、乾燥工程まで一貫して担当する。</p>	<p>資料No.</p>
<p>事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	 <p>○ 事業主 神田 文男</p> <p>○ 請求人</p> <p>他、パート社員 4, 5人</p>	
<p>事業場以外における当該労働者との相関図(家族・友人等)</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<p>父 (同居)</p> <p>母 (同居)</p> <p>○ 請求人 (同居)</p>	

7 労働時間を認定した根拠

資料 No.

(労働時間の把握方法)

- タイムカード 出勤簿・業務日報等 施設記録・警備記録等
 本人の申告 管理者による確認 上司・同僚からの聽取
 その他 ()

(労働時間の推計方法)

事業場では出勤簿に押印し、残業を行った際は、時間数を備考欄に手書きで追記する方法で労働時間を管理していた。

事例7 出来事が複数ある事案（業務による心理的負荷評価表の項目21と項目31）

○ 事案のポイント

- ・請求人は、異動の内示を受けたが、家族の事情を理由に転勤を拒み、会社と話し合いを行った結果、転勤は取消となり、同一事業場内での配置転換を受けた。
 - ・請求人は、新たに配置された部署の上司から嫌がらせを受けたと主張している。

○出来事評価のポイント

- 同一職場内での人事異動等に伴う心理的負荷は、項目 21 で評価する（参考：転居を伴う人事異動は、この項目ではなく項目 22 で評価する。）。
 - 上司が部下に対して行った嫌がらせ・いじめは、業務指導の範囲を逸脱した言動をしており、業務指導の範囲内である指導・叱責や、業務上の対立を原因とする心理的負荷は、項目 31 で評価する。ただし、発端は業務指導であったとしても、結果的に業務指導の範囲を逸脱した言動が含まれる場合には項目 29 で評価する。

○ 医学意見の聴取のポイント

- ・総合評価の結果、「中」に該当する出来事が複数あり、「強」に該当するかどうかを含め判断しがたい場合は、専門部会意見で決定する。

(心理的負荷表 (抜粹))

医学意見の要否等に係る調査復命書

OO 局 OO 署									整理番号	○	
署長	次長	課長	給付調査官	係長	係	係	係	係	復命年月日	平成 25 年 5 月 8 日	
1. 調査官意見のとおり決定する。(平成 年 月 日) 2. 下記事由により再調査を要する。									調査官職氏名	厚生労働事務官 労働 太郎	
									受付年月日	平成 25 年 1 月 15 日	
									請求種別	<input checked="" type="checkbox"/> 療養 <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遣族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()	
労働保険番号	99.9.99.999999-999			事業の種類	輸送用機械器具製造業						
事業の名称	新花丸輸送機 東北営業所									労働者数	20 人
事業場の所在	〒 - ○○県・・市						電話	999 (999) 9999			
ふりがな 被災労働者氏名	いふく かわお 医福 川男				生年月日	昭和40年 4月 17日			性別	男	
職種	営業、事務						雇入年月日	平成9年 3月 1日			
ふりがな 請求人氏名	いふく かわお 医福 川男			統柄	本人						
疾患名及び 発病時期	[請求時] 疾患名: 適応障害 発病日: 平成24年 10月 上旬(頃)(発病時年齢 47歳) [決定時] 疾患名: 発病日: 年 月 日(頃)(発病時年齢 歳)										
現在の状況	生存 死亡(死亡年月日: 年 月 日 死亡時年齢 歳)										
請求人の申述	請求人は、親の介護等の理由により転勤しないとの条件の下、平成9年3月より勤務していたが、平成24年7月、東北営業所から愛知県にある本社マーケティング部門への異動の内示を受けた。請求人が労働組合に相談して会社側と話し合った結果、転勤自体は取消となったが、平成24年9月1日付けの異動辞令はそのまま行われ、東北営業所で本社マーケティング部門の業務に従事することとなり、職種も営業職から事務職へと変わった。また、この異動に加え、マーケティング部門のマネージャーからの嫌がらせを受けたことも重なって、精神障害を発病した。										
事案の概要 (認定した 事実)	請求人は、平成24年9月1日付けで愛知県にある本社マーケティング部門に異動となり、東北営業所に勤務しながら本社マーケティング部門の所属として業務に従事することとなった。なお、この異動に伴い、請求人の職種は営業職から事務職へと変わった。異動後の平成24年9月下旬頃からは、マーケティング部門の安芸マネージャーから担当業務に関して度々叱責を受けるようになり、平成24年10月上旬頃から、眼れない、足が重い、頭痛、食欲不振、倦怠感といった症状が出現し、受診した医療機関において適応障害との診断がなされたものである。										
[調査官意見] 本件について、下記によることとしたい											
<input checked="" type="checkbox"/> 次頁(1)の1ないし5に該当することから、本復命書を添付し(2)により専門部会の合議による意見を求める											
<input type="checkbox"/> 次頁(1)の1ないし5に該当せず6ないし9に該当することから、本復命書を添付し(2)により専門医の意見を求める											
<input type="checkbox"/> 次頁(1)のいづれにも該当せず、業務による強い心理的負荷が認められ業務以外の心理的負荷等が認められないことから、主治医による意見書により業務上と決定する											

医学意見の要否等に係る調査復命書

(1) 意見を求める相手方

1	自殺事案
2	業務による心理的負荷の強度について「強」に該当するかどうかも含め判断しがたい
3	業務による心理的負荷が「強」に該当することが明らかだが、頗る業務以外の心理的負荷又は個体側要因が認められる
4	請求人が悪化を主張している
5	発病の有無、疾患名、発病時期、心理的負荷の強度、その他(高度な医学的検討が必要)の判断について

上記1～5のいずれかに該当することから、専門部会の合議による意見を求める

6	主治医の意見による判断に補足が必要である
7	疾患名がICD-10のF3あるいはF4でない
8	業務による心理的負荷が「強」に該当しないことが明らかである
9	業務による心理的負荷が明確に「強」に該当することが明らかだが、業務以外の心理的負荷又は個体側要因が認められる

上記1～5に該当せず、上記6～9のいずれかに該当することから、専門医の意見を求める

上記のいずれにも該当しないことから、主治医による意見書により業務上と決定する

(2) 専門部会・専門医への意見依頼内容及びこれに対する署の見解等

業務による出来事による心理的負荷の総合評価について

請求人は精神障害の発病原因として、配置転換と上司トラブルを主張しています。署の見解としては、下記のとおり総合評価は「中」と判断しておりますが、これは「中」の具体例に合致する出来事が複数ある場合」に該当しますので、専門部会への協議を依頼する次第です。業務による心理的負荷に関する見解をご教示ください。

(署の見解)

調査によれば、請求人は平成24年7月に愛知県の本社への異動の内示を受けたが、労働組合を通じた異動の取消交渉を行った結果、同年9月1日から勤務地を変更しないまま本社所属になった。これは、「配置転換があった」の「中」の具体例に合致すると考えられる。

また、請求人は、配置転換後の新しい部署の上司から嫌がらせを受けた旨申し立てているが、その内容は業務上必要な叱責であつて業務指導の範囲を逸脱するものではなく、いじめ、嫌がらせ等とは評価できないものであつた。これを、認定基準の別表1の具体的な出来事に当てはめると、「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な強度は「Ⅱ」である。上司とのトラブルはその後の業務にも大きな支障を来す程のものではなく、恒常的な長時間労働も認められず、その他考慮すべき事情も認められることから、総合評価は「中」と判断すべきものと考えられる。

なお、業務以外の心理的負荷や個体側要因については確認されていない。

1 調査結果のまとめ

(1) 発病の有無等

精神障害発病の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	発病時期	平成24年 10月 上旬(頃)	自殺 <input type="checkbox"/> 生存
疾 患 名	適応障害 (F43.2)			
() について主治医の判断の補足が必要・不要			

(2) 業務による心理的負荷

特別な出来事の評価	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働			
	有 () <input type="checkbox"/> 無			
	出来事の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 恒常的な長時間労働の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
具体的な出来事 (配置転換があった) 平均 (I <input type="checkbox"/> II <input checked="" type="checkbox"/> III)				心理的負荷の総合評価の強度
具体的な内容及び評価： 会社から平成24年7月に本社マーケティング部門への異動の内示が行われた後、辞令交付日である平成24年9月1日までの間、請求人は労働組合を通じた会社との異動取消に係る折衝などにより、一定の心理的負荷を負っていたものと認められる。 なお、折衝の結果、異動の内示は取り消され、同一事業場内の配置転換となり、請求人の職種は営業から事務へと変更され、請求人の意思に反した業務に従事させられることとなつたが、従事する業務の内容自体は負担が軽減されたものと判断される。 以上により、配置転換により請求人は一定の心理的負荷を負ったと考えられるが、転勤を伴う異動は回避され、また、異動後の業務自体は負荷が軽減されたものと判断されるので、心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。				弱 <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 強 不明
(類推の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)				
(上司とのトラブルがあった) 平均 (I <input type="checkbox"/> II <input checked="" type="checkbox"/> III)				
具体的な内容及び評価： 請求人は異動後の平成24年9月下旬頃から安芸マネージャーによる嫌がらせが始まった旨を主張しているが、マネージャーから指示のあった資料作成時に誤字・脱字が散見された際や、請求人が報告期限までに担当業務に係る報告を行わなかつた際に、マネージャーが請求人を指導・叱責していた事実は認められた。その他、請求人が主張するマネージャーからの嫌がらせの事実は確認されなかつた。 以上により、マネージャーによる請求人への嫌がらせ等の事実は認められず、業務指導の範囲内での指導・叱責を受けていたものと認められるので、心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。				弱 <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 強 不明
(類推の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)				
() 平均 (I <input type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> III)				
具体的な内容及び評価：				
				弱 <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 強 不明
(類推の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)				

労働時間の状況 (時間外労働時間 数)	発病前1か月 6 時間	発病前2か月 15 時間	発病前3か月 44 時間	発病前4か月 59 時間	発病前5か月 61 時間	発病前6か月 36 時間
複数の出来事の 全体評価	確認された出来事の心理的負荷はいずれも「中」と判断されるが、これらの出来事を全体評価した場合における心理的負荷の強度が「強」と判断されるかどうかの判断が困難であるため、専門部会の合議による意見を求めることしたい。					
総合評価	① 強 ② 中 ③ 弱 ④ 強か否か不明 ⑤ 中か弱か不明					

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものではないと考えられる <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものと考えられる		
	具 体 的 出 来 事		
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価	(類推の有無 有・無)	I	II III
	(類推の有無 有・無)	I	II III
個体側要因の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものではないと考えられる <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものと考えられる		
既往歴	特になし		
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	アルコール等依存状況	特になし	
	そ の 他	特になし	

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に関する精神科等の医療機関の受診状況	医療機関名		受診期間				病名	
	初診	[三陸病院精神科]	[H24 年 10 月 ~ 年 月]	[適応障害]				
	[]	[年 月 ~ 年 月]	[]					
	[]	[年 月 ~ 年 月]	[]					
年・月	請求人の申述		資料No.	調査結果				資料No.
H24年10月	平成24年10月上旬頃から、眠れない、足が重い、頭痛、食欲不振、倦怠感の症状が出てきた。同年10月10日に三陸病院精神科を受診したところ、適応障害と診断された。（聴取書）		○	<p>平成24年10月22日付けの三陸病院精神科医師の診断書では、「疾患名：適応障害、上記疾病により平成24年10月10日から当分の間の通院加療を要す。」と記載されている。（三陸病院精神科 診断書）</p> <p>平成24年9月下旬か10月に入った頃だったと思いますが、医福は調子が悪そうな様子であった。「大丈夫か」と医福に声をかけたが、その時の医福は「大丈夫です」と答えていた。（東北営業所 所長 土佐）</p> <p>医福が精神科を受診したと聞いたのは平成24年10月下旬であったと思う。その時に医師の診断書の写しがメールで送られてきた。普段から電話やメールでのやり取りしかなく、日々の変調について詳しいことはわからない。（本社マーケティング部門 マネージャー 安芸）</p>				○

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事 :		配置転換があった		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H24年 7月	<p>私は会社への入社に当たり、家庭の事情（親の介護）から転勤はしないという条件の下、平成9年3月から勤務していました。</p> <p>平成24年7月になって突然愛知の本社への異動の内示が行われました。突然のことに私は非常に驚きましたが、家族のこともあるため絶対に受け入れることはできず、また、退職して新しい仕事を探すこともできる状態になかったため、すぐに労働組合に相談し、会社との交渉の場を設けてもらいました。その後、数度の交渉を経て、本社への転勤は取消となりましたが、異動の辞令はそのまま行われて、本社所属となりつつも、勤務地は東北営業所のままとなりました。最初に異動の内示が行われた平成24年7月から辞令を受ける9月までの間は、転勤することになれば退職せざるを得ないという思いから、不安な日々を過ごしていました。（聴取書）</p>	○	<p>事業場が医福と交わした雇用契約書等において、医福の勤務地を東北営業所に限定する趣旨の規定は認められなかった。（事業場から提出された雇用契約書等の関係書類）</p> <p>事業場は平成24年7月に、医福に対して愛知本社への異動について内示を行っているが、医福の家族状況や、その後の労働組合との交渉も踏まえて再検討を行った結果、本社への転勤については取り消すこととした。ただし、本社マーケティング部門への異動は予定どおり行い、勤務地を東北営業所のままとした。（事業場からの報告）</p> <p>医福の異動について、医福は長年営業として勤務していましたが、営業成績は常に芳しくなく、会社内でも人事的な措置を考えなければならない状況にありました。本来であれば指導等によって改善させるべきですが、本人の性格もあってか、我々の指導を受け入れることをせず、思うように改善させるには至りませんでした。このような経緯から、一度は本社への異動の内示が行われたのです。医福の転勤がなくなった後、代わりに別の者を異動させるといった措置は行っておりません。</p> <p>なお、当社では、勤務地を限定する契約を締結している正社員はおりません。医福の採用時の面接を行った者が何か話をしていたのかもしれません、詳しい状況はわかりません。（東北営業所 所長 土佐）</p>	○ ○ ○
H24年 9月	<p>平成24年9月の異動に伴い、営業職から事務職へと職種が変更されました。私は元々営業志望で会社に入社しましたので、職種の変更は不本意でしたが、家族のために仕事続けることが最優先であると自分に言い聞かせていました。</p> <p>異動後の業務は、営業のような売上目標もなかったため、数字に追われて仕事をするといったことはありませんでした。（聴取書）</p>	○	<p>本社マーケティング部門では、医福は自社製品の販売促進のための提案、企画書作成等の業務に従事することとなりましたが、基本的には私が指示した資料の作成や、情報収集作業を行っていたものです。営業の時と比べると、数値的な目標を定めているものではなく、業務の負担については軽減されたものと考えます。（本社マーケティング部門 マネージャー 安芸）</p>	○
認定事実				
<p>会社から平成24年7月に本社マーケティング部門への異動の内示が行われた後、実際に異動の内示が行われる平成24年9月1日までの間、請求人は労働組合を通じた会社との異動取消に係る折衝などにより、一定の心理的負荷を負っていたものと認められる。</p> <p>なお、この異動に伴い、職種が営業から事務へと変更され、請求人の意思に反した業務に従事させられることとなつたが、従事する業務の内容自体は負担が軽減されたものと判断される。</p> <p>以上により、配置転換により請求人は一定の心理的負荷を負ったと考えられるが、転勤を伴う異動は回避され、また、異動後の業務自体は負荷が軽減されたものと判断される。</p>				

出来事: 上司とのトラブルがあつた				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H24年 9月	<p>平成24年9月下旬頃から、安芸マネージャーによる嫌がらせが始まりました。この頃はマネージャーからの資料作成の指示が多くなった時期で、私はその指示に従って資料を作成していましたが、作成した資料をマネージャーに提出すると、「これでは話にならない」、「駄目だ」などと言われ、何度も何度も繰り返し返されました。マネージャーの指摘の中には重箱の隅をつつくような内容も含まれていて、気が滅入つてしましました。その他にも、有給休暇の申請をしても承認してくれない、私が販売促進に係る企画を立案しても無視される、特に理由もなく怒られるといった理不尽な扱いを受けていたものです。（聴取者）</p>	○	<p>平成24年9月下旬頃の医福の業務については、この時期のマーケティング部門では作成をする資料が多く、医福にも本社から電話で色々な資料の作成を命じていました。医福からFAXやEメールで送信されてきた資料は、誤字・脱字等が散見され、何回も同じような間違いが続いたため、やり直しを指示したことはありました。医福に事務職の経験はなかったものの、勤務歴からみれば相当期間当社の業務に従事しているわけですから、この程度の業務はやってもらわないと思つたと想つ、強い口調で叱つたこともあつたとは思います。</p> <p>その他に医福がお話ししている件について、まず、医福からの有給休暇の申請を私が承認しないということはありませんでした。実際に有給を取得した実績もあると思つて、後日記録を提出いたします。医福から提案のあった販売促進に係る企画の件については、落ち着いてから検討する旨を医福に伝えていたので、無視していたものではありません。特に理由もなく私に怒られたと言つては、この時期、医福に指示していた案件が期限までに報告がされないことがありましたので、そのことに対して電話で叱つたことはありました。（本社マーケティング部門 マネージャー 安芸）</p> <p>平成24年9月下旬頃の医福さんと安芸マネージャーとのやり取りについて、資料の作成に関して電話で何度も話をしていて耳にしました。</p> <p>私が医福さんの電話を取り次ぐことが多かつたので、マネージャーの電話の相手が医福さんだと分かったのです。</p> <p>その時のマネージャーは厳しい口調で医福さんにやり直しを指示していたようですが、人間性を否定するような発言でもなく、仕事上の指導的なものであつたと思ひます。また、何かの際にマネージャーが電話で医福さんを叱責していた日がありましたが、この時も常識の範囲での発言であったと思ひます。私も仕事上のミスがあつた時は同じようにマネージャーに怒られることがあります、その時の様子と比べても変わりはなかつた印象です。</p> <p>マネージャーが電話で誰かの人格を否定するような発言をしていたのを聞いたことは、これまでに一度もありません。</p> <p>（本社マーケティング部門 同僚 紀伊）</p>	○
認定事実				
<p>請求人は異動後の平成24年9月下旬頃から安芸マネージャーによる嫌がらせが始まった旨を主張しているが、マネージャーから指示のあった資料作成時に誤字・脱字が散見された際や、請求人が報告期限までに担当業務に係る報告を行わなかつた際に、マネージャーが請求人を指導・叱責していた事実は認められた。その他、請求人が主張するマネージャーからの嫌がらせの事実は確認されなかつた。なお、マネージャーは愛知本社で勤務し、請求人とは電話やEメール等により業務指示や報告を行つていたものである。</p> <p>以上により、マネージャーによる請求人への嫌がらせ等の事実は認められず、業務指導の範囲内の指導・叱責を受けていたものと認められる。</p>				

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事:		なし		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
認定事実				

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有・無)
上記が有の場合その内容

5 主治医・産業医等の意見

主治医意見書 (<input checked="" type="checkbox"/> 無)	(概要)	資料No.
	<p>1 初診日：平成24年10月10日</p> <p>2 不安感、抑うつ感を訴え、このまま仕事が続けられるのか不安でしょうがない、仕事のことを考えると家にいても上司のことが頭に浮かび緊張するなどと述べていた。</p> <p>3 焦燥感がみられ、時々涙ぐむことがあった。</p> <p>4 疾患名：適応障害（F43.2）</p> <p>診断の根拠は、不安感、抑うつ感が強くみられ、時に強い緊張と怒りの感情がみられること。</p> <p>5 発病時期：平成24年10月上旬</p> <p>6 本人によれば、不本意な人事異動や、異動後の上司による嫌がらせが負担になっていたとのことである。</p> <p>7 抗不安薬を投与し、通院を継続している。仕事はしばらく休むように指導している。現在は不安感は軽減したと述べており、過度の緊張もみられなくなった。</p> <p>8 精神障害の既往歴はなし。</p> <p>9 本人の話からは他の医療機関の受診はないと考えられる。</p> <p>10 聴取は可能であるが、心身の不調が現れた場合は、聴取を中止できる旨を予め説明しておくことが望ましい。</p>	
診療記録等の収集 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)		
産業医意見書 (<input checked="" type="checkbox"/> 有)	(概要)	
専門医意見書 (請求人提出) (<input checked="" type="checkbox"/> 有)	(概要)	

6 就業条件等一般的事項

学歴	最終学歴【中学校・高等学校・ <input checked="" type="checkbox"/> 大学院・その他()】						H2年 3月	日(卒業)中退	資料No.																
経歴 〔直近のものから記載すること。〕	事業場名 〔 花丸輸送機 〕 [H9年 3月 1日～ 年 月 日] [営業、事務] 〔 摩擦連鎖機 〕 [H2年 4月 1日～ H8年 12月 31日] [営業] 〔 〕 [年 月 日～ 年 月 日] []																								
現在の事業場に 履入後の配属先 〔直近のものから記載すること。〕	配属先 〔 本社マーケティング部門 〕 [H24年 9月 1日～ 年 月 日] [事務] 〔 東北営業所 〕 [H9年 3月 1日～ H24年 8月 31日] [営業] 〔 〕 [年 月 日～ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日～ 年 月 日] []																								
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 〔当該労働者について記載すること。〕	<table border="1"> <tr> <td>所定始業時刻 :</td> <td>8時 30分</td> <td>(1日)</td> <td>8時間 0分</td> </tr> <tr> <td>所定終業時刻 :</td> <td>17時 30分</td> <td>(1週間)</td> <td>40時間 0分</td> </tr> <tr> <td>所定休憩時刻 :</td> <td>12時 0分～ 13時 0分</td> <td>(休憩時間)</td> <td>1時間 分</td> </tr> <tr> <td>所定休日 :</td> <td>①週休1日制</td> <td>②週休2日制</td> <td>③カレンダー等により指定</td> <td>④その他</td> </tr> </table> <p>特記事項</p>								所定始業時刻 :	8時 30分	(1日)	8時間 0分	所定終業時刻 :	17時 30分	(1週間)	40時間 0分	所定休憩時刻 :	12時 0分～ 13時 0分	(休憩時間)	1時間 分	所定休日 :	①週休1日制	②週休2日制	③カレンダー等により指定	④その他
所定始業時刻 :	8時 30分	(1日)	8時間 0分																						
所定終業時刻 :	17時 30分	(1週間)	40時間 0分																						
所定休憩時刻 :	12時 0分～ 13時 0分	(休憩時間)	1時間 分																						
所定休日 :	①週休1日制	②週休2日制	③カレンダー等により指定	④その他																					
労働時間制度 : ①1か月単位変形労働時間制 ②1年単位変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤その他																									
勤務形態 : ①日勤勤務 ②交代制(日勤・夜勤) ③3交代制 ④その他																									
雇用形態 : ①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他																									
出退勤の管理の状況 : ①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他																									
特記事項																									
その他特記事項 :																									

<p>当該労働者の日常業務</p> <p>具体的に記載すること。</p>	<p>(～平成24年8月31日) 東北営業所に所属し、営業職として勤務。 顧客訪問を主とする外勤業務に従事していたが、請求人の担当顧客数（20～30社）は同僚と比較しても多くはなかった。 営業職には個人の売上目標が設定され、売上の実績に応じて人事評価がなされることとなっていた。</p> <p>(平成24年9月1日～) 本社マーケティング部門に所属し（勤務地は東北営業所のまま）、事務職として勤務。 自社製品の販売促進のための提案、企画書作成等の業務に従事しており、営業職の時のような業務に関する数値目標等は課せられていなかった。直属の上司とは勤務地が異なる事情があったことから、上司からは電話、メール等による指示が行われていた。</p>	<p>資料No.</p>
<p>事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<pre> graph TD subgraph Tohoku [東北営業所 (宮城県)] Director1((○ 所長 土佐 宗男)) --- Director2((○ 請求人 ～H24. 8. 31)) Director1 --- Director3((○ 同僚 讃岐 彰)) end subgraph HeadOffice [本社マーケティング部門 (愛知県)] Director4((○ マネージャー 安芸 登)) --- Director5((○ 請求人 H24. 9. 1～)) Director4 --- Director6((○ 同僚 紀伊 聰)) end subgraph Note [] NoteText((（東北営業所勤務）)) end </pre>	
<p>事業場以外における当該労働者との相関図（家族・友人等）</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<pre> graph TD C1((○ 請求人)) --- C2((妻)) C2 --- C3((子)) </pre>	

7 労働時間を認定した根拠

資料 No.

(労働時間の把握方法)

- | | | |
|--|------------------------------------|-------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> タイムカード | <input type="checkbox"/> 出勤簿・業務日報等 | <input type="checkbox"/> 施錠記録・警備記録等 |
| <input type="checkbox"/> 本人の申告 | <input type="checkbox"/> 管理者による確認 | <input type="checkbox"/> 上司・同僚からの聴取 |
| <input type="checkbox"/> その他 () | | |

(労働時間の推計方法)

事例8 上司等から治療を要する程度の暴行等の身体的攻撃を受けた事案（業務による心理的負荷評価表の項目29）

○ 事案のポイント

- ・請求人は、上司から暴行を受けた。
- ・暴行により治療を要した。

○ 出来事評価のポイント

- ・上司が部下に対して行った暴行は、パワーハラスメントに当たるため、項目29で評価する。
- ・暴行による負傷の程度について検討し、整形外科医等の医学意見により治療の有無を確認する。

○ 医学意見の聴取のポイント

- ・総合評価の結果、「強」に該当することが明らかな場合は、主治医意見で決定する。

(心理的負荷表（抜粋）)

出来事の範囲	平均的な心理的負荷の強度 具体的な出来事	心理的負荷の総合評価の指標 心事の負荷の強度 I II III	心理的負荷の総合評価の指標	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
				心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
				弱	中	強
29 ⑥パワーハラスメント	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた		★	<p>・指導・叱責等の言動に至る経緯や状況 ・身体的攻撃、精神的攻撃等の内容、程度等 ・反復・継続など執拗性の状況 ・就業環境を害する程度 ・会社の対応の有無及び内容、改善の状況</p> <p>〔注〕(1)「指揮・命令等の評価尺度とならない対人関係のトラブルは、出来事の要因「対人関係」の各点を参考して評価する。 (2)「上司等」には、職場上の地位が上位の者のほか、同僚又は階下であっても、業務との緊密な連絡や緊密な距離を有しており、その者の能力が得られないければ職場の円滑な運営を行うことが困難な場合、同僚又は階下からの挑発による行為でこれに該当又は連絡することが困難である場合も含む。</p>	<p>【弱】 上司等による身体的攻撃、精神的攻撃等が「弱」の程度に至らない場合、心理的負荷の総合評価の指標を強まるまで「弱」又は「中」と評価</p> <p>【中】 ・上司等による次のような身体的攻撃、精神的攻撃等が行われ、行為が仄め・遮隠していない場合 ・会社等から、暴行等の身体的攻撃を軽微に受けた場合 ・上司等による次のようないくつかの身体的攻撃等が強度に行われた場合 ・行為を要さない程度の暴行による身体的攻撃 ・人柄や人間性を否定するような、東西と判らかに心毒性がない又は意図の目的を大きく歪曲した精神的攻撃 ・必要以上に暴行等に付ける過度の攻撃等が、他の労働者との以前における大半での適正的な叱責など、距離や手筋の社会理念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃 ・必要以上に長時間にわたる叱責、他の労働者の距離においては精神的攻撃など、怠慢や手筋が社会理念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃</p>	<p>○ 上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた</p> <p>【強】 ・上司等から、効力を有する程度の暴行等の身体的攻撃を受けた場合 ・上司等から、暴行等の身体的攻撃を軽微に受けた場合 ・上司等による次のようないくつかの身体的攻撃等が強度に行われた場合 ・人柄や人間性を否定するような、過度に明らかに心毒性がない又は意図の目的を大きく歪曲した精神的攻撃 ・必要以上に暴行等に付ける過度の攻撃等が、他の労働者との以前における大半での適正的な叱責など、距離や手筋の社会理念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃 ・心理的負荷としては「中」程度の身体的攻撃、精神的攻撃等を受けた場合であって、会社に連絡しても連絡が叶わなく、改善されなかつた場合</p>

医学意見の要否等に係る調査復命書

○○局○○署									整理番号	○	
署長	副署長	課長	給付調査官	係長	係	係	復命年月日				
									令和2年6月1日		
1. 調査官意見のとおり決定する。(平成 年 月 日) 2. 下記事由により再調査を要する。									調査官職氏名	厚生労働事務官 横山 一郎	
									受付年月日	令和2年2月12日	
									請求種別	<input checked="" type="checkbox"/> 療養 <input checked="" type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()	
労働保険番号	99.9.99.999999-999			事業の種類	美容業						
事業の名称	(有)千代田 ビューティーサロン銀座店									労働者数	50人
事業場の所在	〒一 ○○県○○市						電話	099 (9999) 9999			
被災労働者氏名	きゅうふ やすお 給付 安男			生年月日	平成元年9月1日			性別	男		
職種	美容師						届入年月日	平成27年4月1日			
請求人氏名	きゅうふ やすお 給付 安男			続柄	本人						
疾患名及び発病時期	【請求時】疾患名: 適応障害 (F43.2) 発病日: 平成31年4月15日 (頃) (発病時年齢 29歳) 【決定時】疾患名: 適応障害 (F43.2) 発病日: 平成31年4月15日 (頃) (発病時年齢 29歳)										
現在の状況	生存	(死亡年月日: 年 月 日 死亡時年齢 歳)									
請求人の申述	請求人給付安男(以下「請求人」という。)は、平成27年4月の入社後、ビューティーサロン銀座店において美容師として従事するとともに、新人スタッフの教育を担当していた。請求人は、平成31年4月15日に社長(店長)から新人スタッフが急に退職したことを理由に叱責され、さらに顔面を殴られ鼻骨骨折を負った。その後精神的に不安定になり、理由も無く涙が出る、殴られた夢を見て夜眠れない、大きな音を聞くと体の震えが出るなどの症状が出るようになり、日常生活で恐怖を感じるようになった。										
事案の概要(認定した事実)	請求人は、平成31年4月15日に社長(店長)から殴られた以降、理由も無く涙が出る、悪夢を見る、日常生活で恐怖を感じるなどの症状がみられており、平成31年4月30日に河本総合病院精神科を受診し、適応障害と診断されている。 請求人は、平成31年4月15日に社長(店長)から新人スタッフが急に辞めたことを請求人の責任として叱責され、叱責の途中で顔面を殴り鼻骨骨折を負わされたものと認められた。 業務以外の出来事及び個体側要因は確認されなかった。										
〔調査官意見〕											
本件について、下記によることとしたい											
<input type="checkbox"/> 次頁(1)の1ないし5に該当することから、本復命書を添付し(2)により専門部会の合議による意見を求める											
<input type="checkbox"/> 次頁(1)の1ないし5に該当せず6ないし9に該当することから、本復命書を添付し(2)により専門医の意見を求める											
<input checked="" type="checkbox"/> 次頁(1)のいずれにも該当せず、業務による強い心理的負荷が認められることから、主治医による意見書により、業務上災害として認定する											

調査官意見の詳細

(1) 意見を求める相手方

1	自殺事案
2	業務による心理的負荷の強度について「強」に該当するかどうかも含め判断しがたい
3	業務による心理的負荷が「強」に該当することが明らかだが、顕著な業務以外の心理的負荷又は個体側要因が認められる
4	請求人が悪化を主張している
5	発病の有無、疾患名、発病時期、心理的負荷の強度、その他()の判断について高度な医学的検討が必要

上記1～5のいずれかに該当することから、専門部会の合議による意見を求める

6	主治医の意見による判断に補足が必要である
7	疾患名がICD-10のF3あるいはF4でない
8	業務による心理的負荷が「強」に該当しないことが明らかである
9	業務による心理的負荷が「強」に該当することが明らかだが、業務以外の心理的負荷又は個体側要因が認められる

上記1～5に該当せず、上記6～9のいずれかに該当することから、専門医の意見を求める

上記のいずれにも該当しないことから、主治医による意見書により業務上災害として認定する

(2) 専門部会・専門医への意見依頼内容及びこれに対する署の見解等

1 総合判断

(1)発病の有無等

精神障害発病の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	発病時期	平成31年 4月 15日
疾患名 (ICD-10診断ガイド ラインによる)	適応障害(F43.2)		

(2)業務による心理的負荷

特別な出来事 の評価	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働			
	出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	恒常的な長時間労働の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	具体的な出来事			心理的負荷の 総合評価の強度
	(上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた) 平均(I・II・III)			
	具体的な内容及び評価: 請求人は、平成31年4月15日に新人スタッフが急に辞めたことを教育係であった請求人の責任として、社長(店長)から叱責された事実が認められる。また、叱責の際に、請求人は社長(店長)から拳で顔面を殴打され鼻骨骨折を負ったことが認められる。 以上のことから、具体的出来事の「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」に該当し、上司等から治療を要する程度の暴行による身体的攻撃を受けたものと認められるため、その心理的負荷は「強」と判断される。		弱 中 強	
	(類推の有無 有 <input type="checkbox"/> 無)			
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事及び出来事後の評価	() 平均(I・II・III)			弱 中 強
	具体的な内容及び評価:			
	(類推の有無 有 <input type="checkbox"/> 無)			
	() 平均(I・II・III)			
	具体的な内容及び評価:			
	(類推の有無 有 <input type="checkbox"/> 無)			

労働時間の状況 (時間外労働 時間数)	発病前1か月 — 時間	発病前2か月 — 時間	発病前3か月 — 時間	発病前4か月 — 時間	発病前5か月 — 時間	発病前6か月 — 時間
複数の出来事の 全体評価						
総合評価		弱	中	強		

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる		
	具体的出来事		
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価	(類推の有無	有・無)	I II III
	(類推の有無	有・無)	I II III
個体側要因の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる		
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	既往歴	特になし	
	アルコール等依存状況	特になし	
	その他	特になし	

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に 関する精神 科等の医療 機関の受診 状況	医療機関名			受診期間			病名	
	初診	[河本総合病院精神科]	[H31年]	4月～	年	月)	[適応障害]	[]
	[]	[年]	月～	年	月)	[]	[]	[]
	[]	[年]	月～	年	月)	[]	[]	[]
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.				
H31年 4月	<p>平成31年4月15日の夜から、精神的に落ち着かず不安と恐怖を感じるようになり、悪夢を見て眠れなくなりました。翌朝も食欲は無く知らず知らずに涙を流していました。自分の顔を鏡で見ると殴られた鼻が腫れており、そのことで全身が硬くなり自然と震えが出て止まらなくなりました。このような状態が毎日続くようになりました。特に、出勤して店長と顔を会わせなければならぬと思うと、考えただけでパニックになりそうでした。(聴取書)</p> <p>次第に人と接することも恐怖で外出できなくなり、家族に連れられて、平成31年4月30日に河本総合病院精神科に受診し、適応障害と診断されました。(申立書)</p>		<p>○ 心配で平成31年4月15日は給付さんと一緒に帰りましたが、普段はお喋りする給付さんが、うつむいて何か怯えているような感じで、終始暗い表情でした。この日以降給付さんは職場に来ていません。(同僚 仲川)</p> <p>○ 心配となって平成31年4月15日の夜に給付さんに電話したところ、普段は明るい人なのに声は暗く急に泣き出しました。話を聞いて励ましていましたが、口数は少なく、翌日も電話をしてみましたが出てくれませんでした。何度も家に行ってみましたが、給付さんのお母さんから誰にも会いたくないと本人が言っていると言われ会うことができませんでした。(同僚 茂田井)</p>					○

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事：上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H31年4月～	<p>平成31年4月15日に新人スタッフが仕事中に携帯を見ていたので、一度注意しました。一度は謝りフローの清掃作業をし始めましたが、また1時間後に携帯でラインをしているところを見て、すぐ止めると思い何も言わなかつたところ、30分程経っても携帯を見ていたので、「やる気あるの」、「新人だからといって甘えないで」などと注意しました。その場は私の注意で新人スタッフは仕事をやり始めました。そして、私が気づかぬところで、新人スタッフは、店長に私に厳しく注意されここでは働けないと言って、その日で辞めたみたいです。後で聞いた話ですがその新人スタッフは店長の親戚に当たる人だったそうです。</p> <p>平成31年4月15日の業務終了後に私が顧客名簿を整理していたところ、いきなり店長が来て私に向かって、「新人にどんな教育してるんだ」と怒鳴ってきました。私は店長に「あの新人が仕事中に携帯をいじっていたので注意して何が悪いのですか」、「私の教育間違ってますか」と言ったところ、店長は「何口答えしてるんだ」と言つて、右手をグーにして私の顔面を一発殴ってきました。店長は一発殴った後「反省しろ」と私に言つてそのまま帰つてしましました。</p> <p>私は一瞬何が起きたか分からず呆然とその場で立っていましたが、すぐに鼻血が出てきて血が止まらなくなりティッシュを鼻に詰めて家に帰りました。鼻血はその晩に止まりましたが、翌日鏡を見ると鼻が腫れていたので、後藤整形外科に行き診察してもらったところ鼻骨にヒビが入っていました。（聴取書）</p>	○	<p>平成31年4月15日の仕事中に給付さんが新人スタッフに注意しているところを見かけました。私も新人スタッフの仕事の姿勢に腹を立てていたので、給付さんの注意は正当なものと思います。店を閉めた後で、店長が来て給付さんの顔面をグーパンチで殴ったところを見て唖然としました。店長はすぐにその場を立ち去りましたが、給付さんは殴られた後、少しの時間立ち竦んでいました。鼻血も少しの時間垂れ流しだったと思います。（同僚 仲川）</p> <p>平成31年4月15日の日は私は給付さんと同じシフトで働いていました。給付さんが店長に殴られた詳しい経緯は知りませんでしたが、店長が給付さんにいきなり怒鳴り、気がついたら店長は給付さんの顔面を殴っていました。給付さんの鼻からは血が出ていました。（同僚 茂田井）</p> <p>平成31年4月15日の閉店後店長と給付さんが揉めているところを見ました。店長とは長い付き合いで、普段はいい人ですが一端切れると手がつけられない性格で、店長が給付さんの顔面を殴ったのは事実ですが、給付さんが店長の言ったことに対して、反論めいたことを言ったことで、店長が憤慨したと思います。（フロアーマネージャー 橋元）</p> <p>平成31年4月15日の閉店後に給付さんの顔面を右手で殴ったのは事実です。給付さんが未熟さを棚にあげて私に反論したため、カッとなり殴つてしましました。自分では本気で殴った記憶はありません。私が給付さんを殴ったことで、給付さんが鼻血を出していたことは知りません。（社長兼店長 多橋）</p> <p>五藤整形外科 五藤敏夫医師意見書 初診日：平成31年4月16日 受診の端緒：前日に顔面を殴られ受診と至る。 他覚所見：X線にて鼻骨部に骨折線を認める。 傷病名：鼻骨骨折 治療内容：止血処置を行い、骨折は軽度であったため保存療法とした。 症状固定時期：骨癒合には2か月程度必要と思われる。</p>	○ ○ ○ ○ ○
認定事実				
請求人は、平成31年4月15日に新人スタッフの教育を巡り、社長（店長）から叱責され、その際に顔面を右拳で殴られた事実が認められる。また、顔面を殴られたことにより鼻骨骨折を負い2か月程度の療養を要した事実が認められる。				

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事: なし				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.

認定事実

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有 無)

上記が有の場合その内容

自宅で週に2、3回の缶ビール(500ml)1本を飲んでいたが、酩酊して迷惑をかけるようなことはなく、アルコール依存の状況は認められない。

5-1 主治医・産業医等の意見

主治医の意見書 〔有・無〕	(概要) (河本総合病院精神科 河本優医師の意見書) 1 平成31年4月30日初診 2 平成31年4月15日に上司から暴行を受け、その日から理由も無く涙が出る、悪夢を見る、不眠、日常生活で恐怖を感じ外出ができなくなった、との主訴により当院を受診したもの。 3 初診時の症状は上記主訴のほか、食欲不振、回遊行動、過覚醒、憂うつ感の症状を確認。 4 上記暴行エピソード以外にストレス要因は無く、上記の症状から適応障害（F43.2）と診断。 5 発病時期は、受傷後から初診前であることは明白である。上記暴行エピソード以外にストレス要因は無く、暴行を受けた平成31年4月15日が妥当と考える。 6 発病原因は、過去に重大なストレスとの遭遇、精神症状のエピソードがなく、上記暴行エピソードが心的ストレス要因となっているのは明白である。 7 休養の指示、パキシルCR、セルシン、マイスリーを中心とした薬物療法。 8 精神障害の既往歴は承知していない。 9 他の精神科への受診事実は承知していない。	資料No. ○
	診療記録等の収集 〔有・無〕	
産業医意見書 〔有・無〕	(概要)	
専門医意見書 (請求人提出) 〔有・無〕	(概要)	

6 就業条件等一般的事項

学歴	最終学歴〔中学校・高等学校・大学・大学院・その他(専門学校)〕	H21年 3月 日〔卒業・中退〕	資料No.
職歴 〔直近のものから記載すること。〕	事業場名 〔 ピューティーB 〕 [H21年 4月 1日～ 26年 3月 31日] [美容師] 〔 〕 [年 月 日～ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日～ 年 月 日] []		○
現在の事業場に 雇入後の配属先 〔直近のもの から記載 すること。〕	配属先 〔 ピューティーサロン銀座店 〕 [H27年 4月 1日～ 年 月 日] [美容師] 〔 〕 [年 月 日～ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日～ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日～ 年 月 日] []		
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 〔当該労働者に ついて記載 すること。〕	所定始業時刻 : 9時 30分 ※遅出勤務有 所定終業時刻 : 19時 30分 所定休憩時刻 : 12時 30分～ 13時 30分 16時 30分～ 17時 30分 所定休日 : ①週休1日制 ②週休2日制 ③カレンダー等により指定 ④その他 特記事項 每月作成するカレンダーに基づき、月9～10日の休日が定められている	所定労働時間 〔1日〕 8時間 0分 〔1週間〕 40時間 0分 (休憩時間 2時間 0分)	
労働時間制度 : 〔①1か月単位変形労働時間制 ②1年単位変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤その他〕 特記事項 毎月作成するカレンダーに基づき、月9～10日の休日が定められている			
勤務形態 : 〔①日勤勤務 ②交代制(日勤・夜勤) ③3交代制 ④その他〕 特記事項			
雇用形態 : 〔①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他〕 出退勤の管理の状況 : ①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他 特記事項			
その他特記事項 :			

<p>当該労働者の日常業務</p> <p>具体的に記載すること。</p>	<p>・ヘアーカット、シャンプー、メイク等の美容師業務 ・新人美容師の教育指導</p> <p>資料No. ○</p>
<p>事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<pre> graph TD A[多橋社長 (店長)] --> B[フロアーマネージャー 橋元] B --> C[仲川] B --> D[請求人] B --> E[茂田井] B --> F[鶴田 (新人スタッフ)] </pre>
<p>事業場以外における当該労働者との相関図(家族・友人等)</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<pre> graph TD A[給付高男 (父)] --- B[給付もえ (母)] A --- C[請求人 (独身)] B --- C </pre>

7 労働時間を認定した根拠

資料 No.

○

(労働時間の把握方法)

- | | | |
|--|------------------------------------|-------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> タイムカード | <input type="checkbox"/> 出勤簿・業務日報等 | <input type="checkbox"/> 施錠記録・警備記録等 |
| <input type="checkbox"/> 本人の申告 | <input type="checkbox"/> 管理者による確認 | <input type="checkbox"/> 上司・同僚からの聴取 |
| <input type="checkbox"/> その他 () | | |

(労働時間の推計方法)

請求人は長時間労働については主張していないため時間集計は省略した。

事例9 上司等から暴行等の身体的攻撃を執拗に受けた事案（業務による心理的負荷評価表の項目29）

○ 事案のポイント

- ・請求人は、上司から暴行を受けた。
- ・暴行により治療を要していないが執拗に行われた。

○ 出来事評価のポイント

- ・上司が部下に対して行った暴行は、パワーハラスメントに当たるため、項目29で評価する。
- ・治療を要さない程度の暴行は、反復・継続など執拗に行われたか否かについて評価する。

○ 医学意見の聴取のポイント

- ・総合評価の結果、「強」に該当することが明らかな場合は、主治医意見で決定する。

(心理的負荷表（抜粋）)

出来事の種類	平均的な心理的負荷の強度 具体的 出来事	心理的負荷の強度評価の視点 I II III	心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
				弱	中	強
29 パワーハラスメント	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	★	<ul style="list-style-type: none"> ・指導・叱責等の言動に至る経緯や状況 ・身体的攻撃、精神的攻撃等の内容、程度等 ・反復・継続など執拗性の状況 ・就業環境を害する程度 ・会社の対応の有無及び内容、改善の状況 <p>(注) ①前回出来事の評価対象となるない対人関係のトラブルは、出来事の範囲「対人関係」の各出来事で評価する。</p> <p>(注)「上司等」には、既往上の地位が上の者の立場、地位又は階下であっても、通常上級者と認定される者を含めており、その者の地位が奪られる行為は通常の円滑な運営を行うことの妨げとなる場合、あるいは下から上の立場に二重行為で行われる行為又は連続する二重行為である場合も含む。</p>	<p>【弱】 上司等による身体的攻撃、精神的攻撃等が「弱」の程度に至らない場合、心理的負荷の総合評価の視点を踏まえて「弱」又は「中」と評価</p> <p>【中】 「中」になる例 ・上司等による次のような身体的攻撃・精神的攻撃が行われ、行為が反復・継続していない場合 ・治療を要さない程度の暴行による身体的攻撃、精神的攻撃等が行われた場合</p> <p>【強】 「強」になる例 ・上司等による「中」に至らない程度の身体的攻撃、精神的攻撃等が行われた場合</p>	<p>○ 上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた</p> <p>【強】 ・上司等から、治療を要する程度の暴行等の身体的攻撃を受けた場合 ・上司等から、暴行等の身体的攻撃を執拗に行われた場合 ・上司等による「中」よりは過度の目的をもつて継続した精神的攻撃が受けた場合は通常は「中」に至らない程度の身体的攻撃 ・人間や人間性を否定するような精神的攻撃等が受けた場合は通常は「中」に至らない程度の身体的攻撃 ・通常より一歩も二歩も前に進むべき目標を達成しない精神的攻撃 ・必要以上に長時間にわたる叱罵、命令的命令の要請等に続ける精神的攻撃 ・心理的負荷としては「中」程度の身体的攻撃、精神的攻撃等を受けた場合であって、会社に相談しても適切な対応がなく、改善されなかった場合</p>	

医学意見の要否等に係る調査復命書

○○局○○署								整理番号	○	
署長	副署長	課長	給付調査官	係長	係	復命年月日			令和2年6月1日	
1. 調査官意見のとおり決定する。(平成 年 月 日) 2. 下記事由により再調査を要する。								調査官職氏名	厚生労働事務官 棚橋 二郎	
								受付年月日	令和2年1月24日	
								請求種別	<input checked="" type="checkbox"/> 療養 <input checked="" type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遣族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()	
労働保険番号	99.9.99.999999-999			事業の種類	建設業					
事業の名称	認対総合建設(株)								労働者数	300人
事業場の所在	〒一 ○○県○○市					電話	099 (9999) 9999			
被災労働者氏名	しきゅうこうじ 支給 光二			生年月日	平成元年9月1日			性別	男	
職種	施工管理									
請求人氏名	しきゅうこうじ 支給 光二			続柄	本人		雇入年月日	平成26年4月1日		
疾患名及び発病時期	〔請求時〕疾患名: 適応障害(F43.2) 発病日: 平成31年4月中旬(頃)(発病時年齢 29歳) 〔決定時〕疾患名: 適応障害(F43.2) 発病日: 平成31年4月中旬(頃)(発病時年齢 29歳)									
現在の状況	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生存</div> 死亡 (死亡年月日: 年 月 日) 死亡時年齢 歳) </div>									
請求人の申述	<p>請求人支給光二(以下「請求人」という。)は、平成26年4月の入社後、認対総合建設(株)においてビルや家屋の新築工事の施工管理の業務に従事していた。請求人は、平成31年4月15日に係長から工期の遅れを理由に叱責され、その叱責の場で、左肩にパンチ、額にデコピンをされ、さらに頬や耳を何度も引っ張られた。その後精神的に不安定になり、叱責される夢を見て夜眠れない、食欲が出ない、何事にもやる気が出ないなどの症状が出るようになった。</p>									
事案の概要 (認定した事実)	<p>請求人は、平成31年4月15日に係長から叱責された以降、叱責される悪夢を見る、不眠、食欲不振、意欲低下などの症状がみられており、平成31年4月25日に有楽精神クリニックを受診し、適応障害と診断されている。</p> <p>請求人は、係長から平成31年4月15日に工期の遅れを理由に叱責され、叱責は4時間程度にわたり、その最中に左肩を殴られる、額にデコピンを2回される、両頬と両耳を各5回程度引っ張られるなどの行為を受けていたことが認められた。</p> <p>業務以外の出来事及び個体側要因は確認されなかった。</p>									
本件について、下記によることとしたい										
<input type="checkbox"/> 次頁(1)の1ないし5に該当することから、本復命書を添付し(2)により専門部会の合議による意見を求める <input type="checkbox"/> 次頁(1)の1ないし5に該当せず6ないし9に該当することから、本復命書を添付し(2)により専門医の意見を求める <input checked="" type="checkbox"/> 次頁(1)のいずれにも該当せず、業務による強い心理的負荷が認められることから、主治医による意見書により、業務上災害として認定する										

調査官意見の詳細

(1) 意見を求める相手方

1	自殺事案
2	業務による心理的負荷の強度について「強」に該当するかどうかを含め判断したい
3	業務による心理的負荷が「強」に該当することが明らかだが、顕著な業務以外の心理的負荷又は個体側要因が認められる
4	請求人が悪化を主張している
5	発病の有無、疾患名、発病時期、心理的負荷の強度、その他()の判断について高度な医学的検討が必要

上記1～5のいずれかに該当することから、専門部会の合議による意見を求める

6	主治医の意見による判断に補足が必要である
7	疾患名がICD-10のF3あるいはF4でない
8	業務による心理的負荷が「強」に該当しないことが明らかである
9	業務による心理的負荷が「強」に該当することが明らかだが、業務以外の心理的負荷又は個体側要因が認められる

上記1～5に該当せず、上記6～9のいずれかに該当することから、専門医の意見を求める

上記のいずれにも該当しないことから、主治医による意見書により業務上災害として認定する

(2) 専門部会・専門医への意見依頼内容及びこれに対する署の見解等

1 総合判断

(1) 発病の有無等

精神障害発病の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	発病時期	平成31年 4月 中旬 (頃)
疾患名 (ICD-10診断ガイド ラインによる)	適応障害 (F 43. 2)		

(2) 業務による心理的負荷

特別な出来事 の評価	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働		
	有 (<input checked="" type="checkbox"/>)	無 (<input type="checkbox"/>)	
	出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	恒常的な長時間労働の有無
		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	心理的負荷の 総合評価の強度
	(上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワー・ハラスメントを受けた)	平均 (I · II · <input checked="" type="checkbox"/> III)	
	具体的な内容及び評価 :		
	請求人は、平成31年4月15日に係長から工期の遅れを理由に叱責された事実が認められる。また、叱責は4時間程度にわたり、人間性を否定する発言は認められないものの、その最中に左肩を殴られ、額にデコピンを2回され、両頬と両耳を各5回程度引っ張られたことが認められる。		
	なお、当該行為で療養を要した事実は認められない。		
	以上のことから、具体的な出来事の「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワー・ハラスメントを受けた」に該当し、上司等から暴行等の身体的攻撃を執拗に受けたものと認められるため、その心理的負荷は「強」と判断される。		
	(類推の有無 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>)		
発病前6か月間に 起きた精神障害の 発病に関与 したと 考えられ る業務によ る出来事及び出来事 後の評価	(具体的な内容及び評価 :	平均 (I · II · <input checked="" type="checkbox"/> III)	弱 中 強
	(具体的な内容及び評価 :	平均 (I · II · <input checked="" type="checkbox"/> III)	弱 中 強
	(具体的な内容及び評価 :	平均 (I · II · <input checked="" type="checkbox"/> III)	弱 中 強
	(類推の有無 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>)		

労働時間の状況 (時間外労働 時間数)	発病前1か月 — 時間	発病前2か月 — 時間	発病前3か月 — 時間	発病前4か月 — 時間	発病前5か月 — 時間	発病前6か月 — 時間
複数の出来事の 全体評価						
総合評価	弱	中	強			

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる		
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価		具 体 的 出 来 事	
		(類推の有無 有・無)	I II III
		(類推の有無 有・無)	I II III
個体側要因の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる		
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	既往歴	特になし	
	アルコール等依存状況	特になし	
	その他	特になし	

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に 関する精神 科等の医療 機関の受診 状況	医療機関名		受診期間						病名	
	初診	[有楽精神クリニック]	[H31年]	4月～	年	月	[適応障害]	[]	[]	[]
	[]	[]	[年]	月～	年	月	[]	[]	[]	[]
	[]	[]	[年]	月～	年	月	[]	[]	[]	[]
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果						資料No.	
H31年 4月	<p>平成31年4月15日の夜から、叱責される夢を見るようになり、眠れない日が続くようになりました。食欲もなくなり、何事に対してもやる気が出なくなりました。このような状態が毎日続くようになりました。 (聴取書)</p> <p>外出する気力もなくなり、会社にも行けず休むようになったので、平成31年4月25日に自宅近くの有楽精神クリニックに受診し、適応障害と診断されました。 (申立書)</p>	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	<p>平成31年4月15日は支給さんと一緒に帰りました。支給さんは、叱責されたことを気にしているようで暗い表情でした。翌日に職場で支給さんに大丈夫と話しあげましたが、元気がなく眠れていないと書いていました。 (同僚 卷)</p> <p>平成31年4月15日以降、支給さんは元気がないよう見えました。お昼もほとんど食べていませんでした。支給さんは毎日眠れていないと言っており、朝気がありませんでした。 (同僚 茂野)</p>						<input type="radio"/>	

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事：上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H31年 4月～	<p>私が施工管理を担当していたマンションの新築工事で、平成31年3月末に工期を終える予定でしたが、翌月15日まで工期が延長してしまいました。工期が延長してしまったことは、私が下請会社への連絡を失念してしまったことが原因です。平成31年4月15日まで工期が延長したことについて係長に報告し、原因が私にあることを伝えたところ、係長から叱責されました。また、係長に下請会社への連絡を失念したことを言ったところ、別室へ連れられ、係長から左肩にパンチされ、「なに初步的なミスしてんだ」と言われました。その後「この仕事何年してんだ」と呟われながら、額にデコピンを2回されました。</p> <p>私は、複数の仕事が重なってしまい連絡ミスを起こしてしまったことを理由に謝罪しましたが、係長は私が口答えしていると感じたらしく、叱責が4時間くらい続きました。叱責の中で、私は両頬と両耳を各5回、合計10回ほど引っ張られました。係長は「新人ではないのに初步的なミスをして本当に反省しているのか」、「話しかちゃんと聞いているのか」などの話しを繰り返して、その都度、頬や耳を引っ張ってきました。</p> <p>係長から最初に受けた左肩へのパンチやデコピンはとても痛かったです。頬や耳は何回も引っ張られたことで、その日の夜は赤く腫れていきました。翌日には痛みの腫れも治まつたので病院には行っていません。</p> <p>係長からの叱責で人間性を否定するよう発言はありませんでした。また、私のミスで工期延長となりましたが、減給もなく会社からのペナルティーは一切ありませんでした。（聴取書）</p>	○	<p>支給さんのミスにより工期が延長してしまった、平成31年4月15日に支給さんは係長から注意されました。最初は係長の席で注意を受けていましたが、途中から支給さんと係長は別室に入って4時間ほど出てきませんでした。終業時刻間近で二人は別室から出てきて、その時支給さんは気力が無く、とても落ち込んだ様子だったことを覚えています。（同僚 卷）</p> <p>私は、安念係長から支給さんのミスで工期が延長したことの報告を平成31年4月15日の終業後に受けました。初步的なミスであったので、安念係長は二度とこのようなミスがないように支給さんを厳重に注意しときましたと呟っていました。</p> <p>私は、安念係長が支給さんを叱責していたところは見ていません。</p> <p>支給さんのミスに対しては、会社としての処分は一切ありませんでした。（課長 安西）</p>	○

認定事実

請求人は、自身のミスにより工期延長を招き平成31年4月15日に、係長から叱責された事実が認められる。叱責は4時間程度にわたり、その最中に左肩を殴られたこと、額にデコピンを2回されたこと、両頬と両耳を各5回程度引っ張られたことが確認されるが、当該行為で療養を要した事実は認められない。

なお、叱責での人間性を否定する発言は認められず、請求人のミスによる減給又は会社からのペナルティーも認められない。

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事: なし				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.

認定事実

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有 無)

上記が有の場合その内容

5-1 主治医・産業医等の意見

主治医の意見書	(概要)	資料No. ○
	<p>〔有・無〕 (有楽精神クリニック 有楽優医師の意見書)</p> <p>1 平成31年4月25日初診 2 平成31年4月15日に社内で暴行を受け、その日から、不眠、食欲がない、やる気が出ないなどの主訴により当院を受診したもの。 3 初診時の症状は、食欲不振、不眠、意欲低下の症状を確認。 4 暴行エピソード以外にストレス要因は無く、上記の症状から適応障害 (F43.2) と診断。 5 発病時期は、社内の暴行エピソード後の症状出現のため、平成31年4月中旬と考える。 6 発病原因は、過去の重大なストレス要因及び精神症状のエピソードがなく、会社の暴行エピソードが心的ストレス要因となっていると認められる。 7 休養の指示、マイスリーを中心とした薬物療法、精神療法を実施した。 8 精神障害の既往歴は確認されない。 9 他の精神科への受診事実はない。</p>	
産業医意見書	診療記録等の収集 〔有・無〕	
専門医意見書 (請求人提出)	(概要)	

6 就業条件等一般的事項

学歴	最終学歴【中学校・高等学校・大学・ <input checked="" type="checkbox"/> 大学院】その他()	H26年 3月 日 [卒業・中退]	資料No.
職歴 〔直近のものから記載すること。〕	事業場名 〔 認定総合建設(株) 〕 [H26年 4月 1日～ 年 月 日] [施工管理] 〔 〕 [年 月 日～ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日～ 年 月 日] []	職種	○
現在の事業場に 属入後の配属先 〔直近のもの から記載 すること。〕	配属先 〔 〕 [年 月 日～ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日～ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日～ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日～ 年 月 日] []	職種	
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 〔当該労働者に ついて記載 すること。〕	所定始業時刻 : 9時 0分 ※退出労働有 所定終業時刻 : 18時 0分 所定休憩時刻 : 12時 0分～ 13時 0分 所定休日 : ①週休1日制 <input checked="" type="checkbox"/> ②週休2日制 <input type="checkbox"/> ③カレンダー等により指定 <input type="checkbox"/> ④その他 特記事項	所定労働時間 (1日) 8時間 0分 (1週間) 40時間 0分 (休憩時間 1時間 0分)	
	労働時間制度 : <input checked="" type="checkbox"/> ①1か月単位変形労働時間制 <input type="checkbox"/> ②1年単位変形労働時間制 <input type="checkbox"/> ③フレックスタイム制 <input type="checkbox"/> ④裁量労働制 <input type="checkbox"/> ⑤その他 特記事項		
	勤務形態 : <input checked="" type="checkbox"/> ①日勤勤務 <input type="checkbox"/> ②2交代制(日勤・夜勤) <input type="checkbox"/> ③3交代制 <input type="checkbox"/> ④その他 特記事項		
	雇用形態 : <input checked="" type="checkbox"/> ①正規職員・従業員 <input type="checkbox"/> ②契約社員 <input type="checkbox"/> ③派遣労働者 <input type="checkbox"/> ④パート・アルバイト <input type="checkbox"/> ⑤その他 特記事項		
	出退勤の管理の状況 : <input checked="" type="checkbox"/> ①タイムカード <input type="checkbox"/> ②出勤簿 <input type="checkbox"/> ③管理者による確認 <input type="checkbox"/> ④本人の申告 <input type="checkbox"/> ⑤その他 特記事項		
	その他特記事項 :		

<p>当該労働者の日常業務</p> <p>具体的に記載すること。</p>	<p>東京都千代田区内のビル、家屋の新築工事にかかる施工管理 各種諸手続にかかる書類作成 下請・関連業者への安全教育</p>	<p>資料No. ○</p>
<p>事業者(所属部署)内における当該労働者</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<pre> graph TD A[エリア部長] --> B[課長(安西)] A --> C[係長(安念)] B --> D[請求人] B --> E[巻] B --> F[茂野] </pre>	
<p>事業場以外における当該労働者との相関図(家族・友人等)</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<pre> graph TD A[支給隆次(父) (別居)] --- B[支給孝子(母) (別居)] B --- C[請求人 (独身)] </pre>	

7 労働時間を認定した根拠

資料 No.

○

(労働時間の把握方法)

- | | | |
|--|--|-------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> タイムカード | <input type="checkbox"/> 出勤簿・業務日報等 | <input type="checkbox"/> 施錠記録・警備記録等 |
| <input type="checkbox"/> 本人の申告 | <input checked="" type="checkbox"/> 管理者による確認 | <input type="checkbox"/> 上司・同僚からの聽取 |
| <input type="checkbox"/> その他 () | | |

(労働時間の推計方法)

請求人は長時間労働については主張していないため時間集計は省略した。

事例 10 上司等による精神的攻撃が執拗に行われた事案（業務による心理的負荷評価表の項目 29）

○ 事案のポイント

- ・請求人は、上司から精神的攻撃のパワーハラスメントを受けた。

○出来事評価のポイント

- ・上司からパワーハラスメントを受けたことについての心理的負荷は、項目 29 で評価する。
 - ・上司から受けた精神的攻撃が執拗に行われたか否かについて評価する。
 - ・業務指導の範囲内の叱責であれば、項目 31 で評価する。

○ 医学意見の聴取のポイント

- ・総合評価の結果、明確に「強」に該当するが、業務以外の出来事がある場合は、専門医意見で決定する。

(心理的負荷表 (拔粹))

出来事の種類	平均的な心理的負荷の強度			心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例					
	具体的な出来事				心理的負荷の強度		弱	中	強	
	1	2	3		弱	中	強			
28 ①ハラスメント	上司から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	★	<ul style="list-style-type: none"> 指揮・批評等の言動による経験や状況 身体的攻撃、精神的攻撃等の内容、程度等 反応・態度など転換性の状況 就業環境を害する程度 会社への対応の有無及び内容、改善の状況 <p>(注1)結果出来事の評価対象とならない対人問題のリストは、出来事の風景「対人問題」の各出来事で評価する。</p> <p>(注2)「上司等」には、組織上の地位が上位の者のほか、職務又は次下位であって組織上の地位を有する者、組織の構成員として組織の運営に直接関与する者、組織の内部の評議会等に参加する者等の者を指す。</p> <p>組織上の地位が上位の者の場合は、組織上の地位が上位の者の場合は、組織又は次下位であって組織上の地位を有する者、組織の構成員として組織の運営に直接関与する者等の者を指す。</p>		<p>【弱】 上回等による身体的攻撃、精神的攻撃等が「強」の程度に至らない場合、心理的負荷の総合評価の視点を踏まえて「弱」又は「中」と評価</p>					
					<p>【中】による例】 上回等によるこのような身体的攻撃、精神的攻撃等が行為小さく、行為が反復する程度でない場合</p> <p>【強】による例】 上回等による「中」に至らない程度の身体的攻撃、精神的攻撃等が行為大きい場合</p> <p>【弱】による例】 上回等によるこの程度の身体的攻撃、精神的攻撃等が行為大きい場合</p> <p>【中】による例】 上回等によるこの程度の身体的攻撃、精神的攻撃等が行為大きい場合</p> <p>【強】による例】 上回等によるこの程度の身体的攻撃、精神的攻撃等が行為大きい場合</p>					
31 ②対人問題	上司とのトラブルがあった	★	<ul style="list-style-type: none"> トラブルの内容、程度等 その後の対応への支障等 	<p>【弱】による例】 ・上司から、最高責任者の範囲内である指揮・叱責を受けた。</p> <p>最高責任者の範囲外等において、上司との会話の内容が発生した(会話内容にはトラブルとはいえないものも含む)</p>	<p>○上司とのトラブルがあった</p> <p>【中】による例】 ・上司から、最高責任者の範囲内である指揮・叱責を受けた。</p> <p>最高責任者の範囲外等において、上司から会話内容が発生した(会話内容にはトラブルとはいえないものも含む)</p>	<p>【強】による例】 ・上司から、最高責任者の範囲外である指揮・叱責を受けた。</p> <p>最高責任者の範囲外等において、上司から会話内容が発生した(会話内容にはトラブルとはいえないものも含む)</p>	<p>○上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた</p> <p>【弱】による例】 ・上司等から、会話をする相手の態度等で、これに抵抗又は対処することが困難である場合も含む。</p>	<p>○上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントで、会社に相談しても適切な対応がなく、心が離れなかった場合</p>		

精神障害の業務起因性判断のための調査復命書

○○ 局 ○○ 署								整理番号	○
署長	副署長	課長	給付調査官	係長	係	復命年月日 令和 2 年 6 月 1 日			
1. 調査官意見のとおり決定する。(平成 年 月 日) 2. 下記事由により再調査を要する。									調査官職氏名 厚生労働事務官 補償 三郎
									受付年月日 令和 元 年 12 月 20 日
									請求種別 <input checked="" type="checkbox"/> 療養 <input checked="" type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 埋葬 <input type="checkbox"/> 祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()
労働保険番号	99.9.99.999999-999			事業の種類	卸売業				
事業の名称	霞商事㈱								労働者数 人
事業場の所在	〒 一 ○○県○○市					電話	99	(9999)	9999
ふりがな 被災労働者氏名	ろうどう げんき 労働 元気			生年月日	平成元年 8 月 28 日			性別	男
職種	販売営業					届入年月日 平成23年 4 月 1 日			
ふりがな 請求人氏名	ろうどう げんき 労働 元気			続柄	本人				
疾患名及び 発病時期	[請求時] 疾患名: うつ病 発病日: 平成30年 8 月 下旬頃(発病時年齢 29歳) [決定時] 疾患名: うつ病エピソード(F32) 発病日: 平成30年 8 月 下旬頃(発病時年齢 29歳)								
現在の状況	生存 死亡 (死亡年月日: 年 月 日 死亡時年齢 歳)								
請求人の申述	請求人労働元気(以下「請求人」という。)は、平成23年4月の入社後、販売及び営業業務に従事していた。平成30年4月に営業部門の課長が替わり、新しい課長から人格を否定する厳しい叱責を度々受けるようになった。平成30年8月頃から心身に異常がみられるようになり、同年9月にうつ病と診断され出勤できない状態となった。								
事案の概要 (認定した 事実)	請求人は、平成30年8月下旬から食欲不振、睡眠障害、意欲低下がみられており、平成30年9月12日に倉元メンタルクリニックを受診しうつ病と診断されている。 平成30年4月に営業部門の課長が変わり、請求人は新しい課長から、仕事が遅い、契約会社の担当者との連絡ミスなどの仕事上のミスを理由に同僚のいる前で繰り返し叱責を受けていた事実が認められ、叱責は時として1時間以上に及び、強い口調と大声で毎週行われていた。また、請求人の人格や人間性を否定するような発言も一部認められた。 業務以外の出来事として、引越したことが認められる。また、個体側要因は確認されなかった。								
総合判断	[調査官の意見] 本件は、[<input type="checkbox"/> 業務上 <input checked="" type="checkbox"/> 業務外] と考える。 (理由) 請求人は、平成30年8月下旬にうつ病エピソードを発病していたものと認められる。 平成30年4月に営業部門の課長が替わり、請求人は新しい課長から、仕事上のミスを理由に同僚のいる前で繰り返し叱責を受けていた事実が認められる。叱責は、時として1時間以上に及び、強い口調と大声で毎週行われていた。平成30年7月上旬には、請求人の人格や人間性を否定するような発言も認められたが、この人格や人間性を否定するような発言は繰り返し行われていない。 以上により、確認された出来事は具体的な出来事の「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」に該当し、その平均的な強度は「Ⅲ」である。人間性を否定するような発言は継続していないが、総じて、上司等により、社会通念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃が執拗に行われていたものと認められるため、その心理的負荷は「強」と判断する。また、業務以外の心理的負荷の強度はⅡであり本件発病との関係は考えられず、個体側要因は確認されなかつたことから、本件は業務上と判断する。								
	(医学意見書: <input type="checkbox"/> 専門医 <input type="checkbox"/> 部会)								

1 総合判断

（1）発病の有無等

精神障害発病の有無	有	・ 無	発病時期	平成30年 8月 下旬(頃)
疾 患 名 (ICD-10診断ガイド ラインによる)	うつ病エピソード (F32)			

(2) 業務による心理的負荷

労働時間の状況 (時間外労働 時間数) 起点: 7月31日	発病前1か月	発病前2か月	発病前3か月	発病前4か月	発病前5か月	発病前6か月
	一 時間	一 時間	一 時間	一 時間	一 時間	一 時間
複数の出来事の 全体評価						
総合評価	弱 中 強					

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input type="checkbox"/> 確認できなかった <input checked="" type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる		
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価		具 体 的 出 来 事	
		引越した (類推の有無 有・無)	I <input type="checkbox"/> II <input checked="" type="checkbox"/> III
			I <input type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> III
個体側要因の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる		
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	既往歴	特になし	
	アルコール等依存状況	特になし	
	その他	特になし	

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に関する精神科等の医療機関の受診状況	医療機関名		受診期間						病名	
	初診	[倉元メンタルクリニック]	[H30年 9月～ 年 月]	[うつ病]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
	[]	[]	[年 月～ 年 月]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
	[]	[]	[年 月～ 年 月]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果						資料No.	
H30年 8月	平成30年8月下旬頃から、食欲が無くなり朝も夜もほとんど食べられなくなりました。また、夜寝付きが悪く、夜中に何度も目が覚めトイレに行ったりしていました。朝は起き上がるのが辛く、出勤の電車の中でお腹が痛くなり途中下車する日が度々ありました。 (聴取書)	○	平成30年8月下旬頃から、労働さんは業務中集中力がないように思いました。また、よく電話の掛け間違いをしていました。昼休み中は食事をせずため息ばかりしていた気がします。 (課長 那須田)						○	○
			平成30年8月下旬、元気が無いような印象を受けました。また、疲れたような表情で、頬が瘦けてげっそりした印象を受けました。 (同僚 安田)							○
H30年 9月	不眠の症状があまりにも続き、倦怠感もあったので公休日の平成30年9月12日に倉元メンタルクリニックに行ったところ、うつ病と診断されました。会社も休んだ方がいいと先生に言われたので、病院から診断書をもらい、それ以来出勤していません。 (聴取書)	○	平成30年9月上旬頃、職場の飲み会があり労働さんも出席していましたが、口数も少なく1次会の途中で帰宅しました。 (同僚 左藤)						○	○

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事：上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H30年4月～	<p>平成30年4月に人事異動があり、営業担当課長が替わり、新しく那須田課長が着任しました。那須田課長と仕事を一緒にするのは初めてであり、周りからは怖い課長だと聞いていたので、これからどうなるのかと不安を抱いていました。</p> <p>また、那須田課長の着任の挨拶の時から、先入観もありましたが、高圧的な印象を受けました。（聴取書）</p>	○	<p>平成30年4月の異動により、那須田課長が営業担当課長として着任した。（事業主報告書）</p> <p>私は本当にミスをした時は厳しく叱責します。労働さんについては、叱責する回数は他の者より少し多かったかもしれないが、今まで私が叱責していない社員はいないと思います。私の叱責は確かに厳しく感じる者がいたかもしれないが、愛情を持って社員を育てていました。（課長 那須田）</p>	○
H30年5月～	<p>私は、仕事上で何かある度に、那須田課長から厳しく叱られていきました。仕事が遅い、お客様への言葉遣いや、挨拶の声が小さいなど、ちょっとしたことでもすぐに呼び出され、同僚がいる前で厳しい口調で最低でも週1回は叱られていきました。契約会社の担当者との連絡をミスした時には、「なぜ確認しなかったのか」、「社会人を何年やっているんだ」、「今まで何を学んできたんだ」などと、かなりの時間強い口調で叱られていきました。周りも気づくような大声で、私は耳を塞ぎたいと思うほどでした。</p> <p>那須田課長から理不尽に、毎週最低でも1時間以上は強い口調で叱られていたので、同僚の仲尾さんに「もう耐えられないので転職したい」、「会社辞めようかな」などと、愚痴を言っていました。（聴取書）</p>	○	<p>那須田課長からは、私自身もよく叱責されていました。職場内で誰もが叱責され、労働さんにも大声で厳しく叱責しているところを毎週見ました。課長は大声で、同じことを何回も繰り返して叱るので、気が滅入ることもありました。また、以前の上司に言わなかつた細かなことも改善を指示され、営業成績は上がりましたが、仕事の進め方に戸惑うことが多々ありました。全員が同じ状況にあったと思います。（同僚 安田）</p> <p>労働さんが那須田課長に叱責されているところを見たことがあります。課長の言っている内容は正論ですが、大声で繰り返し同じことを叱責しており、端で聞いていた私もストレスを感じる程でした。労働さんは、毎週課長から理不尽に叱られるので、「辞めたい」、「転職したい」と言っていました。（同僚 仲尾）</p>	○
H30年7月	<p>平成30年7月上旬に、私はまた同じ契約会社の担当者との連絡をミスをしてしまい、那須田課長から厳しく叱られました。課長の叱責はいつも厳しいものでしたが、この時は普段にも増して厳しく、感情的な様子で「使えない奴だ」、「どういう教育を受けてきたんだ」、「猿回しの猿以下だ」など、人間性を否定するようなことを言われました。（聴取書）</p>	○	<p>那須田課長は仕事に対して完璧を求める方で、どの社員に対しても厳しく叱責していましたが、労働さんへの叱責は特に厳しく、ほぼ毎週で時には1時間以上に及び、強い口調で言わっていました。しかし、課長は厳しい叱責をする方ですが、叱責した後はそのことを引きずることはませんでした。普通の時は仕事の相談も親身に聞いていただけ、課長からのアドバイスは的確なので頼りになる方です。（同僚 左藤）</p> <p>平成30年7月頃だったと思いますが、労働さんが同じ連絡ミスをしてしまい、那須田課長から叱責されていたところを目にしました。課長はいつもより興奮して怖い顔つきで、厳しく労働さんを叱責していました。この時に私が聞いた内容で「猿以下だ」と課長が労働さんに言つてたことが印象的でよく覚えています。労働さんは何度も「すみません、すみません」と言つてずっとうつむいていました。課長も言い過ぎに気づいたようで、労働さんがそれ以上叱責されることなく、その後も課長の叱責はほとんどなかったと思います。しばらくしてからは、言い過ぎた発言はありませんがいつものように業務上の叱責はしていたと思います。（同僚 安田）</p> <p>平成30年7月上旬に、労働さんの連絡ミスに対して「使えない奴だ」、「猿回しの猿以下だ」などの発言をしたことは事実です。この時は労働さんが少し前にもあった同じミスを繰り返したため、あれだけ言って注意したのをどうしてまたとの思いから、つい興奮して言い過ぎてしまつたと思います。私の性格は瞬間湯沸かし器だと自覚していますので、この発言には非常に反省しております。この言い過ぎた発言をした後で、労働さんの顔を見た時にすごく悲痛な顔をしていたので我に返り言い過ぎたと思いました。私も管理職として反省しその後社員を注意するときは、気をつけるようにして言い過ぎた発言はしておりません。（課長 那須田）</p>	○

認定事実

請求人は、平成30年4月に上司が替わり、翌月5月頃から、仕事が遅い、客への言葉遣いや挨拶の声が小さい、契約会社の担当者との連絡ミスを理由に、同僚のいる前で繰り返し叱責を受けていた事実が認められる。叱責は、時として1時間以上に及び、強い口調と大声で毎週行われていたことが認められた。また、平成30年7月上旬には、同じ契約会社の担当者との連絡ミスをしてしまったことから、請求人の人格や人間性を否定するような発言も認められた。

なお、この人格や人間性を否定するような発言が繰り返し行われた事実は認められなかった。

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事: 引越しした				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H30年 4月～	年度初めに引越しをして、実家暮らしから一人暮らしとなりました。 (聴取書)	○	平成30年4月より、転居届を受領した。 (事業主報告書)	○
認定事実				
平成30年4月に請求人は実家から一人暮らしとなり、転居していたことが認められる。この事実は「業務以外の心理的負荷表」の「引越しした」に該当し、その心理的負荷の強度はⅡとされている。				

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>)
上記が有の場合その内容
飲み会の時にビールをジョッキ4、5杯飲んでいた。また、自宅でもほぼ毎日缶ビール1本飲んでいたが、酩酊して迷惑をかけるようなことはなく、アルコール依存の状況は認められない。

5-1 主治医・産業医等の意見

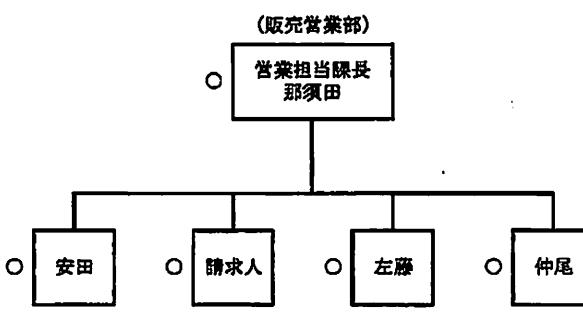
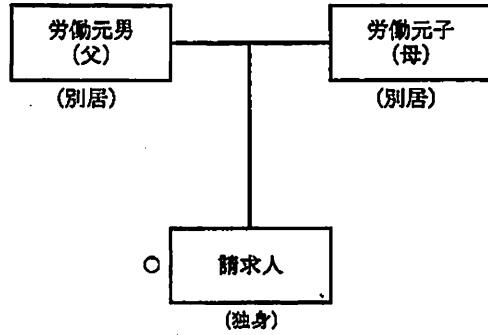
主治医の意見書 〔有・無〕	(概要) (倉元メンタルクリニック 倉元拓男医師の意見書) 1 平成30年9月12日初診 2 寝付きが悪い、食欲不振、仕事に行きたくない、との主訴により、自宅に近い当院を受診したもの。 3 初診時の症状は上記主訴のほか、食欲不振、入眠障害を確認。他覚的にも、表情が暗く、落ち着かず、話をうまく伝えられない様子であった。 4 上記の症状からうつ病と診断。 5 発病時期は、本人の主訴を前提とすれば、上記の症状が強く見られるようになった平成30年8月下旬と思われる。 6 本人は、不調の原因として、上司から厳しく叱責されていることを自訴している。実際にも、職場復帰に関する話をするとき分が落ち込み、また落ち着きがなくなり、職場がストレス要因となっていることが認められる。 7 休養の指示、抗うつ薬を中心とした薬物療法、支持的精神療法を実施。 8 精神障害の既往歴はない。 9 他の精神科への受診事実はない。	資料No. ○
	診療記録等の収集 〔有・無〕	
産業医意見書 〔有・無〕	(概要)	
専門医意見書 (請求人提出) 〔有・無〕	(概要)	

5-2 専門医の意見

<p>部会 専門医 (監督署長依頼)</p> <p>の意見書</p>	<p>(地方労災医員 中越清心医師の意見)</p> <p>1 精神障害の発病について 請求人は、平成30年4月から着任した上司から、仕事上のミスを理由に度々叱責を受けるようになり、平成30年8月下旬頃から、食欲が無くなり朝も夜もほとんど食べない、また、夜寝付きが悪く、夜中に何度も目が覚めトイレに立ったりする、朝は起き上がるのが辛いなどの変調を来した旨を申述している。 主治医意見、診療記録や請求人の心身の症状に関する申述を踏まえ、出現した病状をICD-10の診断ガイドラインに照らして分類すると、請求人は平成30年8月下旬に、うつ病エピソード(F32)を発病したものと判断する。</p> <p>2 業務による心理的負荷の検討 労働基準監督署の調査結果によれば、請求人は、平成30年4月に新たに着任した上司から、仕事上のミスを理由に同僚のいる前で繰り返し叱責を受けていたことが認められた。 当該上司による叱責は、時に1時間以上に及び、強い口調、大声で毎週行われていたことが認められた。また、平成30年7月上旬に「使えない奴だ」、「猿回しの猿以下だ」などという人間性を否定するような発言があったが、以後はこのような人間性を否定するような発言はなかった。 したがって、この出来事を認定基準の別表1に照らせば、具体的な出来事の「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワー・ハラスメントを受けた」に該当し、その平均的な強度は「Ⅲ」である。人間性を否定するような発言は継続していないが、総じて、上司による叱責は社会通念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃が執拗に行われていたものであり、心理的負荷の総合評価は「強」程度と考えられる。</p> <p>3 業務以外の心理的負荷及び個体側要因の検討 平成30年4月に請求人は実家暮らしから一人暮らしになり、転居していることが確認される。この出来事の心理的負荷の強度はⅡであり、請求人の発病に影響を及ぼしたとは考えられない。</p> <p>4 結論 本件については、認定要件をすべて満たし、業務上の疾病に該当するものと判断する。</p>
---	---

6 就業条件等一般的事項

学歴	最終学歴【中学校・高等学校・大学・大学院・その他()】	H23 3月	卒業・中退	資料No.
職歴 〔直近のものから記載すること。〕	事業場名 〔 〔 〕 [年 月 日] ~ 年 月 日] [片面及び営業] 〔 〕 [年 月 日] ~ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日] ~ 年 月 日] []	職種		○
現在の事業場に 雇入後の配属先 〔直近のものから記載すること。〕	配属先 〔 〕 [年 月 日] ~ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日] ~ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日] ~ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日] ~ 年 月 日] []	職種		
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 〔当該労働者について記載すること。〕	所定始業時刻 : 8 時 30 分 所定終業時刻 : 17 時 30 分 所定休憩時刻 : 12 時 00分 ~ 13 時 00分 所定休日 : ①週休1日制 ②週休2日制 ③カレンダー等により指定 ④その他	所定労働時間 (1 日) 8 時間 0 分 (1 週間) 40 時間 0 分 (休憩時間 1 時間 0 分)		
	特記事項 每月作成されるシフト表に基づき、月 8 日以上の休日が定められている			
	労働時間制度 : ①1か月単位変形労働時間制 ②1年単位変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤その他			
	特記事項 毎月作成されるシフト表に基づき、月 8 日以上の休日が定められている			
	勤務形態 : ①日勤勤務 ②交代制(日勤・夜勤) ③3交代制 ④その他			
	特記事項			
	雇用形態 : ①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他			
	出退勤の管理の状況 : ①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他			
	特記事項			
	その他特記事項 :			

<p>当該労働者の日常業務</p> <p>具体的に記載すること。</p>	<p>輸入穀物の販売、在庫整理、契約業者への外回営業。</p> <p>資料No. ○</p>
<p>事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ</p> <p>組織図により表すと共に競取実施者には○印を付記すること。</p>	 <pre> graph TD A["(販売営業部)"] --- B["営業担当課長 那須田"] B --- C["○ 安田"] B --- D["○ 請求人"] B --- E["○ 左藤"] B --- F["○ 仲尾"] </pre>
<p>事業場以外における当該労働者との相関図(家族・友人等)</p> <p>組織図により表すと共に競取実施者には○印を付記すること。</p>	 <pre> graph TD A["労働元男 (父) (別居)"] --- B["労働元子 (母) (別居)"] B --- C["○ 請求人 (独身)"] </pre>

7 労働時間を認定した根拠

資料 No.

○

(労働時間の把握方法)

- | | | |
|--|------------------------------------|-------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> タイムカード | <input type="checkbox"/> 出勤簿・業務日報等 | <input type="checkbox"/> 施錠記録・警備記録等 |
| <input type="checkbox"/> 本人の申告 | <input type="checkbox"/> 管理者による確認 | <input type="checkbox"/> 上司・同僚からの聴取 |
| □ その他 (|) | |

(労働時間の推計方法)

請求人は長時間労働については主張していないため時間集計は省略した。

事例 11 同僚からの集団による精神的攻撃が執拗に行われた事案（業務による心理的負荷評価表の項目 29）

○ 事案のポイント

- ・請求人は、複数の同僚から集団で精神的攻撃を受けた。

○ 出来事評価のポイント

- ・集団による行為でこれに抵抗又は拒絶することが困難である場合は、項目 29 で評価する。
- ・同僚が集団で行った精神的攻撃が執拗に行われたか否かについて評価する。
- ・複数の同僚から受けた精神的攻撃であっても各々の行為に関連性がない場合は、項目 30 で評価する。

○ 医学意見の聴取のポイント

- ・総合評価の結果、明確に「強」に該当するが、業務以外の出来事がある場合は、専門医意見で決定する。

(心理的負荷表（抜粋）)

出来事の概要	平日の心理的負荷の強度 具体的出来事	心理的負荷の総合評価の視点			心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
		I	II	III	弱	中	強
⑤パワーハラスメント	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	★			<p>【解説】 上記等による身体的攻撃、精神的攻撃等が「強」の程度に至らない場合、心理的負荷の総合評価の視点を踏まえて「弱」又は「中」と評価</p> <p>【「弱」になる例】 ・ 上司等による「中」に至らない程度の身体的攻撃、精神的攻撃等が行われ、行為が反復・継続していない場合</p> <p>【「中」になる例】 ・ 上司等による「中」に至らない程度の身体的攻撃、精神的攻撃等が行われる場合</p> <p>【「強」になる例】 ・ 上司等から、治癒を要する程度の暴行等の身体的攻撃、精神的攻撃等が行われた場合</p> <p>・ 上司等による「中」に至らない程度の身体的攻撃、精神的攻撃等が頻繁に反復・継続している場合</p> <p>・ 人間や人間性を否定するような、業務上明らかに必要性がない又は業務の目的を含む過度の精神的攻撃、人間や人間性を否定するような、業務上明らかに必要性がない又は業務の目的を含む過度の精神的攻撃</p> <p>・ 必要以上に過度にわざわざ叱罵、他の労働者の面前に立てる威圧的な態度、他の労働者の前で立てる威圧的な態度など、恩恵や手配が社会基盤に關して評議される範囲を超える精神的攻撃</p>	<p>○ 上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた</p> <p>【「強」である例】 ・ 上司等から、治癒を要する程度の暴行等の身体的攻撃を受けた場合</p> <p>・ 上司等による「中」に至らない程度の身体的攻撃、精神的攻撃等が頻繁に反復・継続している場合</p> <p>・ 人間や人間性を否定するような、業務上明らかに必要性がない又は業務の目的を含む過度の精神的攻撃、人間や人間性を否定するような、業務上明らかに必要性がない又は業務の目的を含む過度の精神的攻撃</p> <p>・ 必要以上に過度にわざわざ叱罵、他の労働者の面前に立てる威圧的な態度、他の労働者の前で立てる威圧的な態度など、恩恵や手配が社会基盤に關して評議される範囲を超える精神的攻撃</p> <p>・ 必要以上に過度にわざわざ叱罵、他の労働者の面前に立てる威圧的な態度、他の労働者の前で立てる威圧的な態度など、恩恵や手配が社会基盤に關して評議される範囲を超える精神的攻撃</p>	
⑥対人関係	同僚等から、暴行又はひどいじめ・嫌がらせを受けた	★			<p>【解説】 同僚等による暴行又はひじめ・嫌がらせが「強」の程度に至らない場合、心理的負荷の総合評価の視点を踏まえて「弱」又は「中」と評価</p> <p>【「弱」になる例】 ・ 同僚等から、治癒を要しない程度の暴行を受け、行為が反復・継続していない場合</p> <p>【「中」になる例】 ・ 同僚等から、人間や人間性を否定するような言論を受け、行為が反復・継続していない場合</p>	<p>○ 同僚等から、暴行又はひじめ・嫌がらせを受けた</p> <p>【「強」になる例】 ・ 同僚等から、治癒を要する程度の暴行等を受けた場合</p> <p>・ 同僚等から、暴行等を頻繁に受けた場合</p> <p>・ 同僚等から、人間や人間性を否定するような言論を頻繁に受けた場合</p> <p>・ 心理的負荷として「中」程度の暴行又はひじめ・嫌がらせを受けた場合であって、会社に相談しても適切な対応がなく改善されなかつた場合</p>	

精神障害の業務起因性判断のための調査復命書

OO 局 OO 署								整理番号	○	
署長	副署長	課長	給付調査官	係長	係	復命年月日				
1. 調査官意見のとおり決定する。(平成 年 月 日) 2. 下記事由により再調査を要する。								調査官職氏名	厚生労働事務官 棚橋 四郎	
								受付年月日	令和 元 年 12 月 17 日	
								請求種別	<input checked="" type="checkbox"/> 療養 <input checked="" type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()	
労働保険番号	99.9.99.99999-999			事業の種類	システム開発事業					
事業の名称	新橋ソフトウェア開発(株)								労働者数	99 人
事業場の所在	〒一 OO県OO市								電話	99 (9999) 9999
ふりがな 被災労働者氏名	かんとく えいこ 監督 衛子				生年月日	昭和57年 7月 7日			性別	女
職種	システムエンジニア							雇入年月日	平成25年 4月 1日	
ふりがな 請求人氏名	かんとく えいこ 監督 衛子				続柄	本人				
疾患名及び 発病時期	[請求時] 疾患名: 適応障害 発病日: 令和元年 10月 中旬頃(発病時年齢 36歳) [決定時] 疾患名: うつ病エピソード(F32) 発病日: 令和元年 10月 中旬頃(発病時年齢 36歳)									
現在の状況	生存 死亡 (死亡年月日: 年 月 日 死亡時年齢 歳)									
請求人の申述	請求人監督衛子(以下「請求人」という。)は平成25年4月の入社後、システムエンジニアとしてソフト開発に従事していた。平成31年4月からチームリーダーを含め5人のプロジェクトチームでソフト開発を行っていたところ、同プロジェクトの3人の同僚から嫌がらせを受けるようになった。また、いじめが原因で残業が増えた。令和元年10月中旬頃から心身に異常がみられるようになり、同年11月に適応障害と診断された。									
事案の概要 (認定した 事実)	請求人は同僚からの嫌がらせにより、令和元年10月中旬頃から、食欲減退、睡眠障害、不安感、抑うつ気分がみられており、令和元年11月8日に岡本メンタルクリニックを受診し適応障害と診断されている。 請求人は、プロジェクトチームに所属し、大口の契約先からの発注でソフト開発に従事していたところ、同チーム内の同僚3人から、複数回にわたりひどいいじめ・嫌がらせを受けていた事実が認められる。同僚1人からは人格や人間性を否定するような発言も認められた。また、上司であるプロジェクトリーダーに相談するも改善されなかった。 同僚3人からのいじめが原因で、1か月に25~40時間の時間外労働が生じたことが確認された。 業務以外の出来事としては子供が受験勉強を始めた。また、個体側要因は確認されなかった。									
総合判断	[調査官の意見] 本件は、[業務上]・[業務外]と考える。 (理由) 請求人は、令和元年10月中旬にうつ病エピソードを発病していたものと認められる。 請求人は、令和元年8月中旬頃から、同プロジェクトチームの同僚3人から同時期に複数回にわたり、無視及び排斥中傷するような嫌がらせメールを受けていた事実が認められ、令和元年10月上旬には同僚1人から人格や人間性を否定するような発言も認められた。また、上司であるプロジェクトリーダーに相談するも改善されなかった。 以上により、当該出来事は複数の同僚が集団で行ったものであり、職場環境を考慮すると抵抗又は拒絶するところが困難な状況であったことから、同僚3人の行為は、具体的な出来事の「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」に該当する。その平均的な強度は「Ⅲ」であり、人格や人間性を否定するような、業務上明らかに必要性がない精神的攻撃が執拗に行われていたと認められるため、心理的負荷は「強」程度と判断される。また、業務以外の心理的負荷の強度はⅠであり本件発病との関係は考えられず、個体側要因は確認されなかったことから、本件は業務上と判断する。									
(医学意見書: 専門医 · 部会)										

1 総合判断

(1) 発病の有無等

精神障害発病の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	発病時期	令和元年 10月 中旬(頃)
疾患名 (ICD-10診断ガイド ラインによる)	うつ病エピソード(F32)		

(2) 業務による心理的負荷

特別な出来事の評価	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働			
	出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	恒常的な長時間労働の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	具体的な出来事			心理的負荷の 総合評価の強度
	(上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた) 平均(I・II・III)			
具体的な内容及び評価:	請求人は、ソフト開発の同プロジェクトチームの同僚3人から、令和元年8月以降集団で同時期に複数回にわたり、無視や誹謗中傷するような嫌がらせメールを受けていた事実が認められる。同年10月には、同僚1人からは人格や人間性を否定するような発言も認められた。また、上司であるプロジェクトリーダーに相談するも改善されなかつたことも確認された。	弱 中 強		
	以上により、当該出来事は複数の同僚が集団で行っており、職場環境を考慮すると抵抗又は拒絶することが困難な状況であったものと認められるため、同僚3人の行為は、具体的な出来事の「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」に該当し、人格や人間性を否定するような、業務上明らかに必要性がない精神的攻撃が執拗に行われていたものと認められることから、その心理的負荷は「強」程度と判断される。			
	(類推の有無 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)			
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事及び出来事後の評価	() 平均(I・II・III)	弱 中 強		
具体的な内容及び評価:				
	(類推の有無 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)			
	() 平均(I・II・III)			
具体的な内容及び評価:				
	(類推の有無 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)			

労働時間の状況 (時間外労働 時間数) 起点: 10月15日	発病前1か月 40 時間	発病前2か月 40 時間	発病前3か月 35 時間	発病前4か月 30 時間	発病前5か月 25 時間	発病前6か月 25 時間
複数の出来事の 全体評価						
総合評価	弱 中 強					

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input type="checkbox"/> 確認できなかった <input checked="" type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる		
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価	具体的出来事 子供が受験勉強を始めた (類推の有無 有・無)		
	(類推の有無 有・無)		
個体側要因の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる		
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	既往歴	特になし	
	アルコール等依存状況	特になし	
	その他	特になし	

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に関する精神科等の医療機関の受診状況	医療機関名		受診期間				病名	
	初診	[岡本メンタルクリニック]	[R1年	11.月～	年	月]	[適応障害]	
	[]	[]	[年	月～	年	月]	[]	
	[]	[]	[年	月～	年	月]	[]	
[]	[]	[年	月～	年	月]	[]		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.				
R1年 10月	令和元年10月中旬頃から、夜眠れなくなり、食欲が無くなり10Kg程急に痩せました。職場に行くのが辛くなり、朝吐き気も生じるようになり、出勤の際に途中下車が多くなりました。 (聴取書)	○	令和元年10月中旬頃から、監督さんに朝の挨拶をしても、元気が無く小さい声で返事が聞こえない日々が続くようになりました。表情が暗く疲労を感じられる日もありました。また、急に痩せたようには見えませんでした。 (チームリーダー 海田)	○				
			監督さんの様子は、普段と変わりないように見えました。 (同僚 林田)	○				
			監督さんは、普段から明るい性格では無かったので、特段変わった様子は感じられませんでした。 (同僚 森田)	○				
R1年 11月	先月よりさらに5kg痩せ、朝起きられなくなり、何をやるにも気力がわからず、時に恐怖感、不安感が襲ってきて、仕事も休みがちになりました。夫から病院に行ったほうがいいと言われ、岡本メンタルクリニックに受診し、適応障害と言われました。 (聴取書)	○	監督さんは、暗い表情の時や無表情の時があり、仕事に身が入っていないのかミスする事が多くなった気がします。それ以外の変化は分かりませんでした。 (同僚 山田)	○				
			令和元年10月中旬頃から、妻に何か話し掛けても、返事が無く、日常で笑うことが少なくなりました。朝は本当に起きるのが辛そうでした。夜も急に起きたり寝付きが悪い日々が多くありました。食事もあまり取らなくなり、最初はダイエットでも始めたのかと思いましたが、見た目でも急に痩せ、妻の表情も日々暗く、気力が無い状態となつたで、岡本メンタルクリニックへの受診を勧めました。 (夫)	○				

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事：上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H31年 4月～	<p>平成31年4月からプロジェクトチームが発足し、取引会社の専用ソフトを開発することになりました。チーム編成は、リーダー1名で以下私を含め4名で、リーダーは上司である海田さん（男性）で、他のS.E.は私と同僚の林田さん（女性）、森田さん（女性）、山田さん（女性）でした。リーダーは全体の進行管理をしており、各システムエンジニアは各々協力して入力作業をしていました。</p> <p>当初は、チーム全体で仲良く女性4名で昼食も一緒に取っていました。また、週に1度は仕事も大変だったため、海田リーダーが全員参加で夜の食事会を開催していました。（聴取書）</p>	○	<p>平成31年4月より、ソフト開発に際しチームリーダー含め計5名体制でプロジェクトチームを発足した。残業時間はICカードで出退勤を管理している。（事業主報告書）</p> <p>チームリーダーは、以前課長補佐を務めていた私が着ることになり、他4名の部下は皆女性で、同じ立場のシステムエンジニアでした。各々担当はありますが、全員で協力し私の指示で作業を行っていました。</p> <p>チーム発足当初は、皆仲が良く雰囲気は良かったです。私が仕事終わりに慰労を兼ねて、度々食事会を開いていましたが、皆楽しく会話をしていました。（リーダー 海田）</p>	○
R1年 8月～	<p>令和元年8月中旬に行われた食事会で、海田リーダーが私の隣に座り、お酒も飲んでいたせいか、プライベートなご家族の話をずっとしていました。私もお酒を飲み過ぎていたせいか、その話に付き合い夫の愚痴などを話したところ、海田リーダーと盛り上がりてしまい気がつけば他の3人は帰っていました。</p> <p>週明けに出勤したところ、同僚の林田さんと森田さんと山田さんから、「あの後リーダーはどうしたの？」と聞かれました。私は3人が先に帰ったことに気づかなかつことを謝った後で、リーダーとはあの一軒目で分かれて帰宅した旨を話しました。3人は疑うような目で「あっそう」と言っていました。</p> <p>女性4人でいつも昼食に行っていましたが、その翌日から私抜きで昼食に行くようになりました。また、3人は日中も私を無視するようになり、同じチームで仕事をしているため、無視されることで、私の仕事にも支障を来しました。</p> <p>そして、その同僚の3人から社内パソコンで、立ち替わりに嫌がらせメールを何度も受けるようになりました。メール内容は「あなたと一緒に仕事はできない」、「一緒に席にいると不潔が移る」、「軽い女」など誹謗中傷するような内容でした。このメール内容は一部コピーを取ってあるため後日提出します。（聴取書）</p>	○	<p>令和元年8月に行った食事会で、何故か監督さんと私が二人きりになってしまったことが一度だけあります。そのときは少しお酒を飲み過ぎて話が盛り上がりてしまって、他の3人が先に店を出たことに気づきませんでした。後日3人に聞いたところ、用事があったので先に帰つたと言っていました。（リーダー 海田）</p> <p>令和元年8月に行った食事会で、監督さんが海田リーダーとずっと二人きりで話をしており、チームの輪を乱していると感じました。このまま職場でも食事会のような状況が続くと、仕事に支障を来すと思いました。そのことを森田さんと山田さんに伝えたところ、二人も同じ思いだったようで、少し懲らしめようと思い、3人で無視するようになりました。その後無視しても監督さんは平気な顔をしていたので、もう少し懲らしめようと思い、嫌がるメールを送ろうと森田さんと山田さんにランチの時に話をしました。何回かメールを送りましたが内容は覚えていません。（同僚 林田）</p>	○
R1年 9月	<p>私は3人からのいじめを我慢して、自分の仕事を続けていましたが、誹謗中傷するメールは8月下旬からほぼ毎日続いていたので、海田リーダーに勇気を出して相談したところ、「放つとけばその内飽きてなくなるよ」言われ、真剣に対応してくれませんでした。その後の度々相談しましたが、「まだ、続いてんだ、気にしないで頑張って」と言われただけで、実質的な対応はしてくれませんでした。（聴取書）</p>	○	<p>8月の食事会の時の監督さんと海田リーダーは、ずっと二人で話をしており、浮いていたと思います。後日林田さんから監督さんを無視することや嫌がらせメールを送って反省させることの話を聞き賛同しました。また、メールは何回か送りました。内容は覚えていません。（同僚 林田）</p> <p>8月の食事会で監督さんと海田リーダーは、ずっと二人で話をしていましたが、私は気になりました。後日、林田さんから監督さんを懲らしめようと思われ、断つたら私も何かやられると思い賛同しました。無視はしましたが、メールは1、2回しか送っていません。（同僚 山田）</p>	○
R1年 10月	<p>令和元年10月上旬頃のことですが、3人から嫌がらせメールが来るようになってからは、日中は誰とも喋らず、海田リーダー主催の食事会も欠席し、帰り時間も3人と合わないようにしていましたが、たまたま会社のロビーで林田さんとバッタリ会ってしまいました。私は無視してその場を通り過ぎようとしたが、林田さんが「おい、ちょっと待てよ！」と言ってきて呼び止められました。私は「いい加減にして」と言って帰ろうとしたところ、林田さんから襟元を引っ張られて「死ね、死ね、迷惑だからこの会社からいなくなってくれる」、「本当、空気が読めないバカ女」と大声で言わされました。また、同僚からのいじめにより、仕事が思うようにできず残業が増えました。（聴取書）</p>	○	<p>令和元年9月に監督さんからチーム内の人間関係で相談されたことは事実です。しかし、真剣に悩んでいるように見えなかったので、だた一時の女性同士の些細な喧嘩かと思い、「気にしないように」と言つただけで、上司には伝えませんでした。（リーダー 海田）</p> <p>令和元年10月初旬だつと思いますが、仕事を終え、監督さんは先に帰ったと思っていましたが、会社のロビーでたまたま監督さんと一緒になりました。その時、監督さんが一瞬私を怖い目で睨んでいたので、私が呼び止めたところ、監督さんが私に文句を言つたので、思わず頭にきてしまい「死ね」、「バカ女」と監督さんに向かって言つてしまいました。思わず感情的になつて汚い言葉を發してしまいましたが、監督さんも感情的になつていたと思います。（同僚 林田）</p>	○

認定事実

請求人は、平成31年4月から発足したプロジェクトチーム内で、令和元年8月中旬頃から、同僚3人によるひどいいじめ・嫌がらせを繰り返し受けている事実が認められる。いじめ・嫌がらせの内容は、同僚3人から複数回にわたる無視や誹謗中傷するような嫌がらせメールであったことが確認され、令和元年10月上旬に同僚1人からの人間性を否定するような発言も確認された。

同僚3人は、集団で同時期に請求人に対していじめ・嫌がらせをしており、請求人は同僚3人と同プロジェクト内で協力して入力作業を行っていたこともあり、無視や当該嫌がらせ行為に抵抗又は拒絶することが困難な状況であったものと認められる。また、請求人はいじめ・嫌がらせについて、上司であるチームリーダーに相談しているが、対応してもらえたことが認められる。

同僚3人からのいじめが原因で、1か月に25~40時間の時間外労働が認められる。

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事: 子供が受験勉強を始めた

年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
R1年 9月～	小学4年生になる長男が、私立中学の入試対策として、学習塾に通い受験勉強を始めました。 (聴取書)	○	長男は小学4年生になります。私は公立の中学校への進学で構わないと思っていましたが、妻が私立に行かせたいと言い、令和元年9月から受験勉強を始めました。 (夫)	○

認定事実

令和元年9月から、小学4年生の請求人の長男が中学受験のための勉強を始めたことが認められる。この事実は「業務以外の心理的負荷表」の「子供が受験勉強を始めた」に該当し、その心理的負荷表の強度はIとされている。

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有 無)

上記が有の場合その内容

5-1 主治医・産業医等の意見

主治医の意見書 <input checked="" type="checkbox"/> [有・無]	(概要) (岡本メンタルクリニック 岡本純一医師の意見書) 1 令和元年11月12日初診 2 主訴として、食欲不振、恐怖感、不安感の訴えあり。 3 初診時の症状として、食欲不振、入眠障害、倦怠感、疲労感を認める。また、出勤に區気、気力低下の症状出現。 4 疾患名は適用障害と診断。(ICD-10診断ガイドラインによる) 5 発病時期は、上記の症状が顕著に表れた令和元年10月中旬と思われる。 6 本人は、職場で同僚から嫌がらせを受けていたと自訴しており、その職場でのストレスが要因と思われる。 7 休職を指示、薬物療法、精神療法を実施。現在改善傾向にあり、通院をまだ要する状態であるが、近いうちに職場復帰可能と思われる。 8 精神障害の既往歴はない。 9 他の精神科への受診事実はない。	資料No. <input checked="" type="radio"/>
産業医意見書 <input checked="" type="checkbox"/> [有・無]	(概要)	
専門医意見書 (請求人提出) <input checked="" type="checkbox"/> [有・無]	(概要)	

5-2 専門医の意見

<p>部会 専門医 (監督署長依頼) の意見書</p>	<p>(地方労災医員 中越清心医師の意見)</p> <p>1 精神障害の発病について 請求人は、平成31年4月から、新プロジェクト発足に際し、同僚からひどい嫌がらせ・いじめを受けるようになり、令和元年10月中旬頃から、不眠、食欲低下による急激な体重減少（10Kg程度減）、出勤時に辛くなり朝吐き気が生じるなどの変調を来たした旨を申述している。 主治医意見は適応障害と診断されているが、診療記録や申述を踏まえ、出現した病状をICD-10の診断ガイドラインに照らして分類すると、請求人は令和元年10月中旬頃に、うつ病エピソード（F32）を発病したものと判断する。</p> <p>2 業務による心理的負荷の検討 労働基準監督署の調査結果によれば、請求人は、平成31年4月に新プロジェクト発足に際し、令和元年8月中旬頃から、同僚3人によるひどいいじめ・嫌がらせを繰り返し受けていたことが認められた。 当該同僚等は、集団となり同時期に複数回にわたる無視及び社内パソコンで誹謗中傷するような嫌がらせメールなどのいじめ・嫌がらせを行っており、同僚1人からは、令和元年10月上旬に「死ね、死ね、迷惑だからこの会社からいなくなってくれる」、「本当、空気が読めないバカ女」「使えない奴だ」などという人間性を否定するような発言があったことが認められる。また、上司に相談するも改善されなかつたことが確認されている。 したがって、この出来事を認定基準の別表1に照らせば、複数の同僚が集団となり人格や人間性否定するような、業務上明らかに必要性がない精神的攻撃が執拗に行われ、職場環境を考慮すると抵抗又は拒絶することが困難な状況であったことから、具体的な出来事の「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」に該当しその平均的な強度は「Ⅲ」であり、心理的負荷の総合評価は「強」程度と考えられる。</p> <p>3 業務以外の心理的負荷及び個体側要因の検討 令和元年9月から、小学4年生の請求人の長男が中学受験のための勉強を始めたことが確認される。この出来事の心理的負荷の強度はⅠであり、請求人の発病に影響を及ぼしたとは考えられない。</p> <p>4 結論 本件については、認定要件をすべて満たし、業務上の疾病に該当するものと判断する。</p>
---	--

6 就業条件等一般的な事項

学歴	最終学歴【中学校・高等学校・大学・大学院・その他()】						H16年 3月	日 [卒業・中退]	資料No.	
職歴 【直近のものから記載すること。】	事業場名						職種			○
	[KSシステム] [H16年 4月 1日～ H23年 3月 31日] [SE]									
	[] [年 月 日～ 年 月 日] []									
	[] [年 月 日～ 年 月 日] []									
現在の事業場に 履入後の配属先 【直近のものから記載すること。】	配属先						職種			
	[新興ソフトウェア開発(株)] [H25年 4月 1日～ 年 月 日] [SE]									
	[] [年 月 日～ 年 月 日] []									
	[] [年 月 日～ 年 月 日] []									
	[] [年 月 日～ 年 月 日] []									
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 【当該労働者について記載すること。】	所定始業時刻：	8時 30分	※遅出勤務有	所定労働時間						
	所定終業時刻：	17時 30分		(1日)	8時間	0分				
	所定休憩時刻：	12時 00分～ 13時 0分		(1週間)	40時間	0分				
	所定休日：	①週休1日制	②週休2日制	③カレンダー等により指定	④その他					
	特記事項									
労働時間制度：	①1か月単位変形労働時間制 ②1年単位変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤その他									
	特記事項									
勤務形態：	①日勤勤務 ②交代制(日勤・夜勤) ③3交代制 ④その他									
	特記事項									
雇用形態：	①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他									
	特記事項									
出退勤の管理の状況：	①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他									
	特記事項									
I Cカードにより管理										
その他特記事項：										

<p>当該労働者の日常業務</p> <p>具体的に記載すること。</p>	<p>ソフト開発、仕様書作成</p>	<p>資料No. ○</p>
<p>事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<pre> graph TD MG[管理課長] --- TL[チームリーダー (海田)] TL --- Ishida[林田] TL --- Plaintiff[請求人] TL --- Morita[森田] TL --- Yamada[山田] </pre>	
<p>事業場以外における当該労働者との相関図(家族・友人等)</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<pre> graph TD IshibaI[方面一郎 (父)] --- IshibaM[方面幹子 (母)] IshibaI --- Plaintiff[請求人] IshibaM --- Plaintiff Plaintiff --- IshibaT[監督定男 (夫)] Plaintiff --- Child[子] Child --- L[同居] </pre>	

7 労働時間を認定した根拠

資料 No.

○

(労働時間の把握方法)

- | | | |
|--|------------------------------------|-------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> タイムカード | <input type="checkbox"/> 出勤簿・業務日報等 | <input type="checkbox"/> 施設記録・警備記録等 |
| <input type="checkbox"/> 本人の申告 | <input type="checkbox"/> 管理者による確認 | <input type="checkbox"/> 上司・同僚からの聴取 |
| <input type="checkbox"/> その他 () | | |

(労働時間の推計方法)

労働時間は出勤・退勤時刻がICカードで管理されており、当該記録について請求の申立てとの齟齬も見受けられないため、記録時間のとおり算出した。

事例 12 上司等による精神的攻撃が行われ、行為が反復・継続していない事案 (業務による心理的負荷評価表の項目 29)

○ 事案のポイント

- ・請求人は、上司から精神的攻撃のパワーハラスメントを受けた。
 - ・昇進して係長になった。

○出来事評価のポイント

- ・上司からパワーハラスメントを受けたことについての心理的負荷は、項目 29 で評価する。
 - ・業務指導の範囲内の叱責であれば、項目 31 で評価する。
 - ・自分の昇格・昇進があったことについての心理的負荷は、項目 25 で評価する。
 - ・それぞれの項目に当てはめを行い、いずれかの項目で「強」と判断される場合には、該当する項目により決定を行う。また、どちらかの項目で評価しても「強」に至らない場合は、それぞれの出来事を「具体的出来事」に当てはめ、出来事が複数ある場合の全体評価を行うこととなる。

○ 医学意見の聴取のポイント

- ・総合評価の結果、「中」と「弱」に該当する出来事があり、全体評価は「強」に該当しないことが明らかな場合は、専門医意見で決定する。

(心理的負荷表 (抜粹))

出来事の種類	出来事	平均的な心理的負荷の指標			心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例			
		心理的負荷の程度				心理的負荷の強度			
		I	II	III		弱	中	強	
25	④役割・地位の変化等	自分の昇進や昇進がなかった	☆		・職務・責任の変化の程度等 ・その後の業務内容、業務の人間関係等	○ 自分の昇進・昇進があった	【解説】本人の意図等を察して実現した責任が剥奪される等の場合に、昇進後の職責、業務内容等から評価するが、「強」になることはまれ		
26	⑤上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた				・指揮・叱責等の言動に至る経緯や状況 ・身体的攻撃、精神的攻撃等の内容、程度等 ・雇用・職務など職場性の状況 ・就業環境改善する程度 ・会社の対応の有無及び内容、改善の状況	【解説】上司等による身体的攻撃、精神的攻撃等が「強」の程度に至らない場合、心理的負荷の総合評価の視点を踏まえて「弱」又は「中」と評価	○ 上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	【「強」である例】 ・上司等によるどのような身体的攻撃・精神的攻撃が行われた、行為が反復して行われている場合 ・行為を最も強いとする程度の暴力行為による場合 ・人や物を罵る等を常習するような、業務上特にからむに必要性がない又は業務の目的を達成したうえで行われる精神的攻撃 ・必要以上に実時間にわたる叱罵、他の労働者の業務の妨害行為等による精神的攻撃等 ・業務上の問題等でからむに必要性がない又は業務の目的を達成したうえで行われる身体的攻撃等	
27	⑥対人関係	上司とのトラブルがあった	☆		・トラブルの内容、程度等 ・その後の業務への支障等	【「弱」になる例】 ・上司から、直轄部署の範囲内である部署へ叱責を受けた ・直属の部署へ昇進等において、上司との考え方の相違が生じた(部署内にトラブルとはいえないものも含む)	○ 上司とのトラブルがあった	【「強」である例】 ・上司から、直轄部署の範囲内である部署へ叱責・叱罵を受けた ・直属の部署へ昇進等において、直属から昇進等が認められるような対立が上司との間に生じた	

精神障害の業務起因性判断のための調査復命書

局 署								整理番号	○	
署長	副署長	課長	給付調査官	係長	係	復命年月日				
1. 調査官意見のとおり決定する。(令和 年 月 日) 2. 下記事由により再調査を要する。								調査官職氏名	厚生労働事務官 捷巻 五郎	
								受付年月日	令和 2 年 1 月 23 日	
								請求種別	<input checked="" type="checkbox"/> 療養 <input checked="" type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遣族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()	
労働保険番号	99.9.99.999999-999			事業の種類	物流業					
事業の名称	虎ノ門ロジスティクス株式会社								労働者数	180 人
事業場の所在	〒 一 ○○都○○区								電話	99 (9999) 9999
ふりがな 被災労働者氏名	ぎんざ けいた 銀座 啓太				生年月日	昭和61年 2月 6日		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
職種	企画				雇入年月日		平成 21 年 4 月 1 日			
ふりがな 請求人氏名	ぎんざ けいた 銀座 啓太									続柄
疾患名及び 発病時期	[請求時] 疾患名: 適応障害 発病日: 平成31年 3月 下旬(頃)(発病時年齢 34歳) [決定時] 疾患名: 適応障害 (F43.2) 発病日: 平成31年 3月 中旬(頃)(発病時年齢 34歳)									
現在の状況	生存 死亡 (死亡年月日: 年 月 日 死亡時年齢 歳)									
請求人の申述	請求人銀座啓太(以下、「請求人」という。)は、平成30年3月5日に、上司の課長から、立たされたまま、數十分間にわたり強い叱責を受けたことが原因となって強い不安を感じ、精神障害を発病したと訴えて労災請求に及んでいる。									
事案の概要 (認定した 事実)	請求人は、平成21年4月に入社し、当初は営業業務に従事し、平成28年4月から企画業務の担当となり、平成30年10月には係長に昇進したことが認められた。 平成31年3月5日に、上司の課長から他の労働者の面前で大声での威圧的な叱責を受けたことが認められた。同月26日に鍼灸メンタルクリニックに受診したところ、適応障害と診断され、その翌日から休業するに至っている。 業務以外の出来事として、子供が生まれたことが確認されている。									
総合判断	[調査官の意見] 本件は、[業務上 · [業務外]]と考える。									
(理由) 請求人は、平成31年3月中旬頃に適応障害 (F43.2) を発病したものと認められる。 請求人は、平成31年3月5日に、上司の課長から他の労働者の面前で大声での威圧的な叱責を受けた。この上司の叱責は、社会通念に照らして許容される範囲を超える精神攻撃であったことが認められ、この出来事は、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」に該当し、その行為が反復・継続していないことから、心理的負荷の強度は、「中」と判断した。 平成30年10月に請求人が係長に昇進したことが認められた。この出来事は、「自分の昇進・昇格があった」に該当し、心理的負荷の強度は、「弱」と判断した。 関連しない複数の出来事の心理的負荷の強度は、「中」及び「弱」であることから、全体評価は、「中」と判断した。 業務以外の出来事として、子供が生まれたことが確認された。個体側要因は特段確認されていない。 (医学意見書: 専門医 部会)										

1 総合判断

(1)発病の有無等

精神障害発病の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	・ <input type="checkbox"/> 無	発病時期	平成31年年 3月 中旬 頃
疾患名 (ICD-10診断ガイド ラインによる)	適応障害 (F43.2)			

(2)業務による心理的負荷

特別な出来事 の評価	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働			
	出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	・ <input type="checkbox"/> 無	恒常的な長時間労働の有無
	具体的出来事 (上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた) 平均(I · II · III)			
	具体的な内容及び評価： 平成31年3月5日、請求人がプロジェクトの進捗に関して上司の課長から數十分にわたり、他の労働者の面前で大声で威圧的な叱責を受けたことを確認した。 当該上司の叱責は、反復・継続していないものの、社会通念に照らして許容される範囲を超える精神攻撃であったことが認められる。 以上より、上司等による精神的攻撃が行われたが、行為が反復・継続していないことから、心理的負荷の強度は、「中」と評価する。			
	(類推の有無 有 · <input type="checkbox"/> 無)			
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事及び出来事後の評価	(自分の昇進・昇格があった) 平均(I · II · III)			
	具体的な内容及び評価： 請求人は、係長に昇進したことが認められる。 部下の指導、決裁等、係長としての業務が加わったことが確認された。 それ以外の業務内容や職場の人間関係について、大きな変化は確認されていない。 以上より、自分の昇進・昇格があったことから、心理的負荷の強度は、「弱」と評価する。			
	(類推の有無 有 · <input type="checkbox"/> 無)			
	() 平均(I · II · III)			
	具体的な内容及び評価：			
	(類推の有無 有 · <input type="checkbox"/> 無)			

労働時間の状況 (時間外労働時間 数)	発病前1か月	発病前2か月	発病前3か月	発病前4か月	発病前5か月	発病前6か月
	一 時間	一 時間	一 時間	一 時間	一 時間	一 時間
複数の出来事の 全体評価	関連しない複数の出来事の心理的負荷の強度は、「中」及び「弱」であることから、全体評価は、「中」と評価する。					
総合評価	弱 中 強					

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input type="checkbox"/> 確認できなかった <input checked="" type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる		
具 体 的 出 来 事			
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価		子供が生まれたことが確認された。これは、「家族が増えた（子供が生まれた）」に該当し、その心理的負荷は「I」とされている。 (類推の有無) 有 無	
			I II III
個体側要因の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる		
個体側要因の評価（顕著な事項及び内容）	既 往 歴	なし	
	アルコール等 依存状況	なし	
	そ の 他	なし	

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に関する精神科等の医療機関の受診状況	医療機関名		受診期間				病名	
	初診	[銀ヶ閑メンタルクリニック]	[H31 年 3 月～	年	月]	[適応障害]		
	[]	[]	[年 月～	年	月]	[]		
	[]	[]	[年 月～	年	月]	[]		
	[]	[]	[年 月～	年	月]	[]		
年・月	請求人の申述		資料No.	調査結果				資料No.
平成31年3月6日	<p>叱責された翌日、課長から、「昨日は言い過ぎてしまって申し訳なかった。」と謝罪を受けました。</p> <p>課長から作業の進捗については細かく説明するようにと以前から言われていたのは確かでしたので、私は気持ちを切り替えて働くなければと思いました。</p> <p>(請求人 聴取書)</p>		○					
平成31年3月中旬頃	<p>仕事のことを考えると、このまま続けていけるのか強く不安に感じるようになりました。また、食欲もなくなり、気分が落ち込むようになりました。</p> <p>(請求人 聴取書)</p>		○	<p>私は係長と一緒にランチに行くことが多いのですが、この頃には、係長は昼食を取っていないようでした。食欲がないと話していました。</p> <p>また、口数が少なく、落ち込んでいたようにも見えました。</p> <p>(部下 小山 聴取書)</p>				○
平成31年3月下旬	<p>課長と話すとすごく緊張をして、汗が止まりませんでした。</p> <p>私の様子を見て、妻が一度病院に行つたほうがいいというので、初めてメンタルクリニックを受診しました。</p> <p>先生から仕事を休んで治療をしたほうがいいと言われ、私は仕事を休むことになりました。</p> <p>(請求人 聴取書)</p>		○	<p>銀座さんと話していると、随分と汗をかいていた印象です。顔色も悪く、以前より痩せたようにも見え、私は、一度病院に行って、見てもらった方がいいのではないかという話を銀座さんにしました。</p> <p>(上司 大山 聴取書)</p>				○

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事：上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
平成31年3月5日	<p>プロジェクトマネージャーをしている上司の大山課長から、私が担当している部分についての進捗状況の確認がありました。</p> <p>私が、課長の席の前に立ち、進捗状況を説明していたところ、課長が急に、「だから早めに説明するように言ったじゃないか」と大声で怒鳴り出しました。</p> <p>その後、課長からフロアに響き渡るような大声で私は叱責されました。言わわれていることで覚えていることは、「なぜ早めに報告しないんだ」、「係長なんだから、部下の進捗を把握していなきやダメじゃないか」、「何度も同じことを言わせるんだ」等と大きな声で叱責されました。</p> <p>私は叱責している過程で、課長は何度か机をバンバン叩いていました。叱責を受けた時間は、20分くらいだったように思います。私は、他の社員達も見ている中で、課長に対して、「はい！はい！すみませんでした！」と私はただただ謝るばかりでした。</p> <p>この時以外に課長に強く叱責されたことはありませんでした。</p> <p>(請求人 聽取書)</p>	○	<p>私がマネージャーをしていたプロジェクトの進捗が悪く、銀座さんには逐一銀座さんがリーダーをしているチームの進捗を報告するようにと伝えていたのですが、十分な報告がありませんでした。銀座さんから報告を聞くと、やはり遅れがあり、事前に言ってくれていれば対処可能なものであったので、私は、「それではダメだ」と強く言いました。</p> <p>自分ではどれくらいの大きさの声だったのか、机を叩きながらだったのか覚えていませんが、銀座さんに強めに言ったのは事実だと思います。「何度も同じことを言わせないで欲しい」とか、「そんなやり方ではだめだ」というようなことを銀座さんに言ったと思います。</p> <p>この時以外に私が銀座さんに強く指導するようなことはありませんでした。</p> <p>(上司 大山 聽取書)</p> <p>銀座係長が大山課長に、「なんで早くに報告しないんだ」と言って怒られていきました。係長は、課長の席の前に立っていて、課長が大きな声で係長に叱責していくので、私はびっくりしました。</p> <p>仕事のこととは言え、結構長い時間、強い口調で課長が叱責していて、みんな何事かと思ったのではないかでしょうか。みんなの見ている前で叱責され、係長が不憫でした。</p> <p>(部下 小山 聽取書)</p> <p>私は、大山課長の席から少し離れた席に座っていましたが、銀座係長が課長に叱責しているのが私の席からでもわかりました。課長は興奮して、時に机を叩きながら、2、30分は係長を叱っていました。隣の部署でのことでしたが、傍から見ていて気分のいいものではありませんでした。</p> <p>(営業担当 川上 聽取書)</p> <p>銀座が休業したため、人事担当者が銀座に話を聞いたところ、大山課長から強く叱責を受けたという報告があった。</p> <p>社内で実態調査を行ったところ、複数の社員から数十分に渡り銀座が立たされ、時に机を叩く等大山から強く叱責を受けていたという証言があった。</p> <p>(使用者報告書)</p>	○
平成31年4月				○

認定事実

平成31年3月5日、請求人がプロジェクトの進捗に関して上司の課長から数十分にわたり、他の労働者の面前で大声で威圧的な叱責を受けたことを確認した。

当該上司の叱責は、反復・継続していないものの、社会通念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃であったことが認められる。

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事:		自分の昇進・昇格があった		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
平成30年10月	<p>私は係長に昇進しました。 部下を持って面倒を見たり、部下の作成した書類を決裁するようになりました。 部下の決裁をみるのは初めてでしたが、それまでも同じ部署で同じような仕事をしていましたので、全く新しいことばかりというようなことはありませんでした。 (請求人 聴取書)</p>	○	<p>平成30年10月に企画係の係長に昇進しました。 部下2名の指導、決裁を担当するようになりました。他の係との調整等職制としての業務は増えたと思われる。 元々企画係に所属していたため、それ以外に大きな変化はなかったと思われる。係のメンバーにも変更はなかった。 (使用者報告書)</p> <p>銀座さんは係長になりました。 私の決裁を見てくれていましたが、元々銀座係長が担当していた仕事だったものもあり、色々と詳しく教えてくださいました。 部下を持つことで今までよりも責任が増したのかもしれません、銀座係長の仕事の内容が大きく変わったというようなことはなかったように私には見えました。 (部下 小山 聴取書)</p>	○
<p>認定事実</p> <p>請求人は、平成30年10月に係長に昇進したことが認められる。 部下の指導、決裁等、係長としての業務が加わったことが確認された。 それ以外の業務内容や職場の人間関係について、大きな変化は確認されていない。</p>				

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事:		家族が増えた（子供が生まれた）		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
平成30年11月	子供が生まれました。私の第一子でした。 (申立書)	○	お子さんが生まれたと話していました。課のメンバーで銀座さんに出産祝いを送りました。 (上司 大山 聴取書)	○
認定事実				
子供が生まれたことが確認された。				

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>)
上記が有の場合その内容

5-1 主治医・産業医等の意見

主治医の意見書 〔有・無〕	<p>(概要)</p> <p>(霞ヶ関メンタルクリニックの意見書)</p> <p>1 初診日 平成31年3月26日</p> <p>2 受診の端緒及び主訴 妻に勧められ、付き添われ、来院した。不安感、緊張、食欲不振。</p> <p>3 初診時における症状 時に強い不安感、緊張感の他、気分の落ち込みも認められた。</p> <p>4 疾患名及びその診断根拠 適応障害 上司から強く叱責されたことがストレス因となっていた。他の疾患の診断基準を満たさなかったため、適応障害と診断した。</p> <p>5 発病時期、診断根拠 平成31年3月中旬頃。3月上旬に上司から強い叱責を受け、3月中旬頃から前記症状が出現していたため。</p> <p>6 治療経過 抗不安薬を投与し、症状は改善傾向、通院を継続している。</p> <p>7 既往歴 既往歴はない。</p> <p>8 他の診療機関の受診の有無 当院のみと聞いている。</p> <p>診療記録等の収集 〔有・無〕</p>	資料No. <input type="radio"/>
	(概要)	
産業医意見書 〔有・無〕		
専門医意見書 (請求人提出) 〔有・無〕	(概要)	

5-2 専門医の意見

部会	(地方労災医員の意見書)
専門医	<p>1 精神障害の発病について</p> <p>請求人は、自らの心身の変調について、平成31年3月中旬頃に、強い不安感、食欲不振、気分の落ち込み、同月下旬頃に、緊張を感じたと述べている。</p>
(監督署長依頼)	<p>職場関係者は、平成31年3月中旬頃に、食欲不振、気分の落ち込み、同月下旬頃に、汗をかいていた、口数が少なくなった、痩せたように見えたと請求人の変調に気がついていた。</p>
の意見書	<p>鑑ヶ谷メンタルクリニック医師の意見書によると、受診の端緒及び主訴は、「妻に勧められ、付き添われ、来院した。不安感、緊張、食欲不振」、初診時における症状は、「時に強い不安感、緊張感の他、気分の落ち込みも認められた」、疾患名及びその診断根拠は、「適応障害 上司から強く叱責されたことがストレス因となっていた。他の疾患の診断基準を満たさなかつたため、適応障害と診断した」、発病時期、診断根拠は、「平成31年3月中旬頃。3月上旬に上司から強い叱責を受け、3月中旬頃から前記症状が出現していたため」と記載されている。</p>
	<p>以上を踏まえ、ICD-10の診断ガイドラインに照らし検討すると、上司から強く叱責されたことがストレス要因となり、平成31年3月中旬頃から、不安感、緊張感、気分の落ち込みが出現したことから、平成31年3月中旬頃に、F43.2の「適応障害」を発病したものと考えられる。</p>
2 業務による心理的負荷の検討	<p>監督署の調査によると、次の2つの出来事が確認されている。</p>
① 平成31年3月5日に上司の課長から数十分にわたり、他の労働者の面前で大声で威圧的な叱責を	<p>受けたことが確認されている。上司の叱責は、社会通念に照らして許容される範囲を超える精神的撃だったことが認められる。</p>
	<p>これは、具体的な出来事「上司等から身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」に該当し、上司等による精神的攻撃が行われたが、行為が反復・継続していないことから、心理的負荷の強度は、「中」と判断する。</p>
② 請求人は、平成30年10月に昇進し、係長になったことが確認されている。請求人の業務内容や職場の人間関係に関して、大きな変化は確認されなかつたが、部下の指導、決裁等、係長としての業務が加わったことが認められた。	<p>これは、具体的な出来事「自分の昇進・昇格があった」に該当し、自分の昇進・昇格があったことから、心理的負荷の強度は、「弱」と判断する。</p>
	<p>以上、関連しない出来事の心理的負荷の強度は、「中」、「弱」であるため、心理的負荷の全体評価は、「中」と判断する。</p>
3 業務以外の心理的負荷及び個体側要因の検討	<p>業務以外の心理的負荷となる出来事として、「家族が増えた（子供が生まれた）」が確認され、この出来事の心理的負荷の強度はIである。</p>
	<p>・個体側要因は、特段確認されていない。</p>

6 就業条件等一般的事項

学歴	最終学歴 [中学校・高等学校] <input checked="" type="checkbox"/> 大学・大学院・その他()	H21年 3月 31日	卒業・中退	資料No.
職歴 直近のものから記載すること。	事業場名 [(株)プロジェクトス株式会社] [H21年 4月 1日～ 年 月 日] [企画、営業] [() (年 月 日～ 年 月 日) []] [() (年 月 日～ 年 月 日) []]			○
現在の事業場に雇入後の配属先 直近のものから記載すること。	配属先 [企画課] [H28年 4月 1日～ 年 月 日] [企画] [営業課] [H21年 4月 1日～ H28年 3月 31日] [営業] [() (年 月 日～ 年 月 日) []] [() (年 月 日～ 年 月 日) []]			職種
所定労働時間、所定休憩時間、所定休日等 当該労働者について記載すること。	所定始業時刻 : 9時 00分 所定終業時刻 : 17時 45分 所定休憩時刻 : 12時 00分～ 13時 0分 所定休日 : ①週休1日制 ②週休2日制 ③カレンダー等で指定 ④その他			所定労働時間 (1日) 7時間 45分 (1週間) 38時間 45分 (休憩時間 1時間 0分)
	特記事項 労働時間制度 : ①1か月単位変形労働時間制 ②1年単位変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤その他			1日7時間45分、1週間38時間45分であり、通常の労働時間制度の適用である。
	勤務形態 : ①日勤勤務 ②交代制(日勤・夜勤) ③3交代制 ④その他			特記事項 勤務形態 : ①日勤勤務 ②交代制(日勤・夜勤) ③3交代制 ④その他
	應用形態 : ①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他			特記事項 應用形態 : ①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他
	出退勤の管理の状況 : ①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他			特記事項 出退勤の管理の状況 : ①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他 パソコンの起動、シャットダウンの記録と自己申告により労働時間を把握していた。
	その他特記事項 :			その他特記事項 :

<p>当該労働者の日常業務 具体的に記載すること。</p>	<p>物流プロセスの企画、実行を担当する部署の係長である。 企画、改善の立案、課題抽出、社内外の調整等の業務を行っていた。 また、上司の課長がプロジェクトリーダーをしている特定顧客層のサービス強化を図るプロジェクトにもプロジェクトリーダーとして参加していた。</p>	<p>資料No. ○</p>
<p>事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ 組織図により表すと共に隸取実施者には○印を付記すること。</p>	<p>企画課 営業課 ○ 川上 課長 ○ 大山 係長 ○ 銀座 啓太 ○ 小山 戸塚</p>	
<p>事業場以外における当該労働者との相関図 (家族・友人等) 組織図により表すと共に隸取実施者には○印を付記すること。</p>	<p>○請求人 妻 子</p>	

7 労働時間を認定した根拠

資料 No.

○

(労働時間の把握方法)

- タイムカード 出勤簿・業務日報等 施錠記録・警備記録等
 本人の申告 管理者による確認 上司・同僚からの聴取
 その他 (パソコンの起動、シャットダウンの記録)

(労働時間の推計方法)

パソコンを起動、シャットダウンすると自動的に時間が記録され、当該記録と請求人が自己申告した労働時間申告書を基に労働時間を把握していた。

請求人及び職場関係者から聴取した結果、労働時間は適正に把握されていたと判断した。

時間外労働は多くても月に40時間未満であり、請求人は長時間労働の負荷を主張していない。

以上により、労働時間集計表の作成は省略した。

事例 13 同僚等から治療を要する程度の暴行等を受けた事案（業務による心理的負荷評価表の項目 30）

○ 事案のポイント

- ・被災者は、部下から暴行を受けた。
- ・暴行により治療を要した。

○ 出来事評価のポイント

- ・部下から受けた暴行は、項目 30 で評価する。
- ・暴行による負傷の程度について検討し、整形外科医等の医学意見により治療の有無を確認する。

○ 医学意見の聴取のポイント

- ・総合評価の結果、明確に「強」に該当するが、発病時期や疾患名等、主治医の医学的判断の補足が必要な場合は、専門医意見で決定する。

(心理的負荷表（抜粋）)

出来事の項目	平均的心理的負荷の強度 具体的な出来事	心理的負荷の総合評価の視点			心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
		心理的負荷の総合評価の視点			弱	中	強
		1	2	3			
30 ①対人關係	同僚等から、暴行又はひどいじめ・嫌がらせを受けた （ひどい） いじめ・嫌がらせを受けた	☆			<p>【解説】 同僚等による暴行又はいじめ・嫌がらせが「強」の程度に至らない場合、心理的負荷の総合評価の視点を踏まえて「弱」又は「中」と評価</p> <p>・暴行又はいじめ・嫌がらせの内 容、程度等 ・反復・継続など軌跡性の 状況 ・会社の対応の有無及び内容、 改善の状況</p>	<p>【「弱」になる例】 ・同僚等から、治療を要しない程度 の暴行を受け、行為が反復・継続して いない場合 ・同僚等から、人柄や人間性を否定 するような言動を受け、行為が反復・ 継続していない場合</p>	<p>○ 同僚等から、暴行又はひどいじめ・嫌がらせを受けた</p> <p>【「強」である例】 ・同僚等から、治療を要する程度の暴行等を受けた場合 ・同僚等から、暴行等を軌跡に受けた場合 ・同僚等から、人柄や人間性を否定するような言動を軌跡に受けた場合 ・心理的負荷としては「中」程度の暴行又はいじめ・嫌がらせを受けた場合で、会社に相談しても適切な対応がなく、改善されなかつた場合</p>

精神障害の業務起因性判断のための調査復命書

OO 局 OO 署									整理番号	○	
署長	副署長	課長	給付調査官	係長	係	係	復命年月日			令和 2 年 6 月 1 日	
1. 調査官意見のとおり決定する。(平成 年 月 日) 2. 下記事由により再調査を要する。									調査官職氏名	厚生労働事務官 補償 六郎	
									受付年月日	令和 2 年 1 月 22 日	
									請求種別	<input checked="" type="checkbox"/> 療養 <input checked="" type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()	
労働保険番号	99.9.99.999999-999			事業の種類	不動産業						
事業の名称	日比谷不動産									労働者数	22 人
事業場の所在	〒 一 OO県OO市						電話	99 (9999) 9999			
ふりがな 被災労働者氏名	とくし かなむ 特支 金夢				生年月日	平成6年 10月 25日			性別	男	
職種	営業				届入年月日		平成29年 4月 1日				
ふりがな 請求人氏名	とくし かなむ 特支 金夢			続柄							本人
疾患名及び 発病時期	【請求時】疾患名: 急性ストレス反応 発病日: 令和元年 10月 30日 (発病時年齢 25歳) 【決定時】疾患名: 外傷性ストレス障害 (F 43. 1) 発病日: 令和元年 11月 上旬頃(発病時年齢 25歳)										
現在の状況	生存 死亡 (死亡年月日: 年 月 日 死亡時年齢 歳)										
請求人の申述	請求人特支金夢 (以下「請求人」という。) は、平成29年4月から日比谷不動産に入社し、不動産の営業業務に従事していた。令和元年10月30日、部下と一緒に得意先へ営業に出かけた際に、部下に業務上の注意をしたところ逆上した部下から回し蹴りをされ、部下の右足が顔面に当たり顎が外れた。その後、精神的に不安定になり、外出が出来なくなり、不安感、恐怖感などから日常生活でも支障を来すようになった。										
事案の概要 (認定した 事実)	令和元年10月30日に部下から回し蹴りをされ、顎関節脱臼を負い、同年11月上旬から両手の震え、何故か涙が出る、不安と恐怖感から外出困難などの症状がみられ、令和元年11月8日に精神科クリニックを受診し、急性ストレス反応と診断されている。 請求人は、当該部下と営業を行った際に、部下のミスを注意したところ、逆上した部下から回し蹴りをされ顎関節脱臼を負ったものと認められた。 業務以外の出来事及び個体側要因は確認されなかった。										
総合判断	<p>【調査官の意見】 本件は、【業務上】・【業務外】と考える。</p> <p>(理由) 請求人は、令和元年11月上旬に外傷性ストレス障害を発病していたものと認められる。 請求人は、令和元年10月30日に部下から回し蹴りをされ、部下の右足が請求人の下顎に当たり、顎関節脱臼を負ったものと認められる。 顎関節脱臼は全治2週間の療養を要するものと確認され、請求人は以前より顎関節症での治療歴が認めらるが、顎関節症と顎関節脱臼との関連性は医学的に認められない。 以上により、当該出来事は、具体的な出来事の「同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた」に該当する。その平均的な強度は「Ⅲ」であり、部下から治療を要する程度の暴行等を受けたものと認められるため、心理的負荷は「強」程度と判断される。また、業務以外の心理的負荷及び個体側要因は確認されなかったことから、本件は業務上と判断する。</p> <p>(医学意見書: 専門医 ・ 部会)</p>										

1 総合判断

(1) 発病の有無等

精神障害発病の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	発病時期	令和元年 11月 上旬(頃)
疾患名 (ICD-10診断ガイド ラインによる)	外傷性ストレス障害(F43.1)		

(2) 業務による心理的負荷

特別な出来事の評価	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働		
	出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	恒常的な長時間労働の有無
	具体的な出来事		心理的負荷の総合評価の強度
	(同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた) 平均(I · II · III)		
	具体的な内容及び評価: 請求人は、令和元年10月30日に部下から回し蹴りをされたことにより、頸関節脱臼を負った事実が認められる。 請求人からの業務上の注意に対し逆上した部下が、回し蹴りをしたことにより、部下の右足が請求人の下顎に当たったことが確認される。 当該行為により全治2週間の頸関節脱臼を負ったことが確認される。 このことから、具体的な出来事の「同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた」に該当し、部下から治療を要する程度の暴行等を受けたものと認められるため、その心理的負荷は「強」と判断される。		弱 中 <input checked="" type="checkbox"/> 強
	(類推の有無 有 · 無)		
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事及び出来事後の評価	() 平均(I · II · III)		弱 中 強
	(類推の有無 有 · 無)		
	() 平均(I · II · III)		
	具体的な内容及び評価:		
	(類推の有無 有 · 無)		

労働時間の状況 (時間外労働 時間数) 起点: 7月31日	発病前1か月 — 時間	発病前2か月 — 時間	発病前3か月 — 時間	発病前4か月 — 時間	発病前5か月 — 時間	発病前6か月 — 時間
複数の出来事の 全体評価						
総合評価	弱	中	強			

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる	
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価	具 体 的 出 来 事	
	(類推の有無 有・無)	I II III
	(類推の有無 有・無)	I II III
個体側要因の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる	
既往歴		特になし
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	アルコール等 依存状況	特になし
その他		特になし

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に関する精神科等の医療機関の受診状況	医療機関名		受診期間				病名		
	初診	[穗保精神科クリニック]	[R1年 11月～]	年	月	[急性ストレス反応]			
	[]	[年 月～ 年 月]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
	[]	[年 月～ 年 月]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
	[]	[年 月～ 年 月]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果				資料No.		
R1年 10月30日	営業先の帰りに、部下の井手さんから回し蹴りを額面に受けて、額が脱臼した。(申立書) 左頬が腫れ、尋常でない痛みがあったので、営業先からそのまま帰り、口腔外科に行きました。口の中も切れており、額が外れていました。普通に話をすることができず、唾も飲み込めない状態でした。(聴取書)	○ ○ ○	井手さんから回し蹴りを受けて額が外れたので、直帰しますと、特支さんから電話がありました。出先からの電話で特支さんの言っていることがあまり良く聞こえず、最初は何を言っているか分かりませんでした。(課長 福丸)				○ ○ ○		
R1年 11月	令和元年11月1日に会社に現状を報告するため、話をするのもままならない状況でしたが、午前中だけ出勤しました。その時、部下の井手さんの額は怖くて見れませんでした。会社を出て帰宅途中の電車の中で自然に両手が震え止まりませんでした。 家に帰ってからも落ち着かず、何故か涙が出てきて、夜も少しの物音で目が覚めるようになりました。この日以降外出することが怖くなり、不安と恐怖感で出勤できなくなりました。(聴取書)		特支さんは、井手さんとの出来事について、報告のため令和元年11月1日に出社しました。口を開くことがあまり出来なかつたせいか、特支さんの話は聞きづらく、最後は筆談で報告を受けました。 特支さんは怯えたような様子で、ずっと下を向いていました。(課長 福丸) 特支係長と令和元年11月1日に挨拶しましたが、元気が無く、目線を合わさず沈みきった様子でした。(係員 土井)						

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事： 同僚等から、暴行又は（ひどい）いじめ・嫌がらせを受けた				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	
R1年 10月	<p>令和元年10月30日の朝から部下の井手さんを連れて得意先へ営業に行きました。営業先で井手さんがお客様を怒らしてしまい契約が破棄になりましたが、私がなんとか話をまとめ契約破棄は回避されました。そのことに対して帰りに私は井手さんに「あそこで、あんなことを言ったダメでしょ」、「今度は昔う前に一度頭で考えるよう」、「慎重な発言をしなければ契約は取れないよ」と注意しました。</p> <p>私が注意を受けた井手さんは、明らかにムッとした顔をして「お前に何が分かるんだ」と叫びました。私は「そんなことではこの先やついていけないぞ」と言った途端、井手さんは「ふざけんな」と逆上し、私に回し蹴りをしてきました。突然のことだったので私は避けきれず井手さんの右足が私の額に当たり、額が外れました。</p> <p>私はその場を立ち去り、左頬が腫れ口の中も切れて血が出ていたので、会社に電話をしてそのまま口腔外科に行きました。診察の結果、額が外れました。</p> <p>井手さんは小さいときからムエタイを習っており、高校生の時に県大会で優勝したことを以前に聞いたことがあります。井手さんから受けた暴行について警察に被害届は提出していません。（随取審）</p>	○	<p>私は、令和元年10月30日の朝に井手さんを連れて外回りに行ってくればいいかと、特支係長に言ったところ、分かりましたと了承してくれましたので、二人で得意先へ営業に出掛けました。</p> <p>昼過ぎになって、「井手さんから回し蹴りされた」、「これから病院に行く」と特支係長から連絡があり、井手さんだけがしばらく経ってから会社に戻ってきました。井手さんに事情を聞いたところ、日頃から井手さんは特支係長から細かいことで注意され不満が溜まっていたり、その日も叱責されたことでその不満が爆発して、思わず回し蹴りをしてしまったとのことでした。井手さんはやり過ぎましたと反省していましたが、謹慎処分としました。</p> <p>私が見て、特支係長は物静かな性格で、仕事は細かく慎重です。井手さんは豪快で短気な性格です。（課長 福丸）</p> <p>私は令和元年10月30日に朝から特支係長と得意先に営業に行きました。得意先へ向かう途中の電車の中でも、私は特支係長から「もっと慎重に仕事をするように」と、ずっと説教を受けていました。</p> <p>得意先でも、私は少しミスをしてしまい特支係長にフォローしてもらいました。私も反省していたところ、帰りに延々とまた説教されたため、日頃の不満が溜まっていたのも重なり、思わず特支係長に蹴りを入れてしまいましたが、顔に当たるつもりはありませんでした。私は学生時代にムエタイを習っており、間合いも分かっていたので、特支係長を背かすつもりで回し蹴りをしたつもりでしたが、特支係長が慌てて前方に体を寄せてきたので顔に当たってしまいました。顔に当たった瞬間に私はとんでもないことをしてしまったと思い謝りましたが、特支係長は口を押さえて何も言わずその場を去って行きました。</p> <p>背かすつもりだったとは言え、結果暴力を振るう形となってしまったので、私が悪かったと思っています。</p> <p>私は中途採用で入社し特支係長より2歳年上なので、心のどこかで年下から説教されることへの不満がありました。（係員 井手）</p>	○

認定事実

請求人は、令和元年10月30日に、部下がした回し蹴りにより頸関節脱臼を負ったことが認められる。
請求人からの業務上の注意に対し逆上した部下が回し蹴りをし、当該部下は脅かすつもりで当該行為を行ったと申述していることから、当該行為は事故ではなく暴行と認められる。また、全治2週間の頸関節脱臼を負ったことが確認された。
なお、請求人は以前より頸関節症での治療歴が認めらるが、頸関節症と頸関節脱臼との関連性は医学的に認められない。

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事: なし				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
認定事実				

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有・無)

上記が有の場合その内容

5-1 主治医・産業医等の意見

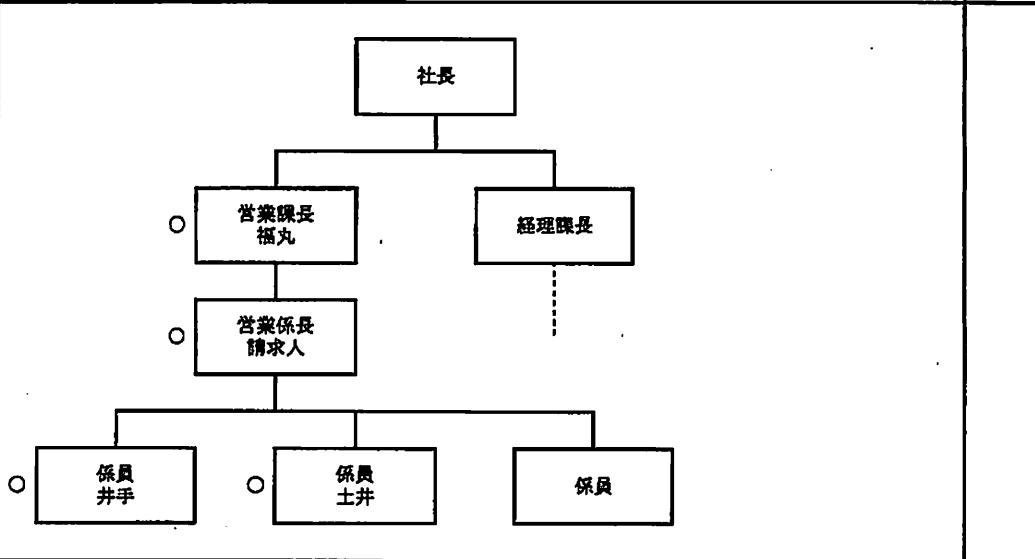
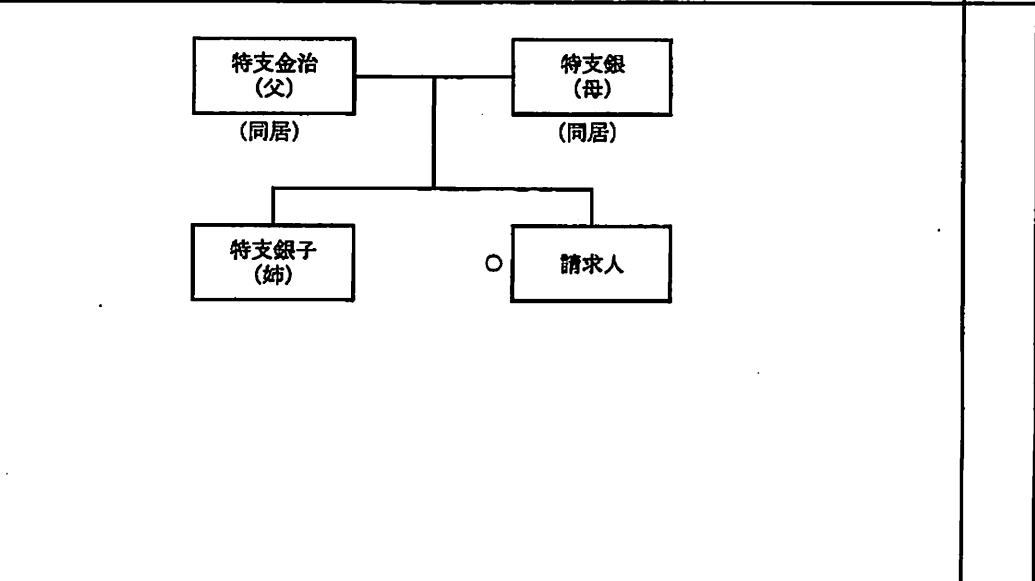
主治医の意見書 〔有・無〕	(概要) (糖尿病精神科クリニック 穂保源吉医師の意見書) 1 令和元年11月8日初診 2 外出の際に不安と恐怖を感じるとのこととて当院来院。 3 他覚所見としては、恐怖心、不安感、不眠症状を認める。 4 上記の症状から急性ストレス反応と診断。 5 発病時期は令和元年10月30日と考える。令和元年10月30日に部下からの回し蹴りで頸関節を脱臼し、精神不安が生じているとの本人申し出のため。 6 部下からの回し蹴りで頸関節を脱臼したことによる心的ストレスが要因と考えられる。 7 精神療法、抗うつ剤にて経過観察。 8 精神障害の既往歴なし。 9 その他参考事項なし。	資料No. ○
	診療記録等の収集 〔有・無〕	
産業医意見書 〔有・無〕	(概要)	
専門医意見書 (請求人提出) 〔有・無〕	(概要)	

5-2 専門医の意見

部会 専門医 (監督署長依頼) の意見書	(地方労災医員 中越清心医師の意見) 1 精神障害の発病について 請求人は、令和元年10月30日に部下から暴行を受け、同年11月上旬頃から、両手の震え、不眠、不安と恐怖からの外出困難を申述している。 主治医意見では令和元年10月30日に急性ストレス反応を発病したと診断されているが、診療記録や申述を踏まえ、出現した病状をICD-10の診断ガイドラインに照らして分類すると、請求人は令和元年11月上旬頃に、外傷性ストレス障害 (F 4 3. 1) を発病したもの判断する。 2 業務による心理的負荷の検討 労働基準監督署の調査結果によれば、請求人は、令和元年10月30日に部下に業務上の注意をしたところ、部下が逆上し回し蹴りをして右足が請求人の下顎に当たり、請求人は頸関節脱臼を負ったことが認められた。 当該部下は、日頃からの請求人による説教に不満を持っていたこともあり逆上してしまい、回し蹴りを当てるつもりはなかったと申述しているが、脅かすつもりで当該行為を行ったとも申述しており、結果、請求人に頸関節脱臼を負わせていることから、当該行為は事故ではなく暴行と言える。 請求人には既往症として頸関節症が認められるが、地方労災医員意見では暴行による外力を原因とする頸関節脱臼と認められ、全治2週間の療養を要したことが確認される。 したがって、この出来事を認定基準の別表1に照らし、具体的出来事の「同僚等から、暴行又は（ひどい）いじめ・嫌がらせを受けた」に該当しその平均的な強度は「Ⅲ」であり、心理的負荷の総合評価は「強」程度と考えられる。 3 業務以外の心理的負荷及び個体側要因の検討 これらについては確認されていない。 4 結論 本件については、認定要件をすべて満たし、業務上の疾病に該当するものと判断する。
--	---

6 就業条件等一般的事項

学歴	最終学歴 [中学校・高等学校 <input checked="" type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 大学院・その他()] H29年 3月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 卒業・中退]	資料No.																				
職歴 [直近のものから記載すること。]	事業場名 [日比谷不動産] [H29年 4月 1日～ 年 月 日] [営業] [] [年 月 日～ 年 月 日] [] [] [年 月 日～ 年 月 日] []	○																				
現在の事業場に 履入後の配属先 [直近のものから記載すること。]	配属先 [] [年 月 日～ 年 月 日] [] [] [年 月 日～ 年 月 日] [] [] [年 月 日～ 年 月 日] [] [] [年 月 日～ 年 月 日] []	職種																				
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 [当該労働者について記載すること。]	<table border="1"> <tr> <td>所定始業時刻 :</td> <td>8時 30分</td> <td>※遅出勤務有</td> <td>所定労働時間 (1日) 8時間 0分</td> </tr> <tr> <td>所定終業時刻 :</td> <td>17時 30分</td> <td></td> <td>(1週間) 40時間 0分</td> </tr> <tr> <td>所定休憩時刻 :</td> <td>12時 00分～ 13時 0分</td> <td>(休憩時間 1時間 0分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所定休日 :</td> <td>①週休1日制 ②週休2日制</td> <td>③カレンダー等により指定</td> <td>④その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">特記事項 毎月作成するカレンダーに基づき、週2日の休日が定められている</td> </tr> </table>	所定始業時刻 :	8時 30分	※遅出勤務有	所定労働時間 (1日) 8時間 0分	所定終業時刻 :	17時 30分		(1週間) 40時間 0分	所定休憩時刻 :	12時 00分～ 13時 0分	(休憩時間 1時間 0分)		所定休日 :	①週休1日制 ②週休2日制	③カレンダー等により指定	④その他	特記事項 毎月作成するカレンダーに基づき、週2日の休日が定められている				
所定始業時刻 :	8時 30分	※遅出勤務有	所定労働時間 (1日) 8時間 0分																			
所定終業時刻 :	17時 30分		(1週間) 40時間 0分																			
所定休憩時刻 :	12時 00分～ 13時 0分	(休憩時間 1時間 0分)																				
所定休日 :	①週休1日制 ②週休2日制	③カレンダー等により指定	④その他																			
特記事項 毎月作成するカレンダーに基づき、週2日の休日が定められている																						
労働時間制度 :	①1か月単位変形労働時間制 ②1年単位変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤その他																					
勤務形態 :	①日勤勤務 ②交代制(日勤・夜勤) ③3交代制 ④その他																					
雇用形態 :	①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他																					
出退勤の管理の状況 :	①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他																					
その他特記事項 :																						

<p>当該労働者の日常業務</p> <p>具体的に記載すること。</p>	<p>不動産の売買にかかる営業、契約書作成など</p>	<p>資料No. ○</p>
<p>事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	 <pre> graph TD President[社長] --> SalesManager[営業課長 福丸] President --> Manager[経理課長] SalesManager --> SalesStaff[営業係長 請求人] SalesStaff --> Staff1[係員 井手] SalesStaff --> Staff2[係員 土井] SalesStaff --> Staff3[係員] </pre>	
<p>事業場以外における当該労働者との相関図(家族・友人等)</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	 <pre> graph TD Father[特支金治 (父) (同居)] --- Son[特支銀 (母) (同居)] Father --- Daughter[特支銀子 (姉)] Father --- Requester[請求人] </pre>	

7 労働時間を認定した根拠

資料 No.

○

(労働時間の把握方法)

- | | | |
|--|------------------------------------|-------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> タイムカード | <input type="checkbox"/> 出勤簿・業務日報等 | <input type="checkbox"/> 施設記録・警備記録等 |
| <input type="checkbox"/> 本人の申告 | <input type="checkbox"/> 管理者による確認 | <input type="checkbox"/> 上司・同僚からの聽取 |
| <input type="checkbox"/> その他 () | | |

(労働時間の推計方法)

時間外労働の申し立ては無いため、時間集計は省略した。

事例 14 同僚等から人格や人間性を否定するような言動を繰り返し執拗に受けた事案（業務による心理的負荷評価表の項目 30）

○ 事案のポイント

- ・被災者は、同僚からいじめ・嫌がらせを受けた。

○ 出来事評価のポイント

- ・同僚から受けた単独のいじめ・嫌がらせは、項目 30 で評価する。
- ・同僚から受けたいじめ・嫌がらせの内容（人格・人間性否定など）及び反復・継続など執拗に行われたか否かについて評価する。
- ・同僚間の業務をめぐる方針等の対立であれば、項目 32 で評価する。

○ 医学意見の聴取のポイント

- ・総合評価の結果、明確に「強」に該当するが、発病時期や疾患名等、主治医の医学的判断の補足が必要な場合は、専門医意見で決定する。

（心理的負荷表（抜粋））

出来事の種類	出来事	平均的な心理的負荷の強度			心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例			
		具体的な心理的負荷の強度				弱			
		I	II	III		中	強		
30	⑤対人關係 同僚等から、暴行又はひどいいじめ・嫌がらせを受けた	☆			・ 暴行又はいじめ・嫌がらせの内容、理由等 ・ 反復・執拗など執拗性の状況 ・ 会社の対応の有無及び内容、改善の状況	【弱】 同僚等による暴行又はいじめ・嫌がらせが「強」の程度に至らない場合、心理的負荷の総合評価の視点を踏まえて「弱」又は「中」上評価 【中】 ・ 同僚等から、嫌がらせを受ける程度の言動を受けた場合 【強】 ・ 同僚等から、「中」に至らない程度の言動を受けた場合	○ 同僚等から、暴行又はひどいいじめ・嫌がらせを受けた 「強」である例 ・ 同僚等から、処置を要する程度の暴行等を受けた場合 ・ 同僚等から、暴行等を執拗に受けた場合 ・ 同僚等から、人格や人間性を否定するような言動を執拗に受けた場合 ・ 心理的負荷としては「中」程度の暴行又はいじめ・嫌がらせを受けた場合で、会社に相談しても適切な対応がなく、改善されなかつた場合		
32	⑤対人關係 同僚とのトラブルがあった	☆			・ トラブルの内容、程度、同僚との業務上の関係等 ・ その後の業務への支障等	【弱】 ・ 業務をめぐる方針等において、同僚との考え方の相違が生じた（客観的にはトラブルとはいえないものも含む） 【中】 ・ 業務をめぐる方針等において、同僚からも客観的に認識されるような対立が同僚との間に生じた	○ 同僚とのトラブルがあった 「強」である例 ・ 業務をめぐる方針等において、同僚からも客観的に認識されるような大きな対立が同僚との間に生じ、その後の業務に大きな支障をもたらした		

精神障害の業務起因性判断のための調査復命書

○○局○○署								整理番号	○	
署長	副署長	課長	給付調査官	係長	係	係	係	復命年月日 令和 2 年 6 月 1 日		
1. 調査官意見のとおり決定する。(平成 年 月 日) 2. 下記事由により再調査を要する。								調査官職氏名	厚生労働事務官 補償 七郎	
								受付年月日	令和 2 年 1 月 8 日	
								請求種別	<input checked="" type="checkbox"/> 療養 <input checked="" type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()	
労働保険番号	99.9.99.999999-999			事業の種類	飲食店					
事業の名称	新橋キッチンハウス 新橋本店								労働者数	55 人
事業場の所在	〒 - ○○県○○市								電話	99 (9999) 9999
ふりがな 被災労働者氏名	ちょうしゅう つとむ 徴収力				生年月日	平成10年 5月 5日			性別	男
職種	調理補助					雇用年月日		平成31年 4月 1日		
ふりがな 請求人氏名	ちょうしゅう つとむ 徴収力			続柄	本人					
疾患名及び 発病時期	[請求時] 疾患名: 適応障害 発病日: 令和元年 7 月 下旬頃(発病時年齢 21歳) [決定時] 疾患名: 急性ストレス反応 (F43.0) 発病日: 令和元年 7 月 上旬頃(発病時年齢 21歳)									
現在の状況	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生存</div> 死亡 (死亡年月日: 年 月 日 死亡時年齢 歳)									
請求人の申述	請求人徴収力(以下「請求人」という。)は、平成31年4月から新橋キッチンハウスに入社し、ホールで調理補助業務に従事していた。令和元年5月頃から同じ調理業務をしていた同僚から人格を否定する言動やいじめを受けるようになった。令和元年7月頃から不眠と不安などの心身に異常がみられるようになり、同7月末にストレス反応と診断された。									
事案の概要 (認定した 事実)	請求人は、令和元年7月初旬頃から、人とのコミュニケーション不良、食欲不振、不眠症状が出現し、次第に不安感、恐怖感の症状がみられ、令和元年7月31日に木野瀬精神科クリニックを受診しストレス反応と診断されている。 請求人は、令和元年4月1日から新規採用者とし調理補助業務に従事していたところ、同期の同僚からひどいじめ・嫌がらせを受けていた事実が認められる。また、人格や人間性を否定するような発言も認められ、繰り返しいじめ・嫌がらせがを受けていたことが認められる。 業務以外の出来事及び個体側要因は確認されなかった。									
総合判断	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[調査官の意見]</div> 本件は、[業務上]・[業務外]と考える。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(理由)</div> 請求人は、令和元年7月上旬に急性ストレス反応を発病していたものと認められる。 請求人は、平成31年4月1日から新入社員として調理補助業務に従事し、令和元年5月頃から、同期の同僚から繰り返しひどいじめ・嫌がらせを受けていた事実が認められ、同年6月中旬頃には、脅迫とも捉えられる言動や人格や人間性を否定するような発言も認められた。また、その日以降も人格や人間性を否定するような発言の継続性が認められる。 以上により、当該出来事は、具体的出来事の「同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた」に該当する。その平均的な強度は「Ⅲ」であり、人格や人間性を否定するような言動を繰り返し執拗に受けていたと認められるため、心理的負荷は「強」程度と判断される。また、業務以外の心理的負荷及び個体側要因は確認されなかったことから、本件は業務上と判断する。 (医学意見書: 専門医・部会)									

1 総合判断

(1) 発病の有無等

精神障害発病の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	・ 無	発病時期	令和元年 7月 上旬(頃)
疾 患 名 (ICD-10診断ガイド ライ ン に よ る)	急性ストレス反応 (F 43. 0)			

(2) 業務による心理的負荷

特別な出来事 の 評 価	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働						
	有 ()	無			
	出来事の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	・ 無	恒常的な長時間労働の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	・ 無			
	具 体 的 出 来 事			心理的負荷の 総合評価の強度			
(同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた) 平均(I ・ II ・ <input checked="" type="checkbox"/> III)							
具体的な内容及び評価： 請求人は、平成31年4月1日から新入社員として調理補助業務に従事していたところ、同僚1人から繰り返しいじめ・嫌がらせを受けていた事実が認められる。いじめ・嫌がらせは令和元年5月頃から始まり、同年6月中旬頃には、脅迫とも捉えられる言動や人格や人間性を否定するような発言も認められた。また、それ以降も人格や人間性を否定するような発言の継続が認められた。 以上により、当該出来事は同僚からひどいいじめ・嫌がらせを受けていたことが認められるため、具体的な出来事の「同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた」に該当し、人格や人間性を否定するような言動を繰り返し執拗に受けていたものと認められることから、その心理的負荷は「強」程度と判断される。							
(類推の有無 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)							
() 平均(I ・ II ・ III)							
具体的な内容及び評価： 発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事及び出来事後 の 評 価							
(類推の有無 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)							
() 平均(I ・ II ・ III)							
具体的な内容及び評価：							
(類推の有無 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)							
() 平均(I ・ II ・ III)							
具体的な内容及び評価：							
(類推の有無 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)							

労働時間の状況 (時間外労働 時間数) 起点: 7月31日	発病前1か月 — 時間	発病前2か月 — 時間	発病前3か月 — 時間	発病前4か月 — 時間	発病前5か月 — 時間	発病前6か月 — 時間
複数の出来事の 全体評価						
総合評価	弱	中	強			

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる		
	具体的出来事		
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価		(類推の有無	I II III
		有・無)	I II III
個体側要因の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる		
既往歴	特になし		
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	アルコール等 依存状況	特になし	
	その他の	特になし	

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に関する精神科等の医療機関の受診状況	医療機関名	受診期間						病名
		初診	[木野瀬精神科クリニック]	[R1年7月～年月]	[適応障害]			
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果				資料No.	
R1年7月	令和元年7月初旬頃から、人とコミュニケーションを取ることが辛くなりました。次第に食欲も落ちてきて、朝方まで眠れない日が何度もありました。仕事でも身が入らずミスが多くなりました。(聴取書) 令和元年7月下旬には、不安感と恐怖感で家から外に出ることが辛くなり、度々仕事を休みようになりました。私の異変を感じた両親に連れられ、令和元年7月31日に木野瀬精神科クリニックに受診したところ、ストレス反応と診断されました。(聴取書) 令和元年8月1日から会社を休職しそのまま退職した。(申立書)	○	徵収さんは好青年で入社直後は元気がありましたが、令和元年7月頃からは、元気がない日が続いていました。朝の挨拶は小声で聞こえず、毎日疲れがたまっているように見えました。そのうちに、体調不良で休むとの電話連絡が多くなりました。(店長合田)				○	
R1年8月		○	徵収さんは、令和元年7月頃から元気がなく、休憩中も雑談に入らなくなりました。疲れたような表情で、よく遅刻をするようになりました。(先輩太田)				○	
		○	入社当時は元気があったように見えた徵収さんが、明らかに令和元年7月に入ってからは、朝気が無くなりました。一切世間話をしなくなり、職場の人を避けているように見えました。(同期 前田)				○	
		○	徵収さんは、令和元年6月頃までは朝から元気に見えましたが、7月に入り気力が無くなった感じがしました。話し掛けても、怯えのような表情であまり返事が返ってきませんでした。(同期 高田)				○	

2-2 自殺の状況に関する事項

自殺の状況	自殺の手段	資料No.
自殺直前の状況（特記事項がある場合のみ記載）		
遺書の有無： 有・無		
遺書の内容		
検視者： 所属 _____ 職名 _____ 氏名 _____		
検案医師： 所属 _____ 職名 _____ 氏名 _____		
判定された死因		

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事： 同僚等から、暴行又は（ひどい）いじめ・嫌がらせを受けた			
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果
R1年 4月～	<p>令和元年4月1日から新橋キッチンハウスに新入社員として入社しました。1週間の研修期間を経て、本店のホールで調理補助担当となりました。ホールには同期の前田さん、高田さん、先輩の太田さんがおり、私を含め4人で調理担当業務をしていました。</p>	○	<p>徴収さんは、令和元年4月1日から新橋本店の調理補助をしていました。前田さんとは同期ですが、前田さんの方が年上なので、仕事のことを相談したり、前田さんが徴収さんのことをあだ名で呼んでいて、二人の関係は良好だと思っていました。（店長 合田）</p> <p>徴収さんは、器用な方ではありませんでした。仕事は早いとは言えず、店が混む昼時は徴収さんの仕事を手伝っていました。</p> <p>徴収さんは、前田さんに仕事の相談をして、よく文句を言わっていましたが、調理場は忙しいので前田さんが何を言っていたかは知りません。（フロア一班長 田森）</p> <p>徴収さんは不器用な人でした。仕事が遅くこの店では長続きは無理そうでした。年上の同期として前田さんは最初の頃は、徴収さんの面倒を普通に見ていましたが、令和元年5月頃から、ホール内で何回も徴収さんに対して、乱暴な言葉で文句を言うようになりました。前田さんは、同期の中では元々言葉遣いが乱暴な人なので、私は気になりませんでしたが、徴収さんも覚えが悪いので、何回も同じことで文句を言わされました。（同期 高田）</p>
R1年 5月～	<p>調理自体は先輩が行い、私は野菜の刻み作業や盛り付けなどを担当していましたが、令和元年5月に入ってから、仕事中に前田さんによる嫌がらせを受けるようになりました。</p> <p>私は確かに仕事は早くありませんでしたが、野菜のカットにばらつきが出ないように、時間が掛かっても丁寧に作業をしていました。私は、一つのことに集中すると、同時の他のことをするが苦手なタイプで、店が混む昼時は先輩の調理に野菜のカット作業が追いつかない時もありました。そのことが原因だと思いますが、前田さんから「いつまで切ってんだ」、「本当に調理師学校出てんのかよ」、「使えねー」とホール内で言われるようになりました。前田さんは同期ですが私より年上で、調理経験も上です。</p>	○	<p>徴収さんは、入社以降ほぼ毎日前田さんから厳しい口調で叱られしていました。徴収さんは新人なので仕事が遅いのは当たり前なことに、同期の中で、前田さんの徴収さんに対する態度は異常だと感じていました。</p> <p>令和元年6月中旬だったと思います。私が休憩時間中トイレに入っていたときに、前田さんの怒号が聞こえ、同時に徴収さんの「申し訳ございませんでした」との声が聞こえました。私は気まずくなり、その場を出ることができず二人の会話を聞いていましたが、前田さんは徴収さんに対しかなりひどい言葉を浴びせて怒っていました。「殺すと」とか「辞めろ」「会社のゴミ」などと言っていました。また、トイレのドアを「ドン、ドン」と強く叩いていました。この日以降前田さんは、ホール内で他の人に聞こえるように徴収さんを「のろまくん」と呼び馬鹿にするような発音をするようになりました。（先輩 太田）</p>
R1年 6月～	<p>私は、6月になってもスムーズに作業をすることができず、相変わらず前田さんから文句を言われていました。このような日々を過ごしていたところ、6月15日だったと思いますが、私は大きなミスをしてしまいました。前田さんが調理補助をしていたハンバーグの盛り付けを間違えてしまい、和風ハンバーグを出すところ、私が目玉焼きを乗せてハンバーグを出してしまい、前田さんにお客様からクレームが入り、ハンバーグを作り直すことになってしまいました。</p> <p>その日の休憩時間に、激怒した前田さんは、私をトイレに呼び出し私の前髪をわしづかみ、「おい、なめてんのか殺すぞコラ」といきなり言ってきて、私は「大変申し訳ございませんでした」と言って頭を下げる謝りましたが、前田さんの怒りは収まらず、トイレのドアを右手で叩きながら「お前は、みんな迷惑してる会社のゴミだ」、「今すぐ辞めろ、辞めなければ次は殺す」などと大声で言っていました。私はその時本当に恐怖を感じました。</p> <p>盛り付けを間違えてからは、7月に入っても何かにつけて、前田さんはカットした野菜を何度もだめ出ししたり、ホール内で他の人が聞こえるように私のことを「のろまくん」と呼び、「のろまくんまだ辞めないの」、「臭い、風呂入ってんのか」、「のろまくんの料理は家畜しか喰わねえな」、「〇〇調理師学校の一番の汚点者」などと暴言を言われ続けました。（聴取者）</p>	○	<p>徴収さんは仕事の覚えが悪く、同期として私は相談に乗っているつもりでした。私の口が悪いことは同期の中では誰もが知っていたので、徴収さんも承知していると思っていました。徴収さんに文句を言うときについ乱暴な言葉になってしまっていましたが悪気はありませんでした。</p> <p>令和元年6月15日に徴収さんを強く怒ったことは覚えています。あまりにも初歩的なミスで、私がお客様からクレームを受けたので、強く怒っていました。「辞めろ」、「会社のゴミ」、「殺すぞ」と言ったかもしれません。「殺すぞ」は私の口癖で、勿論本意で言った言葉ではありません。この時、徴収さんの前髪をわしづかみにした記憶はありません。おでこを右手で突いてい顔を持ち上げた程度だったと思います。トイレのドアは興奮していたので何回か右手で叩いていたのは事実です。</p> <p>この出来事以降も徴収さんがミスしたことに対する文句を言いました。7月から徴収さんのことを「のろまくん」と呼んでいたのは事実です。ただ、私は冗談で親しみを込めて呼んでいたつもりでした。（同期 前田）</p>
R1年 7月～		○	

認定事実

請求人は、平成31年4月から新入社員として調理補助の業務に従事し、同期の同僚1人から、繰り返しいじめ・嫌がらせを受けていた事実が認められる。いじめ・嫌がらせは令和元年5月から始まり、令和元年6月中旬には、脅迫とも捉えられる言動や人格や人間性を否定するような発言も認められた。また、同年6月中旬以降も、人格や人間性を否定するような発言の継続が認められた。

なお、当該同僚は請求人より職務上の地位が上位の者ではなく、その同僚から協力が得られなければ業務の円滑な遂行を行うことが困難な状況でもないことから、「パワーハラスメント」に該当しない。

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事: なし				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
認定事実				

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有・無)
上記が有の場合その内容

5-1 主治医・産業医等の意見

<p>主治医の意見書</p> <p>[有・無] (木野瀬精神科クリニック 木野瀬平喜医師の意見書)</p> <p>1 令和元年7月31日初診 2 人とコミュニケーション不良、食欲不振、不眠を主訴に当院受診。 3 他覚所見としては、恐怖心、不安感が頗著。 4 上記の症状から適応障害と診断。 5 発病時期は、本人の主訴を前提とすれば、上記の症状が強く見られるようになった令和元年7月下旬と判断される。 6 本人は、会社内の同僚から嫌がらせや叱責されていることを述べていることから、そのストレス要因で発病したと考えられる。 7 精神療法、薬物療法、セルシン（不眠時）、サインバルタ（抗うつ剤）を実施。 8 精神障害の既往歴なし。 9 その他参考事項なし。</p>		資料No. ○
<p>診療記録等の収集 [有・無]</p>		
<p>産業医意見書</p> <p>[有・無]</p>	<p>(概要)</p>	
<p>専門医意見書 (請求人提出)</p> <p>[有・無]</p>	<p>(概要)</p>	

5-2 専門医の意見

<p>部会 専門医 (監督署長依頼) の意見書</p>	<p>(地方労災医員 中越清心医師の意見)</p> <p>1 精神障害の発病について 請求人は、平成31年4月から新入社員として調理補助業務に従事し、同僚からひどいじめ・嫌がらせを受けるようになり、令和元年7月上旬頃から、人とのコミュニケーション不良、食欲不振、不眠を生じるようになり、同月下旬頃からは上記症状に加え不安感、恐怖心も生じるようになった旨を申述している。 主治医意見では令和元年7月下旬に適応障害を発病したと診断されているが、診療記録や申述を踏まえ、出現した病状をICD-10の診断ガイドラインに照らして分類すると、請求人は令和元年7月上旬頃に、急性ストレス反応 (F 4 3. 0) を発病したもの判断する。</p> <p>2 業務による心理的負荷の検討 労働基準監督署の調査結果によれば、請求人は、平成31年4月1日に新入社員として調理補助業務に就き、仕事のミスをした都度、同期の同僚から文句を言われ、令和元年5月頃からひどいじめ・嫌がらせを繰り返し受けていることが認められた。 いじめ・嫌がらせの内容は、当初は「いつまで切ってんだ」、「本当に調理師学校出てんのかよ」、「使えねー」等の発言であったが、同年6月中旬に、「お前は、みんな迷惑してる会社のゴミだ」、「今すぐ辞めろ、『辞めなければ次は殺す』との脅迫とも捉えられる言動や人格や人間性を否定するような発言が認められた。これ以降もあだ名と称し請求人を「のろまくん」と呼ぶなど、人間性を否定するような発言の継続性が認められる。 したがって、この出来事を認定基準の別表1に照らし、具体的な出来事の「同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた」に該当しその平均的な強度は「Ⅲ」であり、心理的負荷の総合評価は「強」程度と考えられる。</p> <p>3 業務以外の心理的負荷及び個体側要因の検討 これらについては確認されていない。</p> <p>4 結論 本件については、認定要件をすべて満たし、業務上の疾病に該当するものと判断する。</p>
---	---

6 就業条件等一般的事項

学歴	最終学歴〔中学校・高等学校・大学・大学院・その他 調理専門学校〕	H31年 3月 日	卒業・中退	資料No.
職歴 〔直近のものから記載すること。〕	事業場名 〔新橋キッチンハウス〕〔H31年 4月 1日～ 年 月 日〕〔調理補助〕 〔 〕〔年 月 日～ 年 月 日〕〔 〕 〔 〕〔年 月 日～ 年 月 日〕〔 〕			○
現在の事業場に雇入後の配属先 〔直近のものから記載すること。〕	配属先 〔新橋キッチンハウス〕〔H31年 4月 1日～ 年 月 日〕〔調理補助〕 〔 〕〔年 月 日～ 年 月 日〕〔 〕 〔 〕〔年 月 日～ 年 月 日〕〔 〕 〔 〕〔年 月 日～ 年 月 日〕〔 〕			
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 〔当該労働者について記載すること。〕	所定始業時刻： 10時 30分 所定終業時刻： 19時 30分 所定休憩時刻： 14時 00分～ 15時 0分 所定休日： ①週休1日制 ②週休2日制 ③カレンダー等により指定 ④その他 ※退出勤務有 〔(1日) 8時間 0分 (1週間) 40時間 0分〕 〔特記事項 毎月作成するカレンダーに基づき、週1から2日程度の休日が定められている〕	所定労働時間 〔(1日) 8時間 0分 (1週間) 40時間 0分〕 〔休憩時間 1時間 0分〕		
労働時間制度： 〔①1か月単位変形労働時間制 ②1年単位変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤その他〕 〔特記事項 毎月作成するカレンダーに基づき、週1から2日程度の休日が定められている〕				
勤務形態： 〔①日勤勤務 ②交代制(日勤・夜勤) ③3交代制 ④その他〕 〔特記事項〕				
雇用形態： 〔①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他〕				
出退勤の管理の状況： 〔①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他〕 〔特記事項〕				
その他特記事項：				

<p>当該労働者の日常業務</p> <p>具体的に記載すること。</p>	<p>調理補助業務（店舗の清掃、食器洗浄、食材のカット、盛り付け等）</p> <p>資料No. ○</p>
<p>事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<pre> graph TD EM[エリアマネージャー] --> D[店長 合田] D --> F[フロアーチーフ (キッチン担当) 田森] F --> M1[前田 (同期)] F --> M2[請求人 (同期)] F --> M3[高田 (同期)] F --> M4[太田 (先輩)] </pre>
<p>事業場以外における当該労働者との相関図（家族・友人等）</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<pre> graph TD P[徴収納 (父)] --- M[徴収リツ (母)] P --- R[請求人] M --- R </pre>

7 労働時間を認定した根拠

資料 No.

○

(労働時間の把握方法)

- | | | |
|--|------------------------------------|-------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> タイムカード | <input type="checkbox"/> 出勤簿・業務日報等 | <input type="checkbox"/> 施錠記録・警備記録等 |
| <input type="checkbox"/> 本人の申告 | <input type="checkbox"/> 管理者による確認 | <input type="checkbox"/> 上司・同僚からの聽取 |
| <input type="checkbox"/> その他 () | | |

(労働時間の推計方法)

時間外労働の申し立ては無いため、時間集計は省略した。

事例 15 同僚等から人格や人間性を否定するような言動を受け、行為が反復・継続していない事案（業務による心理的負荷評価表の項目 30）

○ 事案のポイント

- ・被災者は、同僚からいじめ・嫌がらせを受けた。

○ 出来事評価のポイント

- ・同僚から受けた単独のいじめ・嫌がらせは、項目 30 で評価する。
- ・同僚から受けたいじめ・嫌がらせの内容（人格・人間性否定など）及び反復・継続など執拗に行われたか否かについて評価する。
- ・同僚間の業務をめぐる方針等の対立であれば、項目 32 で評価する。

○ 医学意見の聴取のポイント

- ・総合評価の結果、明確に「強」ではない場合は、専門医意見で決定する。

（心理的負荷表（抜粋））

出来事の種類	平均的な心理的負荷の強度 具体的出来事 出来事	心理的負荷の総合評価の視点			心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
		弱	中	強	弱	中	強
30	⑥対人 関係 ・同僚等から、暴行又 は（ひどい） いじめ・嫌 がらせを受けた	☆			<p>【解説】 同僚等による暴行又はいじめ・嫌がらせが「強」の程度に至らない場合、心理的負荷の総合評価の視点を踏まえて「弱」又は「中」と評価</p> <p>【「弱」になる例】 ・ 同僚等から、効力を要しない程度の暴行を受け、行為が反復・継続していない場合 ・ 同僚等から、「中」に至らない程度の言動を受けた場合</p> <p>【「中」になる例】 ・ 同僚等から、効力を要しない程度の暴行を受け、行為が反復・継続していない場合 ・ 同僚等から、人格や人間性を否定するような言動を受け、行為が反復・継続していない場合</p>	<p>○ 同僚等から、暴行又はひどいいじめ・嫌がらせを受けた</p> <p>【「強」である例】 ・ 同僚等から、効力を要する程度の暴行等を受けた場合 ・ 同僚等から、暴行等を頻繁に受けた場合 ・ 同僚等から、人格や人間性を否定するような言動を執拗に受けた場合 ・ 心理的負荷としては「中」程度の暴行又はいじめ・嫌がらせを受けた場合であって、会社に相談しても適切な対応がなく改善されなかつた場合</p>	
32	⑥対人 関係 ・同僚とのト ラブルがあ った	☆			<p>【「弱」になる例】 ・ 異常をめくる方針等において、同僚との考え方の相違が生じた（客観的に） ・ 同僚との意見の相違が生じた（客観的に） ・ その後の業務への支障等</p>	<p>○ 同僚とのトラブルがあった</p> <p>【「中」である例】 ・ 異常をめくる方針等において、同僚からも客観的に認識されるような大きな対立が多数の業務との間に生じ、その後の業務に大きな支障を来たした</p>	<p>【「強」になる例】 ・ 異常をめくる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような大きな対立が多数の業務との間に生じ、その後の業務に大きな支障を来たした</p>

精神障害の業務起因性判断のための調査復命書

局 署								整理番号	○	
署長	副署長	課長	給付調査官	係長	係	復命年月日 令和 2 年 6 月 1 日				
1. 調査官意見のとおり決定する。(令和 年 月 日) 2. 下記事由により再調査を要する。								調査官職氏名	厚生労働事務官 梶原 八郎	
								受付年月日	令和 2 年 2 月 7 日	
								請求種別	<input type="checkbox"/> 療養 <input checked="" type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遣族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()	
労働保険番号	99. 9. 99. 999999-999			事業の種類	卸売・小売業					
事業の名称	西日本機器販売株式会社								労働者数	70 人
事業場の所在	〒 000-0000 ○○県○○市								電話	99 (999) 9999
被災労働者氏名	けんあん ゆうすけ 健安 祐介			生年月日	平成6年9月4日			性別	男・女	
職種	修理担当窓口					雇入年月日 平成29年4月1日				
請求人氏名	けんあん ゆうすけ 健安 祐介			続柄	本人					
疾患名及び発病時期	[請求時] 疾患名: 適応障害 (F43.2) 発病日: 令和 元年 12月 下旬 頃(発病時年齢 25歳) [決定時] 疾患名: 適応障害 (F43.2) 発病日: 令和 元年 12月 下旬 頃(発病時年齢 25歳)									
現在の状況	生存 死亡 (死亡年月日: 年 月 日 死亡時年齢 歳) 請求人健安祐介(以下、「請求人」という。)は、令和元年12月13日に、同僚から、「もう、お前、ほんと使えないな」、「馬鹿なの?」、「迷惑だから、仕事辞めちゃえよ」と言わされたと申述している。 その後、心身の変調が生じ、令和2年1月7日に厚生労働省を受診したところ、適応障害と診断された。 請求人は、同僚から受けた発言以外に原因が思いつかないと申述し、労災請求している。									
事案の概要(認定した事実)	請求人は、令和2年1月7日に厚生労働省を受診し、適応障害と診断されている。 請求人の申述のとおり、同僚から、請求人の人格や人間性を否定する言動を受けたことが確認された。請求人は、同僚からの言動を受け、ハラスメント相談窓口に相談したところ、当該同僚からの謝罪、社内で請求人と当該同僚が関わらないように配慮する措置が取られた。 業務以外の心理的負荷となる出来事は、特段確認されなかった。 個体側要因について、平成28年4月頃から同年7月頃にかけて、こころの心療クリニックに、抑うつ状態の治療のため、通院していたことが確認された。									
総合判断	[調査官の意見] 本件は、[業務上 · 業務外] と考える。 (理由) 請求人は、令和元年12月下旬、適応障害 (F43.2) を発病したと認められる。 請求人は、同僚から、人格や人間性を否定する言動を受けたことが確認されている。同僚による人格や人間性を否定するような発言は反復・継続していなかった。以上により、確認された出来事は、「同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた」に該当し、その心理的負荷の強度は、「中」と判断される。 業務以外の心理的負荷は、特段確認されなかった。個体側要因について、平成28年4月頃から同年7月頃にかけて、こころの心療クリニックに、抑うつ状態の治療のため、通院していたことが確認されている。									
	(医学意見書: 専門医 · 部会)									

1 総合判断

(1)発病の有無等

精神障害発病の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	発病時期	令和元年 12月 下旬(頃)
疾患名 (ICD-10診断ガイド ラインによる)	適応障害(F43.2)		

(2)業務による心理的負荷

特別な出来事 の評価	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働						
	有(<input checked="" type="checkbox"/> 無)						
	出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	恒常的な長時間労働の有無	有(<input checked="" type="checkbox"/> 無)			
	具体的な出来事			心理的負荷の 総合評価の強度			
(同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた) 平均(I · II · III)							
具体的な内容及び評価: 請求人は、同僚から、請求人の人格や人間性を否定する言動を受けたことが確認された。同僚の言動は、反復・継続するものではなかった。 請求人から通報を受けたハラスメント相談窓口は、社内で実態調査を行い、概ね請求人の訴えのとおりの発言があったと認定した。 結果、請求人は当該同僚から謝罪を受け、社内で請求人と当該同僚が関わらないように配慮する措置が取られたことを確認した。 同僚による人格や人間性を否定する言動が行われたが、その行為が反復・継続していないことから、その心理的負荷の強度は、「中」と判断される。				弱 中 強			
(類推の有無 有(<input checked="" type="checkbox"/> 無)							
() 平均(I · II · III)							
具体的な内容及び評価: 発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事及び出来事の評価				弱 中 強			
() 平均(I · II · III)							
具体的な内容及び評価:				弱 中 強			
() 平均(I · II · III)							
具体的な内容及び評価:							
() 平均(I · II · III)							
() 平均(I · II · III)							
() 平均(I · II · III)							

労働時間の状況 (時間外労働時間 数)	発病前1か月	発病前2か月	発病前3か月	発病前4か月	発病前5か月	発病前6か月
複数の出来事の 全体評価						
総合評価	弱	中	強			

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる		
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価	具体的出来事 (類推の有無 有・無)		
	I II III (類推の有無 有・無)		
個体側要因の有無	<input type="checkbox"/> 確認できなかった <input checked="" type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる		
既往歴	平成28年4月頃から同年7月頃にかけて、こころの心療クリニックに、抑うつ状態の治療のため、受診していたことが確認された。当時の主治医の意見書によると、就職活動で悩んでいたと記載されている。		
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	アルコール等依存状況	特になし。	
	その他の	特になし。	

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に 関する精神 科等の医療 機関の受診 状況	医療機関名		受診期間			病名	
	初診	[厚生心療内科]	[R2 年	1月～	年	月]	[適応障害]
		[]	[]	月～	年	月]	[]
		[]	[]	年	月～	年	月]
		[]	[]	年	月～	年	月]
年・月	請求人の申述		資料No.	調査結果			資料No.
令和元年12月13日	佐藤さんにひどいことを言われた後、頭が真っ白となり、呆然としてしまいました。その日は、仕事が手につきませんでした。 (請求人 聴取書)		○	佐藤さんに、厳しいことを言われた後、健安さんはしばらく呆然としていました。 翌日以降は、しばらくいつもの健安さんの様子だったように思います。 (同僚 小林 聴取書)			○
令和元年12月19日	ハラスマント相談窓口に相談したところ、佐藤さんから私に謝罪がありました が、「なんで、自分がこんな目に合わなければならぬんだろう?」と思いがありモヤモヤは晴れませんでした。 (請求人 聴取書)		○				○
令和元年12月末頃	年末頃から夜に疲れなくなりました。また、食事が咽を通らなくなりました。 少し何かするだけで、疲れを感じるようになりました。 (請求人 聴取書)		○	12月の終わり頃になると健安さんの様子がいつもより暗くなったように感じました。 私が健安さんに声をかけると、健安さんは、「大丈夫です」と言っていましたが、今までよりも疲れた様子でしたし、明らかに口数が少なくなっていた印象でした。 (同僚 小林 聴取書)			○
令和2年1月6日			○	年明けから健安さんは出勤しなくなりました。 (同僚 小林 聴取書)			○

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事： 同僚等から、暴行又は（ひどい）いじめ、嫌がらせを受けた				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
令和元年12月13日	<p>私が仕事をしていたら、佐藤さんが私のところにやってきて、「今まで何回も言ったじゃないですか」、「なんできちんとやってくれないんですか？」と急に言つてきました。</p> <p>私は何のことを言われているのかよくわからなかつたので、佐藤さんに、「何のことですか？」、「何か問題でもありましたか？」と聞きました。</p> <p>すると、佐藤さんはいきなり、「もう、お前、ほんと使えないな」、「馬鹿なの？」、「迷惑だから、仕事辞めちゃえよ」と私に言いました。</p> <p>私は今までそんなひどいことを人に言われたことがなかつたので、果然としてしまいました。</p> <p>佐藤さんは営業担当で、私が受け付けた修理依頼を営業に取りついでいました。関係性としては同僚になると思います。</p> <p>（請求人 聽取書）</p>	○	<p>私は健安さんの後の工程を担当しているのですが、健安さんの仕事に間違いがあつたため、私のところで健安さんの仕事の間違いの直しをしたことが何度かありました。健安さんはその都度、こうしてくださいということを伝えていました。</p> <p>健安さんが間違いをしたので、私は、「またか」と思つてイライラして、「今まで何度も説明したじゃないですか」と言いに行きました。健安さんは、何も問題はないというようなことを私に言いました。</p> <p>私は思わず、かつとなつて、健安さんに、「ほんと使えないな」、「馬鹿なのか？」、「迷惑だから、仕事辞めちゃえよ」というようなことを思わず言つてしましました。</p> <p>その時は頭にきて、思わず言つてしましましたが、健安さんには悪いことをしてしまったと思い、後日、謝罪しました。</p> <p>（同僚 佐藤 聽取書）</p>	○
令和元年12月18日～	<p>私は、佐藤さんから言われたことが頭から離れず、非常に悔しい思いをしたので、会社のハラスメント相談窓口に相談しました。</p> <p>ハラスメント相談窓口の担当の田中さんが私の話を聞きに来ました。</p> <p>私の話を聞いて田中さんは、佐藤さんの話を聞きに行ったようです。</p> <p>後日、田中さんから佐藤さんが私に謝りたいと言つてはいるが、佐藤さんから謝罪を受けました。田中さんは、しばらく佐藤さんと関わることがないように配慮するという話をしていました。</p> <p>（請求人 聽取書）</p>	○	<p>健安からハラスメント相談窓口に通報があった。佐藤に事実関係を確認したところ、概ね健安から報告があったとおりの言動を佐藤が行つたことを確認した。</p> <p>佐藤から健安に謝罪をしたいという希望があり、佐藤が健安に謝罪した。</p> <p>会社としては、当面の対応として健安と佐藤がなるべく接触することがないように業務の割り振りを一部変更する措置を取つた。</p> <p>（使用者報告書）</p>	○
認定事実				
<p>請求人が同僚から、請求人の人格や人間性を否定する言動を受けたことが確認された。同僚から請求人に対する人格や人間性を否定する発言は、当該発言のみで、反復・継続するものではなかった。</p> <p>請求人は、同僚から受けた発言について、会社のハラスメント相談窓口に通報し、それを受け、社内で実態調査が行われ、概ね請求人の訴えのとおりの発言があつたことが確認された。</p> <p>請求人は当該同僚から謝罪を受け、社内で請求人と当該同僚が関わらないように配慮する措置が取られたことを確認した。</p>				

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事:		なし		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
認定事実				

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無)
上記が有の場合その内容
平成28年4月頃から同年7月頃にかけて、こころの心療クリニックに、抑うつ状態の治療のため、通院していたことが確認された。
当時の主治医の意見書によると、就職活動で悩んでいたと記載されている。

5-1 主治医・産業医等の意見

主治医の意見書 [有・無]	<p>(概要)</p> <p>(厚生心療内科医師の意見書)</p> <p>1 初診日は、令和2年1月7日である。</p> <p>2 自分でインターネットを調べて来院された。不眠、食欲不振、易疲労感を訴えていた。</p> <p>3 初診時の症状は、上記2の主訴のほか、気分の落ち込みも認められた。</p> <p>4 適応障害</p> <p>同僚から言われた言動がストレス因となっていて、上記症状が確認されたため。</p> <p>5 令和元年12月下旬頃。</p> <p>6 本人によると同僚から暴言を吐かれたことが原因であると聞いており、それがストレス因になっていた模様。上記症状が12月末頃から生じていたことから、同時期と判断した。</p> <p>7 抗うつ剤を投与し、通院を継続している。</p> <p>8 平成28年頃に半年程度、こころの心療クリニックに通院していた。</p> <p>9 他の医療機関は受診していない。</p> <p>10 疲れやすくなっているため、長時間の聴取は望ましくない。</p>	資料No. ○
	診療記録等の収集 [有・無]	
産業医意見書 [有・無]	(概要)	
専門医意見書 (請求人提出) [有・無]	(概要)	

5-2 専門医の意見

<p>部会 専門医 (監督署長依頼) の意見書</p>	<p>1 精神障害の発病について 健安祐介（以下、「健安」という。）は、平成29年4月に西日本機器販売株式会社（以下、「事業場」という。）へ入社し、修理担当窓口業務に従事していた。 健安は、心身の変調について、令和元年12月末頃に、不眠、食欲不振、易疲労感が出現したと述べている。 事業場関係者は、「（令和元年12月13日に）偶然としていたが、翌日以降、しばらくは普通の様子だった。」、「（12月末頃に）いつもより暗くなつた、今までよりも疲れた様子だった、明らかに口数が少なくなつていた。」と述べ、健安の変調について申述している。 令和2年1月7日に受診した、厚生心療内科の医師が作成した意見書によると、受診の端緒及び初診時の主訴は、「自分でインターネットを調べて来院された。不眠、食欲不振、易疲労感を訴えています。」、疾患名及び診断根拠は、「適応障害 同僚から言われた言動がストレス因となっていて、上記症状が確認されたため。」、発病時期及び診断根拠は、「上記症状が12月末頃から生じていたことから、同時期と判断した。」と記載されている。 以上を踏まえ、健安の心身の変調等をICD-10の診断ガイドラインに照らし、疾患名、発病時期を検討する。診療記録、請求人、職場関係者の心身の変調に関する申述等を踏まえると、主治医の意見のとおり、令和元年12月下旬に、適応障害（F43.2）を発病したものと判断される。</p> <p>2 業務により心理的負荷の検討 署の調査によると、健安は、令和元年12月13日に、同僚から、請求人の人格や人間性を否定する言動を受けたことが確認された。同僚からの健安に対する人格や人間性を否定する発言は、当該発言のみであったことが確認されている。 健安が、会社のハラスメント相談窓口に通報したところ、会社内では実態調査が行われ、当該同僚から健安に対し謝罪があり、また、当該同僚と関わらないように配慮する措置が社内で取られたことが確認されている。 この具体的な出来事は、「同僚等から、暴行又は（ひどい）いじめ・嫌がらせを受けた」に該当し、同僚による人格や人間性を否定する言動が行われたが、行為が反復・継続していないことから、同出来事の心理的負荷の強度は、「中」と判断される。</p> <p>3 業務以外の心理的負荷及び個体側要因の検討 個体側要因について、平成28年4月頃から同年7月頃にかけて、こころの心療クリニックに、抑うつ状態の治療のため、通院していたことが確認されている。</p>
---	---

6 就業条件等一般的な事項

学歴	最終学歴 [中学校・高等学校・ <input checked="" type="checkbox"/> 大学院・その他()] H29年 3月 31日 [卒業・中退]	資料No.
職歴 〔直近のものから記載すること。〕	事業場名 〔西日本機器販売株式会社〕 [H29年 4月 1日～ 年 月 日] [修理担当窓口] 〔 〕 [年 月 日～ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日～ 年 月 日] []	職種 ○
現在の事業場に 雇入後の配属先 〔直近のものから記載すること。〕	配属先 〔修理窓口〕 [H29年 4月 1日～ 年 月 日] [修理担当窓口] 〔 〕 [年 月 日～ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日～ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日～ 年 月 日] []	職種
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 〔当該労働者について記載すること。〕	所定始業時刻： 8時 30分 所定終業時刻： 17時 30分 所定休憩時刻： 12時 00分～ 13時 00分 (休憩時間 1時間 0分) 所定休日： ①週休1日制 ② <input checked="" type="checkbox"/> 週休2日制 ③カレンダー等で指定 ④その他 特記事項	所定労働時間 〔(1日) 8時間 0分 (1週間) 40時間 0分〕
	労働時間制度： ①1か月単位変形労働時間制 ②1年単位変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤その他 特記事項 1週間40時間、1日8時間の通常の労働時間制度の適用である。	
	勤務形態： ①日勤勤務 ②交代制(日勤・夜勤) ③3交代制 ④その他 特記事項	
	雇用形態： ①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他 出退勤の管理の状況： ①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他 特記事項	
	その他特記事項：	

<p>当該労働者の日常業務</p> <p>具体的に記載すること。</p>	<p>修理窓口担当として、顧客に販売した機器に故障があった場合、窓口となって顧客対応及び営業担当や製造メーカーに取り次ぐ。営業担当やメーカーと顧客の間に立ち、見積もり、修理契約、集金等の業務を行っている。</p>
<p>事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<pre> graph TD RC[修理窓口] --- C1[請求人] S[営業] --- C2[同僚佐藤] S --- C3[同僚小林] </pre>
<p>事業場以外における当該労働者との相関図(家族・友人等)</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<pre> graph TD F[父] --- M[母] M --- C[請求人] </pre>

7 労働時間を認定した根拠

資料 No.

○

(労働時間の把握方法)

- | | | |
|--|------------------------------------|-------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> タイムカード | <input type="checkbox"/> 出勤簿・業務日報等 | <input type="checkbox"/> 施設記録・警備記録等 |
| <input type="checkbox"/> 本人の申告 | <input type="checkbox"/> 管理者による確認 | <input type="checkbox"/> 上司・同僚からの聽取 |
| <input type="checkbox"/> その他 () | | |

(労働時間の推計方法)

タイムカードにより労働時間を確認したが、時間外労働時間数は月に30時間程度であり、長時間労働の実態はない。また、請求人も長時間労働については主張していない。
以上により、労働時間集計表の作成は省略した。

事例 16 セクシュアルハラスメントを受けた事案（業務による心理的負荷評価表の項目 37）

○ 事案のポイント

- ・請求人は、発病9か月前に上司から体を触られ、その後も私的なメールを継続的に送信されるなどのセクハラを受けた。
- ・会社に相談したところ、同僚等から中傷を受けるなど職場環境が悪化した。

○ 出来事評価のポイント

- ・項目 37 の総合評価の視点のうち「会社の対応等」に関しては、セクハラが生じた場合における事後の迅速かつ適切な対応等に着目し、会社の講じた対処等の具体的な内容、実施時期等、さらには職場の人間関係の変化、その他出来事後の状況について、十分に検討する。
- ・セクハラのように出来事が繰り返されるものについては、繰り返される出来事を一体のものとして評価することから、発病の6か月よりも前にそれが開始されている場合でも、発病前6か月以内の期間にも継続しているときは、開始時からのすべての行為を評価の対象とする。

○ 医学意見の聴取のポイント

- ・総合評価の結果、「強」に該当することが明らかな場合は、主治医意見で決定する。

(心理的負荷表（抜粋）)

出来事の項目	平均的な心理的負荷の強度			心理的負荷の総合評価の程度	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例			
	具体的な心理的負荷の強度				心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例			
	I	II	III		弱	中	強	
37 ①セク シュア ルハラ スメント を受け た	セクシュア ルハラスメ ントを受け た	☆	セクシュアルハラスメントの内 容、程度等 ・ その認める状況 ・ 会社の対応の有無及び内容、 改善の状況、職場の人間関係等	〔「弱」になる例〕 ・ 「〇〇ちゃん」等のセクシュアルハ ラスメントに当たる発言をされた場合 職場内に水着姿の女性のポスター 等を展示された場合	○ セクシュアルハラスメントを受けた 〔「中」である例〕 ・ 同僚等への身体接触を含むセク シュアルハラスメントであっても、行為 が強制的ではなく、会社が強制的でも適切な対 応がなされなかった又は会社への相談等の後に職場の 人間関係が悪化した場合 ・ 会社が強制的ない性的な発言のみのセクシュアルハラスメント であって、発言の中に人権を否定するようなものを含み、かつ強 制してなされた場合 ・ 身体接触のない性的な発言のみのセクシュアルハラスメント であって、性的な発言が強制してなされ、かつ会社がセクシュア ルハラスメントがあると把握していても適切な対応がなく、改善 がなされなかった場合	〔「強」になる例〕 ・ 脱や服等への身体接触を含むセクシュアルハラスメントで あって、強制して行われた場合 ・ 脱や服等への身体接触を含むセクシュアルハラスメントで あって、行為は強制していないが、会社に相談しても適切な対 応がなされなかった又は会社への相談等の後に職場の 人間関係が悪化した場合 ・ 会社が強制的ない性的な発言のみのセクシュアルハラスメント であって、発言の中に人権を否定するようなものを含み、かつ強 制してなされた場合 ・ 身体接触のない性的な発言のみのセクシュアルハラスメント であって、性的な発言が強制してなされ、かつ会社がセクシュア ルハラスメントがあると把握していても適切な対応がなく、改善 がなされなかった場合		

医学意見の要否等に係る調査復命書

○○局○○署									整理番号	○	
署長	次長	課長	給付調査官	係長	係	復命年月日					
									平成 27 年 2 月 23 日		
1. 調査官意見のとおり決定する。(平成 年 月 日) 2. 下記事由により再調査を要する。									調査官職氏名	厚生労働事務官 労災 月江	
									受付年月日	平成 26 年 10 月 2 日	
									請求種別	<input checked="" type="checkbox"/> 療養 <input checked="" type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遣族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()	
労働保険番号	99.9.99.999999-999			事業の種類	病院						
事業の名称	医療法人厚労会 大臣病院									労働者数	60 人
事業場の所在	〒 一 ○○県◆◆市									電話	99 (9999) 9999
ふりがな 被災労働者氏名	もとよし はるこ 本省 春子				生年月日	昭和55年 11月 19日			性別	女	
職種	医療事務						雇入年月日	平成20年 4月 1日			
ふりがな 請求人氏名	もとよし はるこ 本省 春子			続柄	本人						
疾患名及び 発病時期	[請求時] 疾患名: うつ病 発病日: 平成25年 5月 上旬(頃) (発病時年齢 32歳) [決定時] 疾患名: F32 うつ病エピソード 発病日: 平成25年 5月 上旬(頃) (発病時年齢 32歳)										
現在の状況	生存 死亡 (死亡年月日: 年 月 日 死亡時年齢 歳)										
請求人の申述	平成20年4月に入社して、主に外来患者の受付や診療費の計算などの医療事務に携わっていたが、平成24年8月ごろに上司である医事課長にセクシュアルハラスメントを受け、辛かった。また、平成25年4月5日に勤め先の相談窓口に上記の事実を申し出たところ、職場の同僚等から悪口を言われるようになり、平成25年5月16日には「うつ病」と診断され出勤ができない状態となった。										
事案の概要 (認定した 事実)	請求人は、平成25年5月16日に受診し、うつ病と診断されている。 請求人の申し立てのとおり、平成24年8月頃に、医事課長から胸や尻を触られる、抱きつかれるなどのセクシュアルハラスメントを受けており、その後も平成25年2月までの間に4、5回、私的なメールを送られるなどの出来事があったことが認められる。また、法人事務局のセクシュアルハラスメント相談窓口に相談したところ、同僚等から隣室中傷を受ける等、職場環境が悪化したことが認められる。 業務以外の心理的負荷、個体側要因については、特に評価すべきものは確認されなかった。										
[調査官意見] 本件について、下記によることとしたい											
<input type="checkbox"/> 次頁(1)の1ないし5に該当することから、本復命書を添付し(2)により専門部会の合議による意見を求める											
<input type="checkbox"/> 次頁(1)の1ないし5に該当せず6ないし9に該当することから、本復命書を添付し(2)により専門医の意見を求める											
<input checked="" type="checkbox"/> 次頁(1)のいずれにも該当せず、業務による強い心理的負荷が認められ業務以外の心理的負荷等が認められないことから、主治医による意見書により業務上と決定する											

調査官意見の詳細

(1) 意見を求める相手方

1	自殺事案
2	業務による心理的負荷の強度について「強」に該当するかどうかも含め判断しがたい
3	業務による心理的負荷が「強」に該当することが明らかだが、頗著な業務以外の心理的負荷又は個体側要因が認められる
4	請求人が悪化を主張している
5	発病の有無、疾患名、発病時期、心理的負荷の強度、その他(高度な医学的検討が必要)の判断について

上記1～5のいずれかに該当することから、専門部会の合議による意見を求める

6	主治医の意見による判断に補足が必要である
7	疾患名がICD-10のF3あるいはF4でない
8	業務による心理的負荷が「強」に該当しないことが明らかである
9	業務による心理的負荷が明確に「強」に該当することが明らかだが、業務以外の心理的負荷又は個体側要因が認められる

上記1～5に該当せず、上記6～9のいずれかに該当することから、専門医の意見を求める

上記のいずれにも該当しないことから、主治医による意見書により業務上と決定する

(2) 専門部会・専門医への意見依頼内容及びこれに対する署の見解等

1 調査結果のまとめ

(1) 発病の有無等

精神障害発病の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	・ <input type="checkbox"/> 無	発病時期	平成25年 5月 上旬(頃)	自殺	・ <input type="checkbox"/> 生存
疾 患 名	うつ病エピソード (F32)					
() について主治医の判断の補足が必要・不要					

(2) 業務による心理的負荷

特別な出来事の評価	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働								
	出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	・ <input type="checkbox"/> 無	恒常的な長時間労働の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	・ <input type="checkbox"/> 無			
	具体的な出来事								
	(セクシュアルハラスメントを受けた)	平均	(I <input type="checkbox"/> II <input checked="" type="checkbox"/> III)	心理的負荷の総合評価の強度					
	具体的な内容及び評価 :								
	平成24年8月頃、上司である医事課長から胸や尻を触られる、抱きつかれるといったセクシュアルハラスメントを受け、その後も平成25年2月までの間に数回私的なメールを送られるなどの出来事があったことが認められる。これらの出来事は「セクシュアルハラスメントを受けた」の「中」の具体例に当てはまると考えられるが、平成25年4月に法人事務局の相談窓口へ相談した後に、他職の者を含め、病院内の大半の者が請求人を無視し、誹謗中傷するなど、職場の雰囲気が悪化していることから、総合評価は「強」と判断される。								
	(類推の有無 有・無)								
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事及び出来事後の評価	()	平均(I · II · III)							
	具体的な内容及び評価 :								
	(類推の有無 有・無)								
	()	平均(I · II · III)							
	具体的な内容及び評価 :								
	(類推の有無 有・無)								
	()	平均(I · II · III)							
	具体的な内容及び評価 :								

労働時間の状況 (時間外労働時間 数)	発病前1か月 10:00 時間	発病前2か月 6:00 時間	発病前3か月 12:00 時間	発病前4か月 8:00 時間	発病前5か月 4:00 時間	発病前6か月 10:00 時間
複数の出来事の 全体評価						
総合評価	① 強 ② 中 ③ 弱 ④ 強か否か不明 ⑤ 中か弱か不明					

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものではないと考えられる <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものと考えられる		
	具 体 的 出 来 事		
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価	(類推の有無 有・無)	I	II III
	(類推の有無 有・無)	I	II III
個体側要因の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものではないと考えられる <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものと考えられる		
	既 往 歴	特になし	
	アルコール等 依存状況	特になし	
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	そ の 他	特になし	

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に関する精神科等の医療機関の受診状況	医療機関名		受診期間				病名
	初診	[松田クリニック]	[H25年 5月～年月]	[うつ病エピソード]			
	[]	[]	[年月～年月]	[]			
	[]	[]	[年月～年月]	[]			
	[]	[]	[年月～年月]	[]			
年・月	請求人の申述		資料No.	調査結果			資料No.
H25年 2月	<p>平成25年2月末頃、残業していたところ、課内に残っていたのは熊田課長と私だけになってしまった。課長から「社内メールにメールを送ったけど、見ててくれた?」と話しかけられ、怖くなって逃げるように会社から出た。</p> <p>それまでにも4、5回ほど熊田課長から男女の誘いのようなメールを送信されており、この時は課内に人もおらず、近づかれ、直接話しかけられた恐怖と動揺から帰宅してもしばらく何も手につかなかつた。その後数日間は誰かに相談すべきかどうか分からず悩んだ。</p>		○				○
H25年 4月	<p>平成25年4月上旬、勤務先の相談窓口に熊田課長からのセクシアルハラスメントについて打ち明けたところ、その後熊田課長は処分を受けて同じ法人の他の病院に異動になったが、あることないこと様々な噂が社内で飛び交うようになった。人がこそそ話をしていると自分の悪口を言っているように思えた。</p>		○	<p>本省さんがセクハラの事実を事務局に打ち明けたことはすぐに職場内に知れ渡り、本省さんは日頃から熊田課長に気に入られようと好意的に接していたのに急にセクハラであると訴えるのは恩を仇で返す行為だなどと、訳の分からぬ無責任な噂話ばかり流れるようになった。当然、本省さんが噂話のように熊田課長に好意的に接していた事実はない。この頃の本省さんは、努めて明るく振舞っていたが、相当落ち込んでいたように感じられた。以前はよく参加していた同僚同士の飲み会には全く来なくなつた。（同僚岡田の申述）</p>			○
H25年 5月	<p>何事に対してもやる気が起きず、めまいや動悸が1日中続くようになり、会社でのことを考えると夜まったく眠れない日が続くようになった。</p> <p>このため、平成24年5月16日に心療内科を受診したところ、うつ病と診断され、会社を休業することを勧められたので、その月から休んだ。</p>		○	<p>平成25年5月の連休明け頃から、本省さんはよく「もう仕事には行きたくない」と言うようになり、元気がなく思いつめているような姿をみせ、以前とは明らかに様子が違っていた。（同僚岡田の申述）</p>			○

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事 :		セクシュアルハラスメントを受けた		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H20年 4月	会社に入社し、医事課に配属された。	○	社員名簿から、請求人は平成20年4月1日付で医事課に配属されていた。(会社から提出された社員名簿)	○
H24年 8月	平成24年8月頃、給湯室で1人で洗い物をしていたところ、突然背後から熊田課長が私の胸を服の上から触り、更に服の中にも手を入れようとしたため避けたが、突然だったので声を出すことができなかった。 そのときは非常に恐怖を感じたので、同僚の岡田さんに相談したが、会社に居づらくなるかもしれないと思い会社に報告はしなかった。	○	給湯室で本省さんの胸などを触ったのは事実である。その年の5月に本省さんから連休中の旅行のお土産をもらったことをきっかけに、それ以前よりも親しくなったように感じ、なにかと声をかけるようになった。触ったときも驚いていた感じは受けたが、嫌がる素振りはなかった。触った翌日にも普通に私と接していたので受け入れてくれていると思い、その後も私的なメールを送って誘ったりした。(熊田課長申述) 平成24年8月頃、仕事が終わった後、本省さんから「熊田課長からいきなり胸を触られた。」という相談を受けた。会社に報告したらどうかと言ったが、本省さんは言ひ出せず、その後ずっと悩んでいた。(同僚岡田申述)	○
H24年 9月～	平成24年9月以降、熊田課長から4、5回、男女の誘いのようなメールが送られてきた。私は怖くてずっと無視していた。	○	8月に抱きついてから、何度か誘いのメールを送ったと思う。それ以来全然反応してもらえなくなり、だんだん話しかけづらくなかった。メールは4、5回くらい送ったと思う。(熊田課長申述)	○
H25年 2月	平成25年2月末頃、残業していたところ、課内に残っていたのは熊田課長と私だけになってしまった。課長から「社内メールにメールを送ったけど、見てくれた?」と話しかけられ、怖くなつて逃げるように会社から出た。 それまでも4、5回ほど熊田課長から男女の誘いのようなメールを送信されており、この時は課内に人もおらず、近づかれ、直接話しかけられた恐怖と動揺から帰宅してもしばらく何も手につかなかった。その後数日間は誰かに相談すべきかどうか分からず悩んだ。	○	平成25年2月末、本省さんからの返事が欲しいで「メールを読んでくれたか」と直接確認した。本省さんは恥ずかしそうにすぐ席を立つた。(熊田課長申述) 平成24年2月の終わりに、本省さんから「去年の夏から熊田課長からいやらしいメールが来て無気持ち悪い。」と聞いた。(同僚岡田申述)	○
H25年 4月	平成25年4月上旬、勤務先の相談窓口に熊田課長からのセクシュアルハラスメントについて打ち明けたところ、その後熊田課長は処分を受けて同じ法人の他の病院に異動になったが、あることないこと様々な噂が社内で飛び交うようになった。人がこそぞ話をしていると自分の悪口を言っているように思えた。	○	事務局は請求人からの相談を受け、熊田課長に事実を確認したところ、見解の相違はあるものの、事実関係におおむね誤りはなかったことから、平成25年4月20日付けで当法人が運営する政務病院医事課に異動させた。 なお、本件相談事実を担当者が漏えいした事実は確認できない。(会社からの報告書) 本省さんがセクハラの事実を事務局に打ち明け、そのため熊田課長が処分を受け異動させられたことはすぐに職場内に知れ渡った。本省さんは日頃から熊田課長に気に入れようと好意的に接していたのに急にセクハラであると訴えるのは恩を仇で返す行為だなどと、訳の分からぬ無責任な噂話ばかり流れるようになった。当然、本省さんが噂話のように熊田課長の気を惹こうと接していた事実はない。(同僚岡田の申述)	○

認定事実

請求人が申し立てる、平成24年8月頃に胸や尻を触られる、抱きつかれるといったセクシュアルハラスメントがあったことについては、加害者である熊田課長が概ね事実を認めている。その後も熊田課長は、請求人に対して4、5回程度、社内のメールを使って私的なメールを送信していたことも認められた。また、同僚の申述から、法人事務局への相談後、上司や同僚から誹謗中傷を受けていたことが認められる。

以上のことから、身体接触を含むセクシュアルハラスメントがあり、それ自体は継続的ではないものの、その後も私的なメールを送り付けるなどの行為が続き、さらに、法人事務局への相談後に職場環境が悪化していたことが認められる。

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事:		なし		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.

認定事実

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有 無)

上記が有の場合その内容

5 主治医・産業医等の意見

主治医意見書 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	<p>(概要)</p> <p>1 平成25年5月16日、当院初診。 2 平成25年5月初めより抑うつ気分、不安感、集中力の低下、睡眠障害、めまい、動悸が出現。 岗場において、セクハラ行為があつたとのこと。 3 活気が無く、沈んだ表情で面談中に涙ぐんだ。 4 疾患名：うつ病エピソード (F32) 診断根拠：抑うつ気分、集中力低下、不眠、倦怠感、意欲低下がみられること。 5 発病時期：平成25年5月上旬頃 理由：本人が平成25年5月の初め頃から不調が生じたと申し立てているため。 6 上司から何度もセクハラを受けたこと、本社にセクハラの事実を訴えたところ上司が配置転換になったこと、その後の職場の同僚等の自分に対する態度が変わったこと、上記症状が出現した経過から、これらのストレス要因と症状発現の時期に相関があると判断した。 7 パキシル、メイラックス、ソラナックスを投与。休職により症状は改善している。 8 精神障害の既往歴はなし。 9 他の医療機関の受診の有無は不明。 10 聴取は可能であるが、出来る限り女性の職員が対応することが望ましい。</p>	資料No.
診療記録等の収集 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)		
産業医意見書 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	(概要)	
専門医意見書 (請求人提出) (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	(概要)	

6 就業条件等一般的事項

学歴	最終学歴〔中学校・高等学校〔 <input checked="" type="checkbox"/> 大学〕・大学院・その他()〕	H14年 3月 日(卒業 中退)	資料No.
職歴 〔直近のものから記載すること。〕	事業場名 〔大臣病院〕〔H20年 4月 1日～ 年 月 日〕〔医療事務〕 〔野田医院〕〔H14年 4月 1日～ H19年 12月 31日〕〔医療事務〕 〔 〕〔年 月 日～ 年 月 日〕〔 〕		
現在の事業場に 雇用後の配属先 〔直近のものから記載すること。〕	配属先 〔医事課〕〔H20年 4月 1日～ 年 月 日〕〔医療事務〕 〔 〕〔年 月 日～ 年 月 日〕〔 〕 〔 〕〔年 月 日～ 年 月 日〕〔 〕 〔 〕〔年 月 日～ 年 月 日〕〔 〕		
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 〔当該労働者について記載すること。〕	所定労働時間 所定始業時刻： 9時 分 所定終業時刻： 18時 分 所定休憩時刻： 12時 分～ 13時 分 所定休日： ①週休1日制 ②週休2日制 ③カレンダー等により指定 ④その他 特記事項 労働時間制度： ①1か月単位変形労働時間制 ②1年単位変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤その他 特記事項 勤務形態： ①日勤勤務 ②交代制(日勤・夜勤) ③3交代制 ④その他 特記事項 雇用形態： ①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他 出退勤の管理の状況： ①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他 特記事項 その他特記事項： 〔 〕	所定労働時間 〔1日〕 8時間 分 〔1週間〕 40時間 分 (休憩時間 1時間 分)	

<p>当該労働者の日常業務</p> <p>具体的に記載すること。</p>	<p>外来患者の窓口で、受付業務や診療費の計算業務に従事。</p>	<p>資料No.</p>
<p>事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<p>(大臣病院) 甘崎病院長 ○ 熊田医事課長 ○ 請求人 ○ 岡田 畑山</p>	
<p>事業場以外における当該労働者との相関図(家族・友人等)</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<p>本省次郎(父) 本省夏子(母) ○ 請求人 (両親とは別居)</p>	

7 労働時間を認定した根拠

資料 No.

(労働時間の把握方法)

- | | | |
|--|------------------------------------|-------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> タイムカード | <input type="checkbox"/> 出勤簿・業務日報等 | <input type="checkbox"/> 施錠記録・警備記録等 |
| <input type="checkbox"/> 本人の申告 | <input type="checkbox"/> 管理者による確認 | <input type="checkbox"/> 上司・同僚からの聴取 |
| <input type="checkbox"/> その他 () | | |

(労働時間の推計方法)

タイムカードで確認したが、時間外労働は最長でも月12時間であり、請求人も長時間労働については主張していない。このため、労働時間集計表の作成は省略した。

事例 17 業務上の傷病により 6 か月を超えて療養中の者に係る事案（業務による心理的負荷評価表の項目①）

○ 事案のポイント

- ・請求人は、仕事中のケガによる療養中に、体が思うように動かないことや社会復帰への不安から精神障害を発病した。

○出来事評価のポイント

- ・業務上の傷病により6か月を超えて療養中の者が、その傷病によって生じた強い苦痛や社会復帰が困難な状況を原因として対象疾病を発病したと判断される場合には、当該苦痛等の原因となった傷病が生じた時期は発病の6か月よりも前であったとしても、発病前おおむね6か月の間に生じた苦痛等が、ときに強い心理的負荷となることにはかんがみ、項目①で評価する。
 - ・この場合、発病前おおむね6か月の間において、当該苦痛等が存在していれば、症状の急変等が生じていることは必要な条件ではない（症状が急変し極度の苦痛を伴った場合には、「特別な出来事」で評価する。）。

○ 医学意見の聴取のポイント

- ・総合評価の結果、明確に「強」に該当するが、個体側要因（顕著なものを除く。）が認められる場合は、専門医意見で決定する。

(心理的負荷表 (拔粹))

出来事の種類	平均的な心理的負担の強度			心理的負担の総合評価の視点	心理的負担の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
	具体的な心理的負担の強度				弱	中	強
	出来事	I	II	III			
1 ①事故や災害の体験	(重度の)病気やケガをしました。		☆	・ 病気やケガの程度 ・ 後遺障害の程度、社会復帰の困難性等	【説明】 右の程度に至らない病気やケガについて、その程度等から「弱」又は「中」と評価。		○ 重度の病気やケガをしました。 【「強」である例】 ・ 長期間(おおむね2か月以上)の入院を要する、又は少災の後半年位に亘り持续する重いは重病の復帰ができないなど後遺障害を有するより重症の病気やケガをした。 ・ 病状の悪化により月を費して回復の道筋が立たない。 ・ 病状の悪化により月を費して回復の道筋が立たない。 ・ 病状の悪化により月を費して回復の道筋が立たない。

精神障害の業務起因性判断のための調査復命書

○○局○○署								整理番号	○		
署長	次長	課長	給付調査官	係長	係	復命年月日					
								平成 26 年 3 月 10 日			
1. 調査官意見のとおり決定する。(平成 年 月 日) 2. 下記事由により再調査を要する。								調査官職氏名		厚生労働事務官 届用花子	
								受付年月日		平成 25 年 11 月 15 日	
								請求種別		<input checked="" type="checkbox"/> 療養 <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()	
労働保険番号	99.9.99.99999-999			事業の種類	造園業						
事業の名称	丸ノ内造園有限公司								労働者数	6 人	
事業場の所在	〒 一 ○○県=市								電話	9999 (99) 9999	
ふりがな 被災労働者氏名	ろうほ たろう 労保 太郎				生年月日	昭和41年 10月 22日			性別	男・女	
職種	造園工				就業年月日		昭和60年 5月 15日				
ふりがな 請求人氏名	ろうほ たろう 労保 太郎			続柄						本人	
疾患名及び 発病時期	[請求時] 疾患名: 適応障害 (F43.2) 発病日: 平成25年 3月 上旬頃 (発病時年齢 46歳) [決定時] 疾患名: うつ病エピソード (F32) 発病日: 平成25年 3月 上旬頃 (発病時年齢 46歳)										
現在の状況	生存 死亡 (死亡年月日: 年 月 日 死亡時年齢 歳)										
請求人の申述	平成24年6月に発生した労働災害により脊髄損傷を負い、請求人は現在も療養中であるが、受傷後は身体が思うように動かなくなつたことに加え、平成24年12月頃には、主治医から「仕事を再開するまでにはかなりの時間がかかる」と言われ、自分が仕事に戻れなかつたら妻や子どもたちはこれからどうやって生活していくのかと不安が募り、日々思い悩む中で、精神障害を発症した。										
事案の概要 (認定した 事実)	請求人は、平成24年6月14日、丸の内中央公園の植木の剪定作業中に脚立から転落し、脊髄損傷を負う労働災害に遭い、以後、現在に至るまで療養を行っている。療養期間中においては、脊髄損傷による苦痛に加え、主治医の発言等から社会復帰が困難な状況にある現実に直面し、家族の今後の生活等を考えては落ち込むという日々を繰り返しており、このような経過の中、平成25年3月上旬頃に精神障害を発病した。										
総合判断	[調査官の意見] 本件は、[業務上 · 業務外] と考える。 (理由) 請求人は、平成25年3月上旬頃にうつ病エピソード (F32) を発病したものと認められる。 請求人は、平成24年6月14日の労働災害により脊髄損傷を負い、以後、6ヶ月を超えて療養していたものであるが、療養期間中においては、脊髄損傷による苦痛に加え、主治医の発言等から社会復帰が困難な状況にある現実に直面し、家族の今後の生活等を考えては落ち込むという日々を繰り返しており、この苦痛等に係る心理的負荷の総合評価は「強」と判断される。 業務以外の心理的負荷は認められず、また、顕著な個体側要因も確認されていないことから、本件は業務上と判断する。										
(医学意見書 : 専門医 · 部会)											

1 総合判断

(1)発病の有無等

精神障害発病の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	・ 無	発病時期	平成25年 3月 上旬頃
疾患名 (ICD-10診断ガイド ラインによる)	うつ病エピソード (F32)			

(2)業務による心理的負荷

特別な出来事の評価	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働					
	有 (<input checked="" type="checkbox"/>) 無					
	出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	・ 無	恒常的な長時間労働の有無 有 · <input checked="" type="checkbox"/> 無		
具体的な出来事				心理的負荷の総合評価の強度		
	((重度の) 病気やケガをした)	平均(I · II · <input checked="" type="checkbox"/> III)				
具体的な内容及び評価 :				弱 中 強		
請求人は、平成24年6月14日の労働災害により脊髄損傷を負い、以後、6か月を超えて療養していたものであるが、療養期間中においては、脊髄損傷による苦痛に加え、主治医の発言等から社会復帰が困難な状況にある現実に直面し、家族の今後の生活等を考えて落ち込むという日々を繰り返すなど、強い心理的負荷が生じていたものと考えられるため、心理的負荷の総合評価は「強」と判断する。						
(類推の有無 有 · <input checked="" type="checkbox"/> 無)						
() 平均(I · II · III)						
具体的な内容及び評価 :				弱 中 強		
(類推の有無 有 · <input checked="" type="checkbox"/> 無)						
() 平均(I · II · III)						
具体的な内容及び評価 :				弱 中 强		
(類推の有無 有 · <input checked="" type="checkbox"/> 無)						

労働時間の状況 (時間外労働時間 数)	発病前1か月 0 時間	発病前2か月 0 時間	発病前3か月 0 時間	発病前4か月 0 時間	発病前5か月 0 時間	発病前6か月 0 時間
複数の出来事の 全体評価						
総合評価	弱	中	強			

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる	
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価	具 体 的 出 来 事 (類推の有無 有・無)	I II III
個体側要因の有無	<input type="checkbox"/> 確認できなかった <input checked="" type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる	I II III (類推の有無 有・無)
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	既 往 歴 叙述によると、当時の同僚と金銭トラブルになったことが原因で不眠等の症状が生じたため、数回受診したとのことである。その後の精神科受診歴はない。 アルコール等 依存状況 そ の 他	特になし 特になし

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に関する精神科等の医療機関の受診状況	医療機関名 初診 [メンタルクリニックさつま] [H25年 3月～ 年 月] [適応障害] [] [年 月～ 年 月] [] [] [年 月～ 年 月] [] [] [年 月～ 年 月] []	受診期間			病名
		年・月	請求人の申述	資料No.	
H25年 3月	平成25年3月上旬頃から体調がおかしくなりました。 症状としては、 ・不眠、食欲不振が現れ、便や尿も出にくくなりました。睡眠導入剤を飲んでも眠れない日がありました。 ・テレビや新聞を見る気にもなれず、何かの行動をすること自体が億劫になりました。 ・服のボタンを掛け違い、服装の乱れを指摘されることもありました。 ・先生（医師）からの質問に答えられない日がありました。	○	平成25年2月下旬～3月上旬頃だったと思いますが、この頃から夫は夜眠れない様子でした。食事量も以前と比べてかなり減っていました。着替えの際には、ボタンを掛け間違うこと多々ありましたので、なるべく私が着せるようにしていました。 また、この頃には常に苛立ったり、不安そうな様子を浮かべたりと、感情の波が激しくなっていたようにも思います。普段の会話では、「俺はもう何もできない」、「死にたい」といったことも口にするようになりました。（妻 労保啓子）	○	○

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事:		(重度の) 病気やケガをした		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H24年 6月～	平成24年6月14日の労働災害により脊髄損傷を負うことになり、以後、現在に至るまで療養を行っていますが、日々の生活では常に痛みを感じ、時に激しい痛みを伴うこともありました。また、思うように身体が動かないことも辛かったです。(聴取書)	○	脊髄損傷を負ってからの夫は、日常的に身体の痛みを感じているようで、常に辛そうでした。(妻 労保啓子)	○
H24年 10月～	平成24年10月10日に手術を行い、同年11月10日まで入院しました。 退院後、今度はリハビリのために労基病院へ入院することとなり、平成24年11月17日から平成25年2月20日まで入院することになりました。 リハビリ期間中の平成24年12月頃だったと思いますが、主治医の先生からは、「仕事を再開するまでにはかなりの時間がかかる」と言われ、自分はもう再起不能なのかなと思い、かなり落ち込んでしまいました。(聴取書)	○	入院中、労保さんには仕事を再開するまでには相当の時間がかかると思いますということを伝えました。日常的な痛みに加え、仕事に復帰できないかもしれないという事実を受け止めのか、非常に憔悴した様子でした。なお、回復の見込みについては、労保さんから詳しく述べ欲しいと依頼があったものです。(労基病院 平戸医師)	○
H25年 1月～	年を越した辺りから、自分が仕事に戻れなかつたら妻や子どもはこれからどうやって生活していくのかと不安が募るようになり、日々思い詰む時間が多くなっていました。日増しに辛さが増していくような感覚がありました。(聴取書)	○	主婦の先生からお話を伺った際には私も立ち会っていました。仕事に復帰できるようになるまでには相当時間がかかるとのことで、夫はショックを受けていたようでした。夫は私たち家族の生活のことを常に気にしていて、療養中も早く仕事に復帰しなければと言っていました。家族の生活への責任を感じている中で、今後の見通しが立たないことは相当辛かったと思います。(妻 労保啓子)	○
認定事実				
請求人は、平成24年6月14日の労働災害により脊髄損傷を負い、以後、6か月を超えて療養していたものであるが、療養期間中においては、脊髄損傷による苦痛に加え、主治医の発言等から社会復帰が困難な状況にある現実に直面し、家族の今後の生活等を考えれば落ち込むという日々を繰り返していたと判断される。				

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事:		なし		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
認定事実				

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有 無)

上記が有の場合その内容

請求人は、平成17年に不眠等により公立教理病院を受診している。請求人の申述によると、当時の同僚と金銭トラブルになつたことが原因で不眠等の症状が生じたため、数回受診したことである。その後の精神科受診歴はない。

5-1 主治医・産業医等の意見

主治医の意見書 〔有・無〕	(概要) (メンタルクリニックさつま 大沢一郎医師の意見書) 1 初診日は平成25年3月18日 2 主訴は抑うつ気分、不安感 3 初診時の症状は、抑うつ気分、食欲減退、不安感 4 適応障害と診断。診断根拠は診断ガイドラインによる。 5 発病時期は平成25年3月上旬 6 発病原因是労働災害とその後の長期入院が関係していると考える。 7 月1~2回 パキシル錠20mg/日内服 8 本人の申立てによれば精神障害の既往歴は認められない。 9 他の医療機関の受診は無し 10 聴取は可能	資料No.
	診療記録等の収集 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	
産業医意見書 〔有・無〕	(概要) (公立教養病院 鈴木医師の意見書) 2005年4月18日から同年11月7日にかけて3回、当院精神科を受診して不安・不眠・緊張等を主症とした状態での加療歴がある。睡眠導入剤を処方内服していただき症状は軽快したものと思われる。その後の受診歴はない。	
	診療記録等の収集 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	
専門医意見書 (請求人提出) 〔有・無〕	(概要)	

5-2 専門医の意見

<p>部会 専門医 (監督署長依頼) の意見書</p>	<p>(地方労災医員 登戸研医師の意見書)</p> <p>1 精神障害の発病について 請求人は、平成24年6月に労働災害により脊髄損傷を負い、現在に至るまで療養を行っている。 療養期間中においては、脊髄損傷による苦痛に加え、平成24年12月頃に主治医から社会復帰が困難な状況にある旨告知されており、家族の今後の生活等を考えては落ち込むという日々を繰り返していた。このような経過の中、平成25年3月上旬頃に精神障害を発病した。 主治医は請求人に出現した病状をICD-10の診断ガイドラインに照らして適応障害を発病したものと診断しているが、署の調査から明らかになった請求人の心身の症状等を踏まえ、疾患名をうつ病エピソード(F32)に変更する。</p> <p>2 業務による心理的負荷の検討 署の調査によれば、請求人は、平成24年6月14日の労働災害により脊髄損傷を負い、以後、6か月を超えて療養していたものであるが、長引く療養期間中において主治医から社会復帰が困難な状況にあることを告げられ、家族の今後の生活等を悲観して落ち込んでいた状況が認められることから、業務上の傷病による療養生活が強い心理的負荷となっていたと考えられるため、心理的負荷の総合評価は「強」と判断する。</p> <p>3 業務以外の心理的負荷及び個体側要因の検討 請求人は、平成17年に不眠等により公立数理病院の精神科を数回受診しているようであるが、当時の主治医の意見書などからも当時の症状は診断ガイドラインを満たさない軽度の不眠症状であり、軽快したものと考えられる。その後、本件の発病に至るまでの期間、なんら支障なく通常の仕事に従事していることから、本件発病とは無関係と判断して差し支えない。</p> <p>4 結論 本件については、認定要件をすべて満たし、業務上の疾病に該当するものと判断する。</p>
--	--

(参考) 本事案における様式2の「専門医への意見依頼内容及びこれに対するその見解等」の記載例

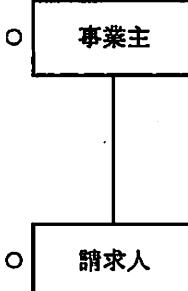
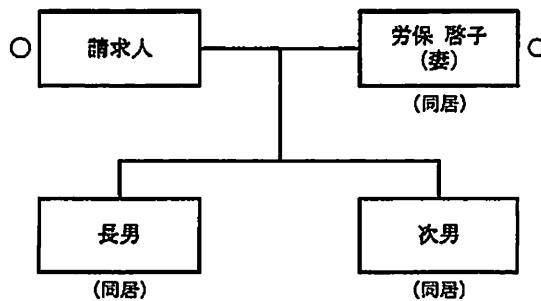
業務以外の心理的負荷及び個体側要因の評価について

業務による心理的負荷については、平成24年6月の労働災害による脊髄損傷のため現在に至るまで療養中という状況において、脊髄損傷による苦痛に加え、主治医の発言等から社会復帰が困難な状況にある現実に直面するなど、強い心理的負荷が生じていたものと考えられることから、総合評価は「強」と判断される。

一方で、主治医意見等によれば、請求人には平成17年に3回、精神科を受診していたという既往歴がある(不安、不眠、緊張等を主症状としており、睡眠導入剤の処方内服により軽快。その後の受診歴はない。)。署では、この既往歴による発病とは判断できないと考えているが、本件について、個体側要因により発病したと判断すべきか否かについて、見解をご教示いただきたい。

6 就業条件等一般的事項

学歴	最終学歴 [中学校 <高等学校> 大学・大学院・その他()] S59年3月卒業		資料No.	
[直近のものから記載すること。]	事業場名 〔 丸ノ内造園㈱ 〕 [S60年 5月 15日 ~ 年 月 日] [造園工] 〔 〕 [年 月 日 ~ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日 ~ 年 月 日] []		○	
[直近のものから記載すること。]	配属先 〔 〕 [年 月 日 ~ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日 ~ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日 ~ 年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日 ~ 年 月 日] []			
[直近のものについて記載すること。]	所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 所定始業時刻 : 8時 0分 所定終業時刻 : 17時 0分 所定休憩時刻 : 12時 0分 ~ 13時 0分 所定休日 : ①週休1日制 ②週休2日制 ③カレンダー等により指定 ④その他 特記事項		所定労働時間 (1日) 8時間 0分 (1週間) 40時間 0分 (休憩時間 1時間 分)	○
	労働時間制度 : ①1か月単位変形労働時間制 ②1年単位変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤その他 特記事項			
	勤務形態 : ①日勤勤務 ②2交代制(日勤・夜勤) ③3交代制 ④その他 特記事項			
	雇用形態 : ①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他 特記事項			
	出退勤の管理の状況 : ①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他 特記事項			
	その他特記事項 :			

<p>当該労働者の日常業務</p> <p>具体的に記載すること。</p>	<p>民家の庭や公園の植木の剪定</p>	<p>資料No.</p>
<p>事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	 <pre> graph TD A[事業主] --- B[請求人] </pre>	
<p>事業場以外における当該労働者との相関図(家族・友人等)</p> <p>組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	 <pre> graph TD A[請求人] --- B["労保 啓子 (妻)"] A --- C["長男 (同居)"] A --- D["次男 (同居)"] B --- C B --- D </pre>	

7 労働時間を認定した根拠

資料 No.

(労働時間の把握方法)

- | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> タイムカード | <input type="checkbox"/> 出勤簿・業務日報等 | <input type="checkbox"/> 施設記録・警備記録等 |
| <input type="checkbox"/> 本人の申告 | <input type="checkbox"/> 管理者による確認 | <input type="checkbox"/> 上司・同僚からの聴取 |
| <input type="checkbox"/> その他 () | | |

(労働時間の推計方法)

うつ病の発病前の6か月間は労働災害による休業期間であり、就労は認められない。

事例 18 精神障害が発病後増悪した事案（業務による心理的負荷評価表の特別な出来事）

○ 事案のポイント

- ・被災者は、私病である精神障害を患っていたが、顧客の無理な要望に対応するために極度の長時間労働に従事した後、自殺した。

○ 出来事評価のポイント

- ・業務以外の原因により発病して治療が必要な状態にある精神障害が悪化した場合、原則としてその悪化について業務起因性は認められないが、「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね 6 か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について業務上の疾病として取り扱う。

○ 医学意見の聴取のポイント

- ・自殺事案は、専門部会意見で決定する。

（心理的負荷表（抜粋））

特別な出来事の種類	心理的負荷の総合評価を「強」とするもの	
心理的負荷が度のもの	<ul style="list-style-type: none">・生死にかかる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる被災障害を残す業務上の病気やケガをした（業務上の原因により6か月を経て業務中に度のから強度の苦痛を伴った場合を含む）・業務に従事し、他人を死亡させ、又は生死にかかる重大なケガを負わせた（業務によるものを除く）・被災や、本人の意思を尊重して行われたわいせつ行為などのセクシュアルハラスメントを受けた・その他、上記に準ずる程度の心理的負荷が発生と認められるもの	…項目1回選 …項目3回選 …項目36回選
度の長時間労働	<ul style="list-style-type: none">・発病直前の1か月におおむね160時間を超えるような、又はこれに準らない原因にこれと同程度の（例えば3回選におおむね120時間以上の）時間外労働を行った（休憩時間は少ないが手持ち時間がが多い場合等、労働密度が特に低い場合を除く）	…項目16回選

精神障害の業務起因性判断のための調査復筋書

○○ 局 〇〇 署					整理番号 ○	
署長	次長	課長	給付調査官	係長	係	後命年月日
1. 調査官意見のとおり決定する。(平成 年 月 日)					調査官職氏名	厚生労働事務官 基準 太郎
2. 下記専由により再調査を要する。					受付年月日	平成 26 年 9 月 2 日
					請求種別	<input type="checkbox"/> 痊 愈 <input type="checkbox"/> 休 憩 <input checked="" type="checkbox"/> 福 祉 <input type="checkbox"/> 送 族 <input checked="" type="checkbox"/> 葬 祓 <input type="checkbox"/> 休 憩 <input type="checkbox"/> 疾 病 その他 ()
労働保険番号	99.9.99.9999999-999	事業の種類			労働者数	14 人
事業の名称	精神建築設計事務所				建築設計業	
事業場の所在	〒 〇〇県〇〇市				電話	999 (999) 9999
被災労働者氏名	業災 太郎		生年月日	昭和31年 2月 18日	性別	(男) 女
職種	一級建築士		雇入年月日	昭和59年 4月 1日		
請求人氏名	業災 花子	続柄	妻			
疾患名及び発病時期	[請求時] 疾患名: うつ病エビソード [決定時] 疾患名: うつ病エビソード	発病日:	平成21年 5月上旬	(発病時年齢 53歳)		
請求人の申述	夫は、アシスタンントをしていた隣員が、通勤途中に遭難した路面で転倒して負傷し、入院することとなつたため、以後、アシスタンントを失いた状態で業務を行うことになつたが、事務所からは特に支援もなかつた。同月下旬には、着工中のマンションの屋上から飛び降りて死亡した。夫は、無理な仕事を強いて自殺したものであり、仕事が原因である。					
現在の状況	生存 (死亡年月日: 平成24年 2月 18日 死亡時年齢 56歳)					
事案の概要 (認定した事実)	夫は、亡くなる2年以前に、家族の病気や隣人とのトラブルが原因でひどい不眠症になり、精神科でうつ病と診断され、月に1回通院治療して治療を受けていた。夫は、一般建築士として事務所では所長に次ぐ立場にあり、業務はうつ病発病以前と同様にこなしていたが、平成24年1月に、夫のアシスタンントをしていた隣員が、通勤途中に遭難した路面で転倒して負傷し、入院することとなつたため、以後、アシスタンントを失いた状態で業務を行うことになつたが、事務所からは特に支援もなかつた。同月下旬には、着工中のマンションの屋上から飛び降りて死亡した。夫は、無理な仕事を強いて自殺したものであり、仕事が原因である。					
本件は、業務外の精神障害(うつ病)で約2年、業務を離職していた者の自殺事案である。隣客からの要望による急な設計変更と、部下が減った事案が認められ、このような状況下において、被災労働者の労働時間は急激に増加し、自殺(平成24年2月18日)前1か月間の時間外労働は182時間に及んでおり、極度の長時間労働が認められる。自殺前6か月に業務以外の心理的負荷は特に認められない。平成21年からうつ病で治療を受けているが、勤務制限は特に受けていない。治療期間中は症状として動搖が継続してみられ、対応・症状固定には至っていないことが認められる。						
総合判断 (理由)	[調査官の意見] 本件は、「業務上・業務外」と考える。					
業災は、平成21年5月にうつ病エビソードを発病したと認められるが、当該発病については業務起因性は認められず、また、当該発病が覚解・症状固定していたとは判断できない。このような状況の中、遅くとも平成24年2月中旬には、以前には認められなかつた希望感や、改善していた不眠等の症状が強く現れるようになり、業災の精神障害は自然経過を経て著しく悪化していたものと判断される。						
業災は、通院治療を離職しながら通常業務に従事しており、勤務時間は特に行われていなかつた。自殺前の業務の状況をみると、業務の死亡の4か月前の平成23年10月頃までは、時間外労働は月20時間程度で推移しており、社内外で専門のトラブルも生じていなかつた。平成23年12月頃、着工中のマンション工事で設計変更が生じ、その納期が確定した平成24年1月下旬からは極度の時間外労働(自殺直前の1か月間で182時間)が生じた。なお、この時期には部下が負傷して休業するという事態も生じており、被災労働者の負担が著しく増したことが認められる。						
本件については、業務以外の心理的負荷が原因で発病したうつ病が、極度の時間外労働により自然経過を経て著しく悪化し、その結果自殺に至ったものと認められるため、本件自殺は業務起因性を認めるべきものと判断する。						

1 総合判断

(1) 発病の有無等

精神障害発病の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	・ 無	発病時期	平成21年 5月 日(頃)
悪化の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	・ 無	悪化時期	平成24年 2月 中旬
疾 患 名 (ICD-10診断ガイド ラインによる)	F32 うつ病エピソード 業災のうつ病エピソードは、平成24年1月上旬には、寛解・症状固定とまでは判断できない ものの一定の小康状態にはあったところ、遅くとも同年2月中旬には、以前には認められな かった希死念慮や改善していた不眠等の症状が強く現れるようになり、自然経過を超えて著し く悪化していたものと判断される。			

(2) 業務による心理的負荷

特別な出来事 の評価	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働																							
	<input checked="" type="checkbox"/> 有	(極度の長時間労働)	<input type="checkbox"/> 無																					
<p>自殺直前の1か月（1月19日～2月17日）の時間外労働は182時間に及んでおり、この間に徹夜勤務が2回含まれている（悪化時期が平成24年2月中旬のため、2月11日から自殺前日の17日までを発病日として8通り計算した結果、平成24年2月17日を起点とする1か月間において上述の時間外労働が認められた。下記「労働時間の状況（時間外労働時間数）」参照。）。</p> <p>このような長時間労働となった理由は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年12月20日に、業災が設計を担当したマンションについて、着工後の設計変更の要請があった。平成24年1月下旬になって納期が同年2月中と示されたが、その内容及び納期はともに厳しいもので、納期の変更を求めたが応じてもらえず、期限内に仕上がるなければ、既に契約している別案件について解約することだった。当該案件は、大型の再開発プロジェクトに関するものであり、4期まで予定された工事で契約は4期分締結されており、2期分まで既に着工していた。 ・業災のアシスタントをしていた部下が、平成24年1月16日に通勤途中に負傷し、入院のため休業することになった。他にも部下はいたが、新人であり、ベテランのアシスタントが欠けることで業災の業務負担が増加した。会社は、他の部署の職員に、業災の補佐をするよう指示したが、具体的な役割分担を示さず抽象的なものであったため、負担軽減につながるものではなかった。 																								
<table border="1"> <tr> <td>出来事の有無</td> <td>有</td> <td>・</td> <td>無</td> <td>恒常的な長時間労働の有無</td> </tr> <tr> <td colspan="4">具体的な出来事</td><td>有</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>() 平均(I · II · III)</p> <p>具体的な内容及び評価：</p> </td><td>心理的負荷の 総合評価の強度</td></tr> <tr> <td colspan="4"></td><td>弱 中 強</td></tr> </table>					出来事の有無	有	・	無	恒常的な長時間労働の有無	具体的な出来事				有	<p>() 平均(I · II · III)</p> <p>具体的な内容及び評価：</p>				心理的負荷の 総合評価の強度					弱 中 強
出来事の有無	有	・	無	恒常的な長時間労働の有無																				
具体的な出来事				有																				
<p>() 平均(I · II · III)</p> <p>具体的な内容及び評価：</p>				心理的負荷の 総合評価の強度																				
				弱 中 強																				
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事及び出来事後 の評価	()	類推の有無	有	・ 無																				
	()	平均(I · II · III)																						
	()	類推の有無	有	・ 無																				
	()	平均(I · II · III)																						
	()	類推の有無	有	・ 無																				
	()	平均(I · II · III)																						
	()	類推の有無	有	・ 無																				
	()	平均(I · II · III)																						

労働時間の状況 (時間外労働時間 数)	発病前1か月 182 時間	発病前2か月 70 時間	発病前3か月 56 時間	発病前4か月 24 時間	発病前5か月 17 時間	発病前6か月 25 時間
起算日: 2月17日						

(*発病は悪化と読み替える)

複数の出来事の 全体評価	
総合評価	弱 中 強

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる		
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価	具体的出来事		
	(類推の有無 有・無)		
	(類推の有無 有・無)		
個体側要因の有無	<input type="checkbox"/> 確認できなかった <input checked="" type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる	I	II III
既往歴	平成21年5月にうつ病を発病し、通院治療中であった。		
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	アルコール等依存状況	アルコールは飲まない	
	その他	特になし	

~~

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に関する精神科等の医療機関の受診状況	医療機関名	受診期間					病名
	初診	[やまなみ精神科]	[H21年5月～年月]	[年月～年月]	[年月～年月]	[年月～年月]	[うつ病]
		[]	[]	[]	[]	[]	[]
		[]	[]	[]	[]	[]	[]
年・月	請求人の申述		資料No.	調査結果			
H21年5月	<p>・平成21年の年明けから、夫（業災）の母が入院し、私の父も認知症が進み、介護がたいへんだった。夫の母は長野の病院に入院しており、遠距離介護で週末は家事もできない状態だった。</p> <p>・介護等で留守がちにしていたためか、隣人が、自治会用務やマンションの共用部分の使用のことなどで理由がないような苦情を言ってくるようになり、夫はその対応でも憔悴していた。はじめて誠実な性格のため、相手の言い分を聞いて丁寧に対応していた。</p> <p>・このようなことが年明けから春先まで続き、5月に入り眠れないので辛いと書いたため、知人の紹介を受け精神科を受診したところ、うつ病との診断を受け通院することになった。</p>			<p>・業災とは大学時代からの友人で、家族状況も知っているが、自分の親と奥さんの親の介護がたいへんだと聞いたことがある。</p> <p>・近隣トラブルの件は知らなかったが、確かに、平成21年頃は疲れた感じがしていた。</p> <p>・うつ病で治療を受けていることも知らなかった。仕事ぶりに変わったところは見られなかった。</p> <p>・事務所の中ではリーダー的な存在で、部下に対する指導も適切で頼りになる存在だった。最近まで治療を続けていたこともまったく気がつかなかった。</p> <p>（上司（事務所代表）森の申述）</p>			
H23年5月頃	<p>再開発プロジェクトの仕事が本格化したと言っていた。大変だがやりがいを感じているようでもあった。前年末から療養しているので、無理をしなければよいと心配していたが、本人は、大丈夫、久しぶりの大型物件でがんばると書っていた。</p>			<p>再開発プロジェクト第2期工事の主査を業災に任せた。知識、経験、能力等、彼をおいては適任者はなく、施工業者との信頼関係も良好であり、本人もやる気を見せていた。心配になる面は何もなかった。（上司（事務所代表）森の申述）</p>			
H23年12月下旬	<p>亡くなる前の年末に、ぐったりした様子で帰宅し、驚いて声を掛けたことがある。理由を聞いたが、「お正月どころじゃなくなるな」と話したくなり、黙ってしまった。仕事で大変なことが起きていたのだとと思うが、私が仕事のことを尋ねるのを好まないのでそのまま、そっとしておいた。</p>			<p>再開発プロジェクト第2期工事の件で、施主の都合で、エントランスの設計を変更する必要が生じた。変更の要望は、平成23年12月20日に聞いたと思う。業災はペテンで、これまでにも設計や納期の変更等の調整も難なくこなしてきてるので、任せていた。今回は、確かに大型の案件であり、負担は大きかったと思うが、私が「頼むぞ」というと、「何とかする」と答えた。口数は多くないのと、それ以上の発言はなかったと思う。表情の変化等は、特に気がつかなかった。</p> <p>（上司（事務所代表）森の申述）</p>			
H24年1月下旬	<p>平成24年1月27日（金）は帰宅せず、土曜日の夕方にぐったりして帰ってきた。部下の林さんが大けがをして入院したため、設計変更の仕事の段取りを変えなければいけなくなったとのことで、「たいへんだ、たいへんだ、もう間に合わない」と消え入りそうな声で話して少し休むからと寝室で横になったが、眠れてはいないようだった。</p> <p>「主治医の山脈先生に相談に行こう」と勧めたが、「時間がないんだよ」と言ったきり黙ってしまった。</p>			<p>再開発プロジェクトの担当は、主査が業災さんで、私がアシスタントをしていた。設計変更の連絡を受け、内容を確認した業災さんが「うへん」と言って、天を仰ぐような格好をしたのが記憶に残っている。弱音や愚痴は言わない方なので、他には何も言わなかったと思う。</p> <p>（部下 林の申述）</p>			
				<p>平成24年1月16日、業災の部下の林が通勤途中にケガをして入院した。応援体制をとることを話したが、業災は「後で相談します」と答えて自分の仕事を続けていた。悩んでいるようには見えなかったが、表情がこわばっているような感じがした。</p> <p>（上司（事務所代表）森の申述）</p>			
				<p>私がケガをして入院したと連絡したとき、業災さんは電話の向こうで絶句したように感じました。すぐに、「お大事に、こちらは心配しなくてよいか、ら」と言ってくれましたが、後で、同僚に聞いたり、周りから声をかけられないくらい怖いような顔をして黙っていたということだった。弱音を言わない人なので、所長（森代表）にも、相談できなかつたのではないか。</p> <p>（部下 林の申述）</p>			

年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H24年 2月	<p>連日、帰宅が遅く、深夜になることもあり、着替えに帰ってくるような感じだった。元気もなく、話しかけても上の空で、心配になり、会社を休んだらと話したが、もう少しで終わるからと、いって休もうとしなかった。ベッドで横にはなるが、眠れてはいないようだった。声を掛けるのがためらわれるような、ひどく疲れた表情をしていた。</p> <p>亡くなる前2日ほど、深夜2時から3時の帰宅が続いた。亡くなった日も明け方に帰ってきて、自宅には入らずにそのまま屋上に向かってしまった。</p>		<p>設計変更の期限が、平成24年2月中に設定され、連日、事務所の全員が遅くまで残業していた。業災はさらに遅くまで残っており、「間に合うか」と声を掛けたが、「もう少しだから、何とかするから」と答え、細部の確認作業をしていた。声を掛けにくらいような集中した表情に見えた。疲れは見えていたが、事務所全体が同じような状態だったため、自殺するほどの気持ちになっていることに気がつかなかった。</p> <p>業災は普段から口数は多くないが、声を掛ければ必ず何か返してくれるのに、亡くなる前は、無言のまま返事がないことが多かった。</p> <p>(上司(事務所代表)森の申述)</p>	

2-2 自殺の状況に関する事項

自殺の状況	自殺の手段	資料No.
	<p>自宅があるマンション（15階建）の屋上から飛び降りた。</p>	
	<p>自殺直前の状況（特記事項がある場合にのみ記載）</p> <p>会社からタクシーで帰宅し、そのまま屋上に向かった。自宅には立ち寄っていない。</p>	
	<p>遺書の有無： 有・無</p> <p>遺書の内容</p> <p>手帳の間に、妻宛てと代表宛ての遺書があった。</p> <p>妻宛ての遺書には、「すまない。かあさんを頼む。ずっと一緒にいてくれてありがとう。」等と書かれていた。また、代表宛ての遺書には、「迷惑を掛け申しうま。完成できず残念だ。許してくれ。」等と書かれていた。</p>	
	<p>検視者： 所属</p> <p>職名 検視官 氏名 東西 美波</p> <p>検査医師： 所属</p> <p>職名 医師 氏名 畑 耕三</p> <p>判定された死因</p> <p>墜落死（自殺）</p>	

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

特別な出来事 (極度の長時間労働)				
出来事 :	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H24年 1月～	<p>急な設計変更に対応するため、連日、帰宅できないような長時間労働を強いられていた。</p> <p>平成24年1月に、夫のアシスタントをしていた職員が、通勤途中に凍結した路面で転倒して負傷し入院した。アシスタントを欠いた状態で、事務所からは特に支援もなかった。1月下旬に前年10月に着工したマンション工事で、急な設計変更が必要になり、1か月以内に終了するよう無理な指示を受けた。夫は、無理な仕事を強いられて自殺したものであり、仕事が原因である。（申立書）</p> <p>※ その他「2-1 出現した心身の症状等に関する事項」に記載のとおり。</p>	○	<p>会社ではタイムカードは使用していない。また、業災は管理職のため労働時間の記録はない。業災のパソコンの記録、取引先へのメールの送信時刻、警備記録、タクシーの使用記録等を収集、分析したところ、自殺する前1か月の時間外労働は182時間に及んでいる。また、警備記録から、帰宅せずに徹夜で作業した日が平成24年1月及び2月に計3日間認められる。（事業場提出資料）</p> <p>業災が担当していた再開発プロジェクトは、4期まで予定された工事で契約は4期分締結されており、2期分まで着工していた。工事の規模としては全体の請負金額が5億を超えるようなもので、当社が設計を担当する案件としては、数年に1件あるかないかの大規模なものであった。（上司（事務所代表）森の申述）</p> <p>施主の要望であるエントランスの設計変更是、强度上の問題でエントランス以外の構造部分にも影響する可能性があり、対応が困難なものであった。要望を平成23年12月20日に聞き、平成24年1月下旬になって、2月中に変更案を固めてほしいということであったが、通常であれば3か月以上かかってもおかしくないような大幅な変更を伴うものであった。私自身が変更期限の延長を施主と交渉したが、どうしても了解を得られず、期限内に仕上がりなければ既に契約している第3期、第4期案件の契約を解約するとの強硬な姿勢であったので、やむなく2月中という期限を受け入れた。（上司（事務所代表）森の申述）</p> <p>業災の部下の林が、平成24年1月16日の出勤中に凍結した路面で転倒し、骨折等のため約2か月入院することになった。林は、業災のアシスタントとして再開発プロジェクトのサブリーダーのような形で仕事をしており、入社15年目のベテランで経験も豊富であった。業災の下には林のほかにも鈴木、田中がいたが、いずれも入社1～4年目であり、林のように自分である程度の判断をして業災の補助ができるというレベルではなかった。</p> <p>別件のアシスタントである入社8年目の木村に業災の補佐をするよう言ったが、具体的な指示はしなかった。業災にも応援体制をとることを話したが、業災は「後で相談します」と答え、私もついそのままにしてしまった。木村にももちろん本来の業務があるため、いまにして思えば、結果として林の補充はまったくできていない状況であった。施工会社等との連絡調整は林が行っていた部分が多く、林の休業によりその負担を業災が被ったと思う。（上司（事務所代表）森の申述）</p> <p>※ その他「2-1 出現した心身の症状等に関する事項」に記載のとおり。</p>	○
認定事実				
<p>業災は、担当していた再開発プロジェクト第2期工事に関し、平成23年12月下旬に顧客から設計変更の指示を受け、平成24年1月下旬に同年2月中という納期が確定し、これを厳守するよう指示され対応していた。また、同時期（平成24年1月16日）に、業災の部下が負傷して入院する事態が発生したことにより、業災の負担が急激に増加し、労働時間が長時間化した。自殺直前の時間外労働時間は、自殺直前の1か月間で182時間に及んでおり、極度の長時間労働が認められる。業災が従事した業務は、業務経験が長く、高度な知識を有する者にとっても質、量ともに困難なものであったと認められる。</p>				

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事:		なし		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.

認定事実

4-2 個体側要因の有無及びその内容 平成24

個体側要因 (有) ・ 無)

上記が有の場合その内容

平成21年5月にうつ病を発病し、やまなみ精神科に通院治療している。自殺する前月まで、定期的に通院し、投薬されていた。

当初の発病原因は、家族の病気、隣人とのトラブルである旨請求人が述べ、主治医もその旨意見書に記載している。

5-1 主治医・産業医等の意見

主治医の意見書 〔有・無〕	(概要)	資料No.
	<p>1 当院初診 平成21年5月21日</p> <p>2 業災氏の義父が受診したことがあるため。 初診時には、強い不眠と不安を訴えた。</p> <p>3 職業柄、知的で理論的な応答をされていたが、隣人とのトラブルがあり悩んでいること、怒りはないが、隣人を説得できないことに焦りと無力感を感じること、10日近く眠りが浅く疲れがとれない、朝早く目が覚めてしまうこと等を述べられた。</p> <p>4 F 3 2 うつ病エピソードと診断した。抑うつ気分、易疲労感の増大がみられ、自信の低下、無価値感、睡眠障害、食欲不振が認められる。</p> <p>5 発病時期は平成21年5月上旬。</p> <p>6 発病原因は、隣人とのトラブルで悩んでいること、家族（実父）が遠方の病院に入院中で心配していることを述べている。</p> <p>7 職場には出勤できており、本人も勤務制限は避けたい意向が強いため、当面、2週間に1回の通院と服薬を指示した。</p> <p>8 既往歴はない。</p> <p>9 他の医療機関の受診等は不明。</p> <p>(平成24年2月18日に自殺されたことについて) このような結果になり、非常に残念です。平成21年5月の初診以来、通院、服薬等の指示を正しく理解され、定期的に通院し、職業との両立も果たされていました。治療を継続する中で、当初の不眠の症状はほぼ改善しましたが、不安を強く訴えることもあります。症状に動搖がみられるため寛解には至っていないと判断しています。終診は、平成24年1月12日。同年2月16日にも受診予定でしたが、来院されていません。また、初診以来、当院での診察の際に、希死念慮を訴えられることはありませんでした。</p> <p>平成24年1月の診察の際に、仕事のことを尋ねると、「そろそろ一線から退いてもよい頃でしょうか。」と答えられました。何かあったのか問い合わせたところ、「最近、少し忙しいんですよ。でも仕事があることは良いことですよね。」と答えられました。仕事の内容はあまり具体的に話されたことがないので、確認しました。月10時間程度の残業であれば、負担にはならないと思いますが、お聞きしたところ困難な業務で徹夜勤務もあったとのことですので、自殺直前の業災氏の症状からすれば、そのような勤務状態で強いストレスが与えられ、睡眠不足の状況が続ければ、これにより急激に症状が悪化し、これまで少なくとも表面上はほとんどみられなかった希死念慮が強く現れ自殺に至った可能性は高いものと考えます。</p> <p>診療記録等の収集 〔有・無〕</p>	
産業医意見書 〔有・無〕	(概要)	
専門医意見書 (請求人提出) 〔有・無〕	(概要)	

5-2 専門医の意見

部会	1 本件は、自殺事案であるが、自殺の約2年9か月前にうつ病を発病し、治療を継続しながら、就労を継続していたものである。 主治医は、平成21年5月上旬にうつ病エピソードを発病したと診断している。 うつ病の発病原因については、主治医意見、妻である請求人の申述等から、隣人トラブル、家族の病気等の業務以外の出来事が原因であったと認められる。 業災のうつ病の状態について、主治医によれば、当初の強い不眠症状は改善したもの、不安や無価値感を強く訴えるなど症状に動搖がみられるとしており、また、請求人、上司、部下の申述からは、平成23年12月までの就労状況に欠勤や遅刻、心身の不調による業務への支障等はみられないが、時折、主治医に強い不安等を訴えていたことが認められ、寛解・症状固定には至つていなかったものと判断する。
専門医 (監督署長依頼)	2 業災は、初診以来、不安や無価値感などの訴えはあったものの、直接希死念慮を訴えることはなかったとのことであり、主治医も平成24年1月12日の受診時において自殺の危険性が高いとは認識していなかった様子が伺われる。また、同時点での主治医の判断では不眠症状は改善していたとのことであったが、請求人は、同年1月28日の業災の様子について、「少し休むからと寝室で横になったが、眠れてはいないようだった。」と述べ、また、同じく同年2月中の状況について、「元気もなく、話しかけても上の空で、心配になり、会社を休んだらと話したが、もう少しで終わるからと言って休もうとしなかった。ベッドで横にはなるが、眠れてはいないようだった。声を掛けるのがためらわれるような、ひどい疲れた表情をしていた。」と述べている。さらに、業災が同年2月18日に自殺したこと、主治医が「自殺直前の業災氏の症状からすれば、そのような勤務状態で強いストレスが与えられ、睡眠不足の状況が続けば、これにより急激に症状が悪化し、これまで少なくとも表面上はほとんどみられなかつた希死念慮が強く現れ自殺に至つた可能性は高いものと考えます。」との意見を述べていることを考慮すると、業災のうつ病エピソードは、同年1月上旬には、寛解・症状固定とまでは判断できないものの一定の小康状態にはあったところ、遅くとも同年2月中旬には以前には認められなかつた希死念慮や、改善状況にあった不眠等の症状が強く現れるようになり、自然経過を超えて悪化していたものと判断される。
の意見書	3 業務による心理的負荷の状況をみると、自殺の約3か月前に時間外労働が前月比で倍以上に増え、2か月前には更に増え、自殺直前の1か月間は182時間に及ぶ時間外労働を行っている。業務内容は、急遽、施主から指示された設計変更への対応であり、厳しい期限を付される一方で、部下が休業するという事態も生じ、極めて困難なものであったと評価できる。業災が従事した業務について、自殺直前の業務状況は極度の長時間労働に該当するものと判断できる。
	4 上記1のとおり、業災が加療していたうつ病は、寛解・症状固定には至つていなかったものの、建築士としての通常業務は支障なく遂行していたところ、自らが担当した大規模案件で設計変更が指示され、厳しい期限を付されることにより、業務量が急激に増加し、また、部下の休業による欠員等も重なり、極めて大きな負担が生じたため、既に発病していたうつ病が、平成24年2月中旬頃、自然経過を超えて著しく悪化し自殺に至つたものと認められることから、本件自殺による死亡は業務に起因するものと判断する。

6 就業条件等一般的事項

学歴	最終学歴【中学校・高等学校・大学・大学院】その他()	559年3月	日(卒業・中退)	資料No.
職歴 〔直近のものから記載すること。〕	事業場名 〔開スイカ建築設計事務所〕 [559年4月1日～H22年2月18日] [一級建築士] 〔 〕 [年 月 日～年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日～年 月 日] []	職種		
現在の事業場に 雇入後の配属先 〔直近のものから記載すること。〕	配属先 〔 〕 [年 月 日～年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日～年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日～年 月 日] [] 〔 〕 [年 月 日～年 月 日] []	職種		
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 〔当該労働者について記載すること。〕	所定始業時刻 : 9時0分 所定終業時刻 : 18時0分 所定休憩時刻 : 12時 分～ 13時 分 所定休日 : ①週休1日制 ②週休2日制 ③カレンダー等により指定 ④その他	所定労働時間 (1日) 8時間0分 (1週間) 40時間0分 (休憩時間 1時間 分)		
	特記事項 〔 〕			
	労働時間制度 : ①1か月単位変形労働時間制 ②1年単位変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤その他			
	特記事項 〔 〕			
	勤務形態 : ①日勤勤務 ②交代制(日勤・夜勤) ③3交代制 ④その他			
	特記事項 〔 〕			
	雇用形態 : ①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他			
	出退勤の管理の状況 : ①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他			
	特記事項 〔 〕			
	被災労働者は管理職であり、労働時間の記録は行われていなかった。			
	その他特記事項 : 〔 〕			
	被災労働者は、会社の代表者に次ぐ立場であったが、取締役には就任していない。			

<p>当該労働者の日常業務</p> <p>具体的に記載すること。</p>	<p>設計業務 監理業務 調査企画業務</p>	<p>資料No.</p>
<p>事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ</p> <p>組織図により表すと共に隸取実施者には○印を付記すること。</p>	<p>○代表者 森 富士雄</p> <p>業災太郎 (被災労働者)</p> <p>木村 岳 ○主任 林 岳夫 (業災のアシスタント)</p> <p>鈴木 修 田中 一</p>	
<p>事業場以外における当該労働者との相関図(家族・友人等)</p> <p>組織図により表すと共に隸取実施者には○印を付記すること。</p>	<p>父 業災徳治 (長野県在住)</p> <p>母 業災理子 (長野県在住) (入院中)</p> <p>父 海野広 (請求人とは別世帯)</p> <p>母 海野みどり</p> <p>○ 業災花子 (妻) (請求人)</p> <p>業災 高 (長男)</p>	

7 労働時間を認定した根拠

資料 No.

(労働時間の把握方法)

- | | | |
|--|------------------------------------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> タイムカード | <input type="checkbox"/> 出勤簿・業務日報等 | <input checked="" type="checkbox"/> 施錠記録・警備記録等 |
| <input type="checkbox"/> 本人の申告 | <input type="checkbox"/> 管理者による確認 | <input checked="" type="checkbox"/> 上司・同僚からの聴取 |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他
(パソコンのログ、メール送信時刻、ファイル更新時刻、タクシー乗車記録) | | |

(労働時間の推計方法)

同社では、一般事務員はタイムカードを使用しているが、被災労働者については、管理職扱いでもあったため、労働時間は記録されていない。

このため、パソコンの記録、取引先、上司、部下あてのメール送信記録、会社事務所の警備記録、帰宅用のタクシーの記録等から労働時間を推計した。（始業時刻については、所定始業時刻又はパソコンを立ち上げた時刻のいずれか早い方を採用した。終業時刻については、警備記録上業災が施錠している日については当該施錠時刻、施錠日以外で帰宅用にタクシーを使用し、その乗車記録が残っている場合には当該乗車時刻の10分前、それ以外の日については、業務に関するメールの最終の送信時刻又は業務に関する文書の最終更新時刻の5分後を、終業時刻として採用した。）

警備記録から、帰宅せずに徹夜で作業した日が平成24年1月及び2月に計2日間認められる。

事例 19 通勤災害の事案（業務による心理的負荷評価表の項目①）

○ 事案のポイント

- ・請求人は、通勤途中で交通事故に遭い、その療養中に精神障害を発病した。

○ 出来事評価のポイント

- ・精神障害が通勤による疾病に該当するか否かについても、認定基準を準用して判断する（参考：業務による心理的負荷と通勤による心理的負荷を全体評価することはせず、別個に評価した上で、それぞれ業務起因性と通勤起因性を判断する。）。

○ 医学意見の聴取のポイント

- ・総合評価の結果、「強」に該当することが明らかな場合は、主治医意見で決定する。

（心理的負荷表（抜粋））

出来事の種類	平均的な心理的負荷の強度			心理的負荷の総合評価の根拠	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例			
	具体的な出来事				心理的負荷の強度			
	I	II	III		弱	中	強	
1 ①事故や災害の体験	(重度の)病気やケガをした			★	・ 病気やケガの程度 ・ 交通事故の程度、社会復帰の困難性等	【弱】 右の程度に至らない病気やケガについて、その程度等から「弱」又は「中」と評価。 【中】 【強】 ○ 重度の病気やケガをした。 【「強」である例】 ・ 重度(おむね2ヶ月以上)の入院を要する。又は労災の賃料や金に該当する詳しくは医療への負担ができななる交通事故を残すような社会上の病気やケガをした。 ・ 病理上の原因により6か月を超えて就業中の者について、当該者により社会復帰が困難な状況にあった。死の恐怖や強い苦痛が生じた		

医学意見の要否等に係る調査復命書

OO 局 OO 署										整理番号	○	
署長	次長	課長	給付調査官	係長	係	復命年月日	平成 26 年 12 月 20 日					
1. 調査官意見のとおり決定する。(平成 年 月 日) 2. 下記事由により再調査を要する。						調査官職氏名	厚生労働事務官 審理 太郎					
						受付年月日	平成 26 年 10 月 10 日					
						請求種別	<input checked="" type="checkbox"/> 療養 <input checked="" type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 弁祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()					
労働保険番号	99.9.99.999999-999			事業の種類	社会福祉法人							
事業の名称	社会福祉法人労働厚生会 ケアハウス補償										労働者数	35 人
事業場の所在	〒 一 OO県OO市						電話	099 (9999) 9999				
ふりがな 被災労働者氏名	きんせい いちろう 勤生 一郎				生年月日	昭和45年 7月 25日			性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 · 女		
職種	介護スタッフ						雇入年月日		平成20年 4月 1日			
ふりがな 請求人氏名	きんせい いちろう 勤生 一郎			続柄	本人							
疾患名及び 発病時期	[請求時] 疾患名: うつ病 発病日: 平成26年 7月 下旬 (頃) (発病時年齢 44歳) [決定時] 疾患名: 軽症うつ病エピソード (F32.0) 発病日: 平成26年 7月 下旬 (頃) (発病時年齢 44歳)											
現在の状況	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生存</div> 死亡 (死亡年月日: 年 月 日) </div> <div style="flex: 1;">死亡時年齢 歳)</div> </div>											
請求人の申述	平成26年 7月 7日、バイクで通勤する途中に交通事故に遭って重傷を負い、そのまま入院することになった。大きな怪我であったこともあり、入院中は、治療やリハビリの経過において悲観的な感情が次第に強くなつていき、結果、うつ病となつた。											
事案の概要 (認定した 事実)	平成26年 7月 7日、自宅から事業場まで原付バイクで通勤する途中に停車中のトラックに追突し、労働市民病院に救急搬送された。 労働市民病院では「外傷性大動脈解離、右横隔膜損傷、右脛骨高幹骨折」と診断され、搬送当日は、右横隔膜損傷に対し緊急手術が施行された。勤生は人工呼吸管理とされ、平成26年12月27日まで入院治療を行つており、長期間 (約 5か月半) の入院を要する重度な怪我をしたものと認められる。 なお、通勤遂行性については、別途復命済みである。											
〔調査官意見〕												
本件について、下記によることとしたい												
<input type="checkbox"/> 次頁 (1) の 1 ないし 5 に該当することから、本復命書を添付し (2) により専門部会の合議による意見を求める												
<input type="checkbox"/> 次頁 (1) の 1 ないし 5 に該当せず 6 ないし 9 に該当することから、本復命書を添付し (2) により専門医の意見を求める												
<input checked="" type="checkbox"/> 次頁 (1) のいずれにも該当せず、通勤による強い心理的負荷が認められることから、主治医による意見書により、通勤災害として認定する												

調査官意見の詳細（以下、「業務」を「通勤」と読み替える。）

（1）意見を求める相手方

1	自殺事案
2	業務による心理的負荷の強度について「強」に該当するかどうかを含め判断したい
3	業務による心理的負荷が「強」に該当することが明らかだが、顕著な業務以外の心理的負荷又は個体側要因が認められる
4	請求人が悪化を主張している
5	発病の有無、疾患名、発病時期、心理的負荷の強度、その他()の判断について高度な医学的検討が必要

上記1～5のいずれかに該当することから、専門部会の合議による意見を求める

6	主治医の意見による判断に補足が必要である
7	疾患名がICD-10のF3あるいはF4でない
8	業務による心理的負荷が「強」に該当しないことが明らかである
9	業務による心理的負荷が「強」に該当することが明らかだが、業務以外の心理的負荷又は個体側要因が認められる

上記1～5に該当せず、上記6～9のいずれかに該当することから、専門医の意見を求める

上記のいずれにも該当しないことから、主治医による意見書により通勤災害として認定する

（2）専門部会・専門医への意見依頼内容及びこれに対する署の見解等

--

1-1 調査結果のまとめ（以下、「業務」を「通勤」と読み替える。）

(1) 発病の有無等

精神障害発病の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	発病時期	平成 26年 7月 下旬 (頃)	自殺 <input type="checkbox"/> 生存 <input checked="" type="checkbox"/>
疾 患 名	軽症うつ病エピソード			
() について主治医の判断の補足が 必要 <input type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/>				

(2) 業務による心理的負荷

特別な出来事の評価	心理的負荷が極度のもの・ 極度の長時間労働			
	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
	出来事の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	恒常的な長時間労働の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	具体的な出来事			
	((重度の) 病気やケガをした) 平均(I · II · III)			
	具体的な内容及び評価 :			
	平成26年7月7日、自宅から事業場まで原付バイクで通勤する途中に停車中のトラックに追突し、搬送先の病院で「外傷性大動脈解離、右横隔膜損傷、右脛骨高原骨折」と診断され、平成26年12月27日まで入院治療を行った。 長期間(約5か月半)の入院を要する重度な怪我をしたものと認められるので、総合評価は「強」と判断する。			
	弱 中 強			
	不明			
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事及び出来事後の評価	(類推の有無 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>)			
	() 平均(I · II · III)			
	具体的な内容及び評価 :			
	弱 中 強			
	不明			
	(類推の有無 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>)			
	() 平均(I · II · III)			
	具体的な内容及び評価 :			
	弱 中 强			
	不明			
	(類推の有無 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>)			

労働時間の状況 (時間外労働 時間数)	発病前1か月 時間	発病前2か月 時間	発病前3か月 時間	発病前4か月 時間	発病前5か月 時間	発病前6か月 時間
複数の出来事の 全体評価						
総合評価	① 強	② 中	③ 弱	④ 強か否か不明	⑤ 中か弱か不明	

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものではないと考えられる <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものと考えられる		
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価	具 体 的 出 来 事	I	II III
	(類推の有無 有・無)	I	II III
			(類推の有無 有・無)
個体側要因の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものではないと考えられる <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりで顕著なものと考えられる		
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	既往歴	なし	
	アルコール等依存状況	なし	
	その他	なし	

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に関する精神科等の医療機関の受診状況	医療機関名		受診期間				病名	
	初診	[労働市民病院]	[H26年]	8月～	年	月]	[慢性うつ病エピソード]	[]
	[]	[]	年	月～	年	月]	[]	[]
	[]	[]	年	月～	年	月]	[]	[]
[]	[]	年	月～	年	月]	[]	[]	[]
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果				資料No.	
H26年 7月～ 12月	<p>平成26年7月7日の交通事故により入院することになったが、怪我の程度はひどく、また、治療には相当期間を要することが見込まれたこともあり、治療やリハビリの過程で悲観的になることが次第に増えていき、非常に辛かった。</p> <p>食欲減退、表情喪失、悲観的な感情の持続といった状況から、精神科への受診を勧められ、平成26年8月初めに労働市民病院の精神科を受診したところ、うつ病と診断され、投薬治療を開始した。（申立書）</p>	○	<p>平成26年8月1日、部屋を訪問した際、（勤生さんが）泣いていた。声をかけると泣き止んだが、その場を去るとまた泣き出していた。（労働市民病院看護記録）</p> <p>平成26年8月4日、精神科を受診し、うつ病と診断される。</p> <p>その後、平成26年8月10日の整形外科の受診においては、「死にたい」、「自分が嫌になった」、「周囲に迷惑をかけている」、「死んだほうがましだと思う」などと口にしていた。（労働市民病院精神科 診療録）</p>				○	

3 通勤による心理的負荷の有無及びその内容

出来事:		(重度の) 病気やケガをした		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H26年 7月～ 12月	平成26年7月7日、自宅から事業場まで原付バイクで通勤する途中に停車中のトラックに追突し、搬送先の病院で「外傷性大動脈解離、右横隔膜損傷、右脛骨高原骨折」と診断され、平成26年12月27日まで入院治療を行った。(療取書)	○	<p>右横隔膜破裂、右脛骨高原骨折で呼吸状態が悪いため、右横隔膜に対して緊急手術を施行。挿管人工呼吸管理となり、ICU入院。</p> <p>CT画像で外傷性大動脈解離が認められた。右腎動脈と左右腸骨動脈が虚血になり、腎不全が進行した。</p> <p>平成26年7月13日、人工呼吸器離脱</p> <p>平成26年8月1日、右脛骨高原骨折に対して観血的整復固定術を施行</p> <p>平成26年8月10日、リハビリテーション開始</p> <p>平成26年12月27日、退院 (労働市民病院 診療録)</p>	○
認定事実				
<p>平成26年7月7日、自宅から事業場まで原付バイクで通勤する途中に停車中のトラックに追突し、労働市民病院に救急搬送された。</p> <p>労働市民病院では「外傷性大動脈解離、右横隔膜損傷、右脛骨高原骨折」と診断され、搬送当日は、右横隔膜損傷に対し緊急手術が施行された。勤生は人工呼吸管理とされ、平成26年12月27日まで入院治療を行っており、長期間(約5か月半)の入院を要する重度な怪我をしたものと認められる。</p>				

4-1 通勤以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事 :		なし		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
認定事実 :				

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有 · 無)
上記が有の場合その内容 :

5-1 主治医・産業医等の意見

主治医の意見書 〔有・無〕	<p>(概要)</p> <p>(労働市民病院 広島医師の意見書)</p> <p>1 初診日は平成26年8月4日</p> <p>2 平成26年7月7日、交通外傷のため当院へ入院。入院中に抑うつ気分、希死念慮が出現したため、併診となる。</p> <p>3 自分で思っていた以上に怪我が重くてショックを受けたとのことで、抑うつ気分、罪業念慮、希死念慮、不眠、食欲低下を認めた。また、本症例においては、交通外傷以前には精神疾患の既往がなく、交通外傷後の入院中に「死にたい」、「自分が嫌になった」、「周囲に迷惑をかけている」、「死んだほうがましだと思う」といった本人の発言がみられ、交通外傷を機に精神障害を発病したものと考えられた。</p> <p>4 疾患名：軽症うつ病エピソード 診断根拠：上記3の症状が入院中持続していたため。</p> <p>5 発病時期：平成26年7月下旬頃</p> <p>6 入院中から薬物療法を開始。</p> <p>8 精神障害の既往歴は認められない。</p> <p>9 当院以外の医療機関の受診はない。</p> <p>10 聴取に当たっての留意事項は特になし。</p>	資料No.
産業医意見書 〔有・無〕	(概要)	
専門医意見書 (請求人提出) 〔有・無〕	(概要)	

6 就業条件等一般的事項

学歴	最終学歴 [中学校 <高等学校> 大学・大学院・その他()] 平成元年 3月 卒業		資料No.
職歴 直近のものから記載すること。	<p>事業場名</p> <p>[ケアハウス補償] [H20年 4月 1日～ 年 月 日] [介護スタッフ] ○</p> <p>[管理産業㈱] [H10年 6月 1日～ H19年 12月 31日] [営業]</p> <p>[場レストランズ㈱] [H2年 6月 1日～ H10年 5月 31日] [調理]</p>		
現在の事業場に履入後の配属先 直近のものから記載すること。	<p>配属先</p> <p>[] [年 月 日～ 年 月 日] []</p> <p>[] [年 月 日～ 年 月 日] []</p> <p>[] [年 月 日～ 年 月 日] []</p> <p>[] [年 月 日～ 年 月 日] []</p>		
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 当該労働者について記載すること。	<p>所定始業時刻 : 11時 0分</p> <p>所定終業時刻 : 21時 0分</p> <p>所定休憩時刻 : 時 分～ 時 0分</p> <p>所定休日 : ①週休1日制 ②週休2日制 ③カレンダー等により指定 ④その他</p> <p>所定労働時間 (1日) 8時間 0分 (1週間) 40時間 0分</p> <p>休日は月8日程度</p> <p>特記事項</p> <p>労働時間制度 : ①1か月単位変形労働時間制 ②1年単位変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤その他</p> <p>特記事項</p> <p>勤務形態 : ①日勤勤務 ②2交代制(日勤・夜勤) ③3交代制 ④その他</p> <p>特記事項</p> <p>雇用形態 : ①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他</p> <p>出退勤の管理の状況 : ①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他</p> <p>特記事項</p> <p>その他特記事項 :</p>		

<p>当該労働者の日常業務 具体的に記載すること。</p>		資料No.
<p>事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ 組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>		
<p>事業場以外における当該労働者との相関図(家族・友人等) 組織図により表すと共に聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<pre> ○ +-- 請求人 +-- 妻 +-- 子 +-- 子 </pre>	